

國運の伸長も亦この人間の協和に基く。長くも 明治大帝は四民平等を宣明し天地の公道を弘布せられ國民の歸趨を明示し給はれた。爾來五十餘年今尙武門政治の餘弊たる因襲的差別觀念は其の跡を絶たず謂はれなき差別が行はれてゐる。

惟ふにこの地上に於て人間としての存在を無視する程悲惨なことはない。人間が人間を冒瀆する程恐しい罪過はない。人間性の掠奪は社會生活の本義に反するのみならず國運の伸張を妨げ社會の進展を阻害する。

今や内外の情勢は斯の如き罪過、斯の如き觀念の存在を許さない。この故に吾人同志は茲に群馬縣融和會を組織し人間性の復活と過去罪過の懺悔の融和運動を起し人間相愛の大旗の下に協同諸和の實を擧げむとするのである。

人間體に燃ゆる上毛の士よ！ 起て！ 事積年の弊風に起因するとも吾人同志は赤誠を傾注し勇往邁進此の使命を果さんとすてゐる。

同愛有志の士よ、吾人の微意を諒とし本會の趣旨に賛同せられ其の力を致されんことを。

大正十年二月

群馬縣融和會

2 宣言

國家社會の進展は之を構成する各人の協同調和に存す而して各人の協同調和は相互に人格を尊重し各自に責務を遂行するにあり長くも 明治大帝は維新の當初五ヶ條の御誓文中上下心を一に

し官民相一致し舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を昭示し給へり爾來五十餘年上下協力國運の伸張昔日の比に非ずと雖陋習尙其の跡を絶たず、時に同胞間に開き協同調和の實舉らず共存共榮の天理に背くが如き憾みあるは吾に人道上の罪過たるのみならず上は仁慈なる觀慮に背き延て社會の平和を傷ひ國運の進展を阻害するものにして洵に痛嘆措く能はざる所なり今や内外の情勢國民協力一致益々社會の平和國運の伸張を圖り過で世界文化の發達に寄與すべきの秋に當り如此事相を見るは獨り我社會平和の慮患たるのみならず外は列強の間に伍して國家の隆昌を計る所以にあらず宜しく國民の自覺を促し同胞融和の實を擧げざるべからず。

吾人茲に同胞相愛の本義に則り各人相倚り相扶けて益々國家社會の福祉を増進せむことを期す。

大正十五年二月十二日

群馬縣融和會

一、吾人は各種團體と聯絡提携し同胞融和の普及徹底を期す
二、人類の原理に基き因襲的差別觀念の徹底的排除を期す

3 會則

- 第一條 本會ハ群馬縣融和會ト稱ス
第二條 本會ノ事務所ハ群馬縣廳内ニ置ク
第三條 本會ハ人類相愛ノ原理ニ基キ舊來ノ陋習ヲ破リ同胞融和ノ徹底ヲ期スルヲ以テ目的トス
第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
一、同胞融和親善ノ宣傳並ニ因襲的偏見ノ除去

二、融和促進上必要ナル調査研究

三、其他必要ナル事項

- 第五條 本會ノ總旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス
第六條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク
會長 一名 副會長 二名
理事 若干名 評議員 若干名
第七條 會長ハ知事、副會長ハ學務部長及縣會議長ヲ推舉シ評議員ハ會長之ヲ囑託ス
第八條 理事ノ内二名ハ社會課長及社會事業主事ヲ推シ他ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス
第九條 評議員會ニ於テ選舉セラレタル理事及囑託セラレタル評議員ノ任期ハ各二年トス但再選ヲ妨ケス
第十條 補缺ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ殘任期間トス
第十一條 役員ノ任期满了ノ場合ニ於テハ後任者ノ就職スル迄前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス
第十二條 會長ハ理事會評議員會ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
第十三條 理事ハ豫算其ノ他重要會務ヲ審理ス
第十四條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ召集ス
第十五條 評議員會ハ會長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ答申シ會務ノ報告ヲ受ケ理事會及評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス

第三章 融和團體の組織と個別的活動

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 六、八四六圓

歳入 補助金二、八〇〇圓(縣)獎勵金三、〇〇〇圓(國庫)、繰

- 可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル
第十六條 本會ニ顧問ヲ置キ會長之ヲ委囑ス
第十七條 本會ニ幹事主事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス
第十八條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ前年度ニ於ケル會務ノ報告ヲナス
第十九條 本會ハ必要ニ應ジ支部ヲ設クルコトヲ得支部ニ屬スル規則ハ別ニ之ヲ定ム
第二十條 本會ノ經費ハ獎勵金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
第二十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

4 役員

Table with 2 columns: Position and Name. Includes 會長(知事) 金澤 正雄, 副會長(縣會議長) 金澤富三郎, 理事(社會課長) 乾 伊太郎, 幹事 設樂 仁, 書記 繁山作太郎, 囑託講師 石原 秀雄, 同 平原 忠雄, 同 宇津木義祐, 支會 四 會員 一、七四七名

越金八八六圓、雜收入一六〇圓

支出 事務費一、一七〇圓、會議費三九七圓、事業費五、〇五五圓(協議懇談會費四二五圓、講演會費七〇〇圓、映畫利用講演會費二五〇圓、講習會費一、九八〇圓、宣傳費九五〇圓、研究會費一五〇圓、融和團體補助費八〇〇圓)豫備費二四四圓

2 事業計劃

一、協議懇談會(町村單位十ヶ所、乙種學事會區域七ヶ所、警察官協議懇談會十ヶ所、部落側協議懇談會、縣及郡單位三ヶ所)
二、講演會(實業補習學校生徒及青年男女に對する講演會三十ヶ所、女學校生徒に對する講演會十ヶ所、私立裁縫學校生徒に對する講演會十ヶ所、工業従業員に對する講演會二十ヶ所、部落講演會三十ヶ所)
三、映畫利用融和講演會(十五ヶ所)
四、講習會(農村經濟講座三ヶ所、家庭講座三ヶ所、融和一夜講習會五ヶ所、長期向上講座二ヶ所、男女教員融和事業講習會十五ヶ所、中堅青年指導者講習會二ヶ所、中堅女子青年指導者講習會二ヶ所、五、宣傳(雜誌年三回各三千部、融和時報毎月一回各三千部、パンフレット年二回各三千部、第五回國民融和日、ボスター五千枚、リーフレット三萬枚、折紙四萬五千枚、活動寫眞講演會七ヶ所、協議懇談會七ヶ所)
六、研究會三回、七、融和團體補助(郡市町村單位融和團體)

三、昭和六年度施行事業

一、調査研究調査

研究會一回 參會者二〇名 今後の融和促進に關し

二、議會

評議員會總會 一回 參會者 五五〇
理事會 一回 參會者 二〇
關東地方融和事業協議會 一回 參會者 二〇
計 三回 五九〇名
昭和七年度豫算審議各府縣及融和團體

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會
種別 回数 參會者 概況
男女教員融和 一二 七六〇名 郡市單位に開催
事業講習會 一 三二 三泊四日間
夏季林間講習會 一 一八〇
一夜講習會 三 一八〇
家庭講座 二 九七 各二泊三日間、婦人
計 一八回一、〇七九名

2 講演會

種別 回数 參會者 概況
融和講演會 一〇四回二九、〇九五名 一般町村、工場、女學校警察官等
懇談會 七回 參會者二七四名 各種團體長、有志及講習終了者
計 三三七回 參會者二、七〇八名 戸主、青年、婦女

3 映畫會

映畫講演會 三七回 參會者二、七〇八名 戸主、青年、婦女
計 三七回 參會者二、七〇八名

4 文書宣傳

融和時報 一二回 三六、〇〇〇枚 役員及有志に配布
國民融和日 同 同 同

種別 回数 対象 備考
ボスター 市町村役場 三、〇〇〇枚 一般大衆 縣下各町村
リーフレット 同 一〇、〇〇〇 各種團體 市町村役場
同 同 同 役員より配布
同 同 同 戸主、青年、婦女 會出席者に

種別 回数 參會者 概況
中堅青年 一 六〇 一市四郡部落側、二泊三日間
指導講習會 一 二一 三郡内部部落側、二泊三日間
指導講習會 二七 一、三五〇 戸主、青年、男女
計 二九回一、四三一名 (其他懇談會の開催)

種別 回数 対象 備考
中堅青年 一 六〇 一市四郡部落側、二泊三日間
指導講習會 一 二一 三郡内部部落側、二泊三日間
指導講習會 二七 一、三五〇 戸主、青年、男女
計 二九回一、四三一名 (其他懇談會の開催)

種別 回数 対象 備考
中堅青年 一 六〇 一市四郡部落側、二泊三日間
指導講習會 一 二一 三郡内部部落側、二泊三日間
指導講習會 二七 一、三五〇 戸主、青年、男女
計 二九回一、四三一名 (其他懇談會の開催)

種別 回数 対象 備考
中堅青年 一 六〇 一市四郡部落側、二泊三日間
指導講習會 一 二一 三郡内部部落側、二泊三日間
指導講習會 二七 一、三五〇 戸主、青年、男女
計 二九回一、四三一名 (其他懇談會の開催)

種別 回数 対象 備考
中堅青年 一 六〇 一市四郡部落側、二泊三日間
指導講習會 一 二一 三郡内部部落側、二泊三日間
指導講習會 二七 一、三五〇 戸主、青年、男女
計 二九回一、四三一名 (其他懇談會の開催)

種別 回数 対象 備考
中堅青年 一 六〇 一市四郡部落側、二泊三日間
指導講習會 一 二一 三郡内部部落側、二泊三日間
指導講習會 二七 一、三五〇 戸主、青年、男女
計 二九回一、四三一名 (其他懇談會の開催)

組 織 内 容 運動概況
1 青年融和運動
多野解放青年同盟 内部青年を中心とする郡單位
群馬青年修養園 同
西毛解放聯盟 同、碓氷、北甘樂二郡合同
佐波青年會 縣融和會主催農村經濟講座
修了生組織、郡單位
同 融和促進上適切なる各種の事業

10、他團體との連絡提携に關する事項
聯絡團體名 聯絡事項 概況
多野解放青年聯盟 講習會、講演會、懇談會、其他融和促進施設等 成績良好
群馬青年修養園(同)、西毛解放聯盟(同)、佐波青年會(同)
會賀野支部 群馬郡賀野町 代表者須賀保三 六年度事業概況
融和講演會二回、映畫講演會一回、融和日に印刷物配布

四、支部活動狀況
會賀野支部 群馬郡賀野町 代表者須賀保三
六年度事業概況
融和講演會二回、映畫講演會一回、融和日に印刷物配布

八 千葉縣社會事業協會融和部

大正十五年二月本會設立の計畫を立て同年六月十八日發起人會を開催資金募集に着手、九月廿六日創立總會並發會式舉行、同日千葉縣振更會總會を開催し同會を本會に併合の件を

議し同會基金貳萬五千八百四圓八十錢及備品全部を本會に歸屬せしめ現在基本金十一萬七千七百餘圓に達す。而して昭和五年四月融和部を本會に設置し融和促進事業を實施するに至る。

一、要 覽

1 綱 領

縣下社會事業の聯絡提携を圖り時勢に順應する社會事業を調査研究し斯業の改良發達を期するを目的とす。

2 會 則

第一章 名稱及事務所

第一條 本會ハ千葉縣社會事業協會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ千葉縣廳學務部社會課内ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ縣下社會事業ト聯絡提携ヲ圖リ時勢ニ順應スル社會事業ヲ調査研究シ斯業ノ改良發達ヲ期スルヲ目的トス
前項ノ目的ヲ達成スルヲ本會自ラ事業ノ施設經營ニ當ルコトアルベシ

第三章 會 員

第四條 本會ノ會員ハ本縣内ニアル社會事業團體及本會ノ趣旨ニ賛同シタル者ニシテ左ニ該當スル者ヲ以テ組織ス

贊助會員 金拾圓未満ヲ贈出シタル者

正會員 金拾圓以上贈出シタル者

特別會員 金拾圓以上ヲ贈出シタル者
名譽會員 一、金百圓以上ヲ贈出シタル者

二、本會ニ功勞アル者又ハ學識經驗アル者ニシテ特ニ評議員會ニ於テ推薦シタル者

第四章 役 員

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

役員ハ名譽職トシ其ノ任期ヲ二箇年トス 但シ重任ヲ妨ケス

一、會 長 一名 千葉縣知事ノ職ニアル者ヲ推薦ス

二、副會長 二名 内一名ハ千葉縣學務部長ノ職ニアル者ヲ推シ一名ハ評議員會ニ於テ推薦シ共ニ會長之ヲ委囑ス

三、幹事長 一名 千葉縣社會課長ノ職ニアル者ニ會長之ヲ委囑ス

四、幹 事 若干名 會長之ヲ委囑ス

五、評議員 若干名 總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス

第六條 役員ノ任期左ノ如シ

一、會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

會長ハ總會及評議員會ヲ召集ス

會長ハ總會及評議員會ニ議案ヲ提出シ其ノ議決ヲ施行ス

二、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會長ノ定メタル順位ニヨリ之ヲ代理ス

三、幹事長ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ處理ス

四、幹事ハ幹事長ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス

五、評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ重要ナル事項ヲ審議ス

第七條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ會長之ヲ委囑ス

顧問ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ意見ヲ述フルコトヲ得

第八條 會長ハ會務ノ必要ニ應ジ書記若干名ヲ置クコトヲ得

書記ハ幹事長及幹事ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

第五章 會 議

第九條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ左ノ事項ヲ行フモノトス 但シ必要アル場合ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

一、前年度中ノ事業及會計報告

二、議 事

三、本則ノ定ムル所ニ依ル選舉

第十條 評議員會ハ毎年一回通常會ヲ開キ臨時會ハ必要ノ都度之ヲ開ク

評議員會ニ於テ行フヘキ重ナル事項左ノ如シ

一、副會長ノ選舉顧問及名譽會員ノ推薦

二、豫算ノ議決及決算ノ認定

三、其他重要ナル事項

第十一條 會長ハ書面ヲ以テ評議員ノ意見ヲ徵シ評議員會ノ議決ニ代フルコトヲ得

第十二條 會議ノ議長ハ會長之ニ當リ議事ハ總テ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル

第六章 會 計

第十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一

日ニ終ル

第七章 支 部

第十四條 本會ノ資金ハ左記ヨリナル

一、本會ノ基本金及其利子

二、會員ノ贈金

三、補助金及寄附金

四、其ノ他ノ支入

第十五條 本會ノ經費ハ資産(但シ基本金ヲ除ク)ヲ以テ之ヲ支辨ス 但シ止ムヲ得サル場合ハ總會ノ議決ヲ經テ基本金ヨリ支出スルコトヲ得

第十六條 本會ノ資産ハ評議員會ノ承認ヲ經テ確實ナル銀行又ハ郵便官署ニ預入シ若ハ確實ナル有價證券ヲ購入シ會長之ヲ管理ス

第八章 附 則

第十七條 本會ハ必要ニ應ジ支部ヲ置クコトヲ得

第十八條 本會々則ノ施行ニ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第十九條 本會則ハ總會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之ヲ改廢スルコトヲ得ス

第二十條 千葉縣振更會基金ノ寄附者ハ本會則第四條ニ準シ本會々員トス

3 役 員

會 長 岡 田 文 秀 副會長 留 岡 幸 男

第三章 融和團體の組織と個別的活動

幹事長 廣橋 眞光 幹事 安田 龜一
 幹事 小林 哲一郎 評議員 二四名
 書記 増田 正直 書記 橋本 貞雄
 顧問 七名

4 支會及會員數

支會數ナシ、會員 三、八六二名(名譽會員二六名、特別會員元名)
 (正會員三、二七名、贊助會員一、三二名)

二、昭和七年年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 一、四六〇圓

歳入 繰入金五〇〇圓、補助金八〇〇圓(國庫五〇〇圓、中央融和事業協會三〇〇圓)、寄附金一〇〇圓、繰越金一五〇圓

歳出 事務費二五〇圓、事業費一、一六〇圓(講話宣傳費二六〇圓「講話費一八〇圓、懇談會費五〇圓、宣傳費三〇圓」) 授産獎勵費四五〇圓「講習費二五〇圓、販賣幹旋費五〇圓、生業資金貸付金一五〇圓」生活相談費五〇圓、負擔金一〇〇圓「全國融和大會負擔金三〇圓、出席者派遣費五〇圓、融和時報負擔金二〇圓」補助費三〇〇圓「教育事業補助一〇〇圓、授産事業補助費五〇圓、福利事業補助一五〇圓」 豫備費五〇圓

2 事業計劃

一、講話(三回) 二、懇談會(五回) 三、宣傳(一回) 四、授産講習(五回) 五、販賣幹旋(一回) 六、生業資金援助(一回) 七、生活相談(二回)

三、昭和六年度進行事業

間に於ても自ら進んで活動するの氣運は大正の末年に於て特に顯著なる傾向を表してゐたが、この傾向は同縣に於ては從來縣下に散在する町村單位の融和團體を一纏にした縣區域の連絡團體設立の聲を高め、遂に昭和二年二月二十日縣主催地方改善事業懇談會席上に於て本會設立の提議があつた。會する者悉く之に賛して設立に關する一切を縣當局へ委任し、當局は直ちに準備を進めて名稱會則を定め各其の位置に就て同年四月一日四十六名に對し協議員を委嘱し、五月十六日最初の協議員會を開き、昭和二年年度豫算及事業方法に就いて審議を了し、茲に愈々活動を開始し寄附金を集め會員を募り國庫栃木縣及中央融和事業協會の補助を得、着々として基礎を固め現在に至つた。

一、要 覽

1 趣 意 書

正義と人道に依り、共存共榮の社會を建設せんとするは、是れ人類の念願であるばかりでなく又使命でなければなりません。君臣一體を經とし同胞相愛を緯とする我が國情にありましては特に此の感を深うせざるを得ません。明治天皇 御親政の初めに當り長くも五ヶ條の御誓文を御下しになり、國政の大綱を御示しにられました。其の二に「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と宣へ給ふたのであります。尋いで明治四年八月二十八日、大政

第三章 融和團體の組織と個別的活動

二、諸會 一回 參會者一〇〇名
 三、普及宣傳に關する施設
 2 講演會
 教化講演會 三回 參會者二、五〇〇名 映畫會併設
 融和懇談會 四回 參會者一二〇名 町村幹部、内部同胞等參會
 4 映畫會(講演會と併設)
 5 國民融和日
 リフレット 一回 一〇、〇〇〇枚 對象一般 縣下官公署及公私小學校配布
 四、内部自覺に關する施設
 印旛郡酒々井町に融和團體昭和會を設置し内部自覺を強調す。

六、産業及經濟に關する施設

種 別	施行事業	事業數	概 況
1	職業輔導 産業講習會	一回	受講者三〇〇名三日間製造
2	産業獎勵助成 販賣幹旋	一	事業費總額六〇〇圓補助費二五〇圓、笠組貸付金額三〇〇圓利率日歩一錢
3	生業資金貸付 粽枙表製造	一	
八	教育其他の獎勵助成		
	學用品補助 交付人員七名 補助費三五圓 獎學金金付		

九 下野昭和會

融和事業の目的達成上唯に行政廳にのみ頼ることなく、民

官布告第六十一號を以て一部國民に對する稱呼を廢し、四民平等の令を發せしめ給ひました。寂慮の深遠なる寔に感激に堪えない次第であります。

爾來、年を關すること五十有餘年、其間文物燦然として輝き、國運の隆昌亦他國に其の比を見ないのであります。然るに國民中未だ舊來の陋習に囚はれ、動もすれば融和親善の美を傷くるの狀態を生ぜんとするは、仁慈なる 寂慮に對し奉り、誠に恐懼に堪えざるのみならず、人道上看過すべからざる痛恨事であればならせぬ。

若し現状を以て推移しましたならば、或は同胞相互間に於ける溝渠は、日に、月に、其の深さを増し、遂に國民の福祉を増進することが出来得ないではないかを、恐るゝものであります。

今上陛下、昭和元年十二月二十八日朝見の御儀に於いて、親しく文武百官を召され長くも 勅語を下し給ひ

汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセント是レ朕カ軫念最モ切ナル所と宣へ給ひました。御聖旨を拜し寔に恐懼に堪えない次第であります。

本縣に於ては、昭和二年一月二十一日懇談會席上融和促進團體設立の件を附議し、滿場の協賛を得まして、下野昭和會を設立した次第であります。

本會は一視同仁の聖旨を奉戴し、同胞の融和促進を圖り、共存共榮の實を擧ぐるを以て、目的とするのであります。即ち同胞相

愛の大義を闡明して、偏狭なる感情、固陋なる思想の打破に努め、賤視の觀念に基く差別待遇の根絶を圖り、以て縣民諸和の實を擧げ、國運の進展に貢獻せんとするのであります。

2 會 則

- 第一條 本會ヲ下野昭和會ト稱ス
- 第二條 本會ノ事務所ハ之ヲ栃木縣社會課内ニ置ク
- 第三條 本會ハ一視同仁ノ聖旨ヲ奉戴シ同胞ノ融和促進ヲ圖リ共存共榮ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ遂行スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、融和促進ニ必要ナル調査研究
 - 二、融和親愛ノ觀念ノ普及並因襲的陋習ノ除去
 - 三、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體トノ聯絡並助成
 - 四、本會ノ目的ニ合致スル教化奨學及救済
 - 五、協議會講演會講習會等ノ開催
 - 六、人事相談、職業紹介斡旋
 - 七、地方改善事業ノ指導奨励
 - 八、其他必要ト認メタル事項
- 第五條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ加入シタル左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 一、賛助會員
 - 賛助會員ハ本會ニ對シ金三十圓以上ヲ寄附シタル者トス

二、普通會員
普通會員ハ本會入會ニ際シ金二圓ヲ提出スルモノトス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長 一名
副會長 一名
理事 若干名
協議員 若干名
相談役 若干名

第七條 會長ハ栃木縣知事ノ職ニ在ル者、副會長ハ栃木縣學務部長ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス

相談役ハ協議員會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ委嘱ス
理事及協議員ハ之ヲ囑託ス

第八條 理事及協議員ノ任期ハ二ケ年トス
但シ再任ヲ妨ケス

補缺ニ依リ選任セラレタル者ハ前任者ノ殘任期間トス

第九條 本會役員ハ任期満了スルモ其後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第十條 會長ハ本會ヲ代表シ會議ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス
理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス
相談役ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ本會ノ事業ニ關シ意見ヲ陳フルコトヲ得

第十一條 本會ハ毎年一回協議員會ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時ニ開會スル事ヲ得
協議員會ニ於テ爲スヘキ事項左ノ如シ

支 會 會 員 三六六名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 六、四二〇圓

- 歳入 入會金一〇〇圓、助成金三、二〇〇圓(内務省二、〇〇〇圓、中央融和事業協會四〇〇圓、縣八〇〇圓)、寄附金一〇〇圓、基金戻入四〇〇圓、雜收入六〇圓、繰越金二、五六〇圓
- 歳出 事務費九三〇圓、會議費一五〇圓、事業費、五、二四〇圓(會報費二〇〇圓、教化宣傳費二、二四〇圓、教育獎勵費八〇〇圓、補習教育費二〇〇圓、産業獎勵費一、〇〇〇圓、懇談會費二〇〇圓)、豫備費一〇〇圓

2 事業計劃

- 一、會報發行(「社會ト人生」共同發行、「融和時報」)
- 二、教化宣傳(青年講習會二ヶ所、活動寫眞十ヶ所、印刷物配布、講演會、講習會(國民融和日前後、其他講師派遣))
- 三、産業獎勵(獎勵金交付、講習會開催)
- 四、育英奨励(補習學校、高等小學校三十二名)
- 五、補習教育(書籍、雜誌類配布)
- 六、補助事業(融和團體事業奨励、改善事業補助)
- 七、懇談會開催(六回)
- 八、視察員派遣(十名以内)

三、昭和六年度施行事業

- 一、協議員會 一同 參會者三三名 六年度豫算及施行計畫に付
- 二、諸 會 議
- 三、普及宣傳に關する施設

第三章 融和團體の組織と個別的活動

- 4 支會及會員數
- 3 役 職 員
 - 會長(知 事) 中井 清 副會長(學務部長) 菊地 角馬
 - 理事(社會課長) 工藤鐵太郎 協議員 (四四名)
 - 主 事 城本 三男 書記 宇梶 時照
 - 書記 萩原 新 同 梶山 幹三
 - 同 秋山 三郎

- 一、相談役ノ推薦
- 二、歳入出費算ヲ定ムルニト
- 三、歳入出決算ヲ認ムルコト
- 四、本會々則ノ改訂ニ關スルコト
- 五、其他會長ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第十二條 協議員ハ其地ニ於ケル融和ノ狀況ヲ調査シ本會事業ノ普及ヲ圖ルモノトス
- 第十三條 協議員會ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スルコトニ依ル
- 第十四條 本會ニ事務執行ノ爲メ主事又ハ書記ヲ置キ會長之レヲ任免ス
- 第十五條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 - 一、提出金、補助金及寄附金
 - 二、其他ノ收入
- 第十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

- 3 懇談會 融和事業關係者座談會 一回 參會者三三名 體驗意見等に付
- 5 文書宣傳 種別 回数 數量 對象 備考
 社會と人生 一二 四、八〇〇 各會員 縣社會事業協會と協同印刷 毎月中
 融和時報 一二 四、八〇〇 同 中央融和協會と合同
- 6 國民融和日 文書宣傳 一回 縣下各融和團體に配布 適當なる施設を行はるゝ様依頼
- 六、産業及經濟に關する施設
- 種別 施行事業 事業數 概況
 2 産業獎勵助成 講習會、組合、生産 八 事業費總額一八四
 器具購入、栽培 八 補助費三五七圓
 八、教育其他の獎勵助成 教育獎勵 交付人員三一名 補助費五六五圓 補習學校、高等小學校在學者 一一、其他
- 書籍配布 各融和團體宛 「青年カード」「日常生活の合理化」「現代に於ける我國農村事情と其の對策」

一〇 大和同志會

本會は大正元年八月左記の趣意をもつて創立され、民間的團體として奈良縣下を活動區域とし融和促進に盡して來た古い歴史を有する融和團體である。後、事務所を奈良縣廳内に移し淺田好太郎氏を會長に推して副會長の吉川吉治郎氏中心となり、引きつづき活動を續けてゐる。

一、要 覽

1 趣 意 書

近頃は人の心も非常に亂れて色々な問題を提げて騒ぎ廻り稍もするとトンデモなき事を惹き起しますのは誠に國家に取りて害心に堪へない次第であります依て本會は最も剛健と實實とを旨とし輕佻流弊を戒め皇室中心主義を以て餘り急に走らず又は緩に失せず中正を以て精神振作に努め改惡遷善に力を致し忠良なる民風を振興し鴻大の聖恩に感謝致したのであります。然るに封建時代に於ける階級制度の陋習の今尙社會の一部に存在するのは昭和聖代の一大痛恨事であります之れ亦に正義人道に背き社會の全一的發達を妨ぐる計りでなく國家の將來に對し甚だ面白からざる現象であります。故に徹底的融和を計らねばなりません其の融和を體現するのは萬物同根四海兄弟の眞意を了得し互に理解と同情とを以て兄弟誼に關ぐの醜態を根絶し差別的觀念を去り各自に反省自覺し人間美を發揮せねばなりません 明治天皇の御製に「罪あらば我を咎めよ天つの神民は我が身のうみし子なれば」と誠に畏れ多い事であります國民の一人一人の責任を上御一人に背負ふて下さるゝ御仁慈の大御心であります此の大御心を奉戴すれば世の中と自分とを別々に見ないようになり一人の事件は其人一人の問題でなくして共同生活をして居るお互全體の責任でありますソコで一人でも苦んで居るものが共に同情し助け合ふて行く處に人間美が現はれるのであります。故に本會は官民の後援と理解を得て舊來の陋習を一掃し一視同仁の人間美を實現し大に文化の進運に伴

ひ國運の發展を企圖し以て聖恩の萬一に報謝いたしたいのであります。庶幾くば同胞諸君精神振作に誠意ある諸賢は本會微意ある處を諒し以て理想を實現し社會の安寧維持に賛同助力せられん事を希望いたします。

2 主義方針

主義 皇室中心主義を以て善良なる民風を作興する。
 方針 漸進的に地方の改善に努力する。
 目的 官民の後援と理解を得て親しい融和を體現する。

我々の叫び

國家の隆昌を計り社會の圓滿なる發達を促すには必ずや社會構成の各成分を全一的に進展せしめねばならぬ。
 吾人帝國に生を享けたるもの同じくこれ 陛下の赤子にして等しく是れ同胞である、然るに社會的因襲により胚胎せる醜惡なる差別觀念は今尙除かれず相愛すべき同胞をして惹ぐまればざる境遇になかじめ冷然なる人生を懸望せしめつつあり、これ實に國を念ひ人を愛するものゝ看過すべからざる大問題ではないか。
 人間が人間を胃潰すことは悲しむべき社會的罪惡であり崇高なる人間の心靈を傷くる恐しき荆棘である、此の醜態すべき社會的罪惡を淨化して相愛すべき同胞が燦然として輝く榮光に法悦すべき愛に満てる國家社會を實にせしめねばならぬ、これは國民全體の重大なる責務である。
 此の社會的病根を絶つには人間禮讓を基調とする宗教的信念により不合理なる荆棘を刈り取り以て相倚り相扶けて淨化せる社會

第三章 融和團體の組織と個別的活動

3 會 則

- 生活を楽しむにあり。
 醒めよ。國民國史をして光あらしめよ 陛下の赤子よ。
- 第一條 本會ハ日本臣民タルノ大義ニ則リ舊來ノ陋習タル感情ヲ除去シ融和ノ體現ヲ目的トス
- 第二條 本會ハ大和同志會ト稱シ事務所ヲ奈良縣廳内ニ置ク
- 第三條 本會々員ヲ左ノ四種トス
- 一、正會員ハ本縣在住者ニシテ本會ノ趣旨ニ賛同シ入會ノ手續ヲ了シタル者
- 二、特別會員ハ縣郡市町村ノ官公吏並ニ教育者宗教家及其他官公職ニ在ル者ニシテ本會ノ趣旨ニ賛同シ入會シタル者
- 三、名譽會員ハ奈良縣在住ノ名望家徳望家ニシテ本會ノ推薦ニ依ル者
- 四、贊助會員ハ奈良縣在住者ニシテ既ニ本會ノ趣旨ニ賛同セル名望家徳望家ニシテ本會ノ推薦ニ依ル者 但シ他ノ會員ニシテ贊助會員タルコトヲ得
- 第四條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
- 一、地方改善ノ施設並ニ融和促進
- 二、講習會講演會談話會懇談會ノ開催
- 三、機關雜誌ノ發行並ニ印刷物ノ宣傳
- 四、職業ノ指導並ニ紹介
- 五、育英事業獎勵
- 六、移住獎勵

七、支部設置並ニ指導獎勵

八、爭議協調和スル處置

九、各種ノ調査研究

一〇、各地融和團體トノ連絡提携

一一、其他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第五條 本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

役員 一、總裁 一名(本縣知事)

二、顧問 若干名(本縣三部長並本會ニ功勞アル者)

三、會長 一名

四、副會長 二名(一名ハ縣社會課長トス)

五、幹事 若干名

六、理事 若干名

職員 一、主事 一名

二、會計 一名

三、書記 若干名

第六條 顧問及正副會長ハ役員會ニ於テ之ヲ推薦ス

第七條 幹事理事主事會計並ニ書記ハ會長之ヲ囑託ス

第八條 總裁及顧問ハ推薦ニ參與ス、會長ハ會務ヲ總理ス、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス副會長ノ代理

職位ハ會長之ヲ定ム、幹事ハ役員會ノ議員トナリ第十五條ノ決議權ヲ有ス、理事ハ本會ノ事業執行ニ參與ス

主事ハ本會ノ事務ヲ處理シ正副會長事故アルトキハ之ヲ代理ス會計ハ會長ノ命ニ從テ會計事務ヲ掌リ書記ハ會長ノ指揮ヲ受ケ

協議シ又ハ調査研究ヲナスベキモノトス

第十七條 支部長會ハ各支部並ニ本部トノ連絡提携ヲ圖ル爲メニ

開催スルモノトス

第十八條 總會ニ報告スベキ事項左ノ如シ

一、會務ノ報告 二、豫算決算ノ報告 三、其他會長ニ於テ必

要ト認ムル事項

第十九條 役員會及總會ハ會報ヲ以テ之ヲ告示ス

第二十條 會議ハ役員半数以上出席スルニアラザレバ決議スルコ

トヲ得ズ

但シ定刻一時間後迄ニ出席者定數ニ滿タザルト雖モ開會スルコ

トヲ得

第二十一條 役員ノ權限ニ屬スル事項ニシテ緊急ヲ要シ會長ニ於

テ招集スルノ邊ナシト認メタルトキハ會長之ヲ專決處分シ次ノ

會議ニ於テ役員會ノ承認ヲ求ムルモノトス

第二十二條 會長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

第二十三條 會議ハ出席員ノ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルト

キハ議長之ヲ定ム

第二十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三

十一日ヲ以テ終ル

第二十五條 會員ニシテ本會ノ目的ニ違背シ又ハ其ノ體面ヲ汚ス

ト認メタル者ハ除名スルコトアルベシ

第二十六條 事務ノ整理監督ノ爲メ必要ナル規定ハ役員會ノ決議

ヲ經テ會長之ヲ定ム

第三章 融和團體の組織と個別的活動

庶務ニ從事ス

第九條 役員ノ任期ハ三ヶ年トス 但シ再選ヲ妨グス

役員ニ於テ缺員ヲ生ジタルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ

定ム補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十條 本會ノ役員會ハ總會ノ會長トス

但シ主事會計書記ノ報酬ハ會長之ヲ定ム

第十一條 本會ハ春季ニ總會ヲ開ク必要ニ應ジ臨時總會ヲ開クコ

トアルベシ

第十二條 本會ノ役員會ハ年三回、理事會ハ年六回支部長會ハ年

二回開催スルモノトス

但シ必要ニ應ジ會長之ヲ招集スルコトヲ得

第十三條 本會ノ經費ハ贊助會員ノ贈金國庫及縣費ノ交付金並ニ

寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

但シ贊助會員ヨリ基本完成迄當分ノ間一ヶ年金壹圓以上贈金

スルモノトス

第十四條 本會ノ會議ハ左ノ三種類ニ區分ス

一、役員會 二、理事會 三、支部長會

第十五條 役員會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

一、會員ノ設定政廢

二、豫算ノ議決、決算ノ承認

三、經費ノ賦課徵收ニ關スル事項

四、其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十六條 理事會ニ於テ本會ノ事業執行上ニ關スル諸般ノ事項ヲ

第二十七條 本會ハ必要ニ應ジ各郡市町村ニ支部ヲ置ク

附則 本會則ハ昭和五年一月十四日改正シ即日之ヲ施行ス

4 役員

總裁(知事) 久米 成夫 顧問(內務部長) 平 敏孝

顧問(警察部長) 泉 守紀 同(學務部長) 久慈 學

會長 淺田好太郎 副會長(主事) 吉川吉治郎

副會長(社會課長) 松野 貞夫 理事兼幹事 片岡 正雄

理事兼幹事 吉本勝太郎 同 廣田 正敏

同 中岡繁治郎 同 森田大治郎

同 藤井彦五郎 同 松浦勇太郎

同 阪本 清俊 同 高田 寅造

同 中川 義雄 同 中村 駒藏

同 東 清吉 同 山高 顯哲

同(書記) 十楚 培 同(書記) 岸元 勝久

幹事 堀内 竹藏 書記 今西 正夫

外百一名

5 支部及會員數

支部 三一 會員 一三、六〇〇名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 九、一五〇圓

歳入 國庫下附金三、五〇〇圓、縣費下附金三、五〇〇圓、中央

融和事業協會下附金八五〇圓、雜收入三〇〇圓、會員贈金一、〇〇

一八九

○四 歳出 事務所費二、八三五圓、事業費六、一九〇圓(幹事會費一〇〇圓、理事會費五〇圓、支部長費五〇圓、總會費三五〇圓、旅費七〇〇圓、表彰費二〇〇圓、講演會費三五〇圓、講習會費三〇〇圓、座談會費三〇〇圓、青年指導費三〇〇圓、支部指導費四五〇圓、宣傳費一五〇圓、會報費四〇〇圓、調停費三〇圓、産業獎勵費一五〇〇圓、教育獎勵費七〇〇圓、融和週間費一五〇圓、負擔金六〇圓、視察費五〇圓、豫備費一二五圓

特別會計 生業資金豫算 總額 九九六圓

2 事業計劃

一、總會(一回)二、講演會、三、パンフレット、ビラの刊行四會報刊行(融和時報(一回)五、講習會(男女青年講習會)六、幹事會七、調査研究八、表彰九、會議(役員會、理事會、六回)支部長會、座談會、青年運動一二、融和週間實施(一回一週間)一三、優良地視察一四、支部設置一五、産業獎勵助成一六、生業資金融通一七、育英獎勵助成一八、市町村改善事業獎勵一九、市町村融和事業獎勵助成二〇、内外移住移轉獎勵

三、昭和六年度施行事業

一、調査研究調査
種別 回数 回数 多會者 概況
融和事業調査視察 一四 縣内及他府縣二八ヶ所
町村衛生主任並眼疾治療所助手研究會 一 七〇 トラホーム治療所業務

二、講習會
種別 回数 多會者 概況
總會 一 五八〇 表彰、議事、講演、琵琶
役員會 七 一一六 理事、幹事、支部長會
計 八回 六九六名

三、普及宣傳に關する施設
1 講習會
婦人融和事業講習會 一五回 八〇七名 二日間、科目、婦人の自覺融和問題、家事割烹
融和問題講演會 五七回 四三、七〇〇名 琵琶映畫併用

2 講演會
種別 回数 多會者 概況
座談會 四九 一、三三二 融和促進、自覺向上、産業指導獎勵事業等
懇談會 五 一八四 融和問題の研究
計 五四回 一、五六六名

4 講師派遣
講演會講習會 三二回 縣内及他府縣 各種團體

5 文書宣傳
種別 回数 数量 對象 備考
會報發行 一二 三〇〇〇 會員 其他 融和時報大同同志會版毎月三、五〇部
パンフレット 二 六、二〇〇 教育者縣民有志 「融和問題重大性」再版其他三種

宣傳ビラ 一 四〇、〇〇〇 諸會合の會衆 標語入、宣傳文書、融和促進歌
宣傳ポスター 一 二、〇〇〇 諸官署學校 標語入
計 五回 七八、二〇〇

7 國民融和日
種別 回数又は場所 數量 對象 備考
宣傳ビラ 二 二、二〇〇 各校生徒を各々通し縣下各家體、及各町團體、五ヶ條の御誓文の趣旨

宣傳ポスター 一 五、〇〇〇 諸官公署學校 標語入二種
調示並講話 三六九ヶ所 長官より職員に對し調示縣各中小學校長より講話
新聞宣傳 七種 縣民一般 融和日の趣旨徹底
他團體協議會 一 縣下教化團體 融和週間實施に關する件協議會、講話、講演を以て普及に努む

街頭宣傳 四二ヶ所 主要市町村 青年融和會員、支部會員等三隊にて融和日宣傳に努む
記念講演會 八 來會者延人員六、三〇 映畫並琵琶應用
街頭宣傳用ビラ 三〇、〇〇〇 一般 標語入融和日趣旨

第三章 融和團體の組織と個別的活動

計 一七七、〇〇〇
四、内部自覺に關する施設
種別 回数 回数其他 概況
男女青年自覺向上修養會の獎勵と指導 七六ヶ所
自覺向上融和促進座 四八所、三八二名 融和促進、自覺向上、産業指導施設事業獎勵

五、差別事象及事件の對策
種別 對象 策 結果
文書關係四差別言辭一五 警察署長、町村長等幹事徹底的理解を促す 御眞影前謝罪全部會開他 解決
社交關係一、學校關係二 理解を促す 會開他 解決

六、産業及經濟に關する施設
種別 施行事業 事業數 概況
1 職業輔導 産業指導講習會 三ヶ村 事業費總額一〇四一圓 棕相表製作
3 生業資金貸付 農、行商、理髮業、牛馬車、古物商 一一 貸付金 四、〇〇〇圓 利率三分
4 其他 産業獎勵座談會 四 參會者一三〇名、一般産業に付
協議會 二 參會者二一
産業經濟施設 二六 縣内五一ヶ所

七、青少年及婦人融和運動
1 青年融和運動
組 織 内 容 運動概況
男女青年融和會 町村單位團體一ヶ所 毎月講和會、座談會、隔月村大會、映畫會、融和日運動

第三編 融和運動

男子青年修養會 青年の修養と同胞融和の完成四〇ヶ所 修養會、講和會、講習會、視察旅行

2 婦人融和運動

女子青年修養會 婦人の修養と同胞融和の完成三六ヶ所 同右、其他敬老會、婦人會母の會等

3 兒童融和教育

教育關係者座談會 二五ヶ所 教育者、同關係者、町村長、方面委員等會同

兒童融和教育教案 教案作製調査研究中

調査研究

資料配布 二、〇〇〇部 「融和問題と教育方面」を小學校職員に

八、教育其他の獎勵助成

教育獎勵 交付人員補助費 高等小學校及補習學校育英生一人に付一〇圓乃至二五圓の範圍を以て助成金交付、其他國費中等學校以上の育英生の斡旋

九、功勞者表彰

山本市太郎 他十名一團體 表彰者 大和同志會長

十、他團體との聯絡提携に關する事項

近畿二府五縣及各團體 聯絡事項、事業遂行上の協議會等 係員出席一二回

十一、其他

斡旋(職業紹介一七人、移轉三件、移住五件)△地方改善施設獎勵八ヶ所

△支部事業指導派遣六二回

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	六年度事業概況
大正村支部	南葛城郡大正村役場内	西川 茂史	講演、講習其他、部事業標準
西松本支部	同郡大正村西松本	中川 範司	
鎌田支部	同郡大正村鎌田	島田甚太郎	
宇太村支部	宇陀郡宇太村役場内	伊達市太郎	
室支部	南葛城郡秋津村室	中川 義雄	
栗阪支部	同郡葛城村栗阪	南村大治郎	
柏原支部	同郡柏原	阪本 清俊	
大淀町支部	吉野郡大淀町下淵	東 清吉	
中龍門支部	同郡中龍門村役場内	辻 好太郎	
野原町支部	宇智郡野原町	山高 顯哲	
三本松村支部	宇陀郡三本松村大野	木下房治郎	
神戸村支部	宇陀郡神戸村役場内	西本菊太郎	
岩崎支部	同郡宇太村岩崎	掛田信太郎	
山内支部	北葛城郡高田町山内	米田 信頼	
陵西村支部	同郡陵西村役場内	河村 周造	
上牧村支部	同郡上牧村役場内	黒松 伊平	
立野支部	生駒郡三郷村下之庄	眞榮 惣吉	
安堵支部	同郡安堵村東安堵	西岡清太郎	
西田中支部	同郡片桐村西田中	北谷 仙造	

支 部	添上郡辰市村	藤本 眞嶺	同
八條支部	同郡大安寺村八條	山村庄一郎	同
古市支部	同郡東市村古市	中川龜太郎	同
東之阪支部	奈良市東之阪町	伊藤彌之吉	同
西阪支部	同西阪町	林 春吉	同
嘉幡支部	山邊郡二階堂村嘉幡	吉中 未一	同
御野支部	同郡丹波市町御野	澤井 力松	同
石上支部	同郡同町石上	松本玉治郎	同
磯城支部	磯城郡香久山村役場内	橋清右衛門	同
初瀬支部	同郡初瀬町役場内	山中 善藏	同
川西村支部	同郡川西村下永	福井 駒藏	同
川東村支部	同郡川東村役場内	水原 民藏	同

一一 三重縣社會事業協會 融和部

三重縣社會事業協會は大正十二年四月、三重縣下の感化救濟其他の社會事業相互間並に社會事業家と、一般社會との聯絡を圖り、且つ其健全なる發達を期する目的のもとに創立せられたものであるが、同會では別記の如く十二年十二月より融和部を特設して縣下の融和問題解決に努めてゐる。

一、要 覽

1 會 則

第三章 融和團體の組織と個別的活動

- 第一條 本會ハ三重縣社會事業協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ三重縣學務部社會課内ニ置ク
- 第三條 本會ハ三重縣内ニ於ケル感化救濟其他ノ社會事業相互並ニ社會事業ト一般社會トノ聯絡ヲ圖リ且其ノ健全ナル發達ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、毎年數回懇談會ヲ開クコト
 - 二、社會事業ニ關スル講演會ヲ開催スルコト
 - 三、社會事業ト篤志家トノ聯絡ヲ圖ルコト
 - 四、社會事業ヲ指導誘掖シ且ツ其ノ經營方法ヲ幫助スルコト
 - 五、社會事業ニ關スル行政ヲ製贊スルコト
 - 六、其他役員會ノ議決ニ依リ必要ト認メタル事項
- 第五條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ前年度中ノ事務及會計ニ關スル報告ヲ爲シ其他必要ナル事項ヲ議決ス
- 第六條 本會ハ會員ヲ分テ特別會員及普通會員ノ二種トス特別會員ハ本會ニ功勞アル者及學識名望アル者又ハ特別出資其ノ他ノ方法ニ依リ本會ノ事業ヲ援助スル者ノ中ニ就キ役員會ノ議決ヲ經テ推薦ス
- 第七條 本會ハ會員ハ會費トシテ毎年五圓ヲ納ムルモノトス
- シ感化救濟其他社會事業ニ關スル團體ニシテ本會ノ會員タラム下欲スル者ハ其ノ團體ノ名稱及所在地ヲ記シ代表者ノ名ヲ以テ届出ツヘシ會員ノ住所氏名又ハ團體ノ名稱所在地若ハ代表者ニ

異動ヲ生シタルトキハ其ノ旨申出ツヘシ
總會セムトスルトキハ其ノ旨届出ツヘシ
第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
 - 二、副會長 一名
 - 三、理事 五名
- 理事中常務理事一名ヲ置ク
會長副會長及理事ヲ以テ役員會ヲ組織ス
役員會ニ於テハ豫算決算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス
役員會ノ議長ハ會長之ニ當リ其ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ
決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第九條 會長ニハ三重縣知事ヲ推舉ス
副會長ニハ三重縣學務部長ヲ推舉ス
理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス
常務理事ハ理事ノ互選ニ依ル

第十條 選舉ニ依ル役員ノ任期ハ二年トス
役員中ニ缺員ヲ生シ補缺ノ必要アルトキハ補缺選舉ヲ行フ
補缺員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス役員ハ任期満了後ト雖モ後任者
ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十一條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス理
事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス
第十二條 本會ニ評議員若干名ヲ置ク

第十三條 評議員ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ囑託ス
評議員中官吏ノ職ニ在ル者ノ任期ハ其ノ在任期間中トス
評議員ハ本會ノ重大ナル事項ニ關シ會長ノ諮問ニ答申スルモノ
トス

第十四條 本會ハ必要ニ應ジ主事ヲ置ク
主事ニハ手當ヲ給スルコトヲ得
主事ハ會長之ヲ任免ス

第十五條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
一、會費
二、補助及寄附ノ金品
三、其ノ他ノ收入

第十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日
ニ終ル

第十七條 本會則ノ施行ニ必要ナル細則ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長
之ヲ定ム

2 融和部規定
會則第四條第六項ニ依リ本會内ニ融和部ヲ設ケ左ノ事業ヲ行フ
一、融和促進ノ實行
二、講演會及講習會ノ開催後助又ハ懇談會ノ開催
三、文書ノ宣傳
四、縣外ノ視察
五、其他地方改善上必要ナル事項

3 役員

會長 廣瀬久忠 副會長 淵上房太郎
常務理事 野島善之助 主事 山下喜三太
主事 岡正雄 囑託 河村數榮
囑託 鈴木信恭 書記 梅澤喜代次

二、昭和七年度豫算並事業計劃

- 1 豫算 總額 五、八〇〇圓
- 歳入 繰越金一〇〇圓、國庫補助金二、三〇〇圓、縣費補助金二、五〇〇圓、中央融和事業協會補助金八〇〇圓、雜收入一〇〇圓、
 - 歳出 事務費一、一〇〇圓、事業費四、三〇〇圓(育英獎勵費六〇〇圓(經濟施設費一、〇〇〇圓、委員會費一〇〇圓、教育研究會費二〇〇圓、宣傳費一、二四〇圓、講習會費五〇〇圓、講演會費一〇〇圓、青年同盟運動費三〇〇圓、指導講座費二〇〇圓、雜費一〇〇圓) 豫備費三六〇圓

2 事業計劃

- 一、育英獎勵(高等小學校五〇名)二、(經濟施設)授産施設事業(經營業講習會一〇ヶ所)三、融和委員會(二回)四、教育研究會(五ヶ所)五、宣傳事業(聖戰毎月一、五〇〇部、融和時報毎月一〇〇部、其他小冊子)六、講習會事業(青年産業講習會一回、女子青年わかばの朋講習會四回)七、講演會(活動寫眞講演會二〇ヶ所、講師派遣五〇回)八、青年同盟運動(支部組織事業助成一〇ヶ所)九、指導講座(二〇ヶ所)一〇、其他の施設事項(特別經濟施設事業「わかばの朋協同組合、鹿の子校授産、伊勢表生産組合)

第三章 融和團體の組織と個別的活動

三、昭和六年度施行事業

二、諸會議
種別 回数 參會者 概況
融和委員會 一 二〇 豫算及事業計畫協議
近畿融和聯盟研究會 一 三〇 經濟事業協議研究

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會 七回 一七〇名
種別 回数 參會者 概況
女子青年講習會 三 一二〇 各地にわかばの朋を結盟す
青年産業講習會 一 四〇 視察見學を兼ね
青年一日講習會 三 三〇〇 青年同盟擴大運動

2 講演會

種別 回数 參會者 概況
啓蒙講演會 一〇 一、一〇〇 一般對照
婦人講話 二七 一、三〇〇 産業講習併設
補習學校講座 一二 三六〇 河藏郡飯南村
融和日宣傳講演 三〇 二、五〇〇 縣下各地一齊舉行
計 七九回 五、二六〇名

3 懇談會
種別 回数 參會者 概況
青年同盟座談研究會 一〇 一三〇 支部發會式及研究會

わかばの朋誼談會

四 八〇 座談的懇談會
計 一四回 二一〇名

4 映畫會

活動寫真利用講演會 三三回 二六、四〇〇名 縣下各地

5 文書宣傳

種別 同數 數量 對象 備考
聖職頒布 八三、〇〇〇 一般智識階級 毎月一、五〇〇部
融和時報同 一二、二〇〇 同 毎月 一〇〇部
計 二〇回 一三、〇〇部

6 國民融和日

種別 同數 數量 對象 備考
講演會 二ヶ所 二、五〇 津市 青年同盟及地元市
市町村講演 〇名 四日市市 共催
會講師派遣 三ヶ所 五〇〇 飯南郡
自衛軍宣傳 一郡 三八ヶ町 一志郡 青年同盟主催
自轉車行脚 一郡 村巡回 員辨郡 同上、學校役場訪
問ピラ頒布

印刷物宣傳

聖職一〇〇、〇〇〇部、ピラ二〇、〇〇〇枚、千社札二〇〇〇〇枚、パンフレット七、〇〇〇部、ポスター三、〇〇〇枚

文書通達

學務部長より通達指示 計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

計 三、〇〇〇名 一五〇、〇〇〇部

第三章 融和團體の組織と個別的活動

2 會 則

本會は凡に縣下に於ける少數同胞部落の融和改善に關する事業に従事し來れるが愈々融和事業の重大性を帯ぶるに至るや縣下に融和團體の必要を認め大正十五年六月縣下碧海郡大濱町に於て融和事業講習會を開催したるを動機として本會に融和部を設け融和事業の調査研究をなすと共に差別問題の解決融和の促進其の他必要なる事業を遂行し以て融和の實現を期せむとす。

1 趣意書

愛知縣では大正十五年七月一日同縣社會事業協會内に融和部を設置し、同年六月縣下大濱町に於て開催された講習會出席者約五十名を以て會員とし、爾來本事業に賛同する者を會員に加へ、漸時發展に向つてゐる。

融和部

一二 愛知縣社會事業協會

十、他團體との連絡提携する事項

聯絡團體名 聯絡事項 概 況
近 畿 融 和 聯 盟 共同運動 研究会開催、運動方針の統一共同
三重縣教化團體聯合會 縣下教化團體と 文書宣傳 共同線を張る

第一章 總 則

第一條 本會ハ財團法人愛知縣社會事業協會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ名古屋市中區新榮町愛知縣廳内ニ置ク

第三條 本會ハ社會事業ノ調査研究並經營ヲ爲スト共ニ愛知縣ニ於ケル社會事業ノ聯絡統一ヲ圖リ其ノ改良發達ヲ促進スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、社會事業ノ研究會ヲ開催スル事

二、講演會講習會ヲ開催スル事

三、機關雜誌其ノ他必要ナル印刷物ヲ發行スルコト

四、社會事業ニ功績アルモノヲ表彰スルコト

五、社會事業従業員ノ慰安ヲ圖ルコト

六、必要ナル社會事業ヲ直營スルコト

七、社會事業ニ關スル行政ヲ翼賛スルコト

八、其ノ他理事會ニテ必要ト認メタルコト

第二章 資産及會計

第五條 本會ノ資産ハ基金及通常財産ノ二種トス

基金ハ左記資産並將來受クヘキ寄附金其ノ他ニシテ基金ニ編入スヘキ財産トス

一、金一萬九千九百五十四圓六十一錢 現金

一、額面金一千圓四分利付國庫債券 基金ノ元本ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

基金以外ノ資産ハ總テ通常財産トス

第六條 本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

一、會計年度ハ毎年四月一日ヨリ三月三十一日ニシテ之ヲ行フ

二、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

三、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

四、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

五、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

六、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

七、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

八、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

九、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

十、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

十一、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

十二、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

十三、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

十四、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

十五、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

十六、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

十七、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

十八、本會ノ會計ハ左記ノ如クニシテ之ヲ行フ

第六條 資産ニ關スル現金ハ確實ナル銀行又ハ郵便官署ニ預入レ若ハ國庫證券其ノ他確實ナル有價證券ヲ購入ス

第七條 本會ノ經費ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、通常財産及基金ニヨリ生スル收入

二、補助金又ハ寄附金

三、會費及事業ヨリ生スル收入

四、其ノ他ノ收入

第八條 本會年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條 歳入歳出ノ豫算ハ毎年度開始前理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第十條 歳入歳出決算ハ翌々年度ノ歳入歳出豫算ヲ議スル理事會ニ提出シ承認ヲ經ルモノトス

第三章 會 員

第十一條 本會ノ會員ハ特別會員普通會員名譽會員ノ三種トス會員ニ關スル規定ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第四章 役員及職員

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理事 九名 一、監事 三名

第十三條 理事中會長副會長並常務理事各一名ヲ置ク 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス常務理事ハ常務ヲ掌理ス

第十四條 會長ハ愛知縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス

副會長ハ愛知縣學務部長 常務理事ハ愛知縣社會課長ノ職ニ在ル者ニ之ヲ委嘱ス

第十五條 理事ハ前條ニ依ル者ノ外會長之ヲ囑託ス

第十六條 理事並監事ノ任期ハ三ヶ年トス但第十四條ニ依ル理事ハ此ノ限ニアラス

補缺ニ囑託セラレタル理事監事ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

第十七條 役員ハ任期満了ノ場合ニ於テモ後任者ノ就職スル迄前任者其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條 會長ハ理事會ノ議決ヲ經テ名譽職若ハ有給ノ職員ヲ置クコトヲ得

前項ノ職員ハ會長之ヲ囑託又ハ任免ス

第十九條 理事會ハ臨時會長之ヲ招集ス會長ハ理事會ノ議長トナル會長事故アルトキハ副會長議長トナル會長副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ定メタル順位ニ依リ理事ノ一人議長トナル

第二十條 理事會ハ理事半數以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得但同一事項ニ付招集再回ニ亙ル場合ハ此ノ限ニアラス

第二十一條 理事會ノ會議ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十二條 本會附行爲ノ變更ハ理事三分ノ二以上出席シタル理事會ニ於テ出席理事三分ノ二以上ノ同意ヲ經主務官廳ノ認可ヲ得

得テ之ヲ爲スコトヲ得

3 役員

會長(知事) 遠藤 柳作 副會長(學務部長) 眞崎 長平
理事(庶務課長) 島田 昌福 理事(名古屋市長) 大岩 勇夫
同(縣農會會長) 堀尾 茂助 同(名古屋商工會) 伊藤 大郎
常務理事(社會課長) 石井 政一 融和部長 佐藤 合
主事 小川 百助 書記 阿久津今朝五郎
書記 豊島 貞樹

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 一〇、一五一圓

歳入 雜收入三、四〇〇圓、繰入金三、二〇〇圓、補助金六、五〇〇圓(國庫二、六〇〇圓、縣三三、三〇〇圓、市町村四〇〇圓、中央融和事業協會其他二〇〇圓)寄附金二五〇圓、繰越金一圓
歳出 事務費八二二圓、事業費八、八四六圓(隣保事業費七、五四六圓、融和事業費一、三〇〇圓)獎勵費三〇〇圓、講習會費三五〇圓、講演會費一五〇圓、活動寫眞費一〇〇圓、融和日宣傳費一、〇〇圓、總會費一〇〇圓、協議會費二〇〇圓(管理費四三〇圓、準備費五四圓)

2 事業計劃

一、隣保事業(名古屋市西區平野町△海部郡津島町初日町)二、講習會及講演會(融和事業講習會、一般講習會、巡回講演會)三、活動寫眞班の派遣、四、各種獎勵事業(育英獎勵、生活改善、融

第三章 融和團體の組織と個別的活動

和促進事業獎勵)五、國民融和日宣傳、六、協議會の開催

三、昭和六年度施行事業

一、調査、研究、觀摩

種別 同數 場所及參會者 概況

研究會 五 方面委員、有志者 社會事業一般、融和事業經濟施設等

視察 二 名古屋市内及碧海 不良住宅及改善事業視察

調査 一 那知立町 南部表經濟調査

計 八

二、諸會 同數 參會者 概況

總會 一 部落關係者、社會事業關係者 一、二〇〇名

地方委員會 六 方面委員、地方委員、學校職員等 各地に於る融和事業及改善事業に付

融和事業協議會 四 部落有志、市區町村長 同右計畫意見交換

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會 同數 參會者 概況

講習會 二五回 二八九名 家庭婦人及男女青年團其他

講演會 五回 五〇〇名 融和の總旨普及

懇談會 七回 一七五名 部落内外有力者

4 映畫會

第三編 融和運動

映畫會 一六回 一二、八〇〇名

部落内外一般に宣傳

6 文書宣傳

各部有力者に配付す

融和時報其他 一六回

各部有力者に配付す

7 國民融和日

各部有力者に配付す

種別 回数 場所 数量 對象 備考

講演會 七回 約四、二〇〇 一般民衆

活動寫眞會 七 約七、〇〇〇 同

ポスター配付 一 六、〇〇〇 市町村各團體

リーフレット配付 一 一〇、〇〇〇

文書宣傳 一

旅行列 一 八〇〇名

各市町村宛 縣と共同

海部郡津島町 町内を行列

小學生童

四、内部自覺に關する施設

内部自覺に關しては公會堂、集會所、授産場を利用し、各部落に於て勉めて内部向上に關する事業を實施せしむ可く指導し居り現在事業をなしつつある施設左の如し。

名古屋市西區平野町共存團△海部郡津島町大字津島字河原毛平津島町共存團△南設樂郡千郷村大字稻木稻木集會場△知多郡旭村大字大草字西畑西畑共立團△寶飯郡小坂井町伊奈新町新町公會堂△岡白山公會堂

五、差別事象及事件對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

對策

二〇〇

六、産業及經濟に關する施設

種別 施行事業 事業數 概況

産業保護 自轉車貸與並 三〇臺 魚類其他の行商者に貸與、日拂渡失業救済土木事業貸與立

讓渡貸銀立替

七、青少年及婦人融和運動

3 婦人融和運動

施行事業 事業數 概況

母の會 三ヶ所 託兒所に於て母の會を中心として婦人融和運動及兒童教育をなす

八、教育其の他の獎勵助成

教育獎勵 高等小學校 一三名 補助費 一五二圓

補習學校 一三名

補助費 一五二圓

一三 静岡縣社會事業協會

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

融和部

一、要覽

1 趣意書

今次の大戦は精神界並に物質界に甚大の影響を與へ、今や世界は新なる進展を遂げんとして各種の社會問題相次で湧起し漸く紛糾を重ねんとす。従て是等の問題に對する攻究施設を俟つべきもの少なからずと雖、就中現代社會生活の生み出せる病的現象を攻撃を認めずんばならず。然れども我が國一般の實狀に鑑みるに、之に對する同情援助の實未だ充分ならず、斯の種事業に携はりつゝある志士仁人をして一般社會の協力援助を挾つる機會に乏しく、爲めに往々にして既設事業の進歩改善を圖り、又は焦眉の急に迫らわつゝある新事業を施設し以て社會の缺陷を補正せんとするも之を爲すを得ず、志を抱いて之を空うするが如き事勢からざるは甚だ遺憾とする所なり。されど時代の趨勢は永く斯る狀態に止まらしむべきにあらず。若く社會各方面を通じて共同生活の責務を自覺し、公私協力之が攻究を進め施設を促し、以て社會の健全なる發達に貢獻する所なかるべからず。茲に吾等同志相謀りて本協會を設立し、縣下に於ける社會事業團體相互の聯絡を圖ると共に新業従事者並に社會各方面の人々と相携えて各種の社會問題に對する研究懇談の機會を得んとする所以のもの亦實に如上の目的に外ならず。大方の診察、實くば吾等同志の舉に賛せられ本協會の存立をして眞に意義あらしむるに協力あらん事を。

2 會則

第三章 融和團體の組織と個別的活動

二〇一

感化救済其ノ他社會事業ニ關スル團體ニシテ本會ノ會員タラント欲スル者ハ其ノ團體ノ名稱及所在地ヲ記シ代表者ノ名ヲ以テ申出ツヘシ

會員ノ住所氏名又ハ團體ノ名稱所在地若ハ代表者ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ旨申届ツヘシ

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、會長 一名
二、副會長 二名
三、理事 五名
四、幹事 若干名

理事中ニ常務理事一名ヲ置ク
會長、副會長幹事ヲ以テ役員會ヲ組織ス

第九條 會長ニハ靜岡縣知事ヲ副會長一名ハ靜岡縣學務部長ヲ推舉ス
理事一名ハ靜岡縣社會課長ヲ推舉シ常務理事トス
幹事ハ會長ニ於テ適當ト認ムル者ニ之ヲ委囑ス

第十條 選舉ニ依ル役員ノ任期ハ二年トス
役員中ニ缺員ヲ生シ補缺ノ必要アルトキハ補缺選舉ヲ行フ補缺員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十一條 會長ハ會務ヲ處理シ本會ヲ代理ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ會長ノ指名ニ依ル其ノ一人之ヲ代理ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理シ幹事ハ庶務ニ從事ス

第十二條 本會ハ評議員五十名ヲ置ク
第十三條 評議員ハ半数ハ會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉シ半数ハ會員中ヨリ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ囑託ス

評議員ノ任期ハ二年トス
評議員會ハ豫算決算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス
評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス場合ニ依リテハ會議ニ代フルニ書面ヲ以テ表決ヲ取ルコトヲ得

評議員會ノ議長ハ會長之ニ當リ其ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス可ク同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第十四條 本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得顧問ハ役員會ノ決議ニヨリ會長之ヲ推薦ス

第十五條 本會ハ必要ニ應シ書記ヲ置ク 書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得
書記ハ會長之ヲ任免ス
書記ハ役員ノ指揮ヲ承ケ會務會計ニ從事ス

第十六條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
一、會費
二、補助及寄附ノ金品
三、其ノ他ノ收入

第十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
第十八條 本會則ノ施行ニ必要ナル細則ハ役員會ノ議決ヲ經テ會

長之ヲ定ム

第十九條 本會則ハ評議員會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十條 本協會創立ノ際ニ於ケル評議員ハ會長之ヲ囑託スルモノトス

3 實行委員設置規程

第一條 本會ハ地方改善ノ實ヲ舉クル爲メ必要ト認ムル地域ニ實行委員ヲ設置ス

第二條 實行委員ハ會長之ヲ囑託ス
實行委員ハ名譽職トス

第三條 實行委員ヲ設置スヘキ地域及其員數ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第四條 都市ニ實行委員協議會ヲ開ク
協議會ハ毎年二回之ヲ開キ地方改善ニ關スル諸問題ヲ研究シ又之カ實行上ノ促進ヲ計ルモノトス

第五條 實行委員ノ職務執行上必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム
實行委員職務事項

一、各郡若シクハ數郡聯合シテ一ヶ年少クトモ二回ハ實行委員ノ會合ヲ開キ研究懇談ヲナスコト
但シ期日及場所等ハ其ノ都度本會ヨリ通知スルモノトス

二、同一町村内ノ委員ハ事務所ヲ定メ三月十日マテニ本會長ニ申報アラタシ

三、同一町村内ノ委員ハ常ニ意志ノ疎通ヲ計リ事ニ當リテハ必
第三章 融和團體の組織と個別的活動

4 役員

名譽顧問 關屋貞三郎 會長(知事) 田中廣太郎
副會長(學務部長) 廣田増太郎 同 中田 縣郎
常務理事(社會課長) 高橋 三郎 理事 佐竹 準堂
書記 清水 芳隆 外 三名

5 支會及會員數 支會 無シ 會員 二七九名
二、昭和七年度豫算並事業計劃
1 豫算 總額 五、五五〇圓
歲入 寄附金三〇〇圓、補助金三、六〇〇圓、(國庫二、四七〇圓、中央融和事業協會一、一三〇圓)一般會計補充金一、二〇〇圓、雜收入五〇圓、繰越金四〇〇圓

支出 事務費一、九七一圓、事業費三、五四三圓(實行委員費一〇〇圓、獎勵費一、六〇〇圓、講習會費一、〇八三圓、講演會費二五〇圓、協議會費一〇〇圓、文書宣傳費三六〇圓、調査費五〇圓) 準備費三六圓

2 事業計劃

一、實行委員(年一回實行委員協議會開催、四〇名) 二、移住獎勵(十六家族) 三、講習會(産業講習會四ヶ所、融和事業青年講習會二ヶ所、融和事業女子青年講習會一ヶ所、講習員派遣「中央融和事業協會主催二名」) 四、講演會(中等學校巡回講演會二十校、一般講演會「活動寫真利用五ヶ所」) 五、協議會(融和團體代表者協議會二ヶ所、融和問題協議會) 六、文書宣傳(月刊「靜岡縣社會事業」一、五〇〇部)

三、昭和六年度施行事業

三、普及宣傳に関する施設

種別	回数	参加者	概況
融和事業指導者講習會	一回	四五名	融和團體幹部、學校職員町村吏員、宗教家等
融和事業女子修養講習會	一回	三〇	内部女子の自覚向上に資す
中等學校巡回講演會	二二回	聽講者二二、〇〇〇名	縣下男女中等學校

種別	回数	計	対象	備考
機關雜誌配布	八回	計一〇、四〇〇部		
7 國民融和日				
種別	回数	数量	対象	備考
リーフレット	一回	一五、〇〇〇部	縣下五十四ヶ町村	
融和團體音聲			國民融和日の趣旨普及徹底に努む	
6、産業及經濟に関する施設				
種別	施行事業	事業数	概況	
1 職業輔導 養鶏講習會	二ヶ所		受講者二五〇名、講師養鶏の日本社長	

【靜岡縣融和團體聯合會】

靜岡縣には既に縣單位の團體として「靜岡縣社會事業協會融和部」あり、其他に三郡一市七町村に、十一の純民間團體があつて、夫々活動を續けて來たが、右の中十一の民間團體は、聯合のもとに活動範圍を擴大して、全縣的なものたらしむべく、又融和運動の積極化を圖るため、昭和六年十二月六日、靜岡市縣教育會館に於て「靜岡縣融和團體聯合大會」を開催し、宣言決議に関する件、靜岡縣融和團體聯合會設立の件、知事諮問事項、郡市町村融和團體提出案の協議を順次進め、聯合會設立の件は即時満場一致を以て可決、直に會則を

制定し、役員は詮衡委員に附託、其他の件も委員に附託決定された。

一、要覽

1 趣意書

惟ふに學國同心の基礎は一に以て國民情和協調に在り、然るに多年因襲の存する所、同胞間に無形の障壁、不合理なる差別の今尙除去し難きものあるは眞に昭代の恨事と謂はざるべからず。加ふるに一般的不況と因襲の偏見により内部同胞の經濟苦は實に見るに忍びざる状態なり。

我等縣下融和團體は深くこれを慨し、奮然起つて問題解決の爲に斷へず事業を進め、運動を繼續し來りしも、未だ所期の目的を達成するに至らず其の途上幾多多き事件發生し吾人の期望する明るき社會を見る能はざるを痛感するものなり。

今や内外非常の秋、學國一致 明治大帝の聖旨に基き吾等は一切の陋習を打破し、御聖徳の下に等しく幸福の生活をなし以て國運の進展に寄與せんことを期し技に郷下融和團體聯合會を組織し各團體の聯合提携を以て融和の促進を圖らんとす。

決議

- 一、現下ノ社會状態ニ鑑ミ融和問題ノ重大性ヲ徹底セシメンコトヲ期ス
- 一、吾人ハ人類平等ノ原理ニ立脚シヨリヨキ社會ノ實現ヲ期ス
- 一、内部同胞ノ自覺意識ヲ強調シ以テ社會生活上ノ自由ヲ期ス

第三章 融和團體の組織と個別的活動

一、内部同胞向上施設ノ促進ヲ期ス
昭和六年十二月六日 靜岡縣融和團體聯合大會

3 役員

- 名譽總裁(宮内大臣) 一木喜徳郎 總裁(知事) 田中廣太郎
- 會長(縣町村長會副會長) 大石康一 副會長 岡本 敦平
- 副會長 北村電三郎 相談役(社會事) 安藤 寛
- 評議員 北村新三郎 外十三名
- 幹事 若荷 信三 外六名

4 會則

- 第一條 本會ハ靜岡縣融和團體聯合會ト稱シ其ノ事務所ヲ靜岡縣融和團體聯合會ニ置ク
- 第二條 本會ハ靜岡縣内ニ於ケル融和事業ノ連絡統制ヲ以テ同胞融和ノ促進ヲ圖リ社會生活ノ理想タル共存共榮ノ實ヲ擧グルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、融和團體聯合大會ノ開催
 - 二、融和事業ニ關スル講習、講話、研究、懇談會ノ開催
 - 三、當局ノ諮問ニ答ヘ建議及請願ヲナスコト
 - 四、其他役員ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第四條 本會ハ縣下融和團體ヲ以テ組織ス
- 第五條 本會ハ本會ノ目的ヲ資助スル篤志家ヲ以テ賛助員トス
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ其ノ任期ヲ二ヶ年トス
 - 會長一名、副會長二名、評議員、幹事、若干名

幹事中心に常任幹事若干名ヲ置ク

第七條 會長副會長ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉シ幹事ハ會長ニ於テ適當ト認ムルモノニ之ヲ委嘱ス

但シ設立ノ際ハ創立總會ニ於テ之ヲ決定ス

第八條 本會ニ總裁ヲ置キ靜岡縣知事ヲ推戴ス

第九條 役員中ニ缺員ヲ生シ補缺ノ必要アルトキハ補缺選舉ヲ行フ、補缺員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

役員ハ任期満了ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會長ノ指名ニ依ル其ノ一人之ヲ代理ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第十一條 本會評議員ハ會員タル融和團體ヨリ郡市ニアリテハ二名町村ニアリテハ一名ヲ選出スルモノトス

第十二條 評議員會ハ豫算、決算其他重要ナル事項ヲ議決ス

評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス評議員會ノ議長ハ會長之ニ當リ其ノ職務ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス

第十三條 本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ役員會ノ決議ニヨリ會長之ヲ推薦ス

第十四條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

一、會費 二、補助金及寄附金 三、其他ノ收入 第十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十

一日ニ終ル

第十六條 本會則ハ評議員會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非ラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

昭和六年十二月六日

靜岡縣融和團體聯合會

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算總額 一、六九〇圓

收入 會費二五〇圓、補助金一、〇〇〇圓(縣)寄附金三〇〇圓、融和大會引繼金四〇圓、雜收入一〇〇圓

支出 事務所費二三〇圓、會議費二三〇圓(幹事會費九〇圓、評議員會費一二〇圓、雜費二〇圓)、事業費一、〇五〇圓(講演會費三〇〇圓、大會費三〇〇圓、調査研究會費一〇〇圓、懇談會費一〇〇圓、職業指導費二〇〇圓、印刷費五〇圓) 豫備費一八〇圓

2 事業計劃

一、講演會(五ヶ所)、二、融和大會(一回)、三、調査研究會、

四、懇談會(三ヶ所) 五、職業指導、六、印刷物配布

【參考】

同會創立大會決議事項

靜岡縣知事諮問

縣下に於ける現狀に鑑み融和促進の爲め有效適切なる具體的方法に關する其の會の意見如何

答 申

一、小學校ニ於テ常ニ融和思想ノ涵養ニ留意シ兒童ヲシテ自然理解シ得ル様ニ努力シ特ニ講話等ノ場合ニハ融和ニ關スル事項ヲ加フルコト

二、男女青年團、婦人會、其他各種團體ト連絡提携シ講演會、講習會等ニ於テ融和問題ヲ理解セシムルニ努ムルコト

三、縣町村長會及各郡町村長會等ハ率先シテ融和ノ實ヲ舉ケ得ルヤウニ努力スルコト

四、縣廳其他官公衙等ノ官公吏ハ融和ニツキ直接或ハ間接ニ絶エス之レカ助成ニ努力セラレタキコト

五、内部同胞ニ對スル差別發生ノ由來ヲ機會アル毎ニ闡明シ其ノ不合理ナル所以ヲ一般ニ徹底セシムル事

六、内部同胞ノ社會的進出ノ路ヲ拓キ經濟上ノ改善ヲ圖リ地位ヲ向上セシムルコト

七、經濟上ヨリ來ル障礙ヲ除去シ教育上ニ於ケル機會均等ノ實ヲ舉ケ内部同胞子弟ノ教養ニ力ヲ竭シ人格ヲ向上セシムル事

八、郡市融和團體ヲ單位トスル會合ニハ努メテ知事ノ臨席ヲ乞フコト

協議決定事項

【第一部】

一、補習教育獎勵ノ件

二、幼少兒教育獎勵ノ件

三、部落内容ノ充實方法トシテ部落内幼兒童ノ教育ヲナス事 (一)右機關ヲ速ニ設置セラレムコトヲ本縣知事へ請願スルコト

第三章 融和團體の組織と個別的活動

ト

(一)關係郡市町村ニ對シテハ右機關設置ヲ要望スルコト

四、社會課ニ於テハ内部同胞差別發生ノ由來ヲ闡明シ不合理ナル因襲觀念ヲ打破シ融和促進ヲ計ル宣傳記事ヲ雜誌「靜岡縣」毎號ニ加ヘラレタキコト

(一)雜誌「靜岡縣」「同消防」「同青年」「同教育」等其他發行ノ雜誌ニ右ニ關スル記事ヲ掲載スル様社會課ニ於テ盡力セラレム事ヲ要望ス

(二)右ニ關スル記事募集方ヲ盡力スル様社會課へ希望スル事

五、未設置地方ニ融和團體ヲ設置セシムル方法ノ件

(一)其ノ事情ヲ斟酌シ縣ニ於テ設置促進ヲ盡力セラレタキ事

(二)本會ニ於テモ同様徹底スルコト

【第一部】

一、融和思想ヲ徹底セシムヘキ具體的方法ノ件

(一)各種會合ニ於テ同胞融和ノ精神ヲ織リ込ミ融和促進ニ努ムル事

(1)縣當局ヨリ町村自治團體へ通牒ヲ發スルコト

(2)各種會合主催者ハ本問題説明ノ機會ヲ作ル様努力スル事

(3)社會課ニ於テ地方團體ノ招聘ニ應シ講演ヲナス場合ハ必ス融和問題ノ附言ヲナス事

(二)一般的ニ差別苦ノ認識ヲ深メル方法ノ件

(1)一郡ニ一回以上融和問題ノ講習會ヲ開クコト

(2)融和問題指導者ノ養成ヲ計ル事

- (3) 師範學校教科中ニ同胞融和ノ精神ヲ加味スル事
- (三) 其他
 - (1) 未設置地方ニ融和團體ヲ設置スルコト
 - (2) 事件發生ノ場合融和團體トシテ採ル可キ方法ノ件
 - 一、事件ノ真相ヲ極メ穩健的態度ヲ以テ處理スル事

【第三部】

- 一、産業獎勵並ニ斡旋ノ件
 - (一) 從來ノ職業ヲ保護獎勵シ販路開拓ニツキ斡旋ノ勞ヲ取ラレ
 - (二) 新規事業ノ有利ナルモノアレハ其ノ指導開拓ヲナサレタシ
 - (三) 地方ノ實情ニヨリ適切ナル副業ヲ獎勵指導サレタシ
- 二、地方改善補助費増額要望ノ件
 - (一) 地方改善補助費増額ヲ其ノ筋ニ要望スル様本會ニテ斡旋サレ
 - (二) 右補助金交付ニ際シテハ審ニ地方ノ實情ヲ調査シテ公平ニ
- 三、生業資金貸付ノ手續ヲ簡易ナラシムル件
 - (一) 生業資金貸付手續ヲ簡易ナラシムル様當局ニ請願セラレタ
 - (二) 現時ノ部落經濟ヲ如何ニシテ打開スヘキヤ其具體的方策ノ件
 - (三) 職業ノ指導紹介並ニ輔導等ヲ適切ニシテ職業上ノ機會均
- 四、現時ノ部落經濟ヲ如何ニシテ打開スヘキヤ其具體的方策ノ件
 - (一) 職業ノ指導紹介並ニ輔導等ヲ適切ニシテ職業上ノ機會均
 - (二) 現時ノ部落經濟ヲ如何ニシテ打開スヘキヤ其具體的方策ノ件

國民情和同胞共榮の實を擧げんことに致々努めて今日に至る。

一、要 覽

1 趣 意 書

人格尊重同胞相愛は、現世紀に於ける世界人道上の一大原理なり。長くも 明治聖帝維新の大典を布き給ふや、夙に此の原理に基き舊來の陋習を革め、四民平等の高義を宣顯し給へり。爾來春秋既に半世紀、世相亦概ね昔日の塵を留めずと雖も、因襲の久しき今尙國民相互間に動もすれば共愛の實を缺き、階級を云爲するものあるは、誠に遺憾とする所なり。

願ふに、例令社會の一小部面たりとも、共愛觀念の存せざる郷閭の存する所、到底眞の平和を望むべくもあらず。眞の平和を望むべからざる所、焉んぞ能く共存共榮の實を擧ぐるを得ん、既に共存共榮の實を擧げ得ずして何れの時か理想の文化理想の社會の建設を期待すべき。若し夫れ内共愛觀念を涵養せずして、外人種の平等を叫ぶも、其の效鮮きや蓋し止むを得ざる所と謂ふ可し。故に宜しく其の誤たる觀念を撤廢し、相共に自覺發憤して、速に其の謬見を滅却せざるべからず。

吾人深く時勢の推移に鑑み、茲に人道の大義に基く、因襲的階級觀念の撤廢を企圖し、眞に意義ある國民諸和、同胞共榮の實を擧げんことを期す。希くば吾人の意の存する所を諒とせられ、其の目的の實現を冀せられんことを。

第三章 融和團體の組織と偏別的活動

- (二) 庶民金融機關ノ整備充實ヲ圖リ生業資金融通ニ關スル手續ノ簡易化ヲ行フ等金融組織ノ改善ヲ期スルト共ニ高利負債償還ノ方途ヲ講スルコト
- (三) 産業組合其ノ他互助的組織ノ普及ヲ圖リ生産ノ合理化ヲ促進スルコト
- (四) 輸出品ノ生産ニ對シテハ保護獎勵ノ方途ヲ講シ販路ノ開拓維持ニ努ムルコト
- (五) 從來ノ副業ヲ保護スルト共ニ地方ノ實情ニ應シ新規事業ヲ企劃セシメ之レカ獎勵ヲ行フ事

- 五、内部同胞ヲ社會的ニ進出セシムル方法ノ件
 - (一) 内部同胞ト雖モ官吏ニ登用セシムル様斡旋セラレタシ
 - (二) 縣社會課吏員トシテ必ス一名以上ノ内部同胞ヲ採用スル様盡力セラレタシ
 - (三) 工場店舗及各家庭ニ於テモ進テ内部同胞ヲ採用セラル、様盡力セラレタシ
 - (四) 内部同胞ニ對シテハ普通教育ノ充實ヲ圖リ人格向上ニ努ムルト共ニ特ニ人材ヲシテ中等教育以上ノ教育ヲ容易ニ受ケシムル道ヲ講シ人材ノ養成ヲ圖ルコト

一四 山梨縣共愛會

同會は人格尊重、同胞相愛の人道上に於ける一大原理に基き昭和二年七月十五日發會式並に第一回總會を開催し、爾來

大正十五年十二月十日

山梨縣共愛會

2 會 則

(昭和六年七月十三日改正)

- 第一條 本會ハ山梨縣共愛會ト稱シ事務所ヲ山梨縣學務部社會課内ニ置ク
- 必要ニ依リ各地ニ支部ヲ置ク支部規則ハ支部ニ於テ之ヲ定ム
- 第二條 本會ハ國民相互間ノ融和輯睦ヲ圖リ博愛共存ノ實ヲ擧グルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ行フ
 - 一、講演會、講習會
 - 二、教育教化ノ振興
 - 三、生活懸懷ノ向上
 - 四、經濟的並衛生施設ノ獎勵
 - 五、會報發行
 - 六、視察員ノ派遣
 - 七、其ノ他評議員ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第四條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 一、正會員 本會ノ目的ヲ贊シ毎年金五拾錢ヲ贈出スル者
 - 二、名譽會員 本會ノ目的ヲ贊シ一時ニ金二十圓以上ヲ贈出スルモノ
- 第五條 本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク
 - 總裁一名 山梨縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス
 - 顧問若干名 總裁之レヲ囑託ス

會長一名、副會長二名、總會ニ於テ之ヲ選舉ス
評議員若干名、總會ニ於テ之ヲ選舉ス
理事若干名、會長之ヲ委嘱ス

第六條 役員及職員ノ任期ハ三ヶ年トス
但シ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
役員改選ノ際ハ再選ヲ妨ケス

第七條 役員及職員ノ任務左ノ如シ
總裁ハ本會々務ヲ總理ス
會長ハ本會ヲ代表シ會議ノ議長トナル

評議員ハ評議員會ニ出席シ豫算並ニ其他重要ナル事項ヲ審議ス
理事ハ會長ノ旨ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第八條 本會ハ毎年春季一回總會ヲ開ク、但シ必要ニヨリ臨時開
會スルコトアルヘシ
總會ニ於テ舉行スル事項左ノ如シ

一、庶務會計ノ報告

二、評議員ノ選舉

三、講演、議事

四、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第九條 本會ノ經費ハ會員ノ獻金、寄附金、補助金並ニ其ノ他ノ
收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 本則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ラサレハ改正ヲナスコトヲ
得ス

附 則

一、本則施行ニ關シ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

三、宣言

明治維新茲に六十年、其の間、爾來國民上下相倚り相扶け、和
衷協同國運の發展を圖り、以て今日の盛世を見るに至れり。然り
と雖も之れを内に顧みれば、尙偏僻固陋の感情に囚はれ、人類共
愛の大義に悖り、動々もすれば國民融和の上に缺くる處あるは、
轉た寒心に堪えざるなり。

吾人茲に鑑みる所あり。人間意識の覺醒に立脚して、社會淨化
の精神運動を喚起し、融和輯睦の目的を貫徹し、以て上 聖旨に
副ひ奉り、昭和新政の實績を擧ぐるに貢獻せんことを宣す。

昭和二年七月十五日

4 決議

一、吾人は一致協力廣く社會に對し本會設立の趣意目的の普及及徹
底を期す。

一、吾人は相互に人格を尊重し生活態様の改善を期す。

一、吾人は社會正義を熱愛し共愛精神の徹底を期す。

昭和二年七月十五日

5 役員

總裁(知事) 關屋延之助

副會長 三枝 治郎

評議員 霜島 潜

理事 相良 三重

會長(學務部長) 長橋 茂男

同 (社會課長) 山内 隆一

外 十九名

外 五名

6 支會及會員數

支會 ナシ 會員數 七五名

二、昭和七年豫算並事業計劃

1、豫算 總額 六九八圓五〇

歳入 會費五七圓五〇錢、獎勵及助成金四五〇圓(内務省獎勵金
三〇〇圓、縣一〇〇圓、中央融和事業協會助成金五〇圓) 雜收入一
〇圓、繰越金一八〇圓、寄附金一圓

歳出 事務費四五圓、事業費六三三圓(教育獎勵助成費二八五圓、
移住獎勵費二〇圓、講習講話會費一〇〇圓、總會及評議員會費三〇
圓、地方改善費一四八圓五〇、調査費三〇圓、雜費二〇圓) 豫備費
二〇圓

2、事業計劃 講習講話會二回、産業調査

三、昭和六年度施行事業

二、總會

種 別 回数 參會者 概 況

評議員會 一回 三五名

三、普及宣傳に關する施設

7、融和日宣傳

リーフレット 一回 二〇、〇〇〇部 對象縣下 當該町村は全世
全町村 帶へ、他町村は
適當に

八、教育其他の獎勵助成

教育獎勵 一八名 補助費 一三名
三八七圓五〇 專門校 一名
補習校 四名

第三章 融和團體の組織と個別的活動

一五 滋賀縣昭和會

滋賀縣に於ける融和事業は、もと縣下自治團體の振興發展
を期する目的を以て設立せられたる滋賀縣自治協會内に大
正十二年以來融和部を附設して縣下に於ける融和促進施設
を専ら進めて來たのであるが、更に積極的の活動をなすため
獨立したる團體を設置するの必要なるを認め、昭和三年九月
滋賀縣自治協會より獨立して本會を創立し、益々積極的に活
動するに至つたものである。

一、要 覽

1 會 則

第一條 本會ハ滋賀縣昭和會ト稱シ事務所ヲ本縣社會課内ニ置ク

第二條 本會ハ廣ク同胞相愛ノ精神ヲ普及シ自治協同ノ美風ヲ馴
致スルヲ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、講演會 講習會 懇談會等ノ開催

二、優良市町村視察

三、生業小資金貸付

四、育英獎勵

五、副業獎勵並助成

六、機關雜誌發行

七、功勞者ノ表彰

八、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體トノ聯絡並助成
九、其他必要ト認ムル事項

第四條 本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス
第五條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク
會長 一名 副會長 二名
評議員 若干名 理事 若干名

第六條 會長ハ本縣知事ヲ推戴ス 副會長ハ内務部長學務部長ヲ
推舉ス
評議員理事ハ會長之ヲ囑託ス
評議員ノ任期ハ二ケ年トス補缺ニ依リ囑託セラレタル者ノ任期
ハ前任者ノ殘存期間トス

第七條 會長ハ會務ヲ統理シ總會並評議員會ノ會長トナル
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
第八條 評議員ハ第三條ノ事業其他ニ對キ會長ノ諮問ニ應ス
第九條 理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス
第十條 本會ハ必要ニ應シ書記ヲ置ク
書記ハ會長之ヲ任免ス書記ハ役員ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事
ス

第十一條 總會並評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必
要ト認メタル時ハ隨時之ヲ開クコトアルヘシ
第十二條 總會評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否
一 同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル
第十三條 評議員ノ議定スヘキ事項左ノ如シ

第一、歳入歳出豫算
二、決算認定
三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員ニ諮問又ハ附議シタル
事項

第十四條 總會ニ報告スヘキ事項
一、事業執行ノ狀況
二、其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項
第十五條 本會ノ經費ハ獎勵金補助金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之
ニ充ツ
第十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一
日ヲ以テ終ル

附則
右會則ノ條項變更セムトスルトキハ出席評議員三分ノ二以上ノ同
意ヲ經ルコトヲ要ス

2 役員
會長(知事) 伊藤 武彦 副會長(學務部長) 三樹 樹三
副會長(内務部長) 永井 浩 理事(社會課長) 安中 忠雄
理事(社會事業) 向井和一郎 書記(屬) 田部 義一
書記(濟生會) 山田 幾次 同 (社會事業) 川崎 與城
同 (社會事業) 平井 豐重 同 (囑託) 米澤 虎一
評議員 三十名

3 支會及會員數
(會員組織にあらず)

融和事業指
導者講習會
中學青年融和
事業講習會
同數 八〇名 參考者
市町村に於ける熱心家
左記の如く青年融和團體
の設立を決議す

融和事業指
導者講習會
中學青年融和
事業講習會
一回 三〇名

決議
本縣ニ於ケル融和事業ノ現状ハ吾等青年ノ活動ヲ要スルモノ切ナ
ルニ鑑ミ之ガ活動ヲ組織的ナラシムルタメ滋賀縣融和會ニ於テ青
年部ヲ設置セラレムコトヲ望ム
右決議ス
昭和七年三月二十日
青年融和事業講習會員一同

2 講演會
婦人融和事
業講習會
4 映畫會
6 文書宣傳
一回 七五〇名 料理法を併せ精神的經濟
的發展を圖る
一回 七〇〇名 一般對象

融和時報
共濟
小善隣館主義
計 二五回 一五、五〇〇部
國民融和日

同數又は
數 量 對象 備考
融和時報 一二 六、〇〇〇部 警察、役場、特に當局者の
各中小學校 同 同
共濟 一二 九、〇〇〇 同 同
小善隣館主義 一 五〇〇 同 同
計 二五回 一五、五〇〇部 同 同
國民融和日 7 同 同

2 調査、研究、觀察
婦人視察旅行 一回 四〇名 視察地三重縣、愛知縣
二、諸會 議
評議員會 一回 一五名 豫算決算等
三、普及宣傳に關する施設
1 講習會

二、昭和七年度豫算並事業計劃
1、豫算 總額 三、五五〇圓
歳入 交付金三、〇二〇圓(國庫二、五〇〇圓、中央融和事業協會
二〇〇圓、縣三二〇圓)雜收入八〇圓、繰越金四五〇圓
歳出 事務費二九〇圓、會議費七〇圓、事業費二、二二〇圓(融和
事業打合せ費一五〇圓、講習會費八〇圓、研究及懇談會費一八〇
圓、融和日實施費一七〇圓、刊行物諸費二〇〇圓、映寫費八〇圓、
融和時報頒布費一〇〇圓、調査費七〇圓、視察費三〇〇圓、雜費七
〇圓、獎勵費一、〇〇〇圓(育英獎勵費三〇〇圓、融和事業獎勵費五
〇〇圓、産業獎勵費二〇〇圓)豫備費七〇圓

2、事業計劃
一、融和事業打合せ、二、講習會(融和事業講習會一回、青年講習會
一〇回、産業講習會三回)三、研究及懇談會、四、融和日實施、五、印
刷物刊行、六、映寫會、七、融和時報頒布、八、調査、九、視察、十、
育英獎勵、十一、融和事業獎勵、十二、産業獎勵

三、昭和六年度施行事業
一、調査、研究、觀察
婦人視察旅行 一回 四〇名 視察地三重縣、愛知縣
二、諸會 議
評議員會 一回 一五名 豫算決算等
三、普及宣傳に關する施設
1 講習會

第三章 融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

種別	回数又は場所	数量	対象	備考
中央融和事業	一回	五〇、〇〇〇部	一般	小學兒童を通じ縣下家庭へ
協合同リフレット	一回	二五、八〇〇	同	自動車にて宣傳
近畿融和聯盟	一回	三〇、〇〇〇	同	縣下各小學校兒童
融和促進委員会	四ヶ所	來會者 七二〇名	一般	琵琶演奏 和田旭章氏
融和用講演會	二ヶ所	來會者 一四〇名	同	高島郡今津町其他
計	三ヶ所	一〇五、八〇〇部		
	六ヶ所	來會者 八六〇名		

種別	施行事業	事業數	概況
1 職業輔導	竹細工講習會	二ヶ所	各七日間、受講者一八名
2 産業獎勵助成	生産機具購入	一ヶ所	事業費總額 一六五圓 補助費 四〇圓
8 教育其他の獎勵助成	交付人員 又ハ體罰	事業費總額 補助費 備考	三一名 三四五圓 犬上郡豊郷村 外四ヶ村

種別	封策	解決條項	結果
差別首辭一、經濟關係一	警察官學校長、區長等調停調戒、差別者ノ反省ヲ促ス	講演會、懇談會の開催、謝罪狀提出	解決

善隣館經營 犬上郡河瀬村 昭和外二件 二二空圓 四九八圓 講習、講演、裁縫、教育等

裁縫教授 西甲良村自治 協外一團體 四五〇 一〇二 裁縫、講演等

計

十、他團體との連絡提携に關する事項 融和問題を提出してその重要性を理解せしむ

四、支部活動狀況

名	稱	所在地	代表者	六年度事業概況
中里	村	野州郡中里村	中野 佐七	講演、衛生、講話
川上	村	高島郡川上村	岩佐 定一	講演、講習
野州	町	野州郡野州町	苗村 嘉藏	講演、講習、懇談
明治	會	和合會議所	岡崎芳太郎	講演、視察、裁縫、教育
蒲生	郡北比都	佐村役場	岡崎芳太郎	獎勵
三雲	村	甲賀郡三雲村	井上米治郎	講話、衛生
昭信	村	坂田郡昭信村	吉田仙三郎	講演、衛生、講話
武佐	村	蒲生郡武佐村	岩越彌市郎	講演、懇談、裁縫
神愛	會	野州郡玉津村	西川晋次郎	講演、講話
融和	會	野州郡河瀬村	宮内富次郎	講演會、修養會、講話、裁縫

勝所町 滋賀郡勝所町 守水彌惣次 裁縫講習

一六 岐阜縣社會事業協會 融和部

岐阜縣では從來社會事業協會で地方改善事業を施設し來つたが、縣下の社會状態に鑑み積極的に本事業の必要を認めらるゝに至り昭和二年三月同會に融和部を特設し爾來専ら縣民諧和親善の事業を遂行しつゝある。

一、要 覽

1 會 則

- 第一章 名稱及事務所
 - 第一條 本協會ハ財團法人トシ岐阜縣社會事業協會ト稱ス
 - 第二條 本協會ノ事務所ハ岐阜縣岐阜市司町一番地岐阜縣廳内ニ置ク
- 第二章 目的及事業
 - 第三條 本協會ハ社會事業ノ聯絡普及並其ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 - 第四條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ本協會ニ於テ行フ事業ノ概目左ノ如シ
 - 一、社會事業ニ關スル調査研究觀察ヲ爲スコト
 - 二、講演會講習會ノ開催、講師派遣ヲ爲スコト
- 第三章 融和團體の組織と個別的活動

- 三、救貧及防貧事業ヲ經營トルコト
- 四、公私社會事業ノ後援ヲ爲スコト
- 五、其ノ他必要ト認メタル事項

第三章 資産及會計

- 第五條 本協會ノ資産ハ左ノ各號ヨリ成立ス
 - 一、寄附申込ニ係ル別紙財産目錄ニ掲クルモノ
 - 二、財産ヨリ生スル收入
 - 三、會員ノ寄附金
 - 四、事業ヨリ生スル收入
 - 五、其ノ他ノ收入
- 第六條 本協會ニ基本財産ヲ置ク
- 第七條 基本財産ハ評議員三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレハ處分スルコトヲ得ス
- 第八條 基本財産及資産ハ確實ナル有價證券ヲ購入シ又ハ銀行預金、郵便貯金トシテ保管スルモノトス但特別ノ事情アル場合ニハ評議員會ノ同意ヲ得不動産ヲ買入レ又ハ社會事業ノ爲ニ貸付スルコトヲ得
- 第九條 本協會ノ經費ハ資産ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十條 本協會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス
- 第四章 會 員
 - 第十一條 本協會ノ會員ヲ分チテ左ノ三種トス
 - 一、有功會員 本協會ニ三千圓以上ノ出資ヲ爲シタル者又ハ特

ニ功勞アリト認め評議員會ニ於テ推薦シタル者
 二、特別會員 本協會ニ五百圓以上ノ出資ヲ爲シタル者
 三、通常會員 本協會ニ百圓以上ノ出資ヲ爲シタル者又ハ縣下
 社會事業從事者中會長ニ於テ推薦シタル者
 四、賛助會員 本協會ノ趣旨ニ賛シ應分ノ贈金ヲ爲シタル者

第五章 機構

第十二條 本協會ニ左ノ役員ヲ置ク
 會長 一名 副會長 二名 理事 若干名 監事 二名
 會長ハ岐阜縣知事ヲ推薦シ副會長、理事、監事ハ會長之ヲ囑託ス
 副會長以下役員ノ任期ハ三箇年トス

第十三條 會長ハ本協會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
 理事ハ本協會事業ノ立案審議ヲ掌ル、理事中一名ヲ常務理事ト
 シ庶務及會計ヲ掌ル

第十四條 本協會ニ書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス書記ハ庶務
 及會計ニ從事ス

第十五條 本協會ニ評議員若干名ヲ置ク有功會員及支部長ノ職ニ
 在ル者ハ評議員トス

特別會員中ヨリ十名通常會員中ヨリ十名ノ評議員ヲ置ク
 前項ノ評議員ハ會長之ヲ推薦シ其ノ任期ト三箇年トス

第十六條 臨時急務ヲ要シ會長ニ於テ評議員會ヲ招集スルノ暇ナ
 レト認めムルトキハ役員會ニ於テ之ヲ代決ス

役員會ハ會長、副會長、理事、監事ヲ以テ組織ス

第十七條 評議員會ハ毎年一同通常會ヲ招集ス臨時會ハ必要ノ都
 度之ヲ招集ス

第十八條 評議員會ハ會長ヲ以テ議長トシ其ノ議事ハ過半数ヲ以
 テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十九條 評議員ノ議決スヘキ事項左ノ如シ
 一、本協會ノ事業執行方法ニ關スル件
 二、豫算決定ニ關スル件
 三、決算認定ニ關スル件
 四、其ノ他ノ重要ナル事項

第二十條 本協會ハ必要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得

支部長ハ會長之ヲ囑託ス

附則

第二十一條 本會附行爲ハ評議員總數ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得
 主務官廳ノ認可ヲ得ルニアラザレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

第二十二條 本會附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ
 議決ヲ經テ之ヲ定ム

融和部規程

寄附行爲第四項ニ依リ本會内ニ融和部ヲ設ケ左ノ事業ヲ行フ

一、講演會、講習會、懇談會ノ開催

二、文書ニヨル宣傳

三、縣内外視察

四、其他地方改善上必要ナル事項

2 役員

會長理事(知事)宮崎 梅吉 副會長理事 矢橋 亮吉
 副會長理事(學務)北田 善從 常務理事(内務)熊野 英
 理事 金田 房吉 同 土居 章平
 監事 桑原 善吉 同 野呂 駿三
 庶務主事 國枝 利一 會計主事 西尾 友一
 書記 古田 康平 同 藤井 恒一
 同 柴田 繁

三、昭和六年度施行事業
 一、調査、研究、觀察
 種別 同數 同數 參會者 概況
 融和問題研究會 一 一五 縣下從事者
 教科書教材研究 二 六〇 男女兩師範學校職員及卒業
 計 三回 七五回 期生參集縣調査に基き研究

2 役員

一、講習會
 男女青年講習會 八回 參會者三八九名
 二、講演會
 婦人融和講演會 一二回 參會者 一般家庭主婦を對象
 二、七五〇名
 三、普及宣傳に關する施設
 映畫會 八回 參會者
 四、七〇〇名 其他
 6 文書宣傳
 種別 同數又ハ 同數 對 象 備 考
 標語展 一回 應募二、五〇〇名 縣下一般 一等「進んだ日本に
 賞募集 運れた融和」

2 役員

支會 四 會員 一二〇名

3 支會及會員數

二、昭和七年年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 一、九五〇圓

歳入 奨助交付金一、六〇〇圓(國庫、縣費、中央融和事業協會)、
 繰入金一、〇〇〇圓、雜收入一圓、繰越金三四九圓

歳出 事務費一三〇圓、事業費二、七七〇圓(職業輔導講習費五五
 〇圓、講演會講習費一、一〇〇圓、懇談會費一五〇圓、調査並宣傳
 費五二〇圓、奨助費三〇〇圓、講習會派遣費一五〇圓)豫備費五〇
 圓

2 事業計劃

一、調査研究(調査員六六名囑託し岐阜縣融和誌編纂)二、諸會議(融
 和懇談會十回)三、普及宣傳(融和時報十二回、國民融和日、講演會
 六回、講習會六回「青年男女幹部養成」、講習員派遣「中央融和事業
 協會主催講習會受講者派遣」四、職業輔導(裁縫講習會三回、南部
 表講習會二回、吹、奏講習會一回)五、融和團體の助成(三團體、合

第三章 融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和團體の組織と個別的活動

融和時報 一二回 八七六 本會主催講者 毎月 習會受講者

計 7 國民融和日 飛行機に依る宣傳ビラ 一回 一〇〇、〇〇〇 枚 縣下一般 飛行第二聯隊より一機活動

乗配付 一回 三〇、〇〇〇 中等學校及 中小學校融和日 關係小學校 の意義を略解

三部長通譯 一回 縣下各町村 縣公報登載 其 他

新聞宣傳 一回 縣下一般 縣下各新聞

計 四回 一三〇、〇〇〇

五、差別事象及事件の對策 同縣には内部相互の紛糾事件多く、之が調停に盡しつゝあり。(代

表的事件としては可兒郡兼山町水道問題)之が爲に外部對内部の事 件は内部的紛糾事件の如く認識さるゝ程度に進捗せざる状態なり。

六、産業及經濟に關する施設 種別 施行事業 事業數 概況

1 職業輔導 産業講習會 三ヶ所 南部表製作講習會 二回 叭、建築製作講習會 一回

團體名 聯絡事項 概況 教化團體聯合會 教化の方針を融和 同會主催の講演會其他諸會合 問題に置くこと の際は必ず融和問題を加味す

融和縣佛教會 同 同

十、他團體との連絡提携に關する事項

愛國婦人會 兒童 保護 農繁期保育園の施設 岐阜縣支部 兒童 保護 農繁期保育園の施設 岐阜市 内 輿論喚起に關し 昭和七年一月三十日綿貫實雄 氏來岐の際市内各新聞十四社 より一名宛出席を得懇談協議 を遂ぐ

四、支部活動狀況 支部名 所在地 代表者 六年度事業概況

稻葉郡 稻葉郡島村 岐阜縣奉仕委員 兒童報德會、長期裁縫 島村清和會 役 場 藤井了 詳 講習會、夏期水邊講習 會、懇談會

養老郡 養老郡團體 養老郡社會主事 青年報德會、春秋總會、 昭和會 事務所 大久保 休 懇談會

山縣郡 山縣郡高富 富田 てる 懇談會、講習會 菊和會 町小學校

一七 信濃同仁會

同會副理事長成澤勇氏は早くより、理由の無い差別が社會 の和平と同榮を阻害することの如何に大なるかを痛感し、之 が對策に就いて断えず考慮中であつた。偶々大正九年早春明 治大學々生鹽澤好文氏の訪問を受け、部落問題に就いて所見 を交換した結果愈々差別撤廢機關の設立を決意し、縣下各方 面を歴訪して自覺奮起を促し、一面成澤伍一郎、小根澤義山 中野節三氏の深き共鳴を得て、具體的方法を考究した。同年 九月一日、縣下内部代表者、及び一般有志の出席を求め上田 市本陽寺に於て第一回創立準備會を開催、爾後三回準備會を

重ねて、同年十月十七日上田中學校講堂に於て發會式を舉行 した。以來理事長に成澤伍一郎氏を推し現在に至る。

一、要 覽

1 趣意書

人生の目的は、同胞偕和し萬人各其の志を伸張することを得て 社會の全一的發達をなすにあらねばならぬ。然るに我國の現況を 看るに同胞の一部に對し其人格の基本價値を蹂躪し、言ふに忍び ざる賤視觀念を以て之を冷視し、剩さへ之を排斥し差別するの偏 見陋習に囚へられたる者其數決して尠くない、此の偏見陋習たる や、吾に自己自らを消滅するのみならず同胞の一部を脅威し、其 の精神を自屈に墮せしめ其自然の進歩發達を阻害する人道社會 上の一大罪惡である。同胞の大多數は、この不合理なる因襲的感 情に囚へられ乍ら、自己自らが醜き因襲感情の囚虜なることに氣 付かず、無意識的に此の大罪惡を犯しつゝ來たのである、此の因 襲は社會の全一的發達を妨げ、社會の安寧を破る精神的重大國病 と言はねばならぬ。此の國病を放任するときは實に正義人道を破 壞するのみでなく同胞乗難し破國の因とならぬとも限らぬ。斯の 故に社會を淨化し、正義人道の上に國家の基礎を鞏固ならしむべ く、國民は一同に又一齊に猛省し、この因襲的束縛より彈脱し此 の社會的國家的病患を治癒せしめなくてはならぬ、醒めたる同胞 よ、我等が從來無意識的に同胞の一部に加へ來りし、侮蔑の罪人 格賤視の罪社會の全一的發達を阻害したりし罪、人生の平和と榮 光を傷け來りし等の諸の過去の社會的人道的罪惡を懺謝し、深く

之を改悔し、以て自らも因襲の束縛より解脫し束縛をも解放し、 自からの穢れを淨め他の穢れをも掃ひ、同胞融和し一視同仁、四 海兄弟の意義を實現し、以て我等の熱愛する祖國の基礎を健全鞏 固ならしめ、而して列強環視の内に日東帝國の使命と光輝を發揚 せしめやうではないか、之れ本會創立の趣意である。庶くば同胞 融和人生諧樂に志を同じうする諸賢よ、本會の趣意に賛同し融和 運動の爲に奮闘あらんことを。

2 宣 言

(昭和五年十周年記念大會に於て)

過去十年間我等は封建的賤視差別とそれに胚胎する社會罪惡を 絶ち、國民融和の實現の爲めあらゆる力を竭して苦闘せり。 而も現在社會の實相を観るとき此の誤れる社會意識は尙牢固と して抜くべからざるものあり、我同胞に對し甚だしき精神的痛苦 を與へ、直接間接に其の社會的進出と經濟的向上を阻止しつゝあ り。 惟ふに、封建制度の遺弊に過ぎざりし人間賤視の陋習は、最近 社會關係の推移と思想的分立の渦中に在りて新らしき存在意義を もつに至り、我同胞への桎梏を加重しつゝあり。 我等は先づ人間性の原理に徹し我同胞の置かれたる全生活の現 實に立脚して其の運動を進め我等にのみ負はされたる社會的使命 を遂行せざるべからず。 我等は同志の一層鞏固なる團結の下に今後の融和運動をして單 なる差別撤廢の精神的運動のみに止めず、全面的に進展せしむる

ことに依つて借和の社會の招來を期せんとす。
茲に信濃同仁會創立十周年記念大會を開催するに方り、我等の
所信を披瀝して普くこれを天下に宣す。

3 綱 領

- 一、我等は内部同胞の自覺を喚起し經濟的社會的政治的自由の徹
底を期す。
一、我等は嚴正なる科學的批判と對策に依り封建的賤視觀念の根
絶を期す。
一、我等は人間性の原理に徹し帝國民衆共存共榮の實現と其の精
華を期す。

4 會 則

(昭和五年十月十二日改正)

- 第一條 本會ハ信濃同仁會ト稱シ事務所ヲ上田市新參町(上田市
役所構内)ニ置ク
第二條 本會ハ人生平等ノ大義ニ則リ舊來ノ陋習タル不自然無理
由ナル感情的差別ヲ撤廢シ融和親善ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第三條 本會ハ目的ヲ達スル爲必要ナル各般ノ事業ヲ行フ
第四條 本會ノ趣意ニ賛同スル者ヲ以テ會員トス
第五條 會員ヲ分ツテ普通會員及維持會員ノ二種トス
普通會員ハ年額六十錢維持會員ハ同五圓ヲ本會ニ納入スヘシ
第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ任期ヲ三ヶ年トス
但シ再任ヲ妨ケス
一、理 事 十五名以内

- 一、本部委員 若干名
第七條 理事ハ本部委員中ヨリ互選シ理事中ヨリ理事長一名、副
理事長一名、會計一名ヲ互選ス
第八條 理事長ハ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表ス
副理事長ハ理事長ヲ輔佐シ理事長事故アル時ハ之ヲ代理ス
第九條 理事會ヲ構成ス理事會ノ職務權限左ノ如シ
一、本會ノ事業ヲ行フニ必要ナル重要事項ノ議決
一、本部委員會ニ附議スヘキ事項ノ議決
一、決算ノ認定
一、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項ノ議決

第十條 本會ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得
顧問及相談役ハ理事會ニ於テ推選ス

- 第十一條 本部委員ハ支會又ハ郡市協議會ヨリ選出ス
第十二條 本部委員ハ本部委員會ヲ構成ス、本部委員會ノ職務權
限左ノ如シ
一、歳入歳出豫算ノ議決
一、事業計畫ノ議決
一、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メ理事會ノ議決ヲ經タル事項
ノ議決

- 第十三條 本會ニ左ノ四部ヲ置キ事業ヲ分掌ス
一、會務事業部
一、融和實行部
一、青年部

一、婦 人 部

- 第十四條 部ニ部長各一名ヲ置キ理事中ヨリ理事長之ヲ選任ス
第十五條 各部ノ部則ハ別ニ之ヲ定ム
第十六條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會務ヲ掌ル
一、融和主任 若干名 一、主 事 一 名
一、書 記 若干名 一、囑 託 若干名
職員ハ理事長之ヲ任免ス
第十七條 本會ハ必要ナル郡市ニ支會ヲ設クルコトヲ得
支會ノ會則ハ第二十一條ノ規定ヲ除クノ外本部ノ承認ヲ經テ各
支會ニ於テ別ニ定ム
第十八條 支會ノ設置ナキ郡市ニ郡市協議會ヲ置ク
郡市協議會ハ部會委員ヲ以テ構成ス
第十九條 郡市協議會ハ年一回開會シ其ノ郡市ニ於ケル事業計畫
ヲ議決シ及事業ノ經過ヲ報告ス但シ急務ヲ要スル場合臨時會議
ヲ開キ必要ナル議決ヲナスコトヲ得
第二十條 支會又ハ郡市協議會ノ事業ハ之ヲ本部ニ報告スヘシ
第二十一條 支會又ハ郡市協議會ヨリ選出スル本部委員ハ各部一名
トス
第二十二條 本會ハ必要ナル町村(市ハ區)ニ部會ヲ置ク
部會ニ會務事業部、融和實行部、青年部、婦人部ノ委員各一名
ヲ置キ本會ノ目的達成ニ努ムルモノトス
第二十三條 部會會則ハ本部又ハ支會ノ承認ヲ經テ各部會ニ於テ之
ヲ定ム

第三章 融和團體の組織と個別的活動

5 役 職 員

- 第十四條 理事會ハ年二回本部委員會ハ年一回之ヲ開會ス
但シ理事長必要ト認ムル時ハ前項會議ノ臨時召集ヲナスコトヲ
得
第十五條 本會ハ必要ト認メタル時本部委員會ノ議決ヲ經テ大會
ヲ開催ス
第十六條 本會ノ經費ハ會費、補助金、寄附金、其ノ他ノ收入ヲ
以テ之ニ充ツ
第十七條 本會々則ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ變更スルコト
ヲ得ス
- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 理事長 | 成澤伍一郎 | 副理事長 | 成澤 勇 |
| 理事 | 平坂岩吉 | 理事 | 坂本海亮 |
| 同 | 宮下友雄 | 同 | 成澤安太郎 |
| 同 | 武森太郎 | 同 | 田中邦治 |
| 同 | 小山市次郎 | 同 | 小林治雄 |
| 同 | 酒井信治 | | |
| 本部委員 | 宮入源之助 | 外十三名 | |
| 融和主任 | 東山 範明 | 同 | 竹前 致道 |
| 同 | 野澤健治郎 | 同 | 飯島幾太郎 |
| 主 事 | 成澤英雄 | 囑 託 | 西澤 梅雄 |
| 囑 託 | 兒平太郎治 | 書 記 | 成澤 初男 |
- 6 支會及會員數 會員三、一九五名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 一一、〇九〇圓

歳入 會費二、一三〇圓、補助金五、七六〇圓(國庫三、五〇〇圓、縣一、〇〇〇圓、中央融和事業協會一、二六〇圓)寄附金三、〇〇〇圓、雜收入一〇〇圓、繰越金一〇〇圓

歳出 事務所費 一、二二〇圓、會議費四六〇圓、事業費九、一一〇圓(旅費六〇〇圓、指導費一、〇〇〇圓、融和主任費二四〇圓、教育獎勵費一、〇二〇圓、産業獎勵費一、五〇〇圓、青年聯盟費三〇〇圓、講習會費三〇〇圓、支會補助費一四〇圓、形式差別撤廢費二〇〇圓、支會新設費三〇〇圓、宣傳費一、四五〇圓、「雜誌費六〇〇圓」講演會費二〇〇圓、懇談會費二〇〇圓、印刷費一五〇圓、國民融和日費三〇〇圓、「調査費一〇〇圓、研究會費一〇〇圓」雜費二〇〇圓、臨時費一〇〇圓。

2 事業計劃

一、會議(理事會三回、本部委員會一回、支會及郡市協議會七ヶ所)
 二、指導員設置 三、融和主任ノ巡回(融和主任五名各擔任區域月一回以上巡回) 四、教育獎勵(高等小學、補習徒弟) 五、産業獎勵(副業獎勵、産業講習會「製糖講習會十ヶ所、竹細工講習會一回」産業組合設立並獎勵) 六、青年融和運動發展施設委員會三回、郡市聯合會協議會十六回、支會懇談會八十回) 七、講習會(婦人講習會一回、一日一夜講習會二十回) 八、支會補助、九、形式差別撤廢運動、一、宣傳(雜誌「同仁思潮」四千部宛隔月發行、講演會「警察署二十八回、各種團體三十回、製糖工場五十回」懇談會五十回、國民

融和日、印刷物刊行) 一一、各種調査一二、講師派遣、一三、地方改善事業一四、研究

三、昭和六年度施行事業

一、調査研究調査

種別	回数	場所	概況
青少年教育状態及職業状態調査	一	三市一二七町村	目下統計中、其の狀態良好ならず
差別事業ノ有無及融和状態調査	一	一五四部落	取極中に屬す
宗教別調査	一	一同	統計中に屬す
政治的進出に關する參考調査	一	一同	同
差別事件調査	七	差別事件發生地七ヶ所	眞相調査の結果夫々解決産業經濟對策、協同組合設立、青年融和運動等に付
融和問題研究会	一二	本部事務所	同

二、講習會

種別	回数	参加者	概況
理事會	二	一六	事業施行に付
本部委員會	一	一七	施行計劃
職員協議會	一	五	事業取扱に付
産業組合設立協議會	二	六〇	第一回は産業組合法に依る販売組合と決議せし第二回は任意副業組合に決議す。關係副業組合及内部希望者同組合規約方針を決定す(別項参照)
産業組合創立會	一	二七	同

計 七回

三、普及宣傳に關する施設

2 講演會

種別	回数	参加者	概況
中等學校講演會	三二	一〇、七五〇	中、女、實業學校
警察署講演會	一三	九二〇	懇談會を兼ね
町村講演會	五	八五〇	同
製糖工場講演會	三	一、一〇〇	同
計	五三	一三、六二〇名	

5 懇談會

種別	回数	参加者	概況
内部懇談會	三二	六七〇	主として産業經濟問題に付いて
融和促進懇談會	七	二七〇	顯現的差別事業の除去等に付き
計	三九	九四〇名	

6 文書宣傳

種別	回数	数量	對象	備考
同仁思潮	六	一八、〇〇〇	會員、官公署、學校、社會事業關係者、各種團體方面	同仁思潮は内自覚喚起を特に目的とする
融和時報	九	九、〇〇〇	本會役員官公署學校、社會事業關係者	
リーフレット	六〇	二二、〇〇〇	講演會終了後講師者に配布	
計	七五	四九、〇〇〇		

第三章 融和團體の組織と個別的活動

7 國民融和日

印刷物配布 一回 三六四、〇〇〇 縣下各戸ニ對シ リーフレット及其他新聞記事により宣傳を行ふ。(尙青年聯盟の事業は別項参照)

1 組織

イ、會則第十三條に依り本部に内部の自覺を主要目的とする融和實行部を設置し部長一名を置き各種の方法を講ず
 ロ、町村部會に融和實行部委員各一名を設置し本部指令事項の實踐をなす

2 施設

イ、融和主任の巡回

氏名	擔任地域	巡回日數	巡回市町村數(延)	備考
東山 範明	長野市、上水内郡、上高井郡、更級郡	一九八	二四二	關係市町村を巡回の上本部と連絡をとり、本部指令事項の實踐を期し、各地方の實情に於て目的の達成に努む
野溝健次郎	松本市、東筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡、西筑摩郡	一二六	一五三	
竹前 致道	下高井郡、下水内郡	四五	八七	
飯島幾太郎	諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡	七七	九二	
本部職員	南佐久郡、北佐久郡、上田市、小縣郡、埴科郡	四二	六三	
計		四八八	六三七	

口、内部懇談會、特に必要と認めらるゝ、三十二ヶ所に於て内部懇談會を本部主催の下に開催せり。(懇談會の項参照)

3 狀況

從來自覺喚起に關しては其第一歩とも謂ふべき被差別意識の喚起を中心とせりも、現在内部の社會的存在に鑑み昭和六年度に於ては經濟的自覺喚起を目標とせり。

五、差別事象及事件對策

種別 對策 解決條項 結果
差別官群六五、社交關係一 役員駐在、當該 期現付解決平 未解
團體關係四、學校關係三、 團體總會役員會 等特選調或調 決一
神祇關係一、寺院關係一、 開催、協議可決、 體會議決可決 件
經濟關係一 徹底的説示等 就職斡旋

六、産業及經濟に關する施設

- 種別 施行事業 事業數 概況
- 1 職業輔導 産業講習會 一二ヶ所 農物附屬品講習會二回
- 2 産業獎勵助成 製産機具購入 一一組合 製産獎勵額一八四〇〇
補助費六七四六〇
- 3 産業指導 協同組合設立 一四組合 製産、消費、販賣、生産組合
- 4 其他 職業紹介 七名

其他の施設 産業及經濟調査 一回 三市一二七町村、一五四部落

七、青少年及婦人融和運動

- 組 織 内 容 運動概況
- 1 青年運動 信濃同仁會 五聯合會、四三町青年聯盟 村支部 大會、國民融和日運動、座談會、研究会、講演會、講習會、差別事件の解決
- 2 婦人融和運動 信濃同仁會婦人部 部長一名、各町村 婦人對象講演會六ヶ所に婦人委員一名
- 3 兒童融和教育 青年聯盟少年部 四ヶ所の青年聯盟支部内に設置 一時的又は短期的指導、參考資料配布等

八、教育其他の獎勵助成

- 種別 交付人員 補助費 備考
- 教育獎勵助成 三五名 六一六圓 高等小學補習學校中等學校支會事務所發助成 七 七〇 中信支會外六支會
- 計 六八六圓
- 一〇、他團體との連絡提携に關する事項 聯絡團體名 聯絡事項 概況

長野縣購買組合聯合會 製産機製産機共同購入工業品の共同販賣
製産機を本會に於て取纏め上記團體と共同購入をなす。

上水内郡方面委員會 融和觀念の普及
松本商工會議所 販路開拓
松本方面委員會 獎勵助成
内部に行はれ居る鼻緒加工並製造事業助成及販路開拓に付、本會より懇談の結果、商工會議所に於ては販路の開拓斡旋方面に努力し、方面委員會は助成をなすに至る。

縣村信用組合外九組合 副業資金融通
(何れも村單位の産業組合)
製産事業開始に當り、機械購入資金なく、着手不能に陥れる所多きを以て上記團體と聯絡し低利年賦償還又は製品販賣の際少額宛分納する等の方法に依り資金融通の途を講

じ事業を開始することを得て現在好成绩を擧げて居る。

一、其他

講師派遣 上水内郡西部教育會他三團體へ講師を派遣した
縣外出張 「中央融和事業協會主催指導者講習會」(關東融和促進同盟創立大會)へ「講師招聘並に産業獎勵事業打合せの爲中央融和事業協會」中央融和事業協會評議員會並に全國融和事業協會
弔慰金の贈呈 十二月三十日故小根澤義山師遺族弔慰金第一次分金壹千四百拾七圓を贈呈せり。
地方改善事業の斡旋 地區改善及育英獎勵に付縣並に内部關係方面を斡旋した。獎勵組合六、採用育英生大學二名、中等學校九名、計十一名

四、支部活動狀況

- 支會名 所在地 代表者 六年度事業概況
- 上縣支會 上田市役所内 石巻 筆次 部會懇談會三回、差別事件解決四件
- 更級郡協議會 更級郡中津村 武 森太郎 協議會一回、部會懇談會七回、講演會一回、差別事件解決三件
- 長水支會 長野市荒木 平坂 岩吉 協議會一回、部會懇談會三回、差別事件解決三件
- 上高井支會 上高井郡須坂町役場 田中 邦治 部會懇談會二回、差別事件解決三件

- 下高井支會 下高井郡聯 小林 治雄 産業經濟懇談會一同、差別事件解決一件
- 中信支會 松本市役所 坂本 海亮 幹事會三回、部會懇談會四回、差別事件解決二件
- 北佐久支會 北佐久郡北 高橋 鐵郎 協議會一同、部會座談會六回、
- 埴科郡協議會 (未決定) (未決定) 部會座談會四回、差別事件解決一件
- 南信支會 上伊那郡東 飯島幾太郎 部會懇談會三回
- 春近村

一八 富山縣融和會

富山縣と中央融和事業協會との共同主催で、大正十五年二月二日から五日間に亘つて融和事業講習會が開かれたが、この際の講習修了者を中心となつて本會の創立が計畫され、同年四月十日其の創立を見るに至つた。

一、要 覽

1 趣意書

人間が人間を蔑み差別すること程大きな罪惡はないと思ひます、之は個人としても、亦國家としても相容ることの出来ない事柄であります。

四民平等の制の御宣布ありてより六十年、現今共存共榮の要が叫ばれ、四海同胞の高唱せらるゝ折柄、我帝國内に於てかゝる忌はしき因襲の今猶存在することは實に現代の悞事と謂はなければなりません。

ぬ。特に我帝國が世界に向つて人種平等の正義を主張しつゝありながら、内に此の陋習の存在することは大いなる矛盾と言はなければなりません。

今日誰人と雖もかゝる差別が不適當なる行爲であることに心附かないものはないのであります。たゞ感情として一抹のあるものが残存してゐるので之が過誤の根源をなしてゐるのであります。故に相互の融和は一君を奉じて萬民融然として睦み合ふ同胞相愛の大義に徹し差別の感情を一洗することによつて其の實を擧ぐる事が出来るのであります。

従つて之れが解決は従前行はれました施設によつてのみ十全を期待し得ないのであります。どうしても人心の胸底に潜む差別觀念の芟除を直接目的とする融和運動の必要を認めざるを得ないのであります。

本縣に於ては幸にして未だ他の地方に見るが如き忌むべき不祥事を見るに至らないことは兎に角慶賀すべき事柄ではあるが、表面平靜に見ゆる社會の裏には差別に泣き裏みに忍従しつゝある一部同胞のあることは否むことの出来ない事實であります。吾等は少くとも我が富山縣には斯る事象の根絶を期せんとして、茲に富山縣融和會の創立を見たいのであります。

斯種の運動は單に一部分の人のみの活動によつて成果を收め得るものではないので、全縣民の渾然一體となることになつてのみ期待することが出来るのであります。

茲に縣下有識の士に懇へ、地上の淨化に精進せんとするこの運

動に参加せられんことを切に希ふ次第であります。

2 會 則

- 第一條 本會ハ富山縣融和會ト稱ス
- 第二條 本會ハ同胞相愛ノ趣旨ニ依リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民親和ノ實ヲ擧グルヲ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト
 - 二、縣内町村ニ於ケル斯業ノ連絡提携ヲ圖ルコト
 - 三、融和事業ニ關スル調査研究ヲナスコト
 - 四、必要ニ應ジ縣内各地ニ講演會講習會ヲ開催シ趣旨ノ徹底ヲ策スルコト
 - 五、其ノ他役員會ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第四條 本會ハ事務所ヲ富山縣内ニ置ク
- 第五條 本會ノ資産ハ左ニ掲グルモノヨリ成立ス
 - 一、會員ノ離出金
 - 二、寄附金
 - 三、補助金
 - 四、其他ノ收入
- 第六條 本會ノ資産ハ確實ナル銀行若クハ郵便官署ニ預入ル、モノトシ特別ノ事情アル場合ハ役員會ハ議決ヲ俟テ處理スルモノトス
- 第七條 本會ノ經費ハ左ノモノヲ以テ支辨ス
 - 一、資産及資産ヨリ生スル收入

第三章 融和團體の組織と個別的活動

二、其ノ他ノ收入

第八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條 本會ノ豫算ハ年度開始前總會ニ於テ之ヲ定メ決算ハ當該年度終了後三月以内ニ監事ノ意見ヲ附シ次ノ總會ニ報告スルモノトス

第十條 第二條ノ目的ヲ達シ年額五十錢ノ會費ヲ離出スルモノヲ以テ會員トス但シ金五圓以上ヲ一時ニ離出スルコトヲ得

前項離出金額十圓以上ニ達シタルトキハ以後會員トシテ會費ヲ離出セサルコトヲ得

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 二、副會長 二名
- 三、理事 若干名
- 四、監事 若干名
- 五、幹事及書記 若干名
- 六、參事 若干名

第十二條 會長ハ本縣知事ヲ推戴スルモノトス

副會長ハ内一人ハ本縣學務部長ヲ推戴シ他ノ一人ハ總會ニ於テ會員中ヨリ推薦スルモノトス

會長ハ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之カ代理ヲナスモノトス

第十三條 理事及監事ハ參事中ヨリ互選ス

本縣社會課長及社會事業主事ハ選舉ヲ用ヒシテ理事タルモノトス

第三編 融和運動

第十四條 理事中ニ常務理事二名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 理事ハ本會ノ事業方法ニツキ審議ス監事ハ事務執行及資産ノ狀況ヲ監査ス

第十六條 幹事ハ會長之ヲ委嘱シ本會ノ庶務ニ從事スルモノトス

第十七條 參事ハ各都市ヨリ選出シ重要ナル會務ニ參與ス

書記ハ會長之ヲ任命シ本會ノ事務ニ從事スルモノトス

第十八條 會員ヨリ推薦シタル副會長及役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再任ヲ妨ケス

第十九條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第二十條 本會ノ會議ハ總會及役員會ノ二種トシ總會ハ毎年一回之ヲ開キ役員會ハ必要ニ應ジ臨時之ヲ開ク但シ役員會ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第二十一條 役員會ハ總會ニ提出スヘキ事項及會長ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ審議スルモノトス

第二十二條 緊急差指キ難キ事項ニシテ役員會開催ノ遲ニ到ラサル場合ハ會長ハ理事會ヲ以テ之ヲ代決セシムルコトヲ得

第二十三條 總會及役員會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長故障アルトキハ副會長之ニ當ル

第二十四條 役員會ハ役員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第二十五條 役員會ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否

同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル

第二十六條 本會ハ會員四分ノ三以上ノ同意アルニ非サレハ解散スルコトヲ得

本會解散ノ場合ニ於ケル資産ハ役員會ノ決議ニヨリ本會ノ目的ニ類似セル目的ノ爲ニ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條 將來本會則ノ條項ヲ變更セムトスルトキハ出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

3 役員

會長(知事) 齋藤 樹 副會長(學務部長) 遠山信一郎
 副會長 有澤與左衛門 常務理事(社會課長) 大場辰之助
 常務理事(社會事業主事) 草葉隆圓 幹事 盛田 靜男
 理事 島田 武吉 外 九名
 監事 正村 五平 同 村下綱次郎
 參事 杉本儀三郎 外 八一名
 書記 山本 源次

4 支會及會員數

支會ナシ 會員 九一二名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 三、三二六圓

歳入 會員豫出金六〇〇圓、獎勵金二、四五〇圓(國庫一、七〇〇圓、縣五〇〇圓、中央融和事業協會二五〇圓) 寄附金一圓、雜收入三〇圓、前年度繰越金二四五圓

歳出 事務費八六八圓、會議費七〇圓、事業費二、二八〇圓、會報費一〇〇圓、宣傳費六〇〇圓、融和日開催費一五〇圓、映寫宣傳費一五〇圓、文書宣傳費三〇〇圓、講演講習費六五〇圓、青年講習會費二〇〇圓、講演會費二〇〇圓、婦人文化講習會費一五〇圓、講習會等派遣費一〇〇圓、懇談協議會費一〇〇圓、産業輔導費五〇〇圓、美化獎勵費一〇〇圓、史實調査費一五〇圓、表彰費二〇圓、雜費四〇圓、雜支出六〇圓、豫備費四八圓。

特別會計 生産資金豫算 總額六九二圓八〇

2 事業計劃

一、會報發行 二、融和日開催(映寫會、講演會の開催、リーフレット、ポスター、ピラの配布等) 三、映寫宣傳、四、文書宣傳、融和時報パンフレット、リーフレット等) 五、融和事業青年講習會、六、講演會(十六ヶ所) 六、婦人文化講習會、七、講習會等派遣、八、懇談協議會(懇談會十ヶ所、懇談協議會十六ヶ所) 九、産業輔導、十、美化獎勵、十一、史實調査、十二、功勞者表彰

三、昭和六年度施行事業

種別	回数	參會者	概況
役員會	一	三二名	七年度豫算審議
總會	一	一〇〇	於富山縣教育會館
三、普及宣傳に関する施設			
1 講習會			
婦人文化講習會	二回	一四五名	泊町古里村
2 講演會			

第三章 融和團體の組織と個別的活動

種別 回数 參會者 概況

講演會 九三、九八一 名縣下男女中等學校
 講演會並懇談會 八 八〇〇 氷見郡余川町其他

計 一七回 四、七八一名

5 映畫會 八回 六、五〇〇名 氷見郡太田村其他

計 八回 六、五〇〇名

6 文書宣傳 八回 六、五〇〇名 氷見郡太田村其他

計 八回 六、五〇〇名

融和時報 一二回 七、二〇〇 縣下一圓 小學校教育、町村役場 警察官、師範學校、上級 生關係團體

計 一二回 七、二〇〇

宣傳ピラ甲種 七 五、〇〇〇 一般民衆 講演會開催地

計 七 五、〇〇〇

同乙種 八 一〇、〇〇〇 一般民衆 講演會、映畫會、開催地

計 八 一〇、〇〇〇

7 國民融和日 八回 六、五〇〇名 町村一般民衆 氷見郡太田村其他

計 八回 六、五〇〇名

講演會並懇談會 八回 六、五〇〇名 町村一般民衆 富山縣及富山縣教育團體聯合會合同

計 八回 六、五〇〇名

ボスタ 一 二、二〇〇枚 民衆 富山縣及富山縣教育團體聯合會合同

計 一 二、二〇〇枚

宣傳ピラ二種 一 三三〇、〇〇〇 同 縣下各新聞に知事融和會長として談話を掲載す

計 一 三三〇、〇〇〇

五、差別事象及事件の對策

差別事象及事件の對策 解決條項 結果

差別言辭六、團體關係二 講演會懇談會開催 同上 解決

六、産業及經濟に關する施設 事業數 概況

2 産業獎勵助成 生産機具購入豚雞舍建築 二 補助費二二二圓

九、功勞者表彰 高島覺太郎 高岡市南町 富山縣融和會長 鈴木 敬一

【參考】

富山縣社會事業關係者大會協議決定事項

「主催」富山縣、富山縣社會事業協會「會場」富山縣會議事堂「期日」六年四月十日—十一日

協議事項

一、賤視的差別觀念ヲ排除シ國民諸和ノ實ヲ擧グルニ適切ナル方法如何 富山縣融和會提出

一、融和問題ニ對スル方面委員ノ積極的活動要望ニ關スル件 富山縣融和會提出

決定

一、本縣ニ於テ從來實施シ來レル施設ノ更ニ徹底ヲ期スルノ要アルハ勿論特ニ左記事項ハ此際更ニ強調スルノ要アルモノト認ム

1 戶籍法改正ノ要ナキヤ研究スルコト

2 特ニ婦人各自ノ自覺ヲ促スコト

3 低利資金融通ノ範圍ヲ廣メ一層之ヲ容易ナラシムル様配意スルコト

4 教育衛生等ノ指導上更ニ一層ノ留意ヲ要ス

二、融和問題ノ重要性ニ鑑ミ富山縣融和會ノ要望ニ添ヒ方面委員ハ本問題ニ關シ一層活動ノ敏活ヲ期シ積極的努力ヲ致サント期ス

一九 鳥取縣一心會

大正十二年八月二十八日發の内務大臣訓令の趣旨に基き、同年十月三十日にその設立を見るに至り、左記趣意書の如く縣民一致の協力により縣下の融和問題解決に盡してゐる。

一、要 覽

1 趣意書

健全なる國家の基礎は國民相俱に團體の本義に基き人道の基調に從ひ共存親善の實を擧ぐるにあり一國文化の發達社會人類の進歩亦一に此に存す。

明治維新の初め 先帝長くも五箇條の御誓文を下し國政の大綱を示し舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ尋て明治四年八月太政官布告を以て一部國民に對する稱呼を廢し一視同仁の令を發せしめ給ふ爾來茲に五十有餘年上下相共に舊來の陋習を改むるに努め國運の進歩亦昔日の比に非らずと雖も然も尙因

襲の久しき依然として舊來の陋習に提はれ融和親善を缺くの憾あるは洵に遺憾とする所にして實に我國文化の發達を阻害し人道上看過すべからざる所なるのみならず上仁慈なる 救應に對し奉り洵に恐懼措く能はざる所なり。

今や世界の列國は人類相愛の大義に基き社會の平和人類幸福の増進に銳意努力しつゝあるの秋徒らに舊來の陋習に泥み差別的偏見に提はらるゝが如きことあらむか實に國家の進運を妨げ社會の平和を害ふこと大なるものあり吾人深く刺下の狀勢に鑑み縣民の一致協力に依り舊來の因襲的偏見を打破し益々協調諸和の道を講じ共存共榮の實を擧げむことを期す希くば縣民諸氏奮つて本會の事業に翼賛せられむことを望む。

大正十二年十一月

2 會 則

第一條 本會ハ鳥取縣一心會ト稱ス

第二條 本會ハ國體ノ本義ニ則リ人道ノ基調ニ從ヒ共存親善ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、同胞融和觀念ノ宣傳

二、修養並生活ノ改善ニ關スル事

三、其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

第四條 本會ノ事務所ハ之ヲ鳥取縣融和會課内ニ置ク

第五條 本會ハ本會ニ入會シタル會員ヲ以テ組織ス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

第三章 融和團體の組織と個別的活動

會長 一名 副會長 三名

評議員 二十七名 理事 若干名(内三名ヲ常務理事トス)

主 事 若干名 囑 託 若干名

第七條 會長ニ知事副會長ニ内務部長警察部長學務部長ヲ推舉ス

評議員ハ各支部二名(但シ鳥取、米子、倉吉支部ハ各三名)トシ内一名ハ支部長ヲ以テ之ニ充テ他ノ一名ハ支部會員ノ互選トス

支部長副支部長及評議員ノ任期ハ三ヶ年トス但シ再選ヲ妨ケス理事ハ會長之ヲ選任ス

主事及囑託ハ會長之ヲ任免ス

第八條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキ之ヲ代理ス

評議員ハ評議員會ニ出席シテ本會ノ重要事務ヲ評決ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

主事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

囑託ハ會長ノ指揮ヲ受ケ融和促進ノ事ニ當ル

第九條 本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ評議員會ノ推薦ニヨリ會長之ヲ委囑ス

顧問ハ會長ノ諮問ニ應ジ本會ノ事業ニ對シ意見ヲ述フルモノトス

第十條 各警察管區ニ支部ヲ置キ支部長並副支部長各一名ヲ置ク

支部長及副支部長ハ會長之ヲ委囑ス

第十一條 支部ノ下ニ市町村單位ノ支會ヲ置クコトヲ得

支會ニハ支會長ヲ置キ支會長ハ支會總會ノ推薦ニヨリ支部長之

第三編 融和運動

二二二

ヲ委嘱ス

第十二條 本會ハ毎年度一回評議員會ヲ開ク但シ必要アルトキハ臨時之ヲ開クコトアルヘシ

評議員會ハ毎年度總算其ノ他重要ナル事項ヲ審議ス評議員會ハ會長之ヲ招集ス

第十三條 本會ハ毎年度一回總會ヲ開ク但シ必要アルトキハ臨時之ヲ開クコトアルヘシ

總會ニ於テハ左ノ事項ヲ行フ 一、諸報告 二、協議 三、其ノ他必要ナル事項

總會ハ會長之ヲ招集ス 第十四條 本會ノ經費ハ補助金寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ但シ支部及支會ノ經費ハ支部及支會支會ノ負擔トス

第十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十六條 本會々員ニシテ本會ノ趣旨ニ反スル言動アリト認メタルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ退會セシムルコトアルヘシ

第十七條 本會ノ事務細則ハ會長之ヲ定ム

第十八條 支部ノ細則ハ支部長之ヲ定ム

附則

第十九條 第七條第二項ノ規定ニ依ル評議員ノ決定スル迄ハ現在評議員ニ於テ評議員會ノ職務ヲ行フモノトス

3 役員

會長(知事) 館 哲二 副會長(内務部長)竹田 武男

副會長(警察部長) 島川 直英 同(學務部長) 桑原 幹根

評議員 楠城 嘉一 外(二十五名) 常務理事(社會課長)大野 連治 同(社會主事) 細川 隆

理事(保安課長) 高橋 一郎 理事(農務課長) 大藤 寬一

囑託 高田傳四郎 囑託 松尾謙次郎

同 駒井 力藏 同 川口 慈教

主事 内山 賢次

支會 二 會員 二、七三二名

4 支會及會員數

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 六、〇六五圓

歳入 國庫補助金二、八五〇圓、育英費補助金四〇〇圓、産業費補助金一五〇圓、縣補助金九〇〇圓、繰入金一、一〇〇圓、前年度繰越金五〇〇圓、繰入金二〇〇圓、歳計一時預金利子一〇〇圓、雜收入一〇圓、貸付金償還金三〇五圓

歳出 事務取扱費二、二〇〇圓、事業費三、二〇〇圓、講演費一〇〇圓、講習費三五〇圓、指導者講習會費一五〇圓、婦人講習會費一〇〇圓、職業指導講習會費一〇〇圓、宣傳費一五〇圓、印刷費二〇〇圓、「融和時報」購入費一五〇圓、會報二回分五〇圓、視察費一五〇圓、産業獎勵費三〇〇圓、懇談會費二〇〇圓、育英費八〇〇圓、支部補助費七〇〇圓、研究調査費五〇圓、青年聯盟事業費一〇〇圓、社會講座費一〇〇圓、會議費三五〇圓、借入金償還金

二六〇圓、豫備費一四五四

2 事業計劃

一、講演會(一〇ヶ所)二、講習會(指導者講習會一ヶ所、婦人講習會二ヶ所、職業指導講習會二ヶ所)三、宣傳 四、印刷物(融和時報一二、會報二回)五、視察、六、産業獎勵 七、懇談會(一〇ヶ所)八、育英事業(五〇名)九、支部補助 十、研究調査 十一、青年聯盟事業 十二、社會講座(一〇ヶ所)

三、昭和六年度施行事業

一、調査、研究、視察

種別 回数 場所 概況 縣外視察 一回 島根、廣島、岡山縣下 各縣下町村の融和状況並内部産業發達情況視察

二、諸會議

種別 回数 參會者 概況 總會 一 一八〇 於東伯郡倉吉町 評議員會 一 一七 決算豫算事業等

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會 參會者 概況 融和事業 一 六三 四日間、東伯郡倉吉町 講習會 二 一〇〇 各三日間、科目、作法 婦人講習會 二 一〇〇 家事の大要

第三章 融和團體の組織と個別的活動

計 三回 一六三名

2 講演會

種別 回数 參會者 概況 融和問題 一 一八〇 於東伯郡倉吉町

融和問題講演會(映畫利用) 九 六、一〇〇 講師、同會職員

計 一〇回 六、二八〇名

3 懇談會

融和問題 一〇回 參會者二五〇名 市町村内部落有志者

4 映畫會

映畫會 一〇回 參會者六、一〇〇名 映畫「二つの世界」其他

6 文書宣傳

融和時報 一二回 一〇、二〇〇部 對象市町村學 中央融和協

7 國民融和日

種別 回数又は 數量 對象 備考 映畫 一 一、五〇〇 縣下市町村、學校 各種團體會社工場

ボスター 一 九、五〇〇 同 會長意見新 七 縣下七大新聞社に 閣紙發表 掲載を依頼す 映畫講演會 二 一般 映畫「君萬歳の旗の下に」

計 五回 一一、〇〇〇部

二二三

第三編 融和運動

六、産業及經濟に關する施設

- 種別 施行事業 事業數 事業概況
- 1 職業輔導 農事講習會 一ヶ所 二日間受講者八〇名
- 2 産業獎勵助成 産業講習會生 一三ヶ所 事業費總額八七四圓 補助費一五八圓

七、青少年及婦人融和運動

- 1 青年融和運動 運動概況
- 2 婦人融和運動 組織の充實

八、教育其他の獎勵助成

- 種別 交付人員 補助費 備考
- 教育獎勵 東伯郡高城村外 六三〇圓 高等小學校若は補習 二十六市町村 學校在學者四五名
- 支部補助 一二團體 七〇〇 支部經費補助
- 計 一、三三〇

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	六年度事業概況
鳥取縣一心會	鳥取市役所	楠城 嘉一	毎年一回總會、支部總會、協議會等開催する外支部内差別の撤廢融和親善に努む
鳥取支部	鳥取市役所	楠城 嘉一	
同 岩井支部	岩井警察署	石谷 良藏	同
同 河原支部	河原警察署	本城 藤造	同
同 智頭支部	智頭町役場	缺 員	同

幸福ヲ増進スル所以ナリ、明治天皇御親政ノ初頭、長クモ五箇條ノ御誓文ヲ下シテ國政ノ大綱ヲ示シ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘキ旨ヲ宣シ給ヒ尋テ太政官ヲシテ一部國民ニ對スル稱呼ヲ廢シ、四民平等ノ令ヲ發セシメ給フ。寔ニ救慮深遠感激ノ至リニ堪ヘサルナリ。

爾來年ヲ閱スルコト五十有餘年文物燦然トシテ國運ノ隆昌亦昔日ノ比ニ非スト雖、因襲ノ久シキ依然トシテ舊來ノ陋習ニ囚ハレ動モスレハ融和親善ノ美ヲ傷クルノ事慮ヲ生セムトスルハ洵ニ遺憾トスル所ニシテ、仁慈ナル救慮ニ對シ奉リ恐懼措ク能ハサルノミナラズ、人道上看過スヘカラサル痛恨事ナリトス

若シ夫レ現狀ヲ以テ推移セムカ、同胞相互間ニ於ケル溝渠ハ日ニ月ニ其ノ深サヲ増シ、國家ノ富強ハ之ヲ期スルコト能ハス、國民ノ幸福ハ之ヲ望ムコト能ハサルヘシ、吾人ハ世界ノ大勢ト、我國刻下ノ情勢トニ鑑ミ、同胞親愛ノ大義ヲ闡明シテ、偏狹ナル感情ト固陋ナル思想ノ打破ニ努メ、賤視の觀念ニ基ク差別待遇ノ根絶ヲ圖リ、以テ社會共榮國民偕和ノ實ヲ擧ケ國運ノ發展幸福ノ増進ニ貢獻セムコトヲ期ス

2 決議

- 一、廣ク社會ニ對シ本會設立ノ適意、目的ノ普及徹底ヲ期スルコト
- 一、吾人ハ徒ニ矯激ナル運動ニ與セス、一致協力シテ賤視の觀念ニ基ク差別待遇ノ根絶ヲ期スルコト
- 一、賤視の差別觀念ニ基キ動モスレハ閉塞セムトスル門戸ヲ開放

第三章 融和團體の組織と個別的活動

同 若櫻支部	若櫻警察署	西垣 寛治	同
同 實木支部	實木警察署	三谷 富藏	同
同 八橋支部	八橋警察署	河本 敬藏	同
同 倉吉支部	倉吉町役場	近池 利勝	同
同 米子支部	米子市役所	西尾 常彦	同
同 境支部	境警察署	庄司 廉	同
同 黒坂支部	黒坂警察署	入澤 廉	同
同 溝口支部	溝口警察署	足羽 章	同

二〇 鳥根縣和敬會

大正十三年十月鳥根縣今市町に於ける地方改良講演大會の際、別府鳥根縣知事の内部同胞有志との懇談を動機とし、首本精覺(安濃郡波根東村立善寺住職)、馬場愷輔(鳥根郡長)、曾田達圓(鳥根郡今市町大念寺住職)、土江喜代一郎(出雲同志會會長)、藤澤熊市(出雲同志會役員)、井戸内平藏(出雲同志會役員)等の斡旋の下に、縣下一般に對し同志を募りて融和團體を組織することとなり、大正十四年二月二十五日同會の創立總會を開催し、爾後各種の施設を講じてゐる。

一、要覽

- 1 宣言 人類平等ハ天地ノ公道ニシテ、賤視の差別ノ撤廢ハ社會國家ノ

シ、人材登用ノ實現ヲ期スルコト(大正十四年六月二十日)

3 會則

- 第一條 本會ハ鳥根縣和敬會ト稱ス
- 第二條 本會ハ同胞親愛ノ大義ニ則リ徹底的ニ差別的因襲ヲ排除シ融和親善ノ美風ヲ作興シ以テ社會ノ福祉ヲ増進シ國運ノ伸張ヲ圖ルヲ目的トス
- 第三條 前條ノ目的ヲ達スル爲本會ハ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、共存和敬ノ觀念及宣傳
 - 二、本會ノ目的ニ合致スル事業ノ援助
 - 三、爭議ノ解決
 - 四、先進地方ノ視察
 - 五、功勞者ノ表彰
 - 六、其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
- 第四條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シタル者ヲ以テ組織ス
- 第五條 本會ニ功勞アル者又ハ融和事業ニ關シ識見アル者ヲ名譽會員ニ推薦スルコトアルヘシ
- 第六條 本會ノ事務所ハ之ヲ鳥根縣廳内ニ置ク
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一名 副會長 二名
 - 幹事 若干名 地方委員 若干名
 - 評議員 十四名 書記 若干名
- 第八條 會長、副會長ハ總會ニ於テ之ヲ推薦ス但シ副會長中缺員ヲ生シタル場合ハ評議員ノ決議ニ依リ之ヲ推薦スル事アルヘシ

幹事、地方委員、書記ハ會長之ヲ囑託シ評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九條 會長ハ會務ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

幹事ハ會務ヲ掌理ス

地方委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ部内ニ於ケル本會ノ事業ヲ助成シ書記ハ會長ノ命ヲ承ケテ庶務ニ従事ス

第十條 評議員ハ會長ノ招集ニ依リ豫算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス

第十一條 役員ノ任期ハ書記ヲ除キニケ年トス

第十二條 本會ニ顧問ヲ置ク

第十三條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ會務ノ報告、役員選舉及決議ヲ行フ但シ必要ニ應ジ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第十四條 本會ノ經費ハ補助金、寄附金及雜收入ヲ以テ之ニ充テ當分ノ内會費ヲ徴收セス

第十五條 本則施行ニ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

4 役員

會長	恒松於菟二	副會長	昌子亮一
副會長	高島資吉	幹事	馬場愷輔
幹事	菅本精覺	同	井戸内平藏
同	土江喜代一郎	同	藤澤熊市
同	古瀬良逸	同	中村秀徳
同	高見治夫	常任幹事	生松詮一

書記 赤木、愛博

5 支會及會員數

會員 一、三〇〇名

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 八、五四二圓

歳入 國庫獎勵金四、〇〇〇圓、縣費補助金一、〇〇〇圓、生産資金借入金一、〇〇〇圓(中央融和事業協會)、生産資金償還金六三二圓、教育補助金一五〇圓(中央融和事業協會)、産業獎勵補助金三〇〇圓(中央融和事業協會) 寄附金一、〇五〇圓、雜收入一〇四、前年度繰越金四〇〇圓

歳出 事務費一、二五七圓、事業費五、〇五三圓(講演會費一、一四〇圓、講習會費八〇〇圓、産業獎勵費六〇〇圓、懇談會費二一〇圓、視察費一五〇圓、會報發行費六四八圓、パンフレット發行費二九五圓、派遣費一五〇圓、功績者慰勞費三五圓、地方委員費一二〇圓、職業幹旋費一二五圓、教育獎勵費三〇〇圓、國民融和日施設費一〇〇圓、調査費一八〇圓、雜費二〇〇圓) 會議費三三〇圓、生産資金貸付費一、〇〇〇圓、生産資金償還金六三二圓、豫備費六〇〇圓

2 事業計劃

一、講演會(三〇ヶ所) 二、講習會(融和事業講習會一ヶ所、青年一夜講習會四ヶ所、産業獎勵施設未定) 三、懇談會(部落懇談會二ヶ所、中堅者懇談會二ヶ所) 四、視察 五、會報發行(一二豫備費六〇〇圓)

同)六、パンフレット發行(融和資料一回、要覽一回)七、派遣八、功績者表彰 九、地方委員 十、職業幹旋 十一、教育獎勵(二五名) 十二、融和日施設

三、昭和六年度施行事業

一、調査、研究、觀察

優良團體觀察 一同 參會者一名 出張者は同會調査員

二、講習會

種別 同數 參會者 概況

第七回總會 一 二〇〇名 決議事項は別項參照

役員會 三 會長以下各役員 總會、關西協議會等の件

評議員會 一 副會長以下各役員 豫算、決算の件

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會 種別 同數 參會者 概況

社會教化 一 六〇 官吏、教員、團體幹部

青年一夜講習會 二 內女子團員八名出席

婦女講習會 一 三三 科目、修身、裁縫、家事、衛生

計 四回

2 講演會

社會教化講演會 一八回 參會者六、一七〇名 安濃郡佐比賣村其他

3 懇談會

第三章 融和團體の組織と個別的活動

書記 赤木、愛博

5 支會及會員數

會員 一、三〇〇名

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 八、五四二圓

歳入 國庫獎勵金四、〇〇〇圓、縣費補助金一、〇〇〇圓、生産資金借入金一、〇〇〇圓(中央融和事業協會)、生産資金償還金六三二圓、教育補助金一五〇圓(中央融和事業協會)、産業獎勵補助金三〇〇圓(中央融和事業協會) 寄附金一、〇五〇圓、雜收入一〇四、前年度繰越金四〇〇圓

歳出 事務費一、二五七圓、事業費五、〇五三圓(講演會費一、一四〇圓、講習會費八〇〇圓、産業獎勵費六〇〇圓、懇談會費二一〇圓、視察費一五〇圓、會報發行費六四八圓、パンフレット發行費二九五圓、派遣費一五〇圓、功績者慰勞費三五圓、地方委員費一二〇圓、職業幹旋費一二五圓、教育獎勵費三〇〇圓、國民融和日施設費一〇〇圓、調査費一八〇圓、雜費二〇〇圓) 會議費三三〇圓、生産資金貸付費一、〇〇〇圓、生産資金償還金六三二圓、豫備費六〇〇圓

2 事業計劃

一、講演會(三〇ヶ所) 二、講習會(融和事業講習會一ヶ所、青年一夜講習會四ヶ所、産業獎勵施設未定) 三、懇談會(部落懇談會二ヶ所、中堅者懇談會二ヶ所) 四、視察 五、會報發行(一二

懇談會 六回 參會者二三〇名 神職、僧侶、警察官等

4 映畫會

社會教化 一五回 參會者八、七〇〇名 那賀郡雲城村其他

7 國民融和日

種別 同數 場所 數量 對象 備考

リーフレット 一 一五、〇〇〇枚 一般民衆 縣下各市町村

ポスター 一 二、〇〇〇 町村學校 各種公署

パンフレット 一 一、〇〇〇 一般民衆

講演映畫會 三 一、六〇〇名 同

計 六回 一八、〇〇〇部 一六、〇〇〇名

五、差別事象及事件の對策

種別 對策 結果

神社關係 一 懇談會、社會教化講習會、映畫會開催 村長及村民理解 解決

八、教育其他の獎勵助成 種別 交付人員又は團體 補助費 備考

教育獎勵 八名 一二二圓

九、功勞者表彰 黑田 與吉 大原郡加茂町 表彰者島根縣和敬會長

十、他團體との連絡提携に關する事項

二三七

聯絡團體名 聯絡事項 概況
 縣社會事業及社會教育關係團體、縣下教化團體、各學校、宗教團體
 講演映畫會、文書宣傳相互提携の上施設をなす

【參考】

島根縣和教會第七回總會協議決定事項

宣言

因襲の積弊猶且一部同胞をして社會的機會均等を失はしめ、物心共に其の進出を阻止しつゝあるは洵に痛歎措く能はざる所なり。惟ふに現代の社會意識は實相の推移と思想の分野の中に動くと雖不合理なる舊態の陋習を受けて屢々缺陷を作り罪惡を生む、之れ全く融和問題に對する關心の未だ完からざる爲に外ならず。茲に於て吾等は協力一致全同胞の實生活に即したる社會建設の爲に其の運動を展開し、吾等の使命をしてよりよき實績の顯現に邁進せしめむことを期す。

決議

一、差別發生の由來を闡明し不合理なる觀念の根柢を期す

一、男女青年の純眞なる意氣に訴へ融和思想の普及と融和問題の解決を期す

一、内部に於ける産業經濟の向上を期す

建議事項

一、兒童に對し融和問題を如何に取扱ふべきや其の適當なる方法如何（和教會提出）

三、岡崎熊吉、三好伊平次、原田理太郎外數氏の發企により官民聯合の強力なる新團體組織の計畫を進め、九月十九日創立總會を開催して岡山縣協和會と名づけ、爾來着々として内容を充實し各種事業に努力しつゝ今日に至る。

一、要覽

1 趣意書

自由と平等と博愛とこれ世界思想の主潮にして又實に天地の眞理也、昔ふ勿れこれ西人の異説と、我聖人夙に四海皆兄弟といひ賢人萬物各一大極といへり、然も階級の因襲は長く此の眞理を顯すことを爲さず、先帝是に於て此の舊來の陋習を打破し給ひ四民平等の大義を宣布し給ひき、爾來茲五十餘年文物燦然百物皆暢ぶ然も顧るに萬物一新の實未だ必ずしも遂ぐるなく聖明の赤子にして薄遇に泣くもの多々、嗚呼奮飛んで天に戻り魚淵に躍る然も人同じく生を技に享けて志空しく遂げず今尙黑暗の裡に沈淪する實にこれ聖代の恨事に非ずや、頃者有議口を開けば輒ち社會政策を唱へ或は勞働の思想を説く然も説いてこれに及ばず或は及んで一も爲すあるなし、吾人同志これを慨し茲に本會を組織して彼の公道を宣傳し以て同胞一視の觀念の實現を圖り又自ら内に革めて其の向上を期せんとす。斯人全圖無慮一百數十萬かくて各其志を得ば帝國の幸何ぞ之に如かん、人道惟一、人同じく踐べし、翼くは同感有志の士幸に本會の趣旨に賛同し以て其の成を期せんことを。

第三章 融和團體の組織と個別的活動

（小學校に於ては直接部落問題に觸れずして兒童の年齢に應じ人格の平等につき、可成徹底的に教授を行ふ事但し賤視差別の實際事實上に遭遇したる場合は此限にあらず、事應並範圍如何に従ひ臨機の取扱を爲すこと）

二、本縣の實情に照し内部同胞の産業經濟を向上せしむるに最適切有效なる方策如何（同上）

（生産資金として低利長期の貸付方法を講ずるを以て適切有效と認む）

三、男女青年に融和問題を普及徹底せしむる適切の方法如何（同上）

（益々男女青年壯年融和聯盟を擴張し盛に男女青年融和講習會を行ふこと）

四、青英獎勵金増額を其の筋に請願の件（同上）

（内務大臣、社會局長官に請願電報を發し、中央融和事業協會長に文書を以て依頼すること）

二二 岡山縣協和會

岡山縣には夙に備作平民會、岡山縣同志會、岡山縣青年同志會等の諸團體相次で起り、斯道に貢獻する所尠からざりしが未だ縣下の各階級を網羅するまでに至らざるの憾ありしに、大正九年六月大原孫三郎、原澄治、津田明導、三樹樹

2 會則

第一條 本會ハ岡山縣協和會ト稱ス

第二條 本會ハ本部ヲ岡山市ニ置ク但シ必要ノ場所ニ支部ヲ設ク支部規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 本會ハ同胞協和ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲總會又ハ役員會ノ決議ニ依リ適切ナル事業ヲ行フ

第五條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

會員ハ毎年金貳拾錢以上ヲ贈金スルモノ又ハ一時金拾圓以上ヲ贈金シタルモノニシテ本會ノ趣旨ニ賛成シ其ノ遂行ヲ期スルモノ

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名
 副會長 二名
 幹事 若干名（内一名ヲ常任トス）
 評議員 若干名
 地方委員 若干名
 名譽幹事 若干名
 顧問 若干名

第七條 會長ハ岡山縣知事ヲ推戴ス

副會長ノ内一名ハ岡山縣學務部長ノ職ニ在ル者ニ委囑シ其ノ他

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

幹事ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス常任幹事ハ岡山縣學務部社會

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

副會長ノ内一名ハ岡山縣學務部長ノ職ニ在ル者ニ委囑シ其ノ他

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

幹事ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス常任幹事ハ岡山縣學務部社會

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

副會長ノ内一名ハ岡山縣學務部長ノ職ニ在ル者ニ委囑シ其ノ他

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

幹事ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス常任幹事ハ岡山縣學務部社會

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

副會長ノ内一名ハ岡山縣學務部長ノ職ニ在ル者ニ委囑シ其ノ他

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

幹事ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス常任幹事ハ岡山縣學務部社會

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

副會長ノ内一名ハ岡山縣學務部長ノ職ニ在ル者ニ委囑シ其ノ他

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

幹事ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス常任幹事ハ岡山縣學務部社會

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

副會長ノ内一名ハ岡山縣學務部長ノ職ニ在ル者ニ委囑シ其ノ他

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

幹事ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス常任幹事ハ岡山縣學務部社會

ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

課長ノ職ニ在ル者ニ委嘱ス評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス
 地方委員ハ各地方ニ於テ選出シ會長ノ承認ヲ經ルモノトス但シ
 時宜ニ依リ會長之ヲ囑スルコトヲ得
 名譽幹事ハ岡山縣内各警察署長及岡山縣廳關係課長ノ職ニ在ル
 者ニ委嘱ス

顧問ハ融和事業ニ關係深キ者ニ會長之ヲ委嘱ス

第八條 役員ノ任期ハ總テ二年トス

第九條 會長ハ會務ヲ統括シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

幹事ハ會務ヲ處理ス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ重要ナル事項ヲ決議ス

地方委員ハ其ノ地方ノ事業ヲ助成ス

第十條 本會ハ毎年一回總會ヲ開催ス評議員會ハ必要ニ依リ會長
 之ヲ召集ス

但シ評議員四分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ評議員
 會開催ノ請求アリタルトキハ會長之ヲ召集スルコトアルヘシ

第十一條 本會ニ書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十二條 本會ノ經費ハ基金利子一般寄附金會員贈金及ヒ其ノ他
 ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條 本會則ハ總會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非レ
 ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

附 則

役員ハ任期滿了スト雖モ場合ニ依リ次ノ總會ニ於テ選舉ヲ行フ

マテ繼續留任スルモノトス

4 役員

會長(知事) 篠原英太郎 副會長(學務部長) 内田 傳藏
 副會長 原 澄治 幹事 河本乙五郎
 外二十九名

評議員 馬場 正志 外百四十九名

地方委員 船橋 德衛 外三百四十四名

常任幹事 橋本 一朗 書 記 岡崎規矩吾

書 記 森川榮太郎 同 龍場 恒雄

囑 託 梅崎 英雄 同 守屋 茂

同 田中 筆次

5 支會及會員數

支會 一〇 會員 二、五〇〇名

二、昭和七年度決算並事業計劃

1 豫算 總額 七、四八〇圓

歳入 年贈金五〇〇圓、財産收入三〇圓、繰越金一、〇〇〇圓、

補助金五、七〇〇圓(國庫三、五〇〇圓、縣二、〇〇〇圓、中央融

和事業協會二〇〇圓、寄附金二〇〇圓、雜收入五〇圓

歳出 事務費二、九五四圓、會議費一五〇圓、事業費三、七四〇

圓(宣傳費一、三〇〇圓)文書宣傳費一、一〇〇圓、映畫費二〇〇

圓(諸會費一、二五〇圓)研究會費一〇〇圓、講演會費三〇〇圓、

懇談會費一〇〇圓、大會費一五〇圓、講習會費一五〇圓)協和文

車費二〇圓、獎學費四〇〇圓、獨學青年獎學費二七〇圓、融和團
 體負擔金及補助金二〇〇圓、臨時事業費三〇〇圓、豫備費六三六

2 事業計劃

一、文書宣傳(融和時報一二回、パンフレット發行及購入)二、
 映畫會(四〇ヶ所)三、研究會一〇回 四、講演會(大講演會三
 回、辯論大會二回)五、懇談會(映畫應用懇談會四〇回、關係者
 懇談會一〇回)六、大會(一回)七、講習會(都市單位一夜講習
 會(五ヶ所)八、協和文庫 九、獎學(二〇名)一〇、獨學青年
 獎學(男女各一〇名)一一、融和團體補助 一二、臨時事業

三、昭和六年度施行事業

一、調査、研究、觀察

研究會 五回 參會者九〇名

幹事、青年同盟員等、研
 究事項「男女青年指導方
 針、積極的進路策、内部自
 覺運動、現状批判」等

二、諸會議

種別	回数	參會者	概況
幹事會	一	一五	於縣會議事堂
打合せ會	一	八	四
總會	一	一五〇	同
評議員會	一	五〇	同
會員大會	一	一五〇	同
計	五回	三七三名	

第三章 融和團體の組織と個別的活動

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會

指導者養成 一回 參回者二五名 中央融和事業協會及
 岡山縣と共同主催

2 講演會

種別 回数 參會者 概況
 宣傳講演會 三三 二五、五〇〇 一般町村民
 婦人講演會 一 一〇〇 婦人會員
 路傍講演會 四 岡山市内

計 三八回 二五、六〇〇名

6 文書宣傳

融和時報 一二六五、七〇〇部 會員、市町村長、各
 學校長、男女青年團
 長、在郷軍人分會長
 警察署、駐在巡查
 寺院、檀徒總代青年團
 幹事、評議員、青年
 同盟

パンフレット 一一、四二〇 市町村、學校、路傍
 配布

リーフレット 一〇、〇〇〇

計 八七、一二〇

7 國民融和日 國民融和日 備考
 種別 回数又ハ 數量 對象
 融和行進 三 九五〇名 一般市民
 有志の融和歌合唱
 旅行列

第三編 融和運動

路傍講演 四回 市民 役職員青年同盟員 有志

自轉車宣傳隊 一 一五〇名 會 員 小學校兒童及地方役 員を通じて配布す

總會評議員會 一 一五〇名 會 員 小學校兒童及地方役 員を通じて配布す

宣傳用小旗 二、〇〇〇本 枚路傍及小學校、地 方役員に依頼配布す

リーフレット 一〇、〇〇〇枚 方役員に依頼配布す

四、内部自覺に關する施設 部務講演會 二〇ヶ町村 參會者一、〇六〇名 一ヶ所三〇名乃 至一〇〇名

五、差別事象及事件の對策 種 別 對 策 解決 條 項 結果

差別首辭二 學校關係三 關係者懇談會 運動提携、辭表 承認 件項を承認せ しむ

神戶關係一 提出、村融和事 業費計上増額、 村融和團體組織 用、教員住宅部 落内建設

七、青少年及婦人融和運動

1 青年融和運動 組 織 内 容 運動 概況

岡山縣協和會 中央融和協會主催最 期講習會受講者中心 運動、講演會、融和日 となり結成す

八、教育其他の獎勵助成

教育獎勵 兒童獎學補助 一六名(補習學校七、高等學校九)

講義録配布 一二名(男二、女一)

四、支部活動狀況

支部名 所在地 代表者 六年度事業概況

岡山市昭融會 岡山市役所社 守屋松之助 總會一、理事會一、 委員會一、教育者懇 談會一、視察融和日 宣傳

郷内村融和會 兒島郡郷内村 大野 稔 總會一、映畫會一、 座談會一、融和時報 配布

土居村融和會 英田郡土居村 春名 武雄 融和會發會式、映畫 會一、講演會一

三保村協和會 久米郡三保村 寄元 澤市 講演會一、映畫會一

五城村融和會 赤野郡五城村 戸川 專治 映畫會一、講演會二

勝加茂村協和 勝田郡勝加茂 藤井清次郎 講演會、懇談會數回 村役場 差別事件調停一

【參 考】

岡山縣協和會第十一回總會決議事項

融和ノ旗幟ヲ高ラカニ掲ゲテ官民協力内外一致ノ凡ユル努力ガ 日夜不斷ニ傾倒セラルルコト既ニ十有餘年今猶呢フベキ同胞差別 人間賤視ノ陋習ハ依然トシテ國民ノ腦裡ニ膠着シテ離レズ却ツテ 世人ハ問題ノ重大性ヲ或ハ故意ニ或ハ無意識ニ閉却無視シテ顧ミ

一三三 廣島縣共鳴會

多年融和問題の爲に活動を續けつゝあつた前田三遊、中村 桂堂、河野龜市、上島定、其他の諸氏に依つて、大正十年三 月本會は組織された。爾來これら幹部の熱誠と活動とによ り、倍々その實績を擧げつゝあつたが、一層完全に國民運動 の形態を採ることとし、從來の組織を改廢し、昭和六年四月 より事務所を縣廳内に移し、更に運動分野の擴大を期して活 動することゝなつた。

一、要 覽

1 趣意書

甚しいかな人道の輕視せらるゝや、是れが爲に聲を呑み、是が ために恨みを抱く者、古來渺しとなさず。 凡そ生を人間に稟くる者は、皆齊しく均等の人格を認められざ るべからず然も因習の久しき、尙住々人格を無視し、他を遇する に、奴隸人を以てする者あり何ぞ顧みざるの甚しきや。 萬人一様に、尊重なる存在たることは、何人も否定すべからざ る所、蓋し各人の存在は、之を縦にしては億萬劫に亘りて、唯一 人あるのみ、之を横にしては千萬里に彌りて、唯一人あるのみ、 其の形似心狀、素より一ありて二なし、尊貴なること萬物に超ゆ 況んや人壽百歳を驗ゆる者、罕なるに於てをや、爾く尊貴にして

ザラントス融和ノ實現果シテ何時ノ日ゾヤ洵ニ痛嘆ニ堪ヘザルナ リ。

惟フニ融和問題解決ノ要件ハ國民悉クガ問題ノ真相ヲ明確ニ認 識スルニ在リカルガ故ニ凡ユル機會ヲ捉ヘテ之ヲ大衆ニ訴ヘ其ノ 關心ヲ喚起スルニ努ムルノ緊要ナルハ言フ俟タズト雖モ又内部同 胞自ラガ不合理ナル因襲的差別ノ撤廢ヲ社會ニ向ツテ要請強調シ 以テ問題ノ重大性ヲ認容セシムルノ最モ効果的ナルヲ確信ス 時恰モ時局重大ナルノ機ニ遭遇シ一層全縣民ノ總親和總努力ヲ 期スルノ緊要ヲ痛感ス 茲ニ吾人ハ一般大衆ノ啓蒙ニ最善ノ努力ヲ拂フト共ニ内部同胞 自身ノ正シキ自覺ヲ喚起シ以テ夫レ自ラノ力ニ依リ國民融和陋習 打破ノ實効ヲ收ムルニ至ラムコトヲ期ス 右宣言ス

昭和七年三月十四日

岡山縣協和會第十一回總會

決 議

- 一、吾人ハ全縣下ノ市町村當局ノ理解ヲ促進シテ其ノ豫算ニ相當 額ノ融和事業費ヲ計上セラルルニ至ランコトヲ期ス
- 二、吾人ハ内部同胞ノ産業經濟ニ關スル智識ノ徹底ヲ計リ組合共 同的生活ノ實効ヲ擧ゲンコトヲ期ス
- 三、吾人ハ内部同胞ノ誤レル卑下心ヲ除キ卑屈ナル誇觀ヲ排シテ 踴躍セラレタル人間價值ノ奪還ニ奮起センコトヲ期ス
- 四、教育者ノ理解ヲ促進シ一層融和教育的ノ徹底ヲ期ス

第三章 融和團體の組織と個別的活動

爾く短命なる者、何ぞ自卑自屈に安んじて他の侮辱を甘受し漫りに屈從すべけんや。

然れども、此存在の尊貴なる所以を識る者はまた自から勉め自から勵みて、須らく其天與の恩養を、空しくせざらんことを期すべきなり、是に於てか大に教育の必要あり、世の人道を輕視する者と、是が爲に侮辱せらるゝ者とは、共に等しく教育して、かの時代錯誤たる、人格無視の言動を絶滅せしめざる可からず。

朝廷既に明治四年を以て、四民平等を宣示せられ、先帝に於かせられては明治二十三年大詔を煥發せられ億兆心を一にし博愛衆に及ぼすべきを、詔諭し給へり、然も今に至る迄、尙未だ差別的待遇の、全く撤廢せられざるは、深く之を遺憾となす、乃ち我等同志は技に人道の大義に基き、同胞相愛を高唱し、以て社會共存の眞義と、國民一家の名實とを全うせんとす、仰ぎ冀はくば同感の士、我等の衷情を諒として此志を成さしめ給はんことを。

2 聲明書 (昭和六年四月組織變更に際して)

大正十年三月、斯道の先覺者故前田三遊氏は、同憂の士と相圖り廣島縣共鳴會なる融和團體を組織した。顧みるに、その當時は未だ黎明期で、融和問題の何たるかを社會的に認識されてゐなかつた時代である。此の秋に當つて、早くも社會正義の法剣を執り法鼓を撃つて人間の尊嚴を廣く社會に問ふたのは本會である。それは正さに青天の霹靂であつた。吾等は此の光輝ある本會の歴史に自らの誇りを感じるものである。然し此の輝かしき歴史の裡にも、涙ぐましさ草創の艱難があつた事を忘れてはならぬ。

爾來滿十年、其の間幾千の消長起伏なしとしないが、意氣と熱とをもつて綴る本會の歴史は多難なりし融和運動の尖端にあつて克く最善の努力を拂ひ、使命の遂行に歸趨を誤らなかつた事を告げてゐる。かくて社會の情勢は漸く一變するに至つた。問題の理解と輿論の喚起に成功したのである。融和運動の趨勢は今や之を必らずしも一部國民の運動として坐視傍觀するが如き態度を斷じて許さない時代になつた。即ち本問題の解決は國民共同の責務なるを以て、之を國民運動として進展せしめんとする機運を醸成したのである。之は謂ふ迄もなく過去の努力に結果する社會の一大進化であるが、固より本運動は社會の現段階をもつて満足する事は出来ない。

憶ふに、本會は過去十年間に亘り克く傳統の精神を確守し、一貫して民間團體としての特色を支持して來た。然しながら時運を洞察して、今後は完全に國民運動の型態を探ることにした。乃ち從來の組織を改廢して官民の合同を策し、國民の總動員に期待して差別的牙城を衝かんことを試みるものである。本會の前途はかくして益々多忙である。殘存せる差別事象を絶滅すべき固より、更らに進んでは融和の障害たる封建的諸遺制の打破を敢行して、積極的に人類相愛の精神を振作すべく、運動分野の擴大と、新なる使命とを認識するものである。さりながら、吾等の將來には幾多の困難あるを豫想せざるを得ぬ。渺なくとも融和問題に關する限り、相當長き年月に亘りて苦闘すべく本會は約束づけられてゐる。希くは、面目を一新せる本

會の意圖を諒とし、本會の活動を一層援助せられん事を。

3 規約

第一章 名稱及事務所

第一條 本會ハ廣島縣共鳴會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ廣島縣學務部社會課内ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ正義人道ノ大義ニ則リ國民諍和ノ實ヲ舉クルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、融和促進上必要ナル調査研究

二、融和觀念ノ普及徹底

三、融和ノ障礙タルヘキ事象ノ除去

四、社會生活ニ於ケル機會均等ノ實現

五、差別紛争事件ノ解決

六、機關誌並參考資料ノ刊行

七、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會 員

第五條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ加入シタル者ヲ以テ組織ス

會員ニシテ本會ノ目的ニ違背シ又ハ其ノ體面ヲ汚ス者アリト認メタルトキハ評議員會ノ議決ニヨリ除名スルコトアルヘシ

第四章 機 關

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

第三章 融和團體の組織と個別的活動

一、會長 一名

二、副會長 二名

三、理事長 一名

四、理事 若干名

五、監事 若干名

六、評議員 若干名

會長ハ廣島縣知事、副會長ハ廣島縣學務部長ノ職ニ在ル者及評議員會ニ於テ推薦シタル者、理事長ハ廣島縣學務部社會課長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ評議員ハ總會ニ於テ理事及監事ハ評議員會ニ於テ推薦シ會長之ヲ委嘱ス

役員ハ凡テ名譽職トス

第七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

第八條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第九條 理事長ハ會務ヲ掌理シ理事會及評議員會ノ議長トナリ會長副會長其ニ事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第十條 監事ハ會務ノ執行及會計ノ狀況ヲ監査ス

第十一條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨ケス補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄尙其ノ職務ヲ行フ

第十二條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ理事會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ委嘱ス

顧問ハ會長ノ諮問ニ應ジ及意見ヲ述フルコトヲ得

第十三條 本會ニ主事、書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス
主事及書記ハ理事長ノ指揮ヲ受ケ會務ニ從事ス

第五章 會 議

第十四條 理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、評議員會ニ附スル提案ノ審議

二、豫算ノ追加更正ニ關スル議定

三、其ノ他重要ナル會務ノ議定

第十五條 理事會ハ必要ニ應シ理事長之ヲ招集ス

第十六條 理事會ノ議決スヘキ事項ニシテ緊急ヲ要スルモノアル
トキハ理事長ニ於テ專決實施スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ次
ノ理事會ニ之ヲ報告ス

第十七條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

一、歳入歳出豫算ノ議定

二、決算ノ議定

三、諸規程ノ議定

四、事業ニ關シ總會又ハ理事會ニ意見ノ提出

五、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項ノ議定

第十八條 評議員會ハ毎年一回以上理事長之ヲ招集ス

第十九條 本會ハ毎年一回通常總會ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト
認メタルトキハ臨時開會スルコトアルヘシ

第二十條 會議ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數
ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六章 支 部

第二十一條 本會員ハ本會ノ支部ヲ設置スルコトヲ得
支部ヲ設置セムトスルモノハ豫メ會長ノ承認ヲ受クヘシ

第七章 會 計

第二十二條 本會ノ經費ハ寄附金、補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之
ニ充ツ

第二十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三
十一日ニ終ル

第二十四條 本會ノ決算ハ事業報告ト共ニ毎年總會ニ之ヲ報告ス

第二十五條 本規約ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 本規約ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第二十七條 本規約ハ總會ノ承認ヲ經ルニ在ラザレハ變更スルコ
トヲ得ス

4 役員

會長(知事) 湯澤三千男 副會長(學務部長)鈴木 省吾
理事長(社會課長) 市來 鐵郎 理事 (一〇名)
評議員 (五八名) 顧問 中村 桂堂
顧問 河野 龜市 主 事 木村 徹英
主 事 三田村文雄 書 記 福井 昭

5 支會及會員數

支會 一九 會員 一三、〇〇〇名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 一二、四一五圓
歳入 補助金七、四〇〇圓(內務省四、二〇〇圓、縣二、五〇〇
圓、中央融和事業協會七〇〇圓)雜收入二、四〇〇圓、寄附金二、
六〇〇圓、前年度繰越金一五圓
歳出 事務費九五二圓、會議費五一〇圓、支部費一、一〇〇圓、
事業費八、九九五圓(講習會費二、四七五圓)指導者講習會費一、
八七五圓、産業講習會費六〇〇圓)講演會費一、三〇〇圓、講習
員派遣費二五〇圓、國民融和日宣傳費三〇〇圓、會報費一、三二
〇圓、小冊子刊行費三〇〇圓、調査及調停費五五〇圓、研究座談
會費五〇〇圓、獎學費一、〇〇〇圓、産業組合獎勵費五〇〇圓、
青年部設置費二五〇圓、婦人部設置費二五〇圓)豫備費八五八
圓)

2 事業計劃

一、總會並役員會(理事會三回、支部長會議一回、評議會二回)
二、支部設置(一七)三、講習會(指導者講習會二五ヶ所、産業
講習四ヶ所)四、講演會(一〇〇ヶ所)五、研究座談會(二五ヶ
所)六、國民融和日宣傳 七、會報發行(一二、〇〇〇部)八、
小冊子刊行 九、調査及調停 十、獎學(五〇名)一一、産業組
合獎勵、一二、青年座談會 一三、婦人座談會 一四、講習員派
遣

三、昭和六年度施行事業

一、調査、研究、視察

第三章 融和團體の組織と個別的活動

種別	回数	場所	概況
調査	七	豊田郡外三郡	差別事象一、差別事件六、 會員募集、組織擴大等
研究	四	安佐郡其他	會員募集、組織擴大等
計	一一回		
種別	回数	參會者	概況
總會	一	五六〇	更生後の運動方針等決議 於廣島市
理事會	一	一三	同
評議員會	一	五三	同
支部長會	一	八	更生後の對策協議
協議會	六	一七〇	支部設置、會員募集に付
計	一〇回	八〇四名	
種別	回数	參會者	概況
講習會	四	四六〇	市町村吏員、教員、宗教 家、警察官等
指導者講習會	四	四六〇	同
講演會	五	一、〇〇〇	賀茂郡乃美尾村其他
婦人講演會	三	六五〇	廣山市其他
講習會	三	六五〇	同
宗教家講演會	一	一二〇	眞宗安藝教區僧侶に對し
計	四九回	三三、七七〇名	

3 懇談會

時代の旭陽は三竿の高きに昇つて居る、差別の間に眠れるものは覺めなければならぬ。閉せる賤視の扉は開かれなければならぬ。そして全ての者は、遍照善美なる親和の光に浴して、各の人生を手を取り合つて喜ばなければならぬ。

その闇を破り、其の光を齎し萬人協和の顯現に努むること、洵に本會の使命である。

大正十三年八月二十八日

山口縣一心會

2 綱 領

- 一、侮蔑的觀念を撤廢して人道の義を明にせんことを期す
- 二、排拒的感情を芟除して親和の美を完うせんことを期す
- 三、差別的現象を根絶して同榮の實を擧げんことを期す

3 會 則

- 第一條 本會ハ山口縣一心會ト稱シ事務所ヲ山口縣廳内ニ置ク
- 第二條 本會ハ同胞融和ノ完成ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルクメ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、差別觀念撤廢ノ宣傳
 - 二、人事相談
 - 三、融和懇談會ノ開催
 - 四、各種關係團體トノ提携聯絡
 - 五、其ノ他必要ト認メタル事項
- 第四條 本會ハ市町村ニ分區ヲ置ク
- 第五條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 會長 一名 山口縣知事ノ職ニアル者

4 役 職 員

- 副會長 二名 山口縣學務部長及警察部長ノ職ニアル者
- 常務委員 一名 山口縣社會課長ノ職ニアル者
- 委員 若干名 會長ノ委嘱ニヨル者
- 幹事及書記 若干名 會長之ヲ任免ス
- 分 區 長 若干名 市町村長ノ職ニアル者ニ會長之ヲ委嘱ス
- 分區委員 若干名 分區長ノ推薦ニヨル者ニ會長之ヲ委嘱ス
- 第六條 職員ノ職務左ノ如シ
 - 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
 - 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
 - 常務委員ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理シ會長副會長ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
 - 委員ハ會長ノ諮問ニ應ヘ重要ナル事項ヲ調査審議ス
 - 幹事ハ會長及常務委員ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス
 - 書記ハ常務委員幹事ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
 - 第七條 委員ノ任期ハ二年トス但シ再委嘱ヲ妨ケス
 - 第八條 本部委員會ハ會長ニ於テ分區委員會ハ分區長ニ於テ隨時之ヲ招集ス
 - 第九條 本會ノ經費ハ獎勵助成金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス
 - 第十條 本會ハ分區ノ事業ニ對シ助成金ヲ交付スルコトアルヘシ
 - 第十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

- 會 長 岡 田 周 造 副會長 白 戸 牛 次 郎
- 副會長 安 井 章 一 常務委員 足 立 文 男
- 幹 事 本 村 堯 同 島 田 教 治
- 支 會 支 會 及 會 員 數 一、五六六名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算總額 四、八七五圓

- 歳入 繰越金五〇圓、補助金四、八〇〇圓(國庫三、八〇〇圓、縣一、〇〇〇圓)雜收入二五圓
- 歳出 事務費一、二二一圓、會議費八〇圓、事業費三、四五四圓(講習會費七三〇圓、「指導者講習會費一〇〇圓、青年講習會費二四圓、家庭講習會費一五〇圓、婦人講習會費二四圓」講演會費四二〇圓、「講演會費二〇〇圓、大講演會費二二〇圓」懇談會費三〇〇圓)懇談會費四六〇圓(教化關係者懇談會費一二〇圓、履修者懇談會四〇圓、研究会費七〇圓「融和教育研究会二〇圓、研究会五〇圓」囑託講師費三〇圓、融和週間費三〇〇圓「印刷費一〇〇圓、通信費五〇圓、講演會費一五〇圓」融和事業大會費一二〇圓、表彰費二〇圓、青年聯盟費二五〇圓「評議員會費四〇圓、研究会費二〇圓印刷費六〇圓、辯論會費三〇圓、講演會費五〇圓、講習會費五〇圓」時報費二九四圓、パンフレット費一〇〇圓、副業施設費二〇〇圓、特定町村指導費二〇〇圓、諸會派遣旅費補助費一〇〇圓、融和團體補助費六〇圓)豫備費一三〇圓

2 事業計劃

第三章 融和團體の組織と個別的活動

- 一、委員會(一回) 二、講習會(指導者講習會一ヶ所、青年講習會六ヶ所、家庭講習會五ヶ所、婦人講習會六ヶ所、男女青年團體委員會の機會を利用し講師を派遣す) 三、講演會(講演會二五ヶ所 大講演會二ヶ所) 四、懇談會(懇談會一〇ヶ所、教化關係者懇談會四ヶ所、履修者懇談會四ヶ所、内部懇談會二〇ヶ所) 五、研究会、(融和教育研究会二ヶ所、研究会) 六、囑託講師(五八人に對し講演、講話の機會を利用し融和促進に關する挿話を依頼す) 七、融和週間 八、融和事業大會(一回) 九、功勞者表彰 十、青年聯盟 十一、文書宣傳(融和時報 三〇、〇〇〇部) パンフレット 二、〇〇〇部、雜誌利用) 十二、副業施設、十三、特定町村指導(二ヶ所) 十四、先進地團體視察(一〇人) 十五、融和團體補助 十六、事象調査 十七、事件調停

三、昭和六年度施行事業

種 別	回数	参加者	概 況
委員 會	一	一〇	於縣會議事堂
青年聯盟協議會	一	五八	同
第七回融和事業大會	一	三〇〇	決議等別項参照
計	三回	三六八名	
三、普及宣傳に關する施設			
1 講習會			
種 別	回数	参加者	概 況
青年融和問題講習會	四	一七三	柳井町其他各二日間

第三編 融和運動

融和問題講習會 二 六九 町村吏員及教化關係者
家庭講習會 三 二二九 婦人對象
計 九回 四八一名

2 講演會 回数 參會者 概況
融和問題講演會 三七五、二八七 一般、主婦、學校、軍隊
青年融和講演會 三 二六〇 講演者青年
計 四〇五、五四七名

3 懇談會 回数 參會者 概況
部落懇談會 九一、二六〇 戶主及主婦を對象
融和問題懇談會 九 三〇〇 有志者
融和問題座談會 一 一八 同
計 一九〇一、五七八名

6 文書宣傳 回数又 數量 對象 備考
融和時報 一二 三〇、〇〇〇 市町村長、分區委員、青年聯盟委員、教育教化關係者等
山口縣一心會報 一二 三〇、〇〇〇 市町村長、方面委員、社會事業團體、教育教化關係者等
山口縣社會時報 一二 二二、四〇〇 市町村長、方面委員、社會事業團體、教育教化關係者等
融和促進に關する依頼發送 一 二、〇〇〇 工場主、神職、僧侶、學校教師、教化團體分區委員、方面委員

7 國民融和日 計 二五回 五五、四〇〇部
知事聲明書發表 新聞其他の機關に依り發表
講演會 九回 一、三三七名 中等、小學校、婦人會、報德會等
映畫會 六回 五、〇〇〇名 三隅村其他
融和タイムル映寫 九ヶ所
備考 同縣に於ては三月十四日より二十日迄を融和週間として之を實施せり。

5、差別事象及事件の對策 別 對策 解決條項 結果
差別言辭一 團體關係一 同會分區長 職員派遣說 未解決一
青年聯盟員 等努力 示

7、青少年及婦人融和運動 組 織 內 容 運 動 概 況
山口縣一心會 六支部 懇談會、研究會、辯論大會、差別事件解決、融和日運動等
青年聯盟 七一四名
2 婦人融和運動 組 織 內 容 運 動 概 況
山口縣一心會青 女子委員 二二一名 女子聯盟員の擴充、女子聯盟女子委員 女子聯盟員 二九三名 女子青年に對する融和精神的促進

9、功勞者表彰

宣 言
吾等は多端なる現下の情勢に鑑み速に因襲的迷妄に依る同胞賤視の偏見を打破して公明なる社會建設の爲協心戮力以て國民融和の完成を期す。右宣言す。
昭和七年三月十四日
第七回山口縣融和事業大會

協議事項
一、同胞融和の完成を期すべき最も效果ある實際方策如何
決 議
一、社會の現狀に鑑み融和問題の重要性を全縣下に亘り徹底せしむることを期す
一、人格尊重の觀念を涵養する爲學校に於ける融和教育の徹底を期す
一、青年の意氣に依り融和問題の解決に努むる爲青年運動の徹底を期す
一、家庭の淨化を圖る爲婦人の理解と之が積極的活動を期す
一、機會均等の實を擧げ特に人物採用に關し遺憾なきを期す
特別決議
一、融和事業徹底の爲縣及市町村に對し相當經費の増額又は計上せられむことを要望すること

四、支部活動狀況

氏 名	住 所	表 彰 者
森 重 爾	玖珂郡玖珂町	山口縣一心會
支部 名	所在地	代表者
青年聯盟	吉敷郡 東岐波村	部坂教吉
東岐波村支部	東岐波村	部坂教吉
三輪村支部	三輪村	山城喜作
陶村支部	吉敷郡 陶村	前原耕作
高森町支部	玖珂郡 高森町	幹事 小林正助 體協 吉岡正助 和時報 大城戸徹
同 富田町支部	都濃郡 富田町	道源權治
同 右田村支部	佐波郡 右田村	藤本修三

【參考】

山口縣一心會第七回大會決議事項

第三章 融和團體の組織と個別的活動

二四 和歌山縣同和會

和歌山縣に於ける融和施設としては、從來縣費補助政策を

樹て、所謂る部落改善施設を爲すに過ぎなかつたが、多年の因襲は到底斯種施設のみを以て解決すべきでなく、眞の融和は最も穩健な方法により、純眞なる理解を與ふべく精神運動に俟つべきを認め、其の機關として融和團體の組織に着手するに至つた。

大正十二年一月差別撤廢に關する告諭の發布、毎年三月一日の協調諸和日の施行等に依つて、融和團體設立の機運を促し次で縣下四十三ヶ所に於て、郡當局協議會、町村協議會を開催したが、此の會合人員一千八百三十六人は所謂町村に於ける中心人物で、これら理解者を網羅し、漸くにして準備を了したるを以て、愈々會員募集に着手し大正十三年一月十九日創立協議會を開催し、三月十六日第一回總會を開催して諸般の基礎を固め、爾來各種の運動施設に盡瘁してゐる。

一、要 覽

1 和歌山縣同和會の精神

陛下の赤子として、日本國民として、而して人として、尊い血系を一つにした我七千萬同胞の人格は、斯くて亦、我縣民八十萬同胞の人格は、お互に全き唯一のものである。其處には徹座の疎隔も間隙もあつてはならない。若しこの等しい尊い而して唯一つであるべき互の人格が、かりそめにも理由のない因襲、偏見我執それから物質的の懸隔、陋見、利己——左様したくぢらないものために迷はされて我等同胞の心が、互に融合同和、一體一致を

思へ——人は唯自分獨りの力で生れて來ては居らないばかりでなく如何に狂ふても獨の力で生きられない、ましてや獨ボツチで幸福に生きやうなどは夢にも出來たことではないのは、毎日食てる飯粒一つの上にも觀面の事實でないか。我等は總ての同胞を等しく扶けることによつて、而して我等は總ての、同胞から等しく扶けられることによつて、我等の家も、業も身も心も共に幸福な完き、正しい生活を初めて營むことが出来るのだ、この社會連帶の尊い無理こそ、この共存互助の尊い公德こそ、まこと人類社會共榮の礎なのである。

亦、思へ——人間は、唯自分のみを愛することのみによつて幸福に生きることが出来るか又自分のみを愛する心のみによつて眞に他人を扶けると共に他人からも眞に扶けてもらふことが出来るか、絶対に出來ないことは、自分の髪の毛一本の上によつて、それは觀面の事實でないか。我等は總ての他人を自分と等しく愛することによつて、總ての他人を我同胞として扶け、我等は總ての他人から等しく愛されることによつて、總ての他人から同胞として扶けらるゝのだ。この世道人心の尊い縁こそこの人間相愛の尊い誼こそまことに正義人道の熱であり、光である。

我等が眞に同胞として、互により深く愛し合ひ、より強く扶けあふためには、先づ互の心が一切の陋習から洗ひ清められ、眞に至純な相互人格尊重の誠に徹して、その誠の心と心とによつてより深く相接し、より強く相觸れ、より厚く相知らねばならぬ。身を抓つて人の痛さを識る誠の心は人々が互の温かい握手と抱擁か

第三章 融和團體の組織と個別的活動

缺くことがあつたら、それこそ、我等は赤子として、何の申譯が相立つであらうか、時世は日に進む人心の自覺は月に伸びる。縣民の文化はますます「展け、その生活はいよいよ向上し密接する。而して社會の關係が歳に複雑となりつゝある。若し、このうちに我等縣民同胞のお互の心の何處かに、そうしたつまらない無自覺の暗が猶殘つてゐるとしたら、縣同胞の心が自づと隔離され反噬させられて動もすると社會人心は動搖の波風が焦たち、そこに幾多の不幸が醸され、八十萬縣同胞の平和と福祉は傷はれねばならない。所謂「社會問題」なるものが紛糾し、解放とか改造とかの叶びが野に開え、運動とか争議とか巷に起るとせば、即ちその結果なのだ。それにつけても我等が何よりも第一に、くれぐれ警めなければならぬのは、夫等の思想言動が苟しくも、我等の生活幸福の源である我等の社會の秩序と平和を無みてはならないことである。謂ふ所の社會の秩序と平和——そこには飽までも國家公民とし、社會公人としてのお互の尊い義務と而して尊い權利に對してお互に心からの責任と尊重と正義と公正と規律と連帶とがなくてはならぬ、而して飽までも、人間同胞としてお互に心からの人格尊重と相愛相助と、禮節徳義がなくてはならぬ。秩序の下に保れない解放も改造も如何なるものも、例へ其精神に於て如何に正しくとも、その結果は社會平和の破壊であり、同朋福祉の毀損であり、然らざれば人間の類廢である、斷じて謂ふ、總ての社會的事業は飽までも秩序と平和ある改良建設であり、向上進歩であらねばならぬ。

ら生れるものだ、その誠の心の岩根からこそはじめて、人間愛の泉は滾々として湧きに湧くそこに社會の平和が緑の芽をめぐみ正義人道の匂しい花が咲く。八十萬縣同胞が等しくこの人間相愛の泉を掬み正義人道の花をかざし互の社會と生活の上に眞の平和と福祉を完うするために勇ましく手に手を把つて立つの秋が來た、そこに我等同胞一切の榮光がある。

2 規 約

- 第一 本會ハ和歌山縣同和會ト稱ス
- 第二 本會ハ共存互助ノ本義ニ則リ益々融和親善ヲ厚クシ相互ノ福祉増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、 諧和團樂ニ關スル施設
 - 二、 産業發展ニ關スル施設
 - 三、 修養向上ニ關スル施設
 - 四、 其ノ他前條ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設
- 第四 本會ハ當分ノ内事務所ヲ和歌山縣廳内ニ置ク
- 第五 本會ハ本會ニ入會ヲ申込ミタル會員ヲ以テ組織ス
- 第六 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會 長 一名 副會長 二名
 - 評議員 三十二名(各郡市四名宛)
 - 幹 事 若干名

第七 會長ハ本縣知事ヲ推シ評議員ハ各郡市ニ於ケル本會々員ノ互選トス

副會長ハ評議員會ニ於テ之レヲ選舉ス

參與ハ會長之ヲ指名ス

幹事ハ會長之ヲ選任ス

第八 會長ハ一切ノ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之レヲ代理ス

參與ハ會長ノ施設一切ニ參與シ意見ヲ陳フルコトヲ得

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ概ネ左ノ事項ヲ議決ス

一、毎年度收支豫算

二、同決算ノ認定

三、本會ノ施設スヘキ事業

四、其ノ他重要ナル事項

第八ノ一 本會ノ會務ヲ處理スル爲メ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ左ノ職員ヲ設置スルコトヲ得

囑 託 若干名 書記 一名

事務取扱 若干名

第九 評議員會ハ會長之レヲ召集シ其ノ半数以上ノ出席アリタル場合ニ會議ヲ開クモノトス

評議員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之レヲ本人ト見做ス但シ代理人ハ評議員タルヲ要シ且一人ニシテ二人以上ヲ代理スルコトヲ得ス

第十六 本會規約ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ル

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ會長ニ差出スヘシ

第十 副會長及評議員ハ任期ヲ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第十一 本會ハ毎年一回通常總會ヲ開ク但シ臨時總會ヲ開ク事アルヘシ

第十二 本會ニ要スル經費ハ補助金寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之レニ充ツ尙不足スルトキハ會費ヲ徵收スルコトアルヘシ

第十三 本會ノ會計ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十四 本會々員ニシテ本會ノ趣旨ニ反スル言動アリト認メタルトキハ評議員會ノ決議ニヨリ退會セシムルコトアルヘシ

第十四ノ一 本會ハ各郡市ニ支會ヲ置ク

支會ハ本會ノ目的ヲ達スル爲メ其ノ支會ニ於テ必要ト認ムル事業ヲ行フ

支會ハ其ノ經費ニ充ツル爲メ必要アルトキハ會長ヨリ支會費ヲ徵收スルコトヲ得

本會ハ支會ヲ助成スル爲メ毎年度豫算ノ定ムル範圍内ニ於テ經費ヲ交付ス

支會設置數及區域ハ別ニ之レヲ定ム

第十五 市町村其ノ他ニ於テ本會ト趣旨ヲ同フスル各種會同ヲ組織シ會長ニ於テ適當ト認メタルトキハ其ノ會ノ承諾ヲ得テ之レヲ本會事業ト見做シ本會ハ之レニ援助ヲ與ヘ常ニ相互ノ聯絡ヲ圖ルモノトス

費五〇〇圓、雜費一〇〇圓、交附金一、二八〇圓、貸附金五〇〇圓、同仁隣保館繰入金四一六圓、豫備費一〇〇圓

特別會計 基本豫算 一〇三、三八六圓

同 同仁隣保館豫算 四四一圓

2 事業計劃

一、總會一回、二、評議員會一回、三、印刷物宣傳(會報「同和」發行一二回、融和時報配付(一二回)四、國民融和日宣傳(ポスター五、〇〇〇枚、リーフレット一〇、〇〇〇枚、講演資料二〇〇部「會報」特輯號一八五、〇〇〇枚配付、新聞宣傳通信運動、繪葉書六、〇〇〇枚、路傍宣傳、其他)五、指導者研究會三回 六、調査懇談會一〇回、七、講習會(青年講習會三回、短期講習會二回)八、産業講座八回 九、教育獎勵(育英獎勵六名、就學獎勵四〇名)一〇、兒童融和教育研究會一〇回 一一、常設兒童融和教育研究會助成 一二、兒童講座一〇回 一三、市町村團體助成一四、青年運動助成(眞生同朋團光ノ朋團五五團助成、眞生同朋團聯盟助成)一五、支會事業助成 一六支會 一六、産業資金貸付 一七、産業獎勵資金貸付 一八、同仁隣保館經營(調査講座寄宿、宿泊、會場貸與)

三、昭和六年度施行事業

一、調査、研究、觀察

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

第七 會長ハ本縣知事ヲ推シ評議員ハ各郡市ニ於ケル本會々員ノ互選トス

副會長ハ評議員會ニ於テ之レヲ選舉ス

參與ハ會長之ヲ指名ス

幹事ハ會長之ヲ選任ス

第八 會長ハ一切ノ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之レヲ代理ス

參與ハ會長ノ施設一切ニ參與シ意見ヲ陳フルコトヲ得

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ概ネ左ノ事項ヲ議決ス

一、毎年度收支豫算

二、同決算ノ認定

三、本會ノ施設スヘキ事業

四、其ノ他重要ナル事項

第八ノ一 本會ノ會務ヲ處理スル爲メ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ左ノ職員ヲ設置スルコトヲ得

囑 託 若干名 書記 一名

事務取扱 若干名

第九 評議員會ハ會長之レヲ召集シ其ノ半数以上ノ出席アリタル場合ニ會議ヲ開クモノトス

評議員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之レヲ本人ト見做ス但シ代理人ハ評議員タルヲ要シ且一人ニシテ二人以上ヲ代理スルコトヲ得ス

第十六 本會規約ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ル

ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

3 役員

會長 清水良策 副會長 井上紀男

副會長 貴志二彦 評議員 三十二名

參與 四十九名 幹事長 連修

幹事(主事) 緒方孝三郎 同 北谷義豊

同 藤範晃誠 同 石清水一雄

同 松村市太郎 同 久保迪良

支會及會員數

支會 一六 會員 四、一九四名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 一、二、〇八六圓

歳入 補助金九、〇五〇圓(國庫四、五〇〇圓、縣四、〇五〇圓、中央融和事業協會五〇〇圓)、寄附金一〇〇圓、雜收入一、二五〇圓、繰入金三六六圓、繰越金一、三〇〇圓

歳出 會議費六〇〇圓(通常總會費二〇〇圓、評議員會費四〇〇圓)、事務費四、五八〇圓、事業費四、六一〇圓(宣傳費二、一三〇圓)印刷物發行費二、〇〇〇圓、國民融和日宣傳費一三〇圓、指導者研究會費三〇圓、調査懇談會費五〇圓、講習會費一八〇圓「短期講習會費三〇圓、青年講習會費一五〇圓」産業講座費一六〇圓、獎學費一、三二〇圓「育英獎勵費五一〇圓、就學獎勵費八〇〇圓」兒童融和教育運動費一四〇圓、獎勵費一〇圓、青年運動

費五〇〇圓、雜費一〇〇圓、交附金一、二八〇圓、貸附金五〇〇圓、同仁隣保館繰入金四一六圓、豫備費一〇〇圓

特別會計 基本豫算 一〇三、三八六圓

同 同仁隣保館豫算 四四一圓

2 事業計劃

一、總會一回、二、評議員會一回、三、印刷物宣傳(會報「同和」發行一二回、融和時報配付(一二回)四、國民融和日宣傳(ポスター五、〇〇〇枚、リーフレット一〇、〇〇〇枚、講演資料二〇〇部「會報」特輯號一八五、〇〇〇枚配付、新聞宣傳通信運動、繪葉書六、〇〇〇枚、路傍宣傳、其他)五、指導者研究會三回 六、調査懇談會一〇回、七、講習會(青年講習會三回、短期講習會二回)八、産業講座八回 九、教育獎勵(育英獎勵六名、就學獎勵四〇名)一〇、兒童融和教育研究會一〇回 一一、常設兒童融和教育研究會助成 一二、兒童講座一〇回 一三、市町村團體助成一四、青年運動助成(眞生同朋團光ノ朋團五五團助成、眞生同朋團聯盟助成)一五、支會事業助成 一六支會 一六、産業資金貸付 一七、産業獎勵資金貸付 一八、同仁隣保館經營(調査講座寄宿、宿泊、會場貸與)

三、昭和六年度施行事業

一、調査、研究、觀察

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

兒童融和教育に資する爲昭和六年七月縣下關係小學校長に依頼す(調査表は協會發行「兒童教育教案」七三頁―七五頁に據る)

種別 回数 参會者 概況
 總會 一回 一、〇〇〇名 協議事項別項参照
 評議員會 一回 議算及決算認定

三、普及宣傳に関する施設

1 講習會
 種別 回数 参會者 概況
 眞生同朋講習會 一〇 四一七 伊都郡岸上村其他
 光ノ朋講習會 二〇 一、三九三 日高郡御坊町同
 青年融和講習會 一 三五 西牟婁郡朝來村
 計 三一 一、八四五名

2 講演會

種別 回数 参會者 概況
 融和問題講演會 二 二、六〇〇名 伊都郡高野村其他
 融和問題 三 六七六 日高郡御坊町其他
 研究講演會 一三 一、一二五 西牟婁郡西富田村其他
 映畫利用融和問題講演會 一 一八四、四〇一名

計

3 懇談會 一八四、四〇一名
 種別 回数 参會者 概況
 懇談會 二一回 八八五名 日高郡志賀村其他
 5 講師派遣

新聞宣傳

トリフレット配付 一 一五〇、〇〇〇 縣下
 宣傳書 一 六、〇〇〇 一般
 路傍宣傳 參加支會 六 參加人員 縣下
 四四〇名 五十三ケ町村
 融和日 三ヶ所 一、五〇〇 各町村 西牟婁郡朝來村其他
 融和日 岸上村光ノ朋團配 一ヶ所 四〇 伊都郡岸上村
 眞生同朋團座談會 一 三五 那賀郡狩宿村
 那賀郡東十ヶ所 一 一八〇 同 那長田村
 村聯合會

計 一一件

四、内部自覺に関する施設

施行施設 回数 参會者 概況
 内部自覺講座 四回 二〇〇名 西牟婁郡田邊市其他

五、差別意識及事件の対策

第三編 融和團體の組織と個別的活動

種別 回数 数量 對象 備考
 日曜社會講座 一 那賀郡狩宿村 人員 四〇
 草花組合總會 一 海草郡浦見村 同 一二八
 佛教夏期講習會 一 和歌山市 同 一三〇
 西牟婁郡青年幹部講習會 一 西牟婁郡岡參見村同 三二
 伺牛組合總會 一 同 郡朝來村 同 四〇
 池田村婦人會總會 一 那賀郡池田村 同 二〇〇
 6 文書宣傳

6 文書宣傳

種別 回数 数量 對象 備考
 融和時報 一二 六、〇〇〇 幹部 每月五百部
 小冊子 一 四〇〇 指導者 近畿融和聯盟發行
 配付 一 四〇〇 者 「融和運動への通俗的批評について」

7 國民融和日

種別 回数 数量 對象 備考
 特報 一 一八五、〇〇〇 縣下各戸 國民融和日號
 配付 一 五、五〇〇 市町村各 市町村各
 參考資料 一 二〇〇 指導者 「國民融和日運動參考」

7 國民融和日

種別 回数 数量 對象 備考
 差別首辭 一 眞生同朋團員町村 講演會、座談會
 學校關係 一 有志協力、學校及 自覺講座開辦、解決
 結婚關係 一 父兄反省を促す、 學校善處
 六、産業及經濟に関する施設
 種別 回数 数量 對象 備考
 2 産業獎勵助成 園藝蔬菜 栽培、竹 四ヶ所 補助費計一〇七圓、一〇
 3 生業資金貸付 養蠶、農具購入、農履物修理 三ヶ所 貸付金額一、五五五圓
 利率年三分乃至一分
 七、青少年及婦人融和運動
 1 青年融和運動 運動 概況
 眞生同朋團 團員數三四、聯盟數四 諸會合、經濟施設、研究、宣傳等
 2 婦人融和運動 運動 概況
 光の朋團 團員數二七、二四九名 諸會合、經濟施設、教育運動、宣傳等
 3 兒童融和教育 運動 概況
 融和教育 各郡及郡内を單位として組織し、縣下に六團體あり 懇談會、研究會
 兒童講座 同和會兒童融和教育施設 九回、参會者計三、一〇三名

種別

解決條項 結果

種別 回数 数量 對象 備考
 融和問題講演會 二 二、六〇〇名 伊都郡高野村其他
 融和問題 三 六七六 日高郡御坊町其他
 研究講演會 一三 一、一二五 西牟婁郡西富田村其他
 映畫利用融和問題講演會 一 一八四、四〇一名
 3 懇談會 一八四、四〇一名
 種別 回数 参會者 概況
 懇談會 二一回 八八五名 日高郡志賀村其他
 5 講師派遣
 新聞宣傳
 トリフレット配付 一 一五〇、〇〇〇 縣下
 宣傳書 一 六、〇〇〇 一般
 路傍宣傳 參加支會 六 參加人員 縣下
 四四〇名 五十三ケ町村
 融和日 三ヶ所 一、五〇〇 各町村 西牟婁郡朝來村其他
 融和日 岸上村光ノ朋團配 一ヶ所 四〇 伊都郡岸上村
 眞生同朋團座談會 一 三五 那賀郡狩宿村
 那賀郡東十ヶ所 一 一八〇 同 那長田村
 村聯合會
 計 一一件
 四、内部自覺に関する施設
 施行施設 回数 参會者 概況
 内部自覺講座 四回 二〇〇名 西牟婁郡田邊市其他
 五、差別意識及事件の対策
 第三編 融和團體の組織と個別的活動

第三編 融和運動

八、教育其他の獎勵助成

種別 交付人員 補助金 備考

教育獎勵 四四名 一、〇九〇圓 師範學校一、農業學校一、商業學校三、高等小學校三、四、補習學校五

一〇、他團體との連絡提携に關する事項

聯絡團體名 聯絡事項 概況
近畿融和聯盟 委員會、研究会、文書宣傳
其他融和日運動等

四、支會活動狀況

支會名	所在地	代表者	六年度事業概況
和歌山市支會	和歌山市	渡邊行太郎	ポスター、リーフレット配付融和日宣傳
海草郡第一支會	楠見村	楠見 增一	産業講座、融和日宣傳
海草郡第二支會	鳴神村	堀川辰五郎	産業、自覺、青年兒童各講座、協議會、融和日宣傳、青年運動助成
海草郡第三支會	安原村	福本 舒彦	協議會、産業講座、融和日宣傳
那賀郡第一支會	池田村	山田徳太郎	講習會、研究会、自覺講座、協議會、視察、融和日宣傳、青年運動助成、映畫會
那賀郡第二支會	東野上町	柳瀨 涉	講習會、協議會、講演、各會、融和日宣傳、青年運動助成

伊都郡第一支會	應其村	宮本龜太郎	講習、協議、研究、青年運動、映畫會
伊都郡第二支會	橋本町	津村 勝藏	講習、講演、協議、研究、青年運動助成
有田郡第一支會	箕島町	成川善太郎	講習會、研究会、融和日運動
有田郡第二支會	鳥屋城村	上山 義男	研究会、融和日宣傳
日高郡第一支會	御坊町	南 傳一郎	融和日宣傳、講習、協議、研究、自覺、兒童各講座、青年運動助成、映畫會
日高郡第二支會	南部町	植田 徳松	研究会、講習會、協議會、融和日宣傳、自覺講座
西牟婁郡第一支會	田邊町	北條 鐵心	講習、講演會、産業、兒童講座、研究、協議、映畫會、融和日宣傳、青年運動助成
西牟婁郡第二支會	周參見町	田所四郎一	講習會、融和日宣傳
東牟婁郡第一支會	新宮町	木村 藤吉	協議會、融和日宣傳
東牟婁郡第二支會	西向村	山本 賢助	研究会、講演會、融和日宣傳

【參考】

昭和六年度同會總會協議決定事項

協議事項
一、各地方に於ける特異なる差別實狀とこれに對する實際運動の

- 方法について(本會提出)
- 一、兒童融和教育の指導方針について(宮前村眞同提出)
 - 二、兒童融和徹底を期する上に小學校に於て最も適切なる施設を承りたし(保田定一氏提出)
 - 三、同融和完成上小學校兒童教育に對し留意すべき點如何(阪田將六氏提出)
 - 四、融和運動中堅青年指導者養成の件(那賀東部眞同光の朋團大會提出)

決議事項

決議

我等ノ運動ヲシテ一層現實的解決ノ威力ヲ持タシメ豫防的訓練ノ實質ヲ擧ゲシメ以テ光輝アル將來ノ建設ニマデ進展セシムルヲ最大ノ急務ナリトス、コ、ニ於テ我等ハ特ニ左ノ三條ヲ強調宣誓ス

- 一、兒童融和教育ヲシテヨリ徹底セシメヨ
- 一、青年融和運動ヲシテヨリ強化セシメヨ
- 一、内部經濟ヲシテヨリ充實セシメヨ

協議題に關する決議

特異ナル差別實狀ニ對スル決議

同和運動進展ノ結果漸次差別事實ヲ減少シツ、アリト雖モ、尙未開拓地方ニ於テハ特ニ潜在的差別觀念ノ根強キモノアリ本問題ニ對スル自覺程度低キヲ認ム、依テ之ニ對シ左ノ方法ヲ執ラムトス

- 一、極力差別觀念並ニ事實ノ發見ニ努ムルコト

第三章 融和團體の組織と個別的活動

- 一、差別事實ヲ認メタル場合徹底シタル調査ヲ遂ゲ完全ナル解決ヲ期スルコト
- 二、解決ニハ單ニ其ノ事件ノ解決ノミニ止マラズ之ヲ機縁トシテ社會的反響ヲヨリ大ニスル爲、解決後引續キ適實ナル融和施設ヲ講ジ以テ融和體現ノ徹底ニ至ラシムルコト

兒童融和教育ニ關スル決議

- 小學校ニ於テ融和教育方針ノ確立ヲ期スル爲左ノ事項ヲ實行セムトス
- 一、兒童融和教育日ヲ毎月十四日トシ融和教育講座ヲ開設スルコト
 - 二、各教科ニ亙リ兒童融和教育ニ關スル適切ナル教材ヲ調査シ取扱上ノ研究ヲ遂グルコト
 - 三、全縣下ニ亙リ兒童融和教育研究會設立ノ普及ニ努ムルコト
 - 四、教化關係諸團體ト常ニ密接ナル聯絡提携ヲ圖ルコト
 - 五、兒童父兄ニ對シ融和問題ノ徹底セル理解ト自覺ヲ圖ルコト
 - 六、融和教育映畫ヲ利用シ一般民衆ノ融和問題ニ對スル自覺ヲ促スト

青年指導者養成ニ關スル決議

- 一、眞生同朋團、光ノ朋團幹部ヲ中心ニ研究講習會ヲ開催スルコト
- 二、眞生同朋團聯盟委員ヲ中心ニ研究会ヲ開催スルコト
- 三、指導者養成講習會等ニハ可及的多數講習生ヲ送ルコト

四、眞生同朋團、光ノ朋團ニ屬セザル青年ニシテ指導者タリ得ル同志ノ發見ニ留意スルコト
五、研究圖書ノ巡覽文庫ヲ作ルコト

二五 德島縣融和團體聯合會

德島縣には從來町村に融和促進團體が設立されて、夫々活動を續けてゐたが、縣下に於ける社會状態は之等の獨立團體をして聯合統一された統制の下に、綜合的活動を爲すことを必要とするの機運が漸次濃厚になつて來た。茲に於て昭和三年五月九日德島市千秋閣に於て、町村長融和事業従事者及關係者百餘名を會同して融和事業懇談會を開催したが、その席上で德島縣融和團體聯合會を組織することを決定し、同年六月十八日遂に創立を見るに至つた。

一、要 覽

1 趣 意 書

正義と人道とに依り共存共榮の社會を建設せむとするは實に人類の念願であり且つ其の重大なる使命でなければならぬと思ふが殊に
君臣一體を經とし同胞相愛を緯とする我が國體の如きに於ては特に此の感を深くせざるを得ぬのである。
長くも 明治天皇は夙に一視同仁の御教慮より四民平等を宣明

し天地の公道を弘布して以て國民の歸導を明示し給ふたが御教慮の深遠なる寔に感激に堪へない次第である。爾來年を閱すること五十有餘年其間文物燦然として輝き國運隆昌の勢亦他國に其の比を見ない有様であるが、唯茲に遺憾なことは國民中尙尙武門政治の餘弊たる因襲的差別觀念を持するものあり、謂れない差別的現象によつて同胞の間忌はしき感情の溝渠を殘し、時に之が相反目より生ずる憂ふべき諸種の事件が跡を絶たぬことである。

惟ふに人は人として等しく尊きものである。人として同じく生くべきものである。この地上に於て人間としての存在を無視せらるゝほど悲惨なことはない。人間が人間を胃潰することほど恐しい罪過はない。實に人間性の掠奪は社會生活の本義に反することならず延いて國運の伸張を妨げ社會の進歩を阻害しつゝあること渺からぬので今や内外の情勢は斯の如き罪過斯の如き觀念の存在を絕對に許さないものである。

今上陛下 御親政の初朝見の御儀に於て親しく文武百官を召され長くも勅語を下し給ひ

汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕力軫念最モ切ナル所

と宣はせられたが今更ながら海岳の御教慮寔に恐懼措く能はざる次第である。

本縣茲に積ふところあり今回縣内各地の融和團體を糾合して融和團體聯合會を設立するに至つたが、本會は今後縣内各融和團體相互の連絡統一を圖り一視同仁の御聖旨を奉戴して人類相愛の

大義を闡明し舊來の陋習を破りて同胞融和の徹底を期し以て縣民偕和の實を擧げ國運の進展に貢獻せんことを期して居るのである。冀くば縣民諸士本會の趣旨と其運動とに翼賛せられ直接に本會事業の實現に力を副へられむことを。

昭和三年六月十八日

2 會 則

- 第一條 本會ハ德島縣融和團體聯合會ト稱ス
- 第二條 本會ハ德島縣内ニ於ケル市町村融和團體ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ノ事務所ハ之ヲ德島縣社會課内ニ置ク
- 第四條 本會ハ人類相愛ノ原理ニ基キ舊來ノ陋習ヲ破リ同胞融和ノ徹底ヲ期シ縣内ニ於ケル融和團體ノ聯絡統一ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト
 - 二、縣内ニ於ケル融和事業ノ聯絡提携ヲ圖リ之ヲ援助スルコト
 - 三、融和事業ニ關スル講習講話ヲ爲スコト
 - 四、融和事業ニ關スル調査研究ヲ爲スコト
 - 五、其他前條ノ目的達成上必要ト認メタル事項
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會 長 一名
- 副 會 長 二名
- 理 事 若干名 (内一名ヲ常務理事トス)
- 評 議 員 若干名

第三章 融和團體の組織と個別的活動

3 役 職 員

- 會 長 藤合慶四郎
- 副 會 長 三浦直彦
- 理 事 豐岡會喜藏
- 常務理事 高橋敬一
- 大畑忠一
- 同(評議員) 丹崎弘一
- 三井貞七
- 同 岸岡順二
- 松島義夫
- 同 西岡甚八

- 第七條 會長及副會長ハ理事會ニ於テ理事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉シ常務理事ハ理事ノ互選ニ依ル評議員ハ市町村融和團體ヨリ各二名選出シ之ニ充ツ
- 役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再任ヲ妨ケス
- 第八條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ノ統轄ヲ爲シ會議ノ議長トナル
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 第九條 常務理事ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ掌理ス
- 第十條 理事會ハ豫算其他重要ナル事項ヲ審議ス
- 第十一條 評議員會ハ毎年一回會長之ヲ招集シ豫算決算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス
- 第十二條 理事會及評議員會ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル
- 第十三條 本會ニ幹事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス
- 第十四條 本會ノ經費ハ讓出金、獎勵金、寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三編 融和運動

同 雲財和太郎 評議員 金森肇

幹事 長谷部豊 同 外三十三名

同 三木尙夫 書記 林忠

支會(加盟團體) 一七 一宮義一

二、昭和七年度決算並事業計劃

1 豫算 總額 三、〇〇〇圓

歳入 町村融和團體贈出金一七〇圓、補助金二、一〇〇圓(國庫九〇〇圓、縣七〇〇圓、中央融和事業協會五〇〇圓)寄附金三〇〇圓、雜收入三〇圓、繰越金四〇〇圓

歳出 事務所費五五〇圓、會議費八〇圓、事業費二、二七〇圓(講習講話費二〇〇圓、町村融和團體獎勵費二〇〇圓、派遣費一五〇圓、教育獎勵費四〇〇圓、活動寫真映寫費五〇圓、刊行費三五〇圓、協議懇談會費一七〇圓、産業獎勵費六〇〇圓、融和日誌費一五〇圓)豫備費一〇〇圓

2 事業計劃

一、講演會、二、融和事業講習會(一ヶ所)三、教育獎勵 四、國民融和日並功勞者表彰 五、講習會其他へ派遣 六、町村融和團體助成 七、融和時報パンフレット、リーフレット刊行 八、協議懇談會(一ヶ所)九、産業獎勵

三、昭和六年度施行事業

二、諸會議

德島縣融和團 一回 參會者二五〇名 決議事項等別項參照

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會

種別 回数 參會者 概況
婦人融和事業 講習會 一 一〇〇 女子青年團、婦人會、女教員、關係者等
融和事業講習會 一 一〇〇 町村吏員、教員、關係者等

2 講演會

映畫利用融和事業 講演會 四回 參會者一般地方民 中野島村其他

7 國民融和日

種別 回数 數量 對象 備考
リーフレット 一 一〇、〇〇〇 縣下一般
ポスター 一 二、〇〇〇 同

七、青少年及婦人融和運動

1 青年及婦人融和運動

同會の組織外に「德島縣青年融和聯盟」及「德島縣婦人融和聯盟」あり。相共に融和促進のため努力しつゝあり。(別項參照)

3 兒童融和教育

小學校へ參考資料配布 各機會を通じて縣下各小學校へ關係印刷物或はパンフレットを配付して兒童融和教育に資しつゝあり。

八、教育其他の獎勵助成

種別 交付人員又は團體 補助費 備考
教育獎勵助成 四五名 五〇〇圓

九、功勞者表彰

氏名 住 所 表彰者
丹崎弘導 板野郡板西町 德島縣融和團體聯合會長
是安敏一 名西郡高川原村 同

一〇、他團體との連絡提携に關する事項

連絡團體 聯絡事項 概況
德島縣教化聯盟 教化關係事項 加盟の上他團體との連絡提携す

四、支部活動狀況

支 部 名	所 在 地	代 表 者	六年度事業概況
板西町融和會	板野郡板西町	豐岡會喜藏	大會、協議會、講習員派遣等
一條町親和會	同 郡一條町	三井貞七	同
新居村愛和會	名東郡新居村	山本儀三郎	同
應神村昭和會	板野郡應神村	松島義夫	同
八万村親睦會	名東郡八万村	山本幸男	同
上八万村親和會	同郡上八万村	松島淺太郎	同
菟敷町融和會	那賀郡菟敷町	小林治助	同
中野島村融和會	那賀郡中野島村	富尾 馨	同
石井町融和會	名西郡石井町	田村誠一	同
榮村親和會	板野郡榮村	天享太郎	同

第三章 融和團體の組織と個別的活動

【參考】

德島縣融和團體聯合會第四回總會決議

融和問題ヲ徹底セシムル方策如何

- 一、官公吏教育者ニ對シ融和問題ヲ徹底セシムル件
- (1) 官公吏教育者ヲ團體員トスル融和促進機關ヲ設置セラレタキコト
- (2) 官公吏教員等ニ特ニ内部出身ノ人材ヲ任採用セラレタキコト
- (3) 學校長並教員ニ對シ時々知事ヨリ本問題ニ關スル諮問ヲナシ之カ答申ヲ求メラレタキコト
- (4) 警察署長、市町村長、小中學校長等ヲ知事ニ於テ招集ノ節ハ必ズ融和事業ニ關スル訓示並指示ヲナスノミナラズ必要ニヨリテハ特ニ本問題ノ研究ヲナス機會ヲ作ラレタキコト
- (5) 官公吏學校職員ニ對シテ經費ノ許ス限リ融和問題講習會、講演會等ヲ開催シ又之等講習會、講演會ニハ何レノ主催タルヲ問ハス出來得ル限リ出席ヲ獎勵セラレタキコト

- (6) 師範學校、巡查教習所ノ卒業期ニ於テハ融和事業ニ關スル指導上今一層教授時數ヲ多クシテ只單ニ概念ヲ授クルニ止マラズ實際方面ヲ指導セラレタキコト
 - (7) 官吏教育者中融和事業促進上功績顯著ナルモノハ表彰スルノミナラズ特ニ優遇ノ途ヲ講セラレタキコト
 - (8) 其ノ町村出身ノ教育ニハ特ニ融和事業ノ指導者タルヤウ就職上留意セラレタキコト
- 二、内部外部同胞ノ彼此混同生活ヲ促進スル件
- (1) 宅地建家購入資金貸付規定ヲ制定セラレタキコト
 - (2) 改善地區内居住者事業資金貸付規定ヲ制定セラレタキコト
- 三、關係ナキ町村ニ融和思想ヲ起スヘキ機講演會開催ヲ其筋ニ要スル件
- (1) 各市町村ニ例月講演會ヲ開催セラレタキコト
 - (2) 小學兒童ニ對スル融和問題講演會並活動寫眞會等ヲ開催セラレタキコト
 - (3) 縣下各市町村ニ必ス融和團體ヲ組織セシムルコト
 - (4) 毎月改善地區内居住者ノ爲講演會ヲ開催シ關係筋ニ於テハ經費ノ許ス限リ講師ヲ派遣セラレタキコト
 - (5) 教育會、在郷軍人會、青年團、宗教團體其他教化團體主催ノ講習會等ニアリテハ融和運動ノ精神ニ鑑ミ必ズ融和事業ニ關スル事項ヲ加フルヤウ主催者ノ注意ヲ喚起スルニ努ムルコト
- 四、融和促進ニ關スル件
- (1) 毎年直營土木事業ヲ續行シ内部ノ失業者又貧困者ヲ採用シ救

- 濟ノ途ヲ講セラレタキコト
 - (2) 縣ニ專任職員ヲ設置シ融和促進ニ努力セラレタキコト
 - (3) 物貨ヒ禁止法令ヲ制定セラレタキコト
 - (4) 兒童就學獎勵費交附規程ヲ改正シ改善地區居住兒童ヲ救済セラレタキコト
 - (5) 縣ハ熱心ナル融和事業指導者ヲ養成シ且ツ之カ活動ヲ促スコト
 - (6) 市町村豫算ニ融和事業費ヲ計上セシムルコト
 - (7) 國民融和日ノ運動ヲ全國的ニ深刻ナラシムルノ途ヲ講スルコト
 - (8) 新聞雜誌ニハ機會アル毎ニ融和問題ニ關スル記事ヲ掲載スル途ヲ講シ一般大衆ニ本問題ノ重要性ヲ認識セシムルコト
 - 五、差別的言動及言辭ヲ表スル者ニ對シ取締法制定促進ノ件
- 融和促進上差別言動取締令制定請願書ヲ其筋ニ提出スルコト

二六 讚岐昭和會

香川縣にはさきに融和團體香川縣一心會があつたが、規模を大にして全縣下に普及せしむるの要を認め、昭和二年十月一日同會の創立を見るに至つたものである。

一、要 覽

1 設立の趣旨

むるの事實の多きを遺憾とす如斯は上級慮に對し奉り洵に恐懼に堪へざる所にして人道上看過すべからざるところなり、斯る差別的言動の消滅せざる限り同胞全般の和平望む能はず國民の和平望む能はずして國民諸和の實舉ぐる能はず文化の發達期し難く國家の富強致し難し實に此の問題の解決は我が國民として最も緊切なる要務たるべし。

吾人は茲に於て社會生活の正義に依據し社會連帶責任觀念に自覺し同胞相愛の純情に立脚して又舊來の陋習を離脱し正義人道と愛國の至誠に懷念して以て偏見の絶滅を期し一視同仁四海兄弟の意義を實現すると共に又一面互に相扶け相導き健全なる自覺の下に習俗の改善と教育の振興と産業の更張とを圖り以て社會の進運に伴ふことを期せしめざるべからず。

如斯兩々相助け相携へて不合理なる事象を改善し以て公明にして健全なる社會を構成するの緊要切實なるを痛感す是れ即本會創立の趣旨なりとす。

希くは縣民諸賢本會創立の趣旨に賛同し直接間接に本事業の實現に力を副へられむことを。

昭和二年十一月

2 會 則

第一章 總 則

第一條 本會ハ人道ノ基調タル同胞相愛ノ本義ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ融和親善ヲ厚クシ社會ノ福祉國家ノ隆昌ヲ期スルヲ以テ目的トス

人類の平等は我國建國以來の思潮にして社會生活の正義なりと言ふべし最近國際間に於て人種差別の撤廢を高唱する所以亦實に此に存す惟ふに健全なる國家の基礎は國民相共に社會生活の正義に據り建國の精神に則り人類愛に生活し共存共榮の實を擧ぐるところに存すと云はざるべからず而して一國文化の發達社會人類の向上人間生活の眞味亦實に此に在るものと謂ふべきなり。

熟々我國の國情を顧るに封建時代に於ける不自然不合理なる施政の餘弊今尙除かれずして差別待遇をなすの陋習のあるありて之が爲隣保親善を缺き自然に地方の平和社會の安康を害するの事相を見ること渺からざるものあるは誠に矛盾の甚しき世相にして正義人道に背き國運發展を阻止する一大疾患たりと言はざるべからず世には往々偏倚の陋習を打破する所謂融和運動を以て近代の新思想に胚胎するものなりと考ふるものなきにあらざ如斯は實に不徹底の見解にして此の運動は正義人道の要求するところ其の淵源は實に君民一體萬民抱擁の大規模を附し給へる建國の大精神に基くものなり、而して此の大精神は亦歷代列聖の繼承せられ少しも渝ることなかりしを忘るべからず、中世封建時代の弊制は會々此の大精神に陰翳を呈せしが明治維新の皇謨は舊來の陋習を破り天地の公道に基くべしとの聖諭を垂れさせられ太政官をして四民平等賤稱廢止の制を布かせ給ひ聖斷以て其の陰翳を掃ひ建國の大精神を闡明せられ給ふ爾來年を閲する五十七年今尙其の弊革められず法令の制定は人權の平等に基調すと雖も依然差別は嚴存して何等の效なし吾人は現下の世相に直面して餘りに其の心情を傷まし

第三編 融和運動

第二條 本會ハ讚岐昭和會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ハ香川縣高松市内町九十六番地(香川縣廳内)ニ置ク

第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

- 一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛觀念ノ鼓吹涵養
- 二、縣下融和事業團體トノ聯絡提携
- 三、融和事業ノ獎勵助成
- 四、融和親愛ヲ妨クヘキ事象ノ除去
- 五、融和事業ノ講習及講演會開催
- 六、融和事業ニ關スル調査研究
- 七、機關雜誌ノ發行其ノ他印刷物ノ配付
- 八、人事相談及職業輔導
- 九、爭議ノ協調併和
- 十、其ノ他協議員會ニ於テ必要ト認メタル事項

第五條 前條事業ノ實施ハ協議員會ノ議決ニヨリ之ヲ施行スルモノトス但會長ニ於テ施行緊要ト認ムル場合ハ理事會ノ同意ヲ得テ專決施行スルコトヲ得

第二章 資産及會計

第六條 本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

本會ノ會計年度ハ事業年度ニ依ル

第七條 本會ノ資産ハ左ニ掲クルモノヨリ成立ス

- 一、指定アル寄附金ヲ除ク其ノ他ノ寄附金

- 二、指定ナキ補助金又ハ助成金
- 三、其ノ他ノ收入

第八條 本會ノ資産ハ確實ナル銀行會社又ハ郵便官署ニ預ケ入レ又ハ國債證券若ハ確實ナル有價證券ヲ買入ル、モノトス但特別ノ事情アル場合ハ協議員會ノ議決ヲ經テ不動産ヲ買入ル、コトヲ得

第九條 本會ノ經費ハ資産及資産ヨリ生スル收入及指定アル寄附金補助金助成金其ノ他雜收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十條 本會經費ノ收支豫算ハ年度開始前協議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス

第十條 本會經費ハ當該年度出納閉鎖後三箇月以内ニ監事ノ意見ヲ附シ協議員會ノ認定ヲ受クルモノトス

第十一條 本會經費ノ出納ハ翌年度六月限リトス

第三章 職 關

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會 長 一名
- 二、副 會 長 二名
- 三、理 事 若干名
- 四、監 事 三名

理事中ニ常務理事一名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ之ヲ代理ス常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ職員ヲ指揮シ會務ヲ掌理ス

理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務執行ニ任ス

監事ハ會務ノ執行及資産ノ狀況ヲ監査ス

第十四條 會長ハ香川縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス

副會長ハ香川縣學務部長及香川縣會議長ノ職ニ在ルモノヲ推薦ス

理事及監事ハ協議員會ニ於テ之ヲ選舉ス

第十五條 選舉ハ無記名單記投票トシ得票多數ヲ以テ當選トシ得票同數ナルトキハ年齢ノ順序ニヨリ年齢同シキハ抽籤ニヨル

但協議員會ノ決議ニヨリ指名推薦ヲ以テ選舉ニ代フルコトヲ得

第十六條 理事監事ノ任期ハ四年トス

但官吏職員及議員ヨリ出テタルモノハ其ノ在職期間トス

補選當選者ハ前任者ノ殘任期間トス

理事監事任期満了ノ後ト雖モ後任者ノ就職スル迄尙其ノ職務ヲ執ル

第十七條 本會ニ地方幹事及地方委員若干名ヲ置ク

地方幹事及地方委員ハ會長之ヲ囑託ス

地方幹事ハ本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル其ノ地方ノ狀況ヲ調査報告シ必要ト認ムル施設ヲ本會ニ要求スルモノトス

地方委員ハ當該地方ニ於ケル融和問題ノ實狀調査紛争ノ調停、自覺獎勵其ノ他融和促進ニ任ス

第十八條 本會ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ會長ノ諮詢ニ應ヘ又ハ意見ヲ述フルコトヲ得

第三章 融和團體の組織と個別的活動

顧問ハ協議員會ノ同意ヲ得テ會長之ヲ囑託ス

第十九條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一、主 事 若干名
- 二、主 事 補 若干名
- 三、書 記 若干名
- 四、囑 託 若干名

主事、主事補及書記ハ役員ノ命ヲ承ケ庶務會計及指導誘掖ニ從事ス

囑託ハ役員ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二十條 本會職員ハ會長之ヲ任免ス

第二十一條 本會職員ニ對シテハ給料又ハ手当ヲ支給スルコトヲ得

第二十二條 本會ニ協議員五十名ヲ置ク

協議員ハ會長之ヲ囑託ス

協議員ノ任期ハ四年トス

協議員ノ任期ハ四年トス

協議員ノ任期ハ四年トス

協議員ノ任期ハ四年トス

第二十三條 本會ノ會議ヲ分チテ理事會協議員會ノ二種トス

第二十四條 理事會ハ本會役員ヲ以テ之ヲ組織シ協議員會ハ協議員ヲ以テ組織ス

第二十五條 協議員會ハ會長ノ諮詢ニ應ヘ會務ヲ審議ス

第二十六條 本會ノ會議ハ會長之ヲ召集ス

第二十七條 理事會ハ會長ニ於テ必要ト認ムル場合隨時之ヲ開ク

但理事ハ會長ニ開會ヲ請求スルコトヲ得

協議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但會長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ監事ニ於テ會務會計ノ狀況ヲ報告スル必要アリト認ムルトキ若ハ協議員七名以上會議ノ目的ヲ示シテ開會ノ請求アリタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得

第二十八條 協議員會ニ附議スヘキ議案ハ總テ理事會ニ諮問スルコトヲ要ス

第二十九條 協議員會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ

一、會則ノ變更

二、收支豫算ノ議定及收支決算並會務成績ノ認定

三、理事及監事ノ選舉

四、附規定ノ制定及改廢

五、契約締結

六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項

第三十條 會議ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ副會長ノ一人之ニ代ル會長副會長共ニ故障アルトキハ常務理事之ニ代ル

第三十一條 協議員會ハ協議員三分ノ一以上出席スルニ非ラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第三十二條 協議員止ムヲ得サル事情ニヨリ會議ニ出席スルコト能ハサルトキハ委任決議ヲ爲スコトヲ得但此ノ場合ニ於テハ代理者ハ協議員タルコトヲ要シ且ツ委任狀ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條 會議ハ出席ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十四條 議長ハ決議録ヲ作成シ會議ノ日時場所及出席缺席者ノ氏名附議事項及決議ノ要項ヲ記載シ議長及議長ノ指名シタル署名委員三名以上記名スルモノトス

第三十五條 急務事件ニシテ會議ヲ開ク選ナキ場合若ハ輕易ノ事件ハ書面表決ヲ以テ會議ノ表決ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ヲ定メ回答ヲ求ムヘシ指定ノ期日迄ニ回答ナキモノハ原案賛成ト看做シ表決ノ數ニ算入スルモノトス

第五章 附則

第三十六條 本會ハ相當ノ資産ヲ有スルニ至リタルトキハ之ヲ財團法人組織ニ改ムルモノトス

3 役員

會長(知事) 君島清吉 副會長(學務部長) 中村 茂
副會長(縣會議員) 松田友良 理事 津 森之助
理事 酒見忠勢 常務理事(社會課長) 西坂謙三郎
監事 今井浩三 同 末澤 平吉
外協議員 主事補(縣屬) 桑島秀太郎
主事補(縣屬) 神保鐵雄 同(社會事業主事補) 丸山 匡右

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 二、五四〇圓

歳入 獎勵金二、〇五五圓(國庫一、三〇〇圓、縣七〇〇圓、中央融和事業協會七五圓) 寄附金一〇圓、雜收入五〇圓、繰越金四

〇五圓

歳出 事務費四八〇圓、會議費一五〇圓、事業費一、八一〇圓、(講習會費四〇〇圓「從事員講習會費二〇〇圓、婦人講習會費一〇〇圓、青年一夜講習會費一〇〇圓」講演講話會費一五〇圓「講演會費一〇〇圓、部落講話會費五〇圓」融和促進費二〇〇圓「融和促進懇談會費二〇〇圓」宣傳費一〇〇圓、獎勵費八五〇圓「町村融和團體設置獎勵二〇〇圓、教育獎勵費一五〇圓、産業獎勵費五〇〇圓」産業視察費一〇〇圓、負擔金一〇圓「豫備費一〇〇圓

2 事業計劃

一、從事員養成講習會(一回) 二、婦人講習會(一回) 三、中堅青年一夜講習會(一回) 四、講演會 五、部落講話會 六、融和促進懇談會 七、融和日宣傳 八、町村融和團體設置獎勵 九、教育獎勵 十、産業獎勵 十一、産業視察 十二、其他

三、昭和六年度施行事業

一、調査、研究、視察

融和教育研究會 一回 參會者四五名 六ヶ村教員村長有志出席

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會

種別	回数	參會者	概況
中堅青年一夜講習會	三	二〇〇	小豆郡、仲多度郡内
融和事業指導者講習會	一	八一	大川郡津田町
計	四回	二八一名	

第三章 融和團體の組織と個別的活動

二七 愛媛縣善鄰會

愛媛縣に於ては從來融和事業に關して、縣は勿論郡市又は町村設置の融和團體等に依て、種々の施設計畫を試み、其の成績も漸次見るべきものがあつたが、大正十二年に至り縣を單位とする融和促進の機關を設け、縣下各郡市に設立されたる斯種團體の連絡統一を圖り、全縣的に融和を促進せしむる必要から本會を創立するに至つたのである。

爾來縣廳社會課内に事務所をおき、不斷の努力を以て會務の振興に従事してゐる。

一、要 覽

1 要 旨

- 一、同胞間の因襲的偏見を脱却せしめて善鄰融和を期すること
- 一、人間相愛の大義に基きて社會の平和幸福を増進すること
- 一、人格を尊重して圓滿なる社會に共存共榮を實現すること

2 會 則

- 第一條 本會ハ愛媛縣善鄰會ト稱シ事務所ヲ愛媛縣廳内ニ置キ必要ニヨリ各地ニ支會ヲ設ク
- 第二條 本會ハ地方ヲ改善シテ相互諸和ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ贊同スルモノヲ會員トス
- 第四條 本會ハ第二條ノ目的ヲ達スルタメ斯ノ種ノ施設團體ト連絡ヲ保テテ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、相互善鄰ノ總旨ヲ宣傳シ因襲的偏見ノ除去ニ努ムルコト
 - 一、矯風教化ノ振興ヲ圖ルコト
 - 一、日常生活ノ改善ヲ促スコト
 - 一、其他必要ト認メタル事項
- 第五條 本會ハ左ノ役員ヲ以テ組織ス其ノ任期ハ各々二ヶ年トス但シ補缺評議員及幹事ノ任期ハ前任者ノ残存期間トス
- 一、會長 一名 本縣知事ヲ推薦ス

- 一、副會長 二名 學務警察兩部長ヲ推薦ス
- 一、評議員 若干名 左記標準ニヨリ各郡市ヨリ會長之ヲ囑託ス
 - 温泉、越智、喜多ノ各郡ハ各四名、宇摩新居周桑伊豫東宇和西宇和北宇和ノ各郡ハ各二名其他ノ郡市ハ各一名トス
- 一、幹事長 一名 社會課長ヲ推薦ス
- 一、幹事 若干名 會長之ヲ囑託ス

第六條 本會役員ノ任務左ノ如シ

- 一、會長ハ會務ヲ統括シテ本會ヲ代表ス
 - 一、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 - 一、評議員ハ評議員會ヲ組織ス
 - 一、幹事及幹事長ハ會長ノ命ヲ受ケテ會務ヲ處理ス
- 第七條 本會ノ會合左ノ如シ
- 一、會員總會 事業ノ進展ヲ圖ル爲毎年一回之ヲ開催ス但シ必要アル場合ハ臨時ニ開催スルコトアルヘシ
 - 總會ハ臨時所定ノ各郡市ノ會員代表者ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ
 - 一、評議員會 臨時之ヲ開催シ經費豫算ヲ議決シ決算ヲ認定シ會長ノ諮問ニ答ヘ又ハ事業ノ遂行上必要ナル事項ヲ協議ス
 - 一、幹事會 臨時之ヲ開催シ評議員會ノ委任ニ係ル事項評議員會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ急務ヲ要スル事件ヲ議決シ又ハ事務處理ニ關シテ簡單ナル事件ヲ協議ス

前各項ノ會合ハ會長之ヲ召集ス

第八條 本會ニ書記若干名ヲ置ク

第九條 本會ノ經費ハ國家公共團體其他ノ補助金寄附金等ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

3 役 職 員

- 會長(知事) 一戸二郎 副會長(學務部長) 瀨谷 薫
- 副會長(警察部長) 小西竹次郎 幹事長(社會課長) 浦 長高
- 幹事(社會事業主事) 菅 誠壽 同(社會事業主事補) 松本熊衛
- 評議員 森貞卯太郎 外 三十名
- 書記 大里喜多平 同 中村善太郎
- 同 柴田美好

4 支會及會員數

支會 七 分會 六二

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫 算 總額 八、二〇〇圓

- 歳入 諸收入七、七〇〇圓 「寄附金一、九〇〇圓、補助金四、八〇〇圓」國庫三、四〇〇圓、縣一、四〇〇圓」中央融和事業協會獎勵金六〇〇圓、雜收入四〇〇圓」繰越金五〇〇圓
- 歳出 經費七、七〇〇圓(事務費九〇〇圓、事業費五、三〇〇圓「宣傳費一、〇〇〇圓、會報費一、二〇〇圓、講習會費一、三〇〇圓視察費二五〇圓、教育産業獎勵費一、二〇〇圓、調査研究費四〇〇圓」會議費六〇〇圓、補助費六〇〇圓、雜收入二五〇圓)豫備

第三章 融和團體の組織と個別的活動

費五〇〇圓

2 事業計劃

- 一、講師派遣、二 講習講話會 三、中堅青年移動講習會 四、懇談會 五、調査研究 六、融和事業従事者の訓練 七、教育獎勵 八、産業獎勵 九、國民融和日の宣傳 十、評議員會其他の會合 十一、四國四縣融和事業協議會 十二、會報の發行(善鄰一二回)十三、支會事業の助成 十四、其他

三、昭和六年度施行事業

種別	回数	參會者	概況
評議員會	二	七二	重要事項協議
幹事會	二	六	同
支會聯合會	一	一、八〇〇	宇和町に開催
計	五回	一、八七八名	

三、普及宣傳に關する施設

- 1 講習會 婦人幹部講習會 二七回 三、一三〇名 伊豫郡原町村其他
- 2 講演會 融和促進講話會 五四回 九、五八八名 温泉郡正岡村其他
- 3 懇談會 融和促進懇談會 四回 一二〇名 融和事業關係者幹部
- 6 文書宣傳

種別 同敷又は場所 数量 對象 備考
 會報 一、一八、〇〇〇 市町村、學校、警察署、其他會員等

7 國民融和日
 種別 同敷又は場所 数量 對象 備考
 リフレット 二一〇〇、〇〇〇 官公署、其他一般民衆

融和促進座談會 四 一二〇 融和事業關係者
 同 講演會 二 一五〇 一般民衆
 同 學校長訓話 二五〇 一、五〇〇 學生に對して
 計 二五六回 一、七七〇名

六、産業及經濟に関する施設
 種別 施行事業 事業數 事業概況
 1 職業輔導 職業講習會 二ヶ所 製糸屑調整及大學草履製作

七、青少年及婦人融和運動
 1 青年融和運動
 同會の組織外に同縣青年有志を以て組織する「愛媛縣解放青年同盟」あり。(別項参照)
 2 婦人融和運動
 昭和七年二月北宇和郡に婦人融和團體を組織せしが創設早々に未だ事業の進むべきものなし

八、教育其他の獎勵助成

種別 別 交付人員 補助費 備考
 高等小學在學者學資補助 六名 一五〇圓
 一〇、他團體との連絡提携に関する事項
 聯絡團體名 聯絡事項 概況
 和敬同行會 融和促進事項 事業施行を連絡、又は共同にて舉行し相互に目的達成に努む

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者
越智郡 善郡支會	今治市	菊山計次郎
中豫善郡會	温泉郡小野村	森 恒太郎
喜多郡 善郡分會	喜多郡大洲町	小倉通勝 同
東宇和郡 善郡分會	東宇和郡宇和町	波部敏一 同
西宇和郡 善郡分會	西宇和郡八幡濱町	大和田 正 同
北宇和郡 善郡分會	宇和島市	長山慶太郎 同
宇和島市 善郡分會	同	高橋作一郎 同

【參考】

第五回南嶺聯合善郡大會決議

- 一、人類相愛ノ精神ト社會和平ノ精神ヲ振作シ融和問題ノ重大性ヲ全國民ニ徹底セシムル事ヲ期ス
 - 二、現下ノ社會狀態ニ鑑ミ一部同胞ノ經濟的對策ノ整備充實ヲ計ル事ヲ期ス
 - 三、一部同胞ノ社會的進出ノ機會均等ト産業指導ヲ計ル事ヲ期ス
 - 四、未設町村ニ分會設置ヲ期ス
- 昭和六年五月三日

二八 高知縣公道會

同會は大正八年十一月、全國に於て未だ部落問題の叫ばれざる時既に率先創立せられ、國內に部落問題の輿論を喚起して以來、鋭意融和の促進に努め來つたが、十四年五月更にその會則を改正し、その陣容を整へるに至つた。

一、要 覽

1 會 則

- 第一章 名稱及事務所
 第一條 本會ハ高知縣公道會ト稱シ事務所ヲ高知縣廳内ニ置ク
 多郡ニハ支部ヲ置キ事務所ヲ轄多支廳内ニ置ク
- 第二章 目的及事業
 第三章 融和團體の組織と個別的活動

第二條 本會ハ聖旨ヲ奉戴シ融和事業ノ健全ナル發達ヲ期シ縣民相互ノ融和親善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三章 會 員

- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、融和事業ニ關スル調査研究
 - 二、融和事業ニ關スル講習會講演會懇談會等ノ開催
 - 三、融和團體ノ聯絡提携並指導獎勵
 - 四、融和事業ニ關スル文書ノ發行
 - 五、經濟教育其他文化向上ニ關スル施設
 - 六、其ノ他本會ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事項
- 第四條 本會ノ趣旨ニ賛同シ入會シタル個人及團體ヲ以テ會員トス
- 第五條 本會員ヲ別テ左ノ三種トス
 - 一、名譽會員 學識名望アルモノ又ハ本會事業ニ功勞アルモノニシテ特ニ評議員會ニ於テ推薦シタルモノ毎年五圓以上ヲ離出スルモノ又ハ一時金五十圓以上ヲ寄附シタルモノ
 - 二、特別會員 毎年金一圓以上ヲ離出スルモノ又ハ一時金二十圓以上ヲ寄附シタルモノ
 - 三、正會員 毎年金三十錢以上ヲ離出スルモノ又ハ一時金三圓以上ヲ寄附シタルモノ
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 第四章 役員及職員
 - 總 裁 一名

會長 一名
副會長 三名
理事 一名
評議員 若干名
支部長 一名
委員長 若干名
委員 若干名

第七條 總裁ハ評議員會ノ決議ヲ經テ之レヲ推戴シ會長ハ知事、副會長ハ内務部長、警察部長、學務部長、理事ハ社會課長ノ職ニ在ルモノヲ推戴ス

第八條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表シ評議員會ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第九條 理事ハ會長ノ命ヲ承ケテ事務ヲ掌理ス

第十條 評議員ハ官公職ニ在ルモノ及ヒ篤志者中ヨリ會長之ヲ囑託シ向各都市ニヨリ各一名宛總會ニ於テ選舉ス

前項ノ選舉ニヨル評議員ノ任期ハ三ヶ年トシ補缺ノ場合ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條 支部長ハ轄多支廳長ノ職ニ在ルモノニ囑託ス

支部長ハ支部ノ會務ヲ統括ス

第十二條 委員長ハ各警察署長、委員ハ市町村長ノ職ニアルモノニ會長之ヲ囑託ス

委員長ハ警察署管内ノ事業ノ遂行ニ關與ス

委員ハ各市町村内ノ事業遂行ニ從事ス

第十三條 本會ノ會務ヲ處理スル爲左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス

主 事 若干名
幹 事 若干名
書記 若干名

第五章 會 議

第十四條 評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス其ノ議決事項左ノ如シ

一、歳入出豫算議決ニ關スル件

二、決算報告ニ關スル件

三、會則變更ニ關スル件

四、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

評議員會ノ議決ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十五條 總會ハ毎年一回之ヲ開キ事業及會計ノ報告ヲナスモノトス但シ會長ニ於テ必要ヲ認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第十六條 本會ノ經費ハ補助金獎勵金寄附金積立金及會費ヲ以テ之レニ充ツ

第十七條 本會々費ハ毎年十月迄ニ其ノ年度分ヲ收入スルモノトス

第十八條 市町村委員ハ前條ノ會費ヲ取纏メ毎年十月迄ニ委員長ヲ經テ本會ニ送付スルモノトス但シ支部管内ニ在リテハ更ニ支

部長ヲ經由スヘシ

第十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

附 則

本則ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
但シ本則中選舉ニ關スル規定ハ次ノ選舉ヨリ之ヲ施行ス

3 役 職 員

總裁 山内豊景 會長(知事) 坂間 棟治
副會長(内務部長) 中村恒三郎 同(警察部長) 折藤 達太郎
同(學務部長) 堀口 功 理事(社會課長) 馬場 敬春
支部長(支廳長) 小川 記滋 委員長 各警察署長(十四名)
委員 縣下市町村長(九十一名) 評議員 縣廳各課長

外 二十七名

主 事 北代 實 同 中村 惠

幹 事 水野 清雄 同 汲田松之助

書記 永吉 清喜

4 支會及會員數

支會 一、會員 名譽會員 四九名、特別會員 二七一名、正會員 一、五七九名 計 一、八九九名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫 算 總額 一〇、七五五圓

歳入 會費一、〇〇〇圓、補助費八、四〇〇圓(縣三、〇〇〇圓、

第三章 融和團體の組織と個別的活動

三、昭和六年度施行事業

二、諸 會 議

種 別	回數	參會者	概 況
總 會	一	三五〇	第十二回、於縣公會堂
委 員 會	二	二四	政治、經濟、會員募集、差別取締法規ノ件協議

協議會 一六 八四〇 郡單位協議會
評議員會 一 二二 豫算其他ノ件

計 二〇回一、二三六名

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會 回数 參會者 概況
融和事業青年指導者講習會 二 九二 縣と共同主催、三日間

地方改善講習會 九 五九〇 内部婦人自覺向上のため部落内に婦人講師を派遣

婦人文化講習會 一〇 二六三 兩方面の婦人、家庭料理、融和問題

計 二一回 九四五名

2 講演會

融和講演會 二二回 參會者 一、二六五名 縣下各町村

3 懇談會 融和懇談會 一四回 七六五名 男女青年を中心に行ふ

4 映畫會 映畫利用講演會 五八回 二八、〇三〇名 他團體と聯合施行

6 文書宣傳 融和時報 一二 二四、〇〇〇 會員、官公吏、學校、青年團、婦人會其他 中央融和事業協會合同

種別 回数又 は場所 數量 對象 備考

融和時報 一二 二四、〇〇〇 會員、官公吏、學校、青年團、婦人會其他 中央融和事業協會合同

融和時報 一二 二四、〇〇〇 會員、官公吏、學校、青年團、婦人會其他 中央融和事業協會合同

7 國民融和日 融和週間講演會 四六回 五、三七〇 融和日前後一週間 路傍宣傳 婦人及青年融和聯盟應援、自動車、自轉車宣傳、其他 各警察、町村吏員、教員其他路傍に立ち宣傳す

リフレット 一 二〇、〇〇〇 縣下各警察署 各中小學校職員其他 中央融和事業協會合同

融和時報號外 一 五、〇〇〇 各警察署 壁新聞型とす

四、内部自覺に關する施設 青年指導者講習會(男) 地方改善講習會(女) に依り内部青年男女の自覺向上に資す。

五、差別事象及事件對策 差別言辭四、結婚關 警察官訓戒、誓 始末書、謝罪、誓約 保一、經濟關係一 告、校長訓戒 書徵取、會員提出 解決

六、産業及經濟に關する施設 種別 施行事業 事業數 事業 概況

1 職業輔導 南部表講習會 二ヶ所 期間一ヶ月、講習員 一〇名乃至二〇名 熊手製造、事業費總額三六〇圓、補助費三〇圓

2 産業獎勵助成 竹細工業 三ヶ所

七、青少年及婦人融和運動

1 青年融和運動

組 織 内 容 運動 概況
土佐青年融和聯盟 一市六郡に亘る 各種の機會に融和の徹底に努むること

自由青年融和聯盟 幡田一郡内 同 右

2 婦人融和運動 組 織 内 容 運動 概況
高知縣婦人融和聯盟 婦人指導者講習會 例會、文書宣傳、講演 愛護者を以て組織 等

高知縣公道會の施設 高知縣公道會主催 内部一般婦女子を對象とする會合は數回に亘り行ふ

3 兒童融和教育 組 織 内 容 事業 概況
高知縣融和教 縣下小學校教師 各部輪番に會同、融和に因める 育研究會を以て組織す 教材を選び研究教授會を行ふ

八、教育其他の獎勵助成 種 別 交付人員 補助費 備考
教育獎勵 二〇三名 一、六八二、五〇 高等小學校並實業補習學校生徒、一人八圓五十錢以内

部落裁縫場 一四團體 四二、三〇〇 生徒數二一五名

町村融和團體 二五 二五〇、〇〇 既成團體二二 新設團體三

計 三九團體 二、三五五、五〇

二〇三名

第三章 融和團體の組織と個別的活動

九、功勞者表彰 氏名 住所 表彰者
兄弟會 吾川郡秋山村 高知縣公道會長田中無事生
沖八潮 幡多郡三崎村 同

一〇、他團體との聯絡提携に關する事項 聯絡團體名 聯絡事項 概況
高知縣社會事業會 映畫利用講演會 「公道會六年度施行事業」の通り
高知縣教化團體 同 同右
聯合會 同
士佐婦人 講演、講習會、 短期臨海講習會、講演會
融和聯盟 宣傳 三回、路傍宣傳
土佐自由青年 同 講演會三回、國民融和日
融和聯盟 同 自働車隊路傍宣傳

四、支部活動狀況 支部名 所在地 代表者 六年度事業概況
同會幡多郡支部 幡多支應内 馬場敬春 講演會講習會宣傳其他

【參考】 高知縣公道會第十二回總會決議

一、政治問題ニ關スル決議 本總會ハ縣下全會員ノ要望ニ基キ政治的融和問題解決ノ方途トシテ本決議ヲ爲ス、爾來國、縣、市町村會議員等ノ選舉ニ當リ問題ヲ理解シ盡力スル如ク裝ヘル政治家乃至縣、市町村會議員

二七九

モアリタレ共之ガ各議會ニ於ケル反映ハ、サラニ見ルベキモノ
 無ク吾等ノ期待ニ反スルコト甚大デアル。加之政黨的感情ノ内
 部浸潤ハ部落解放ノ共通觀念ヲ阻害シ各種選舉ニ當リ醜キ醜
 闘争ヲ醸スニ至リ加之外部政黨者流ノ無誠意ト外部同胞ノ無自
 覺ハ融和問題ヲ永續セシムルモノト思惟シ左記諸項ヲ決議ス
 一、本會ハ此際特ニ内部同胞ノ政治教育ノ普及徹底ニ努メ之ガ
 政治的進出ヲ圖ルコト

- 二、政黨の反感ニヨル内部同胞間ノ醜闘争ヲ防ギ協力一致シ
 テ政治的進出ヲナスコト
- 三、國會議員及市町村會議員等選舉ニ當リテハ融和問題ニ盡力
 ヲ誓フ人士ノ當選ヲ期シ且ツ之ガ積極的努力ヲナスコト
- 四、内部同胞ノ政治的進出ニ關シテハ共同一致縣下のニ之ヲ援
 助シ其ノ目的達成ニ向ツテ邁進スルコト

二、經濟問題ニ關スル決議

- 一、消費節約ノ件
 冠婚、葬祭、儀禮等ニ對スル入費ニ付テハ各地ニ於テ多大ノ
 經費ヲ要シ不經濟甚シキモノアリ、從ツテ之ガ節約ニ就テハ
 各地區ニヨリ内情ヲ異ニスル故統一ハ不可能ナルヘキモ大體
 各地區ニ於テ實情ニ應ジ之ガ統一ヲ計リ協定ヲ遂ゲ其ノ協議
 事項ハ必ズ之ヲ實行スルコト
- 一、婚喪其ノ他ノ祝事、葬式其ノ他ノ佛事、神祭、入退營、節
 句等費用ハ嚴ニ節約セシムルコト、之ガ實行ハ公債會役員
 ニ於テ來ルベキ協議會ノ際各地方ニ徹底セシメ申合セテナサ

- 一、消費組合其ノ他ノ産業組合ニ關シ是ガ設置又ハ利用ヲナス
 様實勵スルコト是ガ爲メニ強制的ノ貯蓄ヲナサシムルコト
- 一、副業ニ關シ從前ノ職業ヲ改善シ又ハ新ニ研究シ各地適當ナ
 ル事業ヲ見出し之ガ達成ニ就テハ縣又ハ公道會ノ援助輔導ヲ
 受クルコト

三、會員募集ニ關スル決議(略)

- 四、差別會勸導令制定ノ件(縣當局ニ對シ陳情書提出スルコト
 ニ決定——別項參項)

二九 福岡縣親善會

福岡縣に於ては夙に縣下の情勢に鑑み、融和親善の運動が
 強調されつゝあつたが、昭和三年四月には内務大臣の訓令が
 あり、又縣に於ても同年六月融和問題に關する訓令を出し、
 縣下に於ける社會問題として重要視せらるゝに至り、同年六
 月十八日本事業に對する篤志者の會同を需め、隔意なき意見
 を交換した。然るにその席上に於て會々融和團體組織の必要
 を提唱せられ、之が創立を可決し、委員を擧げて創立準備に
 着手した。其後數回の委員會を経て趣意書會則を定め遂に創
 立を見るに至つたものである。

一、要 覽

1 創立意書

長クモ 明治天皇ハ天下一人ニテモ其ノ所ヲ得サルモノアレハ是
 即チ朕力ヲシテトノ大御心ヲ懷カセラレ御即位元年ニハ五ヶ條ノ
 御誓文中ニ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘキ旨ヲ宣明シ給
 ヒ同四年ニハ國民平等ノ大義ヲ公布シ給ヘリ爾來六十年此間國運
 ノ發展ニ伴ヒ百事面目ヲ改メ昔日ノ如キ難ヲ留メストイヘトモ獨
 リ一部同胞ニ對スル因襲的差別觀念ノ存スルアリテ融和ノ實ヲ舉
 ケ得サルコトハ人道上一大恨事ニシテ御聖旨ニ對シ奉リテモ洵
 ニ恐懼ニ堪エサル所ナリ

今ヤ内外ノ情勢ハ國民ノ和衷協同ニヨリ國運ノ進展ヲ期スヘキ
 時ニシテ從ニ兄弟塔ニ関クヘキ時ニアラス況ンヤ我國ハ義ニ平和
 會議ニ於テ人道上ヨリ人種差別撤廢ヲ提議シタル國ナリ如斯世界
 ニ對シテ人種平等ヲ絶叫セル國民カ内ニ於テ一部同胞ヲ差別スル
 カ如キハ實ニ矛盾モ甚シト謂フヘシ
 吾人深ク時勢ノ推移ト義ニ主基實田、田植式ノ吉日ヲトシ發セ
 ラレタル縣訓令ノ趣旨トニ鑑ミ茲ニ御大典記念事業トシテ「福岡
 縣親善會」ヲ組織シ、我二百四十萬縣民諸士ノ一致協力ニヨツテ
 舊來ノ陋習タル差別的偏見ノ打破ニ努メ相倚リ相扶ケテ共存共榮
 ノ實ヲ擧ケンコトヲ期ス冀クハ同感有志ノ士吾人ノ微衷ヲ諒トシ
 奮ツテ本會ノ趣旨ニ賛同セラレ直接間接援助アラントコトヲ

2 會 則

- 第一條 本會ハ福岡縣親善會ト稱ス
- 第二條 本會ノ事務所ハ當分福岡縣社會課内ニ置ク

第三章 融和團體の組織と個別的活動

- 第三條 本會ハ各都市ニ支部ヲ置クコトヲ得
- 第四條 本會ハ同胞融和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス
- 第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、融和促進上必要ナル調査研究
 - 一、印刷物ノ刊行
 - 一、懇談會、講演會、講習會等
 - 一、融和問題ニ關スル調停
 - 一、其他必要ト認メタル事項
- 第六條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタルモノヲ以テ
 會員トス

- 一、正會員 會費年額五拾錢ヲ豫出スルモノ
- 一、特別會員 一時ニ金二十五圓以上ヲ寄附シタルモノ
- 一、名譽會員 一時ニ金百圓以上ヲ寄附シタルモノ
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、會 長 一名 理事會ニ於テ之ヲ推薦ス
 - 一、副會長 一名 理事會ニ於テ之ヲ推薦ス
 - 一、常務理事 一名 理事會ニ於テ之ヲ互選ス
 - 一、理 事 各都市 一名 總會ニ於テ之ヲ選舉ス
 - 一、幹 事 各市町村長其他 若干名 會長之ヲ囑託ス
- 第八條 理事ノ任期ハ二ケ年トス但再任ヲ妨ケス
- 任期満了シタル理事ハ後任者就任ニ至ル迄尙其職務ヲ行フ
- 第九條 本會役員ノ職務左ノ如シ
 - 一、會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
 - 一、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス
 - 一、常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理シ會長副會長共ニ事

故アルトキハ其職務ヲ代理ス

一、理事ハ理事會ヲ組織シ豫算其他重要會務ヲ審議ス
第十條 本會ニ主事書記及講師若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託又ハ任
免ス
主事書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス
幹事ハ本會ト聯絡ヲハカリ當該市町村ニ於ケル融和事業ニ關ス
ル諸般ノ斡旋ヲナス

第十一條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ會長之ヲ推薦ス顧問ハ會長ノ
諮問ニ答ヘ又ハ意見ヲ開陳スルコトヲ得
第十二條 本會ハ毎年一回總會ヲ開催シ融和促進ニ關スル協議又
ハ報告等ヲナス但必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開催スルコトアルヘ
シ

理事會ハ必要ニヨリ會長之ヲ召集ス
第十三條 本會ノ經費ハ左ニ掲クルモノヲ以テ支辨ス
一、會員ノ繳金 一、寄附金
一、補助金 一、其他ノ收入

第十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌年三月三
十一日ニ終ル
第十五條 本會ノ豫算ハ年度開始前理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ
決算ハ理事會ノ承認ヲ經ルモノトス

第十六條 本會則ハ理事三分ノ二以上出席スルニアラサレハ改廢
スルコトヲ得ス
前項ノ改廢ハ理事三分ノ二以上出席スルニアラサレハ之ヲ行

フコトヲ得ス
3 役員
會長 林田春次郎 副會長 佐藤準藏
常務理事(社會課長) 福永與一郎 理事 中村堅太郎
幹事 久世庸夫 主事 外二十九名
外三二三名 眞鍋博愛
4 支會及會員數
支會 ナシ(準ズベキモノ一) 會員 一、五六〇名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 六、三〇〇圓
歳入 基本金收入一〇圓、會費三〇〇圓、寄附金三〇〇圓、國
庫補助金二、八三五圓、縣費補助金二、八三五圓、雜收入二〇圓
歳出 事務所費八〇二圓、會議費三〇〇圓、事業費四、七六二
圓(事務職員費二、四五二圓、講習講演會費一、四二〇圓、調査視
察費一五〇圓、會誌發行費三〇〇圓、國民融和日宣傳費三〇〇圓
補助費九〇圓、活動寫真設備費五〇圓) 基本金造成費二七〇圓、
基金募集費三〇圓、豫備費一三六圓

2 事業計劃

一、指導者講習會一〇回 二、婦人講習會一〇回 三、男子青年
團講習會一〇回 四、活動寫真會一五回 五、講習會五〇回 六、
總會 七、理事會 八、國民融和日 九、研究調査會

三、昭和六年度施行事業

一、調査研究觀察

理事視察會 一回 人員 五名 場所 大分縣下毛 村政及部落
郡鶴居村 調査を行ふ

二、講習會

總會 一回 同 一六五名 豫算決算事業計劃
於縣廳內大會議室

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會
指導者講習會 五回 參會者 三〇〇名 折尾町其他
青年一夜講習會 五回 同 五七〇名 金武村其他

2 講演會
融和講演會 一二九回 參會者 一八、三〇名 市町村の要求又
は同會割當

3 懇談會
融和懇談會 三回 參會者 四〇名 郡教育會役員會及
小學校

4 映畫會
融和映畫會 一八回 參會者 二、四〇〇名 志波村其他

7 國民融和日
融和講演資料 各市町村、 二、〇〇〇部 縣會議員、警察署
學校に配付 篤志家等
リーフレット 各戸並同右 五五〇、〇〇〇部 小學校兒童を通じ
て配布

六、産業及經濟に關する施設

第三章 融和團體の組織と個別的活動

四、支部活動狀況

方城村親善會 田川郡方城村 代表者日高力藏 (事業概況)總會
其他

三〇 大分縣親和會

大正十三年八月大分縣郡市長會議に際し、縣知事より國民
相互間の因襲的觀念を撤廢し、融和親睦の實を擧ぐるは喫緊
の事なるが故に、速に融和促進機關を設置せられんことを望
む旨指示する所あり、次で同年十一月、中央社會事業協會主
催の地方改善事業講習會を縣下別府市に開催するや、會員多
數の意見として、此機會に融和促進機關設置の議起り、講習
會終了當日(大正十三年十一月二十日)縣内出席會員一同協
議の結果本會を設立し、會長に縣知事を推戴し、會則の制定
役員の選任等總て會長に委囑し、至急其の成立を希望する旨
を決議した。越へて同年十二月三日、郡市長會議開催の機を
捉へ、會則案を示して意見を求めたるに滿場之に同意し、縣
民全體を以て會員となすこととし、茲に同會の創立を見るに
至つた。

一、要 覽

1 創立趣意書

創立經過に記せる如き經過に依り創立するに至りたるを以て別に趣意書を配布して其の賛同を求むる等の必要なかりしも其の趣意とする所は封建的階級制度撤廃せられてより既に半世紀を超えたる今日相愛すべき同胞をして社會的因襲に胚胎せる醜惡なる賤觀觀念の爲めに人生の悲慘を痛苦せしめつゝあるは我が國家社會に取りて最も大なる痛恨事なれば之が解決を圖り眞の精神的文化を普及せしめんとするに在ること勿論なりとす。

2 會則

- 第一條 本會ハ大分縣親和會ト稱シ事務所ヲ大分縣廳社會課内ニ置ク
第二條 本會ハ會員相互ノ融和親善ヲ計リ廣ク同胞相愛ノ精神ヲ普及シ自治協同ノ美風ヲ興致スルヲ以テ目的トス
第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、講話會講習會懇談會等ノ開催
二、功勞者ノ表彰
第四條 本會ハ本縣内ニ居住シ本會ノ趣旨ニ賛同スル者ヲ以テ組織ス
第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、總裁 一名 二、會長 一名
三、副會長 二名 四、支部長 若干名
五、評議員 若干名
第六條 總裁ニハ本縣知事ヲ會長ニハ本縣學務部長ヲ推戴シ副會長

長支部長及評議員ハ會長之ヲ囑託ス

第七條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第八條 本會ニ幹事若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス

第九條 總會及評議員會ハ必要ニ應ジ之ヲ開催ス

第十條 本會ノ經費ハ寄附金及補助金ヲ以テ之ヲ支辨ス

3 役職員

- 總裁(知事) 田口易之 會長(學務部長) 堀 五之介
副會長(社會課長) 林 重房 支部長 伊藤謙作
評議員 仲村幸男 幹事 小堀保行
外 六名
幹事 小野 廣同 土師 宇
同 泰 久藤 同 吉田肇顯
同 村上三登磨

4 支會及會員數

支部 一四 會員(全縣民を會員と看做す)

二、昭和七年度豫算並事業計劃

- 1 豫算 總額 一、三七〇圓
歳入 助成金一、〇六〇圓(國七〇〇圓、縣二四〇圓、中央融

三二 佐賀縣社會事業協會融和部

和部

佐賀縣にては、大正十五年七月二十八日社會事業協會内に左の通り會則を改正して融和部を新設した。

一、要覽

1 會則

第一章 總則

- 第一條 本會ハ皇太子殿下御慶事記念事業トシテ佐賀縣下ニ於ケル社會事業ノ普及發達並ニ聯絡ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第二條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、社會事業ニ關スル調査研究並ニ宣傳ヲナスコト
二、社會事業ノ連絡ヲ計ルコト
三、社會事業ヲ實行シ又之カ助成ヲナスコト
四、融和事業ニ關スル施設ヲナスコト
五、前各條ノ外必要ト認メタル事項
第三條 本會ハ佐賀縣社會事業協會ト稱ス
第四條 本會ハ事務所ヲ佐賀縣廳内ニ置ク
第二章 會員
第五條 本會々員ハ本會ノ事業ヲ翼賛シ五ヶ年以上毎年會費一口以上(一口ノ金額ヲ五圓トシテ)繳出スルモノヲ以テ會員トス

三、昭和六年度施行事業

- 三、普及宣傳に關する施設
7 國民融和日
リーフレット 一五、〇〇〇枚 縣下關係方面に配布
ポスター 五〇〇枚 同右
六、産業及經濟に關する施設
種別 施行事業 事業數 事業概況
職業輔導 職業講習會 四ヶ所 層層整理、竹細工編物
八、教育其他の獎勵助成
育英奨勵 被奨勵者 一七名 補助費 四九五圓

四、支部活動狀況

- 支部名 所在地 代表者 事業概況
東國東郡親和會 東國東郡東町 警察署長 郡内融和事業
第三章 融和團體の組織と個別的活動

此會事業ニ功勞アル者又ハ社會事業ニ關スル學識經驗アル者ハ評議員會ノ議決ヲ經テ名譽會員ニ推薦スルコトヲ得

第六條 會員タラントスル者ハ住所氏名並ニ年歲金額ヲ具シ本會ニ申込ムヘシ

住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ旨通知スヘシ

第三章 役員

第七條 本會ニ總裁及左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 副會長 各一名
- 一、評議員 若干名

役員ハ總テ名譽職トス

第八條 總裁ハ佐賀縣知事ヲ推戴シ會長副會長ハ評議員會ニ於テ選舉ス、評議員ハ市部ハ市長郡部ハ各郡内町村長中ヨリ一名宛互選シタル者及各部中ヨリ一名宛互選シタルモノトス

第八條ノ二 本會ニ幹事若干名ヲ置キ總裁之ヲ委嘱ス縣社會課長ヲ以テ常任幹事トス

第九條 總裁ハ會務ヲ總理ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ執行シ會議ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ其ノ事務ヲ代理ス

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス、會長副會長共ニ事故アルトキハ常任幹事其事務ヲ代理スルコトヲ得

第十條 會長副會長及評議員ノ任期ハ二年トス

第十一條 補缺ニ依リテ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄尙其ノ職務ヲ行フモノトス

第十二條 本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ總裁之ヲ委嘱シ會長ノ諮問ニ應ヘ又ハ意見ヲ述ルモノトス

第十三條 本會ニ主事及書記若干名ヲ置ク

主事及書記ハ會長之ヲ任免シ手當ヲ給スルコトヲ得

第十三條ノ二 各市町村ニ方面委員長、方面委員、及方面幹事ヲ置ク

方面委員長、方面委員、方面幹事ニ關スル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第四章 總會評議員會

第十四條 總會ハ毎年一回之ヲ開キ會務ヲ報告ス臨時必要ノ場合ニハ臨時會ヲ開クコトヲ得

第十五條 評議員會ハ必要ニ應シ之ヲ開ク、評議員會三分ノ一以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開ク事ヲ得ス但シ再開ノ場合ハ此ノ限ニアラス評議員會ノ議員ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

評議員會ニ於テハ本會ノ事業ニ關スル豫算決算其他重要ナル事項ヲ議決ス

緊急止ムヲ得サル事件ニ關シ評議員會ヲ開クコト能ハザル場合ハ會長ニ於テ專決處分スルコトヲ得

但シ次回ノ評議員會ニ於テ其報告ヲ爲スヘシ

第五章 創除

第六章 會計

第十七條 本會ノ經費ハ會費寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

本會ノ融和事業費ハ特別會計トス

第十八條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十九條 本會ノ經理ニ關スル細則ハ評議員會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第七章 會則ノ變更及解散

第二十條 本會ハ總會ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ會則ノ變更ヲナスコトヲ得ス

第二十一條 本會ハ總會ニ於テ會員半數以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ解散スルコトヲ得ス

第二十一條 第一回總會開會ニ至ルマテ當分ノ間會長以下役員ハ總裁ノ指名ニ依ル

2 役員

總裁(知事) 早川 三郎 會 長(學務部長) 光田 信

副會長 福田慶四郎 常任幹事(社會課長) 大澤 雄一

評議員 (計二十名) 主 事 古川 新八

3 支會及會員數

支會 ナシ 會員數 三、四一三名

第三章 融和團體の組織と個別的活動

一、調査研究觀察

種 別 回數及場所 概 況

部落現狀調査 生活狀況、住宅に付調査、目下整理中

視 察 二回 朝鮮(下足販路調査をなし爾後取引をなしつゝあり、福岡縣(縣下優良町村融和事業施設視察)

二、諸會議

昭和七年年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 四、〇〇二圓

歳入 國庫補助金一、九二九圓、繰入金一、二一四圓、繰越金一〇〇圓、助成金二七五圓(中央融和協會)、償還金四八四圓

歳出 事務費一、二七九圓、事業費二、六七九圓(講演懇談會費二〇〇圓、從事者養成費二〇〇圓、事業助成費三〇〇圓、宣傳費四五〇圓、教育獎勵助成費二四五圓、産業獎勵費三〇〇圓、移植民獎勵費五〇〇圓、生業資金償還金四八四圓)豫備費一四四圓

2 事業計劃

一、講演及懇談會(産業經濟向上、内部自覺、差別觀念除去)從事者養成(講習員及視察員)三、事業助成(八團體)四、宣傳(融和時報毎月一千部)、教育獎勵助成(高等小學、公民學校)六、産業獎勵助成 七、移住民獎勵

第三編 融和運動

種類	回数	参加者	概況		
評議員會	一	七名	豫算及決算		
總會	一	三〇〇名	於佐賀市舊公會堂		
三、普及宣傳に關する施設					
1 講習會					
社會事業講習會	一回	参加者 七九名	中央融和事業協會と合同主催		
2 講演會					
社會問題講演會	四回	同一、七〇〇名	唐津市其他、映畫併用		
3 懇談會					
社會事業懇談會	一回	同一	二七名		
4 映畫會					
活動寫眞講演會	九回	同一	九、〇〇〇名		
6 文書宣傳					
種類	回数	場所	数量	對象	備考
融和時報	一二	一二、〇〇〇部	役場、中小學校、方毎月	面委員、有志等	一、〇〇〇部
7 國民融和日					
種類	回数	場所	数量	對象	備考
講演會	三ヶ所	一、一〇〇〇	一般町村民		
融和時報	一	一、〇〇〇部	市町村役所		
文書宣傳	一	一〇、〇〇〇部	リーフレット	學校、有志	

三三二 熊本縣昭和會

熊本縣に於ける融和狀勢は從來比較的良好で、顯現的差別事象もその跡を絶たんとするの實狀にあつたが、尙未だその痕跡の殘存するを認め、内秘的差別觀念の存するを無視することは出来なかつた。茲に於て昭和三年五月二十六日には縣訓令を發して縣民の反省を促し、尙引續いて八月二十八日の所謂解放令發布記念日には齋藤知事のラヂオ放送をなし、縣民諒和の實現を一層強調するに至つた。茲に於て從來縣の經營し來つた諸施設を一層充實せしむるの要を認め、遂に八月二十八日を卜して同會を創設し、中央團體と連絡提携を計り縣民一致融和の實を擧ぐるに努力することとなつた。

一、要 覽

1 趣 意 書

國運の進展は必ず國民の親和に本づく而して國民の親和は必ず全國國民相互に人格を尊重して共存共榮以て社會生活の和平を圖るに在ることは今更申す迄もない事でありませぬ。長くも明治天皇は深く是に御執念あらせられ夙に五ヶ條の御誓文を頒發し給ひ尋いで明治四年八月二十八日には大政官布告を以て國民平等の制を布かせ給ふたのであります。爾來百有餘年目を一新して今日の隆昌を來たせるの時獨り社會の

第三章 融和團體の組織と個別的活動

新聞紙掲載	一	一般縣民	知事宣言書 掲載依頼	
座談會	一	二〇名	關係町村民 融和團體代 表者等	
功勞者表彰		二名	三月十四日會 長より表彰	
四、内部自覺に關する施設				
市町村の融和事業團體（八團體）に對し之が指導獎勵をなし、且つ内部の自覺向上を計りつゝあり。				
六、産業及經濟に關する施設				
種類	別	施行事業	事業數	概況
2 産業獎勵助成	懇談會、産業 關係者聯絡			經濟方策協議懇談 副業調査販路擴張
3 産業資金貸付	副業及養豚組	二ヶ所		貸付金額 一、〇〇〇圓
八、教育其他の獎勵				
種類	別	交付人員	補助費	備考
教育獎勵助成	九名	一八五圓		高等小學生四名 公民學校生五名
九、功勞者表彰				
氏名	住 所	表 彰 者		
大久保 武	東松浦郡久里村	佐賀縣社會事業協會長		
藤本 宗實	三養基郡基里村	同		

一部差別の陋習今猶全く其跡を絶たず動もすれば濃厚醜陋の美俗を妨ぐるが如き觀なきにあらざるは洵に昭和聖代の一大痛恨事でありませぬ。かゝる條理に悖り人道に反する陋習弊風は之を芟除し盡して速かに親和愉快の社會を顯現せしむべきは現代の國民共同の重大責任であつて最も緊切なる要務なりと固く信ずるのであります。本縣に於ては茲に見る所あり去五月二十六日には訓令第六十三號を發し特に縣民の反省自覺を促して融和に關する各般の施設に一層の獎勵を加へられ尙引續き八月二十八日の所謂解放令發布の記念日には齋藤縣本縣知事は親しく「ラヂオ」放送に依りて愛を基調とする國民偕和の理想實現を強調されたのであります。此の一事に徴しましても現下幾多の社會問題中融和問題が如何に重大性を有するか確に窺ひ知るものであります。尤も本縣に於ける融和の情勢は頗る良好の域に達し今や不合理の差別事象も漸く其の跡を絶たんとするの實狀に在りまするに非ざれば、此の種の弊風は假令痕跡の存するをも赦すべきに非ざらず之を拂拭して眞實に同胞の融和親善を促進し以て社會の暗影を一掃し盡さねばならませぬ。然し乍ら此の弊風たるや全く人心の深奥に潜在する内秘的感情に起因するので之が拂拭淨化は決して容易の事業ではありませぬ。從來の施設經營を一層充實せしむるの要あると共に更に官民一致大いに奮闘努力して縣民相互の眞摯なる反省と徹底せる自覺とを喚起し相當年月をも假さなくてはならないと考へられるのであります。尙中央地方相連絡提携歩調を一にして全國的の運動に参加しな

くは到底その目的は期し難いのであります。
 是を以て本年八月二十八日を以て熊本縣昭和會を創設して中央
 縣和事業協會と連絡を圖り各方面の援助と縣民一般の理解ある共
 鳴との下に同胞親和の大旗を掲げ差別的偏見の陋習弊風を絶滅し
 て凡ての人々が相敬し相愛し愉快と榮光とに輝き得る社會生活の
 實現を願望追求し以て昭和の聖代に聊か貢獻せん事を企圖する所
 であります。

大方の諸彦賢くは本會の意の在る處を諒せら、舉縣一致國民親
 和の實を擧ぐるため奮つて其の力を致されんことを切望して止ま
 ないであります。

2 會 則

- 第一條 本會ハ熊本縣昭和會ト稱シ同胞親和ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ本部ヲ熊本縣内ニ置キ必要ニ應シ各地ニ支部ヲ設ク但シ支部規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、親和ニ關スル必要事項ヲ調査研究スルコト
 - 二、親和ノ宣傳ニ努ムルコト
 - 三、親和ノ實現ニ努ムルコト
 - 四、其他必要ト認ムル事項
- 第四條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 一、名譽會員ハ親和事業ニ關シ事績顯著アル者、本會ニ功勞アル者及金一千圓以上寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ保

- ル者
 - 一、贊助會員ハ本會事業ノ促進ニ盡力シタル者及金百圓以上ヲ寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ保ル者
 - 一、特別會員ハ本會ノ事業ニ關係アル名譽職者官吏教育者、宗教家等及金三十圓以上寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ保ル者
 - 一、通常會員ハ縣ノ推薦ニ依リ融和事業ニ關スル縣外視察若クハ縣外講習會ニ派遣セラレタル者及本會ノ總旨ニ賛同シテ其ノ目的進行ヲ期スル者
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一、名譽總裁 一名
 - 一、總裁 一名
 - 一、名譽顧問 若干名
 - 一、顧問 若干名
 - 一、會長 一名
 - 一、副會長 一名
 - 一、理事 若干名
 - 一、評議員 若干名
- 第六條 本會ハ細川侯爵閣下ヲ名譽總裁ニ、熊本縣知事ヲ總裁ニ、推戴シ熊本縣學務部長ヲ會長トス
- 名譽顧問、顧問ハ會長之ヲ推薦ス
- 副會長及理事、評議員ハ會長之ヲ囑託ス
- 第七條 會長ハ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル

トキハ之ヲ代理ス

- 理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス
- 評議員會ハ豫算ノ決議決算ノ認定其他重要ナル事項ヲ審議ス
- 第八條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク、評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス
- 第九條 役員ノ任期ハ二ケ年トス
- 第十條 會長ハ事務ノ必要ニ應シ主事及書記ヲ置ク事ヲ得
- 第十一條 本會ノ經費ハ寄附金補助金會費其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十二條 本會ノ施行ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム
- 第十三條 本會則ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非レハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

3 役 職 員

- 名譽總裁 侯爵 細川 護立 總裁(知事) 鈴木 敬一
 - 會長(學務部長) 高田賢治郎 副會長(社會課長) 沼越 正巳
 - 理事 要名本丹五郎、宮岡茂、宮田重一、伊藤直、伊藤平八、渡邊尚廣、四宮二男、岩山靜喜、北村英明、福士榮吉、江口清彦、齋藤唯夫
 - 書記 北原規矩雄 同 富高 憲晃
 - 同 日隈富士男 評議員 佐々木 乙
 - 外三十六名
- 4 支會及會員數
- 支會 ナシ 會員 一、四四五名

第三章 融和團體の組織と個別的活動

二、昭和七年度豫算並事業計劃

- 1 豫算 總額 三、七二〇圓
- 歳入 歳金及寄附金六九〇圓、補助金二、七〇〇圓(國一、三五〇圓、縣一、三五〇圓) 交付金二五〇圓(中央融和協會)、雜收入三〇圓、繰越金五〇圓
 - 歳出 事務費一、三〇〇圓、會議費一〇〇圓、事業費二、二二〇圓(文書宣傳費二五〇圓、講演會費一五〇圓、講習會費七〇〇圓、懇談會費二〇〇圓、調査費一〇圓、表彰費一〇圓、融和日語費一〇〇圓、派遣費一〇〇圓、獎勵費五〇〇圓、助成費一〇〇圓、協議會費一〇〇圓) 豫備費一〇〇圓
- 2 事業計劃
- 一、調査研究(融和状況、經濟事情、美談美績) 二、講習會(社會問題講習會二回、一夜講習會一〇回) 三、講演會 四、懇談會(二〇ヶ所) 五、印刷物發行(融和時報、パンフレット等) 六、國民融和日 七、詩會談 八、表彰 九、調停斡旋 一〇、縣外講習員及視察員派遣 一一、教育獎勵一〇〇名 一二、町村融和事業助成 一三、協議會
- 二、昭和六年度施行事業
- 一、調査研究視察
 - 種 別 回数又ハ場所
 - 差別事業及産 四ヶ町村
 - 經濟調査
- 差別觀念は一般に稀薄、但し潜在觀念あり、副業として屠場人夫、行商を營む者あり、經濟的差別稀薄

第三編 融和運動

融和 一回 融和に關する諸施設及青年融和運動状況

二、諸會議

理事會 二回 出席者計二九名 事業、財政的基礎確立等に付き

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會

社會問題講習會 三回 參加者 二〇八名 婦人指導者講習會一回

2 講演會

社會問題講演會 四回 參加者二、四〇〇名 陸軍教導學校、師範

3 懇談會

融和事業懇談會 二回 參加者 一一〇名 教育關係者懇談會一回

4 映畫會

活動寫眞映寫會一七回 參加者一九、五〇〇名 各地とも男女青年

6 文書宣傳

種別 回数 數量 對象 備考

小冊子 數回 一、〇六三部 講習、懇談會、「融和理想」

融和時報 一二 一二、〇〇〇 同右、其他會員、警察等

7 國民融和日

種別 回数 數量 對象 備考

三一、三〇、〇〇部 町村役場、各

依 頼 町村長、警察 講習會、協

同 各新聞社 融和日の趣旨

四、内部自覺に關する施設

種別 方針 組織及事業

自主的團體結 講演會、懇談會、映寫

成 會其他機會ある毎に町

村及び部落の有力なる

指導者をして内部の自

覺向上に資すべき自主

的結成を意圖す

五、差別事業及事件対策

種別 對 策 解決條項 結果

差別言辭二 青年聯盟員設置 當事者の理解 解決

七、青少年及婦人融和運動

1 青年融和運動

組 織 內 容 運 動 概 況

融本縣昭和青年聯盟 社會問題講習會講

員一六八名 を中心に組織、團

心とする融和運動を續

二 婦人融和運動

第一條 本會ハ財團法人鹿兒島縣社會事業協會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ鹿兒島市山下町六八番地ノ一ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ鹿兒島縣下ニ於ケル社會事業ノ普及發達並其ノ聯

絡ヲ圖ルヲ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、社會事業ニ關スル研究調査ヲ爲シ必要ト認メタル各種ノ社

會事業ヲ實行スルコト

二、社會事業ニ關スル講演會又ハ講習會ヲ開催スルコト

三、社會事業ニ關スル行政ヲ翼賛スルコト

四、社會事業ノ後援ニ努ムルコト

五、社會事業從事者ヲ養成スルコト

六、會報其ノ他ノ印刷物ヲ發行スルコト(以下略)

2 役 職 員

會 長(知事) 市村 慶三 副會長(學務部長) 大久保住吉

副會長 岩切太郎吉 理事 葉山萬次郎

理事 兒玉 實良 同 佐藤 茂助

常務理事(社會課長) 千種 孝吉 監 事 加藤 初夫

評議員 吉村 清尙(外十九名)

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總 額 一、九三二四

歳入 一般會計繰入金九五一圓、補助金、一八〇〇圓(國九〇

一、要 覽

1 會 則

第一章 名稱及事務所

第三章 融和團體の組織と個別的活動

三三 鹿兒島縣社會事業協會

融和部

施行 事業 備考

婦人融和事業指導者講習會 獨自の婦人運動を起すに至る程の氣

3 兒童融和教育

施行 事業 概況

教育關係者懇談會 補習專任融和問題懇談會に於て融和教育上の

注意を喚起し、教職員の積極的活動と融和教

育研究會の開催を促進せり

八、教育其他の獎勵助成

教育獎勵 人文人員 補助費 四七一圓 高等科及補習學校生徒

一人三圓宛

○同、縣二〇〇圓、中央融和協會七〇〇圓、繰越金一八〇圓
 歳出 事業費二、九三二圓（協議會費一七八圓、活動寫真費一〇圓、視察員派遣費三二〇圓、就學奨励費一二〇圓、育英奨励費七〇〇圓、講習會派遣費四〇圓、講習會費一、三三五圓、選奨費一〇圓、印刷物頒布費一八八圓、融和日施設費三〇圓）

2 事業計劃
 一、協議會 二、活動寫真會 三、視察員派遣六人 四、就學奨励補助三〇人 五、育英奨励補助 六、講習會派遣 七、副業に關する講習六ヶ所 八、功勞者選奨 九、印刷物刊行 一〇、生産資金貸付

三、昭和六年度施行事業

一、調査研究視察
 種別 回数 場所 概況
 要改善地區調査 一 八郡四九ヶ町村 調査項目、生業、副業 五八郡落 生計、金融、教育
 産業振興計劃 三 三郡三ヶ町村三 部落副業助成計劃樹立
 離外先遣地視察 一 福阿縣、岡山縣 町村吏員七名、方面委員六名

二、講習會
 産業振興懇談會 七回 講習會、町村當局、方面委員、學校職員、農會長、七郡落 區民

三、普及宣傳に關する施設
 1 講習會 講習會、町村吏員、方面委員、學校職員、區有志 於十一郡
 2 社會事業講習會 一二回 講習會、町村吏員、方面委員、學校職員、區有志 於十一郡
 3 文書宣傳 講習會、町村吏員、方面委員、學校職員、區有志 於十一郡
 4 融和時報 七〇〇部 縣下各方面 中央融和事業協會合同
 5 リフレット 五、〇〇〇部 同 同會作製
 6 國民融和日 同 同會作製
 7 映畫會 縣下五ヶ所 宣傳映畫會開催

六、産業及經濟に關する施設

種別 施行事業 事業數 事業概況
 1 職業輔導 業細工講習會 三ヶ所 部落青年を中心とす 部より補助して機械を設備せるを以て向後の産業振興に資す
 2 産業奨励助成 製糖、建、叭 三ヶ所 事業費總額四九一圓 補助費四一圓
 3 生産資金貸付 駄馬、製糖、建、商自轉、車購入 一ヶ所 貸付金額一八〇圓 七人分
 4 其他の施設 部落産業対策 七回 講習會 一五〇名
 産業振興懇談會 七回 同 二一〇名

種別 交付人員 補助費 備考
 就學奨励 五四人 一六八、三〇 尋常一二年生一人三圓五〇 錢、三、四年生四圓、五、六年生四圓五〇錢
 育英奨励 五人 六二一、三〇

第三節 聯盟機關

一 近畿融和聯盟

近畿各府縣の融和團體は早から協議會を開催し、毎年相寄つて種々の事項を協議してゐたが、單に協議會といふ様な一時的のものでなく、實行の伴つた常置的の機關としたいとの希望が生じ、遂に昭和五年五月二日奈良縣初瀬町に聯盟創立協議會を開催し、審議の結果組織、役員、運動方針を決定した。

一、要 覽

1 規約
 第一條 本聯盟ハ近畿融和聯盟ト稱シ事務所ヲ委員長所屬團體事務所ニ置ク
 第二條 本聯盟ハ近畿ニ於ケル融和團體ノ聯絡提携ヲ圖リ共同運動ヲテ以テ目的トス

第三章 融和團體の組織と個別的活動

第三條 本聯盟ハ近畿ニ於ケル融和團體ヲ以テ組織ス
 第四條 本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク
 一、委員長一名 委員若干名
 一、委員ハ各加盟團體ヨリ一名ヲ選出シ委員長ハ委員ノ互選トス
 一、役員ノ任期ハ滿二ケ年トシ補欠ノ場合ハ前任者ノ殘任期間トス

2 加盟團體並委員名

本派本願寺 一如會 委員 原田 慶 範
 大谷派本願寺眞身會 同 委員 武内 了 温
 京都府親和會 委員 長 森 榮 香
 大阪府公道會 委員 上妻 宗 康
 兵庫縣清和會 同 委員 内海 正 名
 和歌山縣同和會 同 委員 藤 範 晃 誠
 大和同 志 會 同 委員 吉川 吉 治 郎
 滋賀縣昭 和 會 同 委員 平 井 豊 重
 三重縣社 和 會 同 委員 山下 嘉 三 太
 事業所 京都府社會課内 近畿融和聯盟事務所

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 六八六圓

但し右は事務費とし、事業費は計劃毎に加盟團體より支出の申合とす。

2 事業計劃

- 一、研究会(隔月一回) 二、懇談會(研究会開催地の希望に依り開催) 三、小冊子、リーフレット刊行(必要に應じて刊行し、加盟團體並に希望團體に配布) 四、差別事件に對する處置(適當と認めたる事項に對し) 五、國民融和日施設(各團體に對して注意の喚起、活動、依頼をなすと共に、リーフレット等の共同印刷並に配布) 六、融和評論發行(隔月一回發行し融和問題の研究、批判をなし關係方面に配布) 七、其他(必要に應じ陳情、報告、依頼等)

三、昭和六年度施行事業

一、研究会

開催期日	場所	回数	研究題目
六年四月二八日	兵庫縣廳	第一回	融和團體の指導方針
六月二五日	和歌山市商工會 講所	第二回	前回のものを續いて研究
八月二二日	比叡山根本中堂	第三回	融和運動の政治的進出に就て
十一月七日	三重縣會議事堂	第四回	内部の經濟的進出に就て
七月一月二八日	奈良市公會堂	第五回	差別事件の解決方法に就て

二、議會

三重縣津市に於て研究会開催の節同縣伊勢表生産事業を視察す。

右研究会毎に協議會を併催し、時事問題の對策を協議す。

【參考】

委員會、研究会に於ける協議事項

第一回委員會並研究会

昭和六年四月二十八日午前十時から、神戸市縣會議事堂内小會議室で開催され、森委員長外十名(三重縣缺席)出席して左の事項に付協議した。

- 一、本年度聯盟事業に關する件(聯盟)
- 二、第二回全關融和事業大會決議事項の其後各團體に於ける實施狀況承り度(大阪府公道會)
- 三、關西融和團體聯合大會開催に關する件
- 四、融和團體指導精神に就て(以上兵庫縣清和會)

「一」に就ては從來の事業必ずしも悪からざるも、聯盟本來の目的に稍縁遠き感なしとせざるを以て、本年度は特に研究批判、發表等に主力を注ぎ聯盟本來の面目を發揮することに努め様と意見の一致を見た。「二」に就ては各團體の實施事業を陳べ、「三」に對して隔意なき意見の交換を行つたが本年東京の大會を體驗して來た各自から大會其のものに就て可成つ

き込んだ考へも出て、結局次回迄清和會にて尙研究を續けることとなつた。「四」は前日關西府縣融和事業協議會にて未協議に終つた重大事項にて各員緊張して其の抱負を吐露した。

第二回委員會並研究会

六年六月二十五日和歌山市商工會議所樓上で、同縣同和會幹旋の下に午前十時から開催された。出席者は近畿府縣から二十名、先づ兵庫縣清和會の提案に係る協議事項からはじめ

- 一、關西青年大會ノ件
- 二、帝國興信所ノ差別事件ニ關スル件
- 三、地方改善事業ノ對象擴大ニ關スル件

「第一項」は清和會で具體的方策を樹て、文書其の他の方法を以て各團體へ對し賛否を求められては如何といふ事になり、「第二項」は事頗る重大であるから、聯盟の名を以て各融和團體へ通知し團體所在の興信所等につき實情を調査し、若しそうした事實ありとせば、之が善後策を講じて貰ふ様依頼すると共に一面輿論を喚起し、全國的運動となし、根本的解決に向つて進むべしとの事に意見が纏り、「第三項」に對しては現在の地方改善事業の施設對象を他の被差別者に迄擴張するの可否に付てであるが、出席者は何れも其の府縣の實情を述べて參考に供し、正午休憩、午後一時再會研究会に移り、懸案たる「融和團體の指導精神」に就て先づ内海正名氏、藤

範見誠氏の研究の發表あり、各出席者から夫々深刻な質問が出で討議に入つたが、三時一應打切る事とした。

第三回委員會並研究会

昭和六年八月二十二日午前十時から、滋賀縣昭會幹旋の下に比叡山延暦寺貴賓館で開催したが、出席者は各加盟團體の外滋賀縣社會課員等約二十名で、清涼なる靈氣に盛夏を忘れ終日熱心緊張裡に左の通り協議研究をなした。

- 一、興信所に關する件
前回以後聯盟として執れる方策に付森委員長より詳細説明し、次いで各團體より本件に關する各地調査の結果を報告し、尙本件は全國的に影響するところ多きを以て、彌々今秋開催の全國協議會に聯盟の名を以て提案し輿論を喚起することとした。
- 二、小冊子刊行の件
無理解なる多數者が常に抱懐せる通俗的疑問を羅列して其に簡單なる啓蒙的解説を付したる小冊子を刊行頒付せんとするものにして、其内容項目を逐條審議協定し漸く十五項目程に取纏め尙之が執筆を和歌山縣同和會藤範見誠氏に依頼することに決定し、晝食の爲小憩し午後一時再開、過般大阪府社會課にて惹起し社會的センセーションを興へたる某差別事件に付前田主事の詳細なる説明を聴取せしが、吏員中に斯の種事件の勃發せる際特に新業従事者はいかなる態度を執るべきかといふ事に一同多大の教示をうけ、午後二時より研究会に移り福嶋昭和會理事より「融和運動と

政治的進出」なる題目の下に簡明なる研究發表ありしが、本發表は数日間社會課員が眞摯に研究されたる成果にして誠に有益なるものであつた。發表後質問討論を行ひ兵庫、和歌山、京都の各團體より主として意見を述べ、午後三時研究會を閉じた。

第四回委員會並研究會

昭和六年十一月七日午前十時から、三重縣融和事業協會幹族の下に津市縣會議事堂で開催された。先づ森委員長開會の挨拶を述べ、次で白戸三重縣學務部長出席して

一、與信所事件打切の件

一、小冊子刊行に關する件

等を語りたるに前者は兵庫縣清和會の意見もあり、形式的解決を見たる今日一應打切とする事に決定。小冊子は融和運動に對する通俗的批難に就て、藤範見誠氏執筆のものを不取敢一千部印刷し加盟團體へ百部宛無料配付し、他は實費にて頒布することに決定す。次で

一、最近各團體にて取扱へる差別事件の報告

をなしたが、和歌山縣同和會より從來融和團體の解決法は常に御上品にすぎ、個人的に進められて居る。斯くては効果も少く前途も迷滞なる様思はるゝに付、將來は之を廣汎なる社會面に於て取扱い、社會正義伸張の間に融和運動の精神を社會に打込むの必要ありと力説し、清和會の賛成あり、正午休暇午

後一時より野島三重縣社會課長より當日の研究課題たる

一、現在融和運動の經濟的進出

に就て大要左記の通り詳細綿密なる研究發表があつた。

本縣に於ける部落經濟對策として先づ二百有餘名の融和委員及社會課員を總動員し基本調査を完了したる結果九十九%は貧困者なること、概括して經濟生活としては封建的殘存狀態の域を脱しないのであることを確め、茲に根本的なる對策として生産經濟に對して農業地域と小商工業地域に分ち、夫々組合組織に依りて内部の團結を鞏固ならしめ、茲に經濟進出の基礎をおき金融方策を講ずることを第一義とすることとした。其の具體化としての伊勢表生産組合或は若葉の別協同組合副業組合の設立たることは其の施設が適宜に達せることは實績を通じて確信してゐる。

更に各種組合と融和運動とは不即不離の關係を有し、經濟向上を圖る組合事業を以て同時に内部カルトを行ひ物心兩面の運動として將來の指導方針とせねばならぬ。

けれども此際視野を廣め經濟界の動きに伴ひ、高金利時代へのそれと内部經濟の考察より内部産業の全國的統制の研究を深むることを怠つてはならない。

これに對し來會者より交々質問をなし、又痛烈な意見の開陳があつて、午後四時終了した。尙希望者は翌八日同縣内部産業の伊勢表の中央市場を參觀した。

第五回委員會並研究會

昭和七年一月廿八日午前十時から、奈良縣公會堂第二號館で同縣社會課並に大和同志會幹族の下に開催された。出席者は各團體より出席の委員其他約二十名にして、外に婦人融和運動促進方依頼の爲出席の全國婦人聯盟の木津、蒲池、眞田の三女史の出席あり。定刻森委員長の挨拶、並に事務報告及び八田奈良縣學務部長からの挨拶に次で左記の研究並に協議をなした。

研究題目

一、差別事件の解決方法に就て

協議事項

一、國民融和日に於ける聯盟事業に關する件

二、聯盟時報發行に關する件

先づ吉川大和同志會副會長の差別問題解決方法に關する研究發表があり、次で質問に移つたが問題が問題だけに、質問も微に入り細を穿つたものであつた。次で研究討論に移つたが理想を説くもの實際より嚴するもの等あり、正午休憩。午後一時更に午前中の問題に付研究を續けたが、結局從來の態度に更に問題に由ては、社會的に効果をあげうる様努力するといふ事に落着いた。

次で協議事項の審議に入つたが、國民融和日施設に關しては大體前年通り實施する事と決定、聯盟時報發行の件は意見の一致を見る迄一時保留と決定、次で婦人聯盟代表者より各

融和團體に婦人部を設置され度との依頼あり、一同諒承午後五時協議を終り、縣社會課主催の懇談會に列し、午後七時散會した。

三、普及宣傳に關する施設

5 文書宣傳

小冊子配布 八、〇〇〇部

「融和運動の通俗的批難に付て」を加盟團體其他へ配布

6 國民融和日

依頼狀送付 加盟各團體府縣知事其他(幹族方依頼(左記))

知事宛(職員訓示)、官公衛の長(同上)、學務部長(管下各學校へ講演實施の通牒を出された旨依頼)、新聞社長(記事論說記載方依頼)、各宗管長(布教使動員等独自の施設)

リーフレット配布 二種二十萬部 加盟團體に送付

十、他團體との連絡提携に關する事項

聯絡團體名 聯絡事項

中央融和事業協會 興信所問題 興信所身元調査の件「部落」なる項目を削除することにして概ね其の目的を達せり

第四章 主要なる融和運動

第一節 内部自覺運動

最近の融和運動が内部自覺運動を焦點とし、之に最も中心

的努力を傾注せむとしてゐることは、最近本運動に表はれたる最も顯著なる事實である。本運動に就ては昭和六年度に於て可成りの積極的進出をなし、施設團體數及び施設件數に於ても前年度に比し更に増加し、十五團體、二十二施設、二百八十九件に及んでゐる。而して其の施設は左表の如く特に

内部自覺を主眼とする講座、講習會、講演會、懇談會、集會指導、自主的團體指導並に設置獎勵、内部巡回等の施設である。尙此の運動施設を中心として差別事象及事件の撤廢、青年運動、婦人運動、經濟運動等に科學的の計劃を進め、融和問題の核心を突かむとする綜合的運動が展開されてゐる。

内部自覺に關する施設一覽

融和團體	施設名	同敷又は場所	參會人員	概況
京都府府親和會	内部婦人自覺講習會	一七	六六〇	吉美村其他 講師森、阪口、畑中の諸氏
大阪府公道會	内部自覺講習會	一一	八一〇〇	久世村其他 講師阪口、森、尾瀬の諸氏
兵庫縣清和會	内部自覺懇談會	五	三二〇	正しき自覺を促すことに努む
埼玉縣社會事業協會	懇談會 其他			自覺の程度は被差別意識の認識にして、主として社會的進出(政治經濟)を強調す
群馬縣融和會	中堅青年指導講習會	一	六〇	特別の施設は無きも懇談會其他の會合に於て特に部落の自覺を強調し特に内部のみの場合には特に力説して自覺意識を喚起せしむ
群馬縣融和會	中堅婦女指導講習會	一	二一	青年幹部、二泊三日間、一市四郡、部落側
千葉縣社會事業協會	町融和團體獎勵會	二七一	三五〇	女子青年幹部、二泊三日間、三郡内部部落側
大和同同志會	自覺向上修養會	七六	一、三八二	戸主、青年、婦女出席者相當多數
三重縣社會事業協會	内部自覺講座	二一一	〇五〇	印旛郡酒々井町融和會に對し内部自覺を獎勵す
				男女青年修養會に對し自覺向上を圖る
				自覺向上、産業指導等を行ふ
				特に經濟施設に對する自覺喚起に努めその結果内部唯一の特殊産業たる伊勢表生産組合を設立方熊鷹、多大の反響を齎す

愛知縣社會事業協會 集會指導 七

信濃同仁會 融和主任巡回會 三二

岡山縣協和會 部落講演會 二〇一、〇六〇

和歌山縣同和會 青年同盟主催同右 一二 五九〇

高知縣公道會 自覺講座 四 二〇〇

佐賀縣社會事業協會 青年指導者講習會 九 九二

熊本縣昭和會 町村融和團體指導 八 五九〇

第二節 差別事象及事件の對策

一、差別事象及事件取扱一覽

公會堂、集會所、授産場を利用し、各部落に於て勉めて内部向上に關する事業を實施せしむべく指導す
本部に内部自覺を主要目的とする融和實行部を設置し、主任一名を置く。又町村部會には實行部委員各一名を置き、本部指令事項の實踐をなす。従來は被差別意識の喚起を中心とせり、現在内部の社會的存在に鑑み昭和六年度に於ては經濟的自覺喚起を目標とせり。
一ヶ所三〇名乃至一〇〇名
岡山縣融和青年同盟主催、融和日に於ける部落内部自覺講演會
西牟婁郡田邊町其他三ヶ所
期間三日、青年を中心とし其他官公吏、町村有志、學校教職員を含む。
内部婦人の自覺向上に資する目的を以て部落内に婦人講師を派遣す。
各市町村の融和團體に對し之が指導獎勵をなし、且つ内部の自覺向上を圖る。
講演會、懇談會、映寫會其他機會ある毎に町村及部落の有力なる指導者をして内部自覺向上に資すべく自主的的結成を促進し、昭和六年度に於て部落を單位とする自主的組織は自治會、共和會等の名に於て三ヶ所の創設を見、共同作業場を中心として男女青年の發展向上、戸主及主婦の貯蓄獎勵共同販賣購入等の自主的施設を繼續實行しつゝあり。

計 一五團體 二二 二九八

團體名	事件別	計	對策	解決	條項	結果
中央融和事業協會	文 差社團學 神寺區結身經住任 書 別交機接見)社院制婚元濟居 關 首團關(宣關關關關關關 係 辭係係係 係係係係 係係係係 係係係係 係係係係	七	筆者並に發行所に抗議し差別字句の削除其他を交渉す	差別字句を削除、取消、訂正、用語注意等		全部解決、融和宣傳掲載
遼陽奉旨會	一	二	個別訪問、懇談會、講演會等の開催	氏子編入、委員選出		解決を勧誘として融和團體設立
京都府親和會	一	三	不當なる差別的取扱を撤去せしむ	均等採用、経済的平等獲得		解決
大阪府公道會	一	二〇	嚴重交渉、調戒	講演會開催等		同
兵庫縣濟和會	一	七	不當の措置糾弾、詰問戒告	謝罪狀、誓約書提出、講演會開催、新聞謝罪廣告、願書配布、均等採用		同
大和同志會	一	三	警察署長、町村長等幹旋、徹底的理解を促す	御真影前謝罪、講演會、座談會開催		同
三重縣社會事業協會	一	六	融和委員、警察官、青年同盟員等努力	謝罪、講演會開催		青年同盟擴大未解決一件
愛知縣社會事業協會	一	六	警察官等幹旋	謝罪狀提出、將來未發誓約、謝罪		解決
滋賀縣昭和會	一	三	警察官、學校長、區長調停、調戒、差別者の反省を促す	謝罪會、懇談會の開催、謝罪狀提出		同
信濃同仁會	一	六	役員駐在、當該團體職員、徹底的説示	期限付解決、平等待遇、調戒、團體會議協議可決、被差別者の就職斡旋		未解決一件
富山縣融和會	一	八	講演會、映畫會開催	同上		解決

鳥根縣和教會	一	一	懇談會、社會教化講習會、映畫會開催	村長並村民理解		同	
岡山縣協和會	一	六	關係者懇談、下記條項を承諾せしむ	運動提携、辭表提出、村融和事業費計上並増額、村融和團體組織、講演會、均等採用、職員住宅部募内建設		承認同	
廣島縣共鳴會	一	八	説諭、警察官等調停、學務部長通牒	座談會、講演會、母の會開催、將來誓約、運動積極的努力誓約		解決	
山口縣一心會	一	二	同會分區長、青年聯盟員等努力	職員派遣説示		未解決一	
和歌山縣同和會	一	九	眞生同朋團員、町村有志協力、學校及父兄反省促す、座談會、研究會開催	講演會、座談會、自覺講座開催、學校善處		解決	
讚岐昭和會	一	一	神社惣代を歴訪及招集調停す	平等参加		同	
高知縣公道會	一	六	警察官調戒誓告、校長調戒	始末書、謝罪誓約書徴收、會員提出		同	
熊本縣昭和會	一	二	青年聯盟員説諭	當事者の理解		同	
計	一八團體	三二三	三〇三〇	一	二〇	二一八	解決一八二 未解決三

二、各融和團體の取扱ひたる差別

事象及事件

一 中央融和事業協會

左記八件の圖書の上に現はれたる差別的字句の削除其他に付對策を講ず

第四章 主要なる融和運動

登載書名	發行所又は筆者	發見年月日	除去調停	結果
現代新語字典	進文館	四、一四	四、一五	字句削除
時事新報	高野六郎	六、二六	一七	取消
公民修身教科書	帝國書院	七、二〇	九、一	用語注意
掌中英語字典	帝國書籍協會	七年二、四	二、八	字句削除

ことは注目すべき事柄である。

一、産業經濟施設一覽

融和団体名	指導幹旋		職業輔導		産業獎勵助成		補助費		生業資金貸付		其他	
	施行事業	事業費	施行事業	事業費	施行事業	事業費	施行事業	事業費	施行事業	貸付金額		利率
中央融和事業協	産業經濟調査會	—	團體施設	—	團體施設	一九	二、五三	團體施設	—	二、三〇〇	三分	一部産業經濟概況調査事業(同會の部参照)
京都府親和會	職業懇談會	—	副業講習	—	副業講習	—	二、四五	—	—	—	—	同會協議員陳會に於て滿蒙移民に關する件を關係に關し、本節同會を大に陳情提出を大に可決す(本節同會の部参照)
大阪府公済會	—	—	副業講習	—	副業講習	—	—	—	—	—	—	—
神奈川縣青和會	内部産業振興研究會	—	養兔講習	—	養兔講習	—	—	—	—	—	—	—
兵庫縣清和會	—	—	工業等	—	工業等	—	—	—	—	—	—	—
埼玉縣社會事業協會	内部副業調査會	—	養兔配布	—	養兔配布	—	—	—	—	—	—	養兔に關する小冊子配布、埼玉縣農作物屋商相互組合設立(同會の部参照)
群馬縣融和會	—	—	農村經濟講座	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉縣社會事業協會	—	—	販賣幹旋	—	販賣幹旋	—	—	—	—	—	—	—
下野昭和會	—	—	講習會、組合事業栽培	—	講習會、組合事業栽培	—	—	—	—	—	—	—
大和同志會	産業獎勵座談會	—	産業指導講習會	—	産業指導講習會	—	—	—	—	—	—	農、行商、古物商等
三重縣社會事業協會	伊勢表更生協談會	—	産業講習會	—	産業講習會	—	—	—	—	—	—	わかばの別協同組合、伊勢表生産組合、同聯合會、同市場あり(同會の部参照)
愛知縣社會事業協會	—	—	美鶴講習會	—	美鶴講習會	—	—	—	—	—	—	其他土木事業貸銀立替
静岡縣社會事業協會	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	静岡縣融和團體聯合會創立總會に於て産業及經濟に關する決議あり(同會の部参照)
滋賀縣昭和會	—	—	竹細工講習會	—	竹細工講習會	—	—	—	—	—	—	—
岐阜縣社會事業協會	—	—	南部表製作講習會	—	南部表製作講習會	—	—	—	—	—	—	—
信濃同仁會	産業及經濟調査協同組合	—	風物講習會	—	風物講習會	—	—	—	—	—	—	其他職業紹介七名、青少年職業狀態調査、組合例上小副業生産組合(同會の部参照)
富山縣融和會	—	—	生産機具購入、鶏舎建築	—	生産機具購入、鶏舎建築	—	—	—	—	—	—	—

第四章 主要なる融和運動

大和同志會	産業獎勵座談會	—	産業指導講習會	—	講習會、組合事業栽培	—	—	—	—	—	—	其他産業經濟施設
三重縣社會事業協會	伊勢表更生協談會	—	産業講習會	—	産業講習會	—	—	—	—	—	—	わかばの別協同組合、伊勢表生産組合、同聯合會、同市場あり(同會の部参照)
愛知縣社會事業協會	—	—	美鶴講習會	—	美鶴講習會	—	—	—	—	—	—	其他土木事業貸銀立替
静岡縣社會事業協會	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	静岡縣融和團體聯合會創立總會に於て産業及經濟に關する決議あり(同會の部参照)
滋賀縣昭和會	—	—	竹細工講習會	—	竹細工講習會	—	—	—	—	—	—	—
岐阜縣社會事業協會	—	—	南部表製作講習會	—	南部表製作講習會	—	—	—	—	—	—	—
信濃同仁會	産業及經濟調査協同組合	—	風物講習會	—	風物講習會	—	—	—	—	—	—	其他職業紹介七名、青少年職業狀態調査、組合例上小副業生産組合(同會の部参照)
富山縣融和會	—	—	生産機具購入、鶏舎建築	—	生産機具購入、鶏舎建築	—	—	—	—	—	—	—

第三編 融和運動

千葉縣社會事業協同會	椛栢表製造	器具ヲ購入セシメ製品ノ改良ヲ圖ル	四五〇	同	農事講習會	一ヶ所ニテ三日間、知作物ニ關スル講習	三〇
同	養蠶場設置	一ヶ所設置獎勵	五〇	同	副業獎勵	製筵機製繩機ヲ購入セシム	一一〇
同	販賣斡旋	前年度授講ノ草履、蓆、延竹皮、竹箒等ノ販賣斡旋	五〇	滋賀縣昭和會	竹細工講習	一ヶ所十日間宛三ヶ所ニテ開催	一六〇
同	副業獎勵講習會	1 椛栢表製造講習 2 笠紐製品統一及蓆製	一五〇	同	副業助成	製筵機捕蠶機購入補助	四〇
岐阜縣社會事業協同會	南部表製作講習會	二ヶ所ニテ開催、講習員ハ二十五名乃至五十名、期間一週間乃至二週間	二七〇	和歌山縣同和會	産業講座	八ヶ所ニテ二日乃至三日間組織的ニ研究講座開催	一六〇
同	叭製作講習會	五日間宛二ヶ所ニテ開催、講習員各三十名宛	二三〇	三重縣社會事業協同會	蓆製造講習會	一ヶ所ニテ十日間約二十名ニ講習	二五五
同	産業講習會	1 製筵機購入補助 2 製繩機購入補助 3 胡桃苗木頒布	五四〇	同	伊勢表生産組合助成	中央市場、講習會、競技會等ノ事業助成	二、二〇〇
信濃同仁會	副業獎勵	1 製筵叭講習會、五日間宛八ヶ所ニテ 2 履物附屬品講習會 3 販賣購買利用組合	一五〇	廣島縣社會事業協同會	養兔獎勵	1 養兔指導講習會(二日間、二十ヶ所) 2 種兔配布 3 兔皮販賣斡旋	四〇〇
同	産業組合設立	販賣購買利用組合	一五〇	廣島縣共鳴會	竹細工講習會	二ヶ所ニテ有經驗者各二十名宛二十五日間講習	五〇〇
同	養蠶講習會	三日間宛四ヶ所ニテ開催	五五六	愛媛縣善隣會	製絲並屑面整理講習會	一ヶ所第一期 第二期ニ分ケ女子十名宛ニ約二ヶ月間講習	六〇〇
靜岡縣社會事業協同會	養蠶講習會	1 製造、製繩、稻扱器租摺機購入助成 2 豚舎ノ建築修繕會 ノ建築助成	三四〇	高知縣公道會	草履表講習會	三ヶ所ニテ十日乃至一ヶ月間講習	三〇〇
富山縣融和會	副業獎勵	二週間宛五ヶ所ニテ開催講習生約各五十名	一六〇	鹿兒島縣社會事業協同會	業細工講習會	繩叭等ノ製作技術ヲ習得セシメ製繩製繩機摺打機購入補助	四〇〇
鳥取縣一心會	麻裏草履表製造講習會						

大和同志會	椛栢表改良講習會	三ヶ所ニテ講習員各十五名宛三週間乃至四週間講習	六五〇
同	竹細工講習會	二ヶ所ニテ三週間宛各三十名ニ講習	五〇〇
同	讚岐昭和會 竹細工講習會	一ヶ所十日間講習員十五名ニ講習	二〇〇
3 生業資金貸付			
佐賀縣社會事業協同會	貸付金額	事業 概況	
和歌山縣同和會	一、〇〇〇圓	仔豚購入、麻裏草履製造	
	八〇〇圓	飼牛購入	
	五〇〇圓	租及麥摺機購入	
計	二、三〇〇圓		
備考	現在貸付團體一四、貸付總額二八、九二〇圓		

【參考】

融和問題に關する産業經濟調査會

中央融和事業協會に於ては、融和問題解決上、部落經濟生活の安定を圖り社會的發展の機運を促進する目的を以て、同會内に融和事業に關する産業經濟調査委員を設置し、之が具體的の方策を定め融和團體をして其の實施を促進すると共に、關係當局に於ても、之が實行を要望する等の方法を講ずることとなつた。同委員に關する要項は次の如くである。

第四章 主要なる融和運動

融和事業ニ關スル産業經濟調査委員設置理由
融和問題ノ解決ニ關シ一部同胞ノ經濟生活ノ安定ヲ圖リ社會的發展ノ機運ヲ促進スルコトハ最重要ナル方策ナリトス從來一部同胞ノ經濟的地位ハ概シテ低ク殊ニ近時財界不況ノ影響ニ依リ其ノ打擊ヲ受クルコト特ニ甚ダシク之カ爲メ其ノ經濟力ハ著シク低下シツツアリ斯クテハ融和事業ノ進捗ヲ妨クルノミナラス一部同胞ノ將來ハ益々窮境ニ陥リ延テ之カ社會思想上ニ及ホス影響モ亦憂慮スヘキモノアリ

之カ對策ニ關シ本協會トシテハ既ニ昭和五年六月五日、六日ノ兩日全國融和事業協議會ヲ開催シ其ノ大綱ヲ決定スルト共ニ又昭和六年二月五日、同六日ノ兩日開催セル全國融和團體聯合大會ニ於テ内務大臣ヨリ諮問セラレタル「現下ノ經濟事情ニ鑑ミ融和促進上最モ適切ナル經濟方策如何」ニ對シテモ答申ヲナシ且ツ實行ヲ促ス等夫々努力スルトコロアリシガ更ニ其ノ重大性ニ鑑ミ昭和六年度ニ於テ「融和事業ニ關スル産業經濟調査委員」ヲ設置シ之ガ具體的の方策ヲ定メ融和事業團體ヲシテ其ノ實施ヲ促進スルト共ニ關係當局ニ對シテモ之ガ施行ヲ要望スル等最善ノ方策ヲ講シ以テ融和問題ノ解決ニ資セントスルモノナリ。

財團法人中央融和事業協會
産業經濟調査委員設置規程

第一條 融和事業關係地區ニ於ケル産業及經濟ニ關スル事項ヲ調査審議スル爲本協會内ニ産業經濟調査委員ヲ置ク

第二條 委員ハ若干名トシ内一名ヲ委員長トス

第三編 融和運動

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 委員長委員及臨理委員ハ本會長之ヲ委嘱ス
第四條 委員長ハ委員ヲ代表シ其ノ議長トナリ其ノ他各般ノ事務ヲ
總理ス、委員長事故アルトキハ委員長ノ指名シタル委員其ノ職務
ヲ代理ス

第五條 本會長ハ本協會ノ職員中ヨリ若干名ノ幹事ヲ委嘱ス幹事ハ
委員長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

委員及幹事

一、委員

- 社會局社會部長 富田愛次郎
- 同 福利課長 長谷川 透
- 同 內務省地方行政課長 狭間 茂
- 同 農林省農務局農政課長 三宅登士郎
- 同 副業課長 田中 長茂
- 同 産業組合課長 山中 鍊治
- 同 商工省商務局商政課長 大貝 晴彦
- 同 工務局工政課長 岸 信介
- 同 拓務省拓務局第一課長 島田 昌勢
- 同 管理局第二課長 小川 正儀
- 同 東京帝國大學農學部助教授 渡邊庸一郎
- 同 埼玉縣社會事業協會主事 安藤 專哲
- 同 信濃同仁會副理事長 成澤 勇

二、幹事

- 中央融和事業協會常務理事 赤堀部太郎
- 社會局事務官 清水 虎雄
- 中央融和事業協會參事 三好伊平次
- 同 囑託 平間莊太郎
- 同 同 山本 正男

附議事項

一、融和事業關係地區に於ける現下の生活狀態に鑑み最も適切なる
産業經濟方策如何

第一回委員會

昭和七年三月二十六日第一回委員會を社會局參事室に開き、丹羽
社會局長官の挨拶に次ぎ富田社會部長委員長席に就き調査審議を進
めた。

赤堀委員の部落産業經濟概況の説明後、山中産業組合課長、田中
副業課長、渡邊東京帝大助教授、島田拓務省拓務局第二課長並に大
貝商政課長等より、部落概況及び産業經濟狀態等に就いて種々質問
あり、赤堀委員並に三好、山本兩幹事夫々答へ、午後四時三十分閉
會した。

尙當日の出席者は左の通りである。

委員長 富田社會部長、委員長 谷川社會局福利課長、三宅農林省
農政課長、田中副業課長、山中産業組合課長、大貝商工省商政課
長、岸工政課長、島田拓務省第一課長、小川管理局第二課長、成

澤信濃同仁會副理事長、赤堀常務理事、幹事 三好參事、平間囑
託、山本囑託
尙ほ同調査委員會は引續き昭和七年度に於て開催し、其の目的達
成のため勉めてゐる。

二 京都府親和會

2 産業獎勵助成

施行事業	施行市町村	事業費總額	補助費	事業概況
習ミシン講	東三條	一六〇圓	一六〇圓	ミシン機械を借入れ技 術を修得せしむ。
習ミシン講	加佐郡新 加佐郡新	二五〇	二五〇	講師野々村貞吉氏を二 週間派遣、農家の副業 として土産カゴ、砂利 カゴ、味噌カゴ、花カ ゴ、米カゴ、餅カゴ等 買物カゴ、飯ピツ、等 修得
習ミシン講	船井郡竹 野村	二五〇	二五〇	同
麻草履	天田郡上 夜久野村	九七	三〇	岡山縣より技師を招し 技術を修得せしめ村信 用組合にて販賣す
副業獎勵	般井郡須 知町那 天田郡下 六人部村 船井郡梅 田村	三〇〇	三〇〇	美鬼並に其他農家の副 業に關し山口技師を招 し實地指導す
製襪機購	加佐郡新 加佐郡新	六〇	三〇	製襪機四臺購入雨天の 内職とせしむ

第四章 主要なる融和運動

産米改良 天田郡夜 六〇〇 一〇〇 共同農具を具へ小作を
具購入 部村 七三八 一五〇 同 獎勵す

計 十ヶ町村二、四五五、二七〇

4 職業輔導

施行事業	施行期日	場所	状況
職業懇談會	五月十六日	南桑田郡 篠村	講師、山口縣副業課技師及 坂口森出席、意見中実見と の除去説有力
同	八月二十五日	相樂郡觀 園村	講師同、美鬼、鎌、果實栽培 製襪機付
同	九月八日	南桑田郡 篠田野村	講師同、左記決定 一、此際至急蔬菜の出荷組 合を作る 二、繩掛機を購入し自作し 他村より購入をなさざる 三、菓製品の新加工品の製 作方を府農業係に委嘱す 四、手機を復活し機構、カ ンパンとしての新工夫製 作方法の研究を府に委嘱 五、一月少くとも十羽の鶏 を飼育すること 六、花卉作り等空地利用を 奨励すること 七、共同作業場の建設をな すこと

(二) 棕 相 表

棕相表副 二ヶ所 東京市浅草區
 業調査 場 棕相表競賣會
 係員を派遣し競賣會に於ける同
 部出品並に之が買入の情
 況に付調査せしむ

棕相表加工 八ヶ町 入間郡和田
 工調査 村 村外七ヶ町
 係員を派遣し競賣會との連絡、
 棕相表加工並に原料購入、販賣
 状況等に付調査

副業指導 二 回 五八名
 懇談會

埼玉會館に於て、本縣部族の加工
 の會を求め、本縣部族の加工
 状況及生産に關する各種の加工
 其他材料購入、生産品の共同販
 賣等に關する當業者の意見を聞
 き縣を一團とする同業組合を組
 立を企畫す(六年七月組合を組織
 す。別項参照)

【参考】

埼玉縣農物表商相互組合

埼玉縣に於ける棕相表の製産高は、年額七十萬圓と想定さ
 れて居るが其の原料は多く紀州より仰ぎ、販賣は大部分東京
 淺草にある競賣市場にて行ふて居るが、相互に連絡せず互に
 競争となるので、原料の仕入製品の販賣に不利の點が多々あ
 るので縣内棕相表商百三十餘名は豫めて、縣社會事業協會の
 幹旋に依り同業組合設立計畫中の處、愈々熟し六年七月二
 十五日浦和町埼玉會館に於て發會式を行ひ、役員を詮衡して
 左の如く決定した。

組合長 宮根 利助 (入間名細)
 副組合長 山本 松輔 (北足立三橋)
 副組合長 大森浪太郎 (入間高萩)
 理事長 森田 利助 (入間宮寺)

其他理事監事等の選定もあつた。趣意書及規程の大綱は左
 の如くである。

規 約 (摘要)

- 第一條 本組合ハ埼玉縣農物表商相互組合ト稱ス
- 第二條 本組合ハ埼玉縣内ニ於ケル農物表業ノ發達ヲ圖リ兼ネテ
同業者ノ親睦ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
一、組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト
二、組合員ニ對シ産業ニ必要ナル資金ノ借入並ニ之ガ償還ヲ幹
旋スルコト
- 三、組合員ノ産業ニ必要ナル物品ヲ共同購入スルコト
- 四、組合員ノ生産物ヲ共同販賣スルコト
- 五、其ノ他ノ必要ト認ムル事業
- 第四條 本組合ハ埼玉縣ニ居住スル農物表業者ヲ以テ組織ス
- 第五條 本組合ノ事務所ハ當分組合長ノ自宅ニ置ク
- 第六條 本組合員ハ入會金トシテ金壹圓納付スルモノトス
- 第七條 本組合所有ノ金銭ハ之ヲ事業資金トナスノ外總會ノ承認
ヲ經タル銀行並ニ郵便官署ニ預入スルモノトス
- 第八條 本組合ニ理事若干名監事若干名相談役若干名ヲ置ク理事

ハ事務ノ執行ヲ掌リ監事ハ事務ヲ監督ス

- 理事ハ組合長一名並ニ副組合長三名ヲ互選ス
- 第九條 組合長ハ本規約並ニ總會ノ決議ニ準據シテ事務ヲ代表ス
組合長事故アルトキハ組合長指定ノ副組合長其ノ職務ヲ代理ス
- 第十條 理事及監事ノ任期ハ各二年トス
補缺就任ノ理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス理事監事ハ任
期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フ
- 第十一條 理事及監事ハ無給トス 但總會ノ決議ニ依リ手當ヲ支
給スルコトヲ得
- 第十二條 總會ハ毎年一回二月之ヲ開ク
組合長必要アリト認ムルトキ又ハ監事會員ノ要求アルトキ若ハ
三分ノ一以上會議ノ目的ヲ示シ請求シタルトキハ臨時總會ヲ開
ク
- 第十三條 總會ニ附議スベキ主ナル事項左ノ如シ
一、豫算ノ認定
二、決算ノ承認
三、事業計畫ノ大綱
四、一人當貸付金額ノ最高限度又貸付方法
五、其ノ他必要ト認ムル事項
- 第十四條 總會ノ招集ハ組合長ニ於テ少クモ五日前ニ書面ヲ以テ
組合員ニ通知スルモノトス
- 第十五條 組合ハ本組合員半数以上出席スルニ非ザレバ開會スル
ヲ得ズ但招集再開ニ及ブトキハ此限リニ在ラズ

第四章 主要なる融和運動

七 群馬縣融和會

農村經濟講座 一回 參會者二八名 三泊四日間、佐渡郡内十六ヶ
 町村青年、科目、經濟問題、
 融和問題其他

八 千葉縣社會事業協會

1 職業輔導
 産業講習會 一回 參會者 三〇名 農村生業の餘暇を利用する副
 業獎勵を目的とし、特製造、
 講師、社會課長、地方農村技師
 實際家、講習日數三日間

第三編 職制及組織

一、其他必要ト認ムル事項
 第二章 組織
 第五條 本會ハ市町村伊勢表生産組合ヲ組織ス
 第六條 本會ニ加入セントスル前條ノ組合ハ其代表者ヨリ加入申込書ヲ提出シ本會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
 第七條 本會員タル資格ハ左ノ事由ニ依リ喪失ス

一、脱退
 二、除名
 三、會員タル組合ノ解散
 第四章 機関
 第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長
 二、副會長
 三、理事
 四、代議員
 第九條 會長ハ本課社會課長ヲ推ス
 會長ハ本會ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル
 第十條 副會長ハ本縣社會事業主事ヲ推ス
 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 第十一條 理事ハ會長之ヲ囑托シ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ分掌ス
 第十二條 代議員ハ市町村生産組合長ヲ以テ之ニ充ツ
 但代議員事故アルトキハ其ノ組合長代理者ヲ以テ議事ニ參與セシム

第十三條 本會ニ書記ヲ置キ會長之ヲ任免ス書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス
 第十四條 官職又ハ公務ニ在ル者ニシテ本會役員タルモノ退職ニヨリハ其ノ資格ヲ消滅ス
 第十五條 本會ニ顧問ヲ置キ會長之ヲ囑托ス
 第五章 會議
 第十六條 會議ヲ分テテ左ノ二種トス
 一、理事會
 二、代議員會
 第十七條 代議員會ハ毎年一回三月中ニ之ヲ開ク
 但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得
 第十八條 代議員會ニ於テ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ
 一、會則ノ變更
 二、資産ノ管理方法
 三、事業ノ大綱
 四、豫算及決算
 五、其他必要ト認ムル事項
 第十九條 代議員會ノ召集ハ少クモ會議五日前ニ附議事項ヲ具シ書面ヲ以テ會長之ヲ召集ス
 議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
 可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第二十條 代議員會ニ於テハ決議案ヲ作り會議ノ願末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス
 決議案ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上署名スルモノ

トス
 第二十一條 理事會ハ必要ノ程度會長之ヲ召集ス
 理事會ニ於テ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ
 一、會則施行ニ關スル細則
 二、代議員會ニ提出スヘキ議案
 三、其ノ他必要ト認ムル事項
 第六章 會計
 第二十二條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 一、會費
 二、補助金及寄附金
 三、其他臨時收入
 第二十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
 第二十四條 施行ニ關スル細則ハ理事會ニ於テ之ヲ議決ス
 附 則
 第二十五條 本會則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 三重縣伊勢表生産組合聯合會市場規程

名稱	場所	關係組合區域	市回數	市日
桶形市場桶形村桶形、安渡、雲林院、計四組合	桶形村桶形、安渡、雲林院、計四組合	桶形村桶形、安渡、雲林院、計四組合	月一回	五日

第四章 主要なる職制及組織

第一章 總 則
 第一條 伊勢表ノ品質改良ト取引ノ改善ヲ期スル爲メ左ノ通り市場ヲ設置ス

相可市場相可町	上御嶽、相可、佐奈	計四組合月二回	二十七日
久居市場久居町	家城、川口、波瀨、倭、八ツ山、神原、桃岡、雲出、豊田、中川、天白、米ノ庄、中原	計七組合月四回	十一日、十六日、二十四日

備考 一、市日ハ組合生産狀況又ハ商況ヲ斟酌シ適宜變更スルコトアルヘシ
 第二條 本市場ハ三重縣伊勢表生産組合聯合會（以下單ニ「聯合會」ト稱ス）之ヲ管理ス
 第三條 本市場ニ於ケル取引ハ別段ノ規定アルモノ、外本規程ニ依ルモノトス
 第二章 出品ニ關スル事項
 第四條 聯合會ニ加盟セル生産組合ノ外本市場ニ販賣物ノ出品ヲ爲スコトヲ得ス但シ聯合會ニ於テ承認ヲ與ヘタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 第五條 生産組合ハ第一條ニ定ムル市日ノ開始七日前迄ニ出品豫定數量ヲ聯合會ニ報告スヘシ
 第六條 生産組合ハ其ノ出品物ヲ種類毎ニ等級別トナシ用箋ヲ附シ種類、等級、番號、數量ヲ明記シ前條市日開始ノ前日午前中ニ出品傳票ヲ添付シ組合責任者附添ヒ市場ニ送致スルモノトス但シ組合検査施行ニ至ル迄ノ間等級別ト爲サス製作者毎ニ區分シ出品スルコトヲ得
 第七條 前條ノ出品物ハ一種類「三寸」「二八」「二七」「小供」等ニ

付五十足ヲ單位トシ五十足以下ノ端數ハ之ヲ出品スルコトヲ得ス
前項出品物ハ同種類ト雖製品ノ原料色澤著シク異ナルモノハ之ヲ
一單位ニ括束スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事情アリト認ムル
トキハ五十足以下ト雖單位トナシ出品スルコトヲ得

第三章 販賣ニ關スル事項

第九條 本市場ニ於ケル販賣ハ總テ競争入札ノ方法ニ依ル

第十條 本市場ニ於テ入札ヲ爲サントスル者ハ入札前左ノ保證金ヲ
供託スルコトヲ要ス但シ三重縣伊勢表同業組合員タル者ハ其ノ證
章ヲ同時ニ提示スルコトヲ得

金參拾圓

第十一條 前條ノ保證金ニハ別ニ定ムル所ニ依リ利子ヲ付ス

第十二條 入札人ハ總テ市場管理者ノ指揮ニ從ヒ市場ノ秩序ト公正
ヲ保持スルコトヲ要ス

第十三條 入札ハ本市場所定ノ用紙ヲ用ヒ生産組合毎ニ區分シ各單
位別ニ行フ

第十四條 入札價額ハ各單位別ニ十足當リ代金ヲ明記スルモノトス
前項ノ價額不明ナルトキハ無効トス

第十五條 開札ハ入札終了後直ニ入札人ノ前ニ於テ之ヲ行ヒ最高
價額ノ入札人ヲ以テ落札人トス

第十六條 前條ノ落札人二人以上トナリタルトキハ抽籤ヲ以テ一人
ヲ定ム

第十七條 落札人及出品人ハ市場管理者ニ過渡ナキ限り取引成立ニ
關シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條 落札人ハ即日現品引換ニ代金ヲ納付スルモノトス
落札人落札代金ノ十分ノ二ニ相當スル保證金ヲ納付シタルトキハ
代金ノ決済ヲ十日間猶豫スルコトヲ得

第十九條 前項ノ現品保管ニ要スル經費ノ外落札代金ニ對シ日歩貳錢
前項ノ場合ハ現品保管ニ要スル經費ノ外落札代金ニ對シ日歩貳錢
五厘ノ延滞金ヲ納付スルモノトス

第二十條 前條ノ猶豫期間ヲ經過スルモ代金支拂ヲ爲シ能ハサル
トキハ保證金ヲ沒收シテ解約ヲ爲スモノトス

第二十一條 第十八條第二項ニ依ル保管品ニ對シ天災地變其ノ他避ケ
難キ災厄ニ依リ生シタル損害ハ市場管理者其ノ責ヲ負フコト無シ

第二十二條 落札人ハ代金又ハ保證金納付ト同時ニ現品十足ニ付金
壹錢ノ手数料ヲ納付スルコトヲ要ス

第二十三條 市場管理者ハ開札終了後現品ノ整理ヲ爲シ落札人ニ對
シ之ヲ送致スルモノトス但シ二百足未滿ハ送致セサルモノトス

第二十四條 市場管理者落札代金ノ收納ヲ了リタルトキハ直ニ清算
傳票ヲ添へ出品人ニ對シ代金ヲ送致スルモノトス

第二十五條 本規程ハ昭和六年九月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

市町村伊勢表生産組合要項

附 則

一、役員 組合機關ハ總テ無報酬ヲ原則トスルコト
機關ノ細目ハ適宜之ヲ定ムルコト
一、經費 組合經費ハ左記收入ヲ定ムルコト
一、組合員負擔金
二、寄附金又ハ補助金
三、事業收入

伊勢表生産組合規約準則

第一章 總 則
第一條 本組合ハ何々伊勢表生産組合ト稱シ何々町(村)ニ於ケル伊
勢表生産者ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ組合員共同一致シ製品ノ改良ヲ爲シ信用ヲ保持シ
其ノ販路ヲ擴張シ組合員相互ノ福祉増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、原料ノ共同購入
一、製品ノ共同販賣
一、製品ノ規格統一並改良
一、其他必要ナル事項

第四條 本組合ノ事務所ハ何々ニ置ク
第二章 出資及積立金
第五條 出資一口ノ金額ハ金五圓トシ組合員ハ一口以上出資ヲナス
モノトス

第六條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金五拾錢トシ組合加入ト
同時ニ拂込ムモノトス第二回以後ノ拂込金額ハ毎月金拾錢トシ共

第四章 主要なる業務と運轉

一、組織 申合組合トス
一、區域 市町村又ハ大字單位トス
一、組合員 區域内ニ住居スル伊勢表生産者ヲ以テ組合員トス
但シ組合事業ノ發展ナル發展ヲ期スル爲メ組合基礎ノ安定ニ至ル
迄左記條件ヲ考慮シ組合員タラシムルコトヲ得
一、出資能力確實ナル者
二、約半ヶ月位ハ生産品代價ノ前送ヲ受クル要ナキモノ
三、組合員數ハ約五十名ヲ限リトス
一、出資金 出資一口ノ金額ハ金五圓トシ組合員ハ一口以上ヲ所有
スルコト
出資第一回ノ拂込金ハ五十錢トシ組合設立ト同時ニ拂込マシムル
コト
第二回以後ノ拂込方法ハ適宜之ヲ定ムルコト
一、事業 伊勢表原料共同購入
伊勢表共同販賣
伊勢表共同販賣ハ毎月二回又ハ一回トシ其ノ定日ヲ定ムルコ
ト
組合員ハ前項ノ販賣定日各々其ノ生産品ヲ持テ寄ルモノトス
販賣ノ方法ハ競争ノ入札ニ依ルモノトス
有代金收納方法及組合員ニ對スル配分方法並販賣手数料等ニ關ス
ル細目ハ總會ニ於テ別ニ定ムルコト
原料共同購入ハ組合ニ於テ産地ト取引ヲ爲シ組合員ニ所要原料
ヲ輸送シ之ガ代金ハ販賣代金配分ノ際差引計算スルコト

同販賣代金ヨリ差引拂込ムモノトス
第七條 本組合ハ毎事業年度ノ剩餘金ノ一分ノ一以上ヲ損失補頭ノ爲メ準備金トシテ積立ツルモノトス
準備金ハ總會ノ決議ニ依リ事業資金ニ融通スルコトヲ得

第三章 加入及脱退
第八條 本組合ニ加入セントスル者ハ加入申込書ヲ提出シ組合長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
前項ノ承認ヲ受ケタルモノハ遅滞無ク第一回拂込金及加入金ヲ納入スルコトヲ要ス

第九條 前條加入金ノ額ハ出資總口數ヲ以テ組合財産ヲ按分シ之ヲ決定ス
但シ事業狀況ニ依リ當分ノ内加入金ヲ徴セサルコトヲ得

第十條 組合員組合ヲ脱退セントスルトキハ組合長ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ出資持分ノ拂戻ヲ爲サス但シ脱退ノ事由ニ依リ拂込済出資額ヲ限度トシテ拂戻ヲ爲スコトヲ得

第十一條 組合員左ノ事由ノ一ニ該ルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス
一、出資ノ拂込、購買代金ノ納入ヲ怠リ督促ヲナスモ正當ノ理由ナクシテ之カ履行ヲ爲サズルトキ
一、組合長ノ承認ヲ經スシテ製品ヲ他ニ販賣シ之カ戒告ニ應セザルトキ

一、組合事業ノ進行ヲ妨タル行爲アリタルトキ

一、豫算並事業計畫
二、決算ノ承認
三、其他重要ナル事項

第十八條 役員會ハ組合長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ招集ス
第十九條 決議ハ總テ出席員ノ過半數ニ依ル可ク同數ナルトキハ組合長ノ決スル所ニ依ル

第六章 會計
第二十條 本組合ノ會計年度ハ曆年トス
組合長ハ其ノ年度ノ決算並事業成績ヲ翌年度ノ通常總會ニ報告スルコトヲ要ス

第二十一條 本組合ノ經費ハ左ノ收入ニ依リ支辨ス
一、共同事業手数料
二、組合員負擔金
三、其他臨時ノ收入

第二十二條 本組合ノ解散ハ組合員四分ノ三以上出席セル總會ニ於テ其ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
第二十三條 本規約ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ス
第二十四條 本規約ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス
加入申込書
本組合ノ事業ノ發展ヲ期スル爲メ會ニ加入致度候條御承認相成度關係書類相添此段申込候也

第四章 主要なる融和運動

第四章 役員
第十二條 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ總會ニ於テ之ヲ選舉ス
組合長 一名
理事 名
監事 名

第十三條 組合長ハ組合ヲ代表シ會議ノ議長トナル
理事ハ組合業務及庶務會計ヲ分掌ス
監事ハ組合業務ノ執行並會計事務ノ監査ヲナス

第十四條 役員ノ任期ハ二ケ年トス但再選ヲ妨ケス
補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス役員ハ任期満了後ト雖後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ

第十五條 役員ハ總會ヲ名譽職トス但シ總會ノ決議ニ依リ報酬又ハ手當ヲ給スルコトヲ得
第十六條 本組合ハ役員會ノ決議ニ依リ顧問若干名ヲ置キ組合ノ重要事項ニ付キ諮詢機關トナス
本組合ハ役員會ノ決議ニ依リ書記ヲ置クコトヲ得
書記ハ組合長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第五章 會議
第十七條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トシ組合長之ヲ招集ス
通常總會ハ毎年一月之ヲ開ク臨時總會ハ役員會ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開ク
本規約ニ定ムルモノ、外總會ニ於テ議決スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一、組合員數
二、出資總額及拂込方法
イ、出資總額
ロ、總口數及一口ノ金額
ハ、拂込ノ方法
三、組合資金所要額金 同也
四、原料共同購入資金 同也
イ、共同販賣資金 同也
ロ、共同販賣資金 同也
ハ、同上資金調達方法
聯合會ヨリ借入要領等
ニ、借入金償還方法
債權者ノ指定ニ基キ組合事業手数料ヲ以テ償還ニ充當ス等
四、組合生産狀況

年 月 日
住所
組合名
代表者 氏 名

三重縣伊勢表生産組合聯合會會長
組合ニ關スル調

一ヶ月所要原料何價
此ノ何ヶ月分(買代何錢)
一ヶ月生産何足
此ノ何ヶ月分(足代何錢)

同上原料
自家用購入
備考

組合員數 同上從業者數 一ヶ年生産見込 足

三三三

組合員數	同上從業者數	一ヶ年生産見込	同上原料	備考
		足	自家用購入	

第三編 融和運動

五、組合區域内生産状況

従業戸数	同上	同上	備考
従業戸数同上従業者数	一ヶ年生産見込	自家用購入	

六、組合規約並役員及組合員氏名別紙ノ通
七、其他参考トナルヘキ事項

若葉の朋協同組合規約

- 一、目的。組合は組合員の婚徳を涵養し併せて相互の經濟を向上し學費健全なる生活を體現するを以て目的と致します。
- 二、名稱と事務所。組合は若葉の朋協同組合と稱し事務所を津市中茶屋に置きます。
- 三、組合員。組合は本市内の本場表生産に従事する婦人を以て組織致します。
新たに組合に加入せんとする方は其の旨申出で總會の承認を得た上直ちに第一回の出資拂込をして戴きます、組合を脱退せんとする方は其の旨申出で總會の承認を得て戴きます、此の場合出資の持分は拂戻し致しません。但死亡に依る脱退又は脱退の事由止むを得ないと認めたる時は其の拂込済出資金は返還致します。
- 四、事業。組合の事業は本場表生産に要する支部竹皮の共同購入と本場表製品の共同販賣及び組合員の吉凶に對し慶弔を致します。

前項の事業の外製品の改良、組合員の修養のため講習會又は座談會其他必要な事業を行います。
五、出資金。組合員は組合の搖きなき基礎を固めるため、一口以上の出資を致します。
出資金は一口金五圓とし組合設立と同時に金五十圓を拂込み第一回以後は毎月金十圓宛拂込むことと致します。
六、役員。組合の事業と事務を運用するため左の役員を置きます
幹事四名幹事は組合長を互選します。
組合長は組合を代表し幹事は事業係二名會計係二名と致します
役員任期は一ヶ年とし定期總會で選舉を致します。
組合事業が圓滑な發達を圖るため相談役若干名を置き組合經營について諸般の相談に應じて戴きます。
七、會議。組合の事業は總會で組合員の會議によつて定めます。
會議は毎年一月中に開くものを定期の總會となし其の年内の事業計畫と豫算を相談する外毎月例會を催します。
八、會計。組合は毎年一月より十二月に至る一ヶ年間の事業年度に於ける經費の收支決算並事業の成績を定期總會に報告致します。
組合の會計に剩餘金を生じた場合は四分の一は組合資金に積立て殘餘は組合員の販賣高に應じて割戻を致します。
組合の經費は共同購買販賣に依る手数料と補助金又は寄附金等を以て支辨致します。
九、附則。本規約の外必要な細部の事項は其の都度會議で定めま

す。

若葉の朋協同組合の本場表講習會を機軸として相集ひました、私達四名は茲に津市若葉の朋協同組合を結成し右の各項を堅く盟約して、本組合の健全なる發達のために精進せんことをお誓ひ致します。

昭和六年六月八日

「現況」

青年融和運動の一翼として女子青年融和運動の若葉の朋協同組合は五年十月百四十名の會員を以て組織され「全婦人の社會的自覺を喚起し明るき社會の建設を目的とす」をモットーとして同志を糾合し婦人對照に夙夜運動の徹底に努力しつゝあるも其の中心事業としてわかばの朋協同組合運動の下に都府經濟向上と自覺喚起の爲婦人のみの生産組合を起し前記の通り規約を定め實行せり。

一二 愛知縣社會事業協會

4 其他の施設

自轉車貸與 海部郡津島町に於て失業者救済の爲め本年度より自轉車三十臺を購入貸與し魚類其他の行商をなさしめ、毎日拾錢を支拂ひ購入額に達したる場合所有權を移轉し居れり。
失業救済事業 部落中より失業救済土木事業に出場せる者の日常生活に困難する者に對する貸銀立替をなし居れり。

一三 靜岡縣社會事業協會

第四章 主要なる福利運動

1 職業輔導
濱松市及 縣下一部同胞の經濟狀態に鑑み之が向上改善に資する爲講習會を開催、受講者各延二五〇名宛講習會を高橋榮進の日本社長
1 職業輔導
濱松市及 縣下一部同胞の經濟狀態に鑑み之が向上改善に資する爲講習會を開催、受講者各延二五〇名宛講習會を高橋榮進の日本社長
1 職業輔導
濱松市及 縣下一部同胞の經濟狀態に鑑み之が向上改善に資する爲講習會を開催、受講者各延二五〇名宛講習會を高橋榮進の日本社長

一四 滋賀縣昭和會

1 職業輔導
濱松市及 縣下一部同胞の經濟狀態に鑑み之が向上改善に資する爲講習會を開催、受講者各延二五〇名宛講習會を高橋榮進の日本社長

一五 岐阜縣社會事業協會

1 職業輔導
濱松市及 縣下一部同胞の經濟狀態に鑑み之が向上改善に資する爲講習會を開催、受講者各延二五〇名宛講習會を高橋榮進の日本社長

1 職業輔導
濱松市及 縣下一部同胞の經濟狀態に鑑み之が向上改善に資する爲講習會を開催、受講者各延二五〇名宛講習會を高橋榮進の日本社長

叭、縫製講習會 五日 間 揖斐郡本郷村

概況 製建組合を組織せしめ各戸より男女一名宛十二戸二十四名を受講せしむ。

縣費を以て購入補助したる製建機十二臺、製建機六臺、兼打機四臺を使用、厚達、薄達、叭の方法を會得せしめ生産製品は大垣市大日本紡績株式會社に納入しつゝあり。

一六 信濃同仁會

1 職業補助

施行事業 第一期 第二期 日 場所

履物附屬品 第一期 自十二月二十日 自一月六日 松本市新屋町
講習會 至十二月二十四日 至一月二十五日

概況 「講習科目」

- イ、鼻緒加工法
- 麻裏草履用(ビロード、レザー、皮三種)下駄用(ビロード、皮、二種)フェルト草履用(同上)
- ロ、鼻緒製造法
- 同 上
- ハ、ミシン使用法

「講師」 井野根良太郎氏
「講習員」 十五名(男二名女十三名)成績概評「最初は低級簡易なる加工品より漸時高級品に及ぼし十六日以後製造方法を教授す。當初は賣品としての價値、一りしも五日頃より販賣

するに足る加工品を生産す。講習終了期に於ては成績優良なるものは一日二十錢乃至三十錢の工賃を得しものあり。普通のものにて十五錢位を得。

「講習終了後の状況」 松本市方面委員會に於ては該從業者に五十圓の補助金を交付せられ市産業課後援の下に松本産業共勵會を組織し共同にて従事す。本會は昭和七年度に於て産業組合組織に改むる豫定。

製建講習會 第一回 十一月三十日 第二回 一月四日同五日 小縣郡西鹽田村

「講習科目」

- イ、第一回 製建法、製叭法、製有建法
- ロ、第二回 製建製法、ホコ建製法
- 「講習員」 九名
- 「講師」 摺田作蔵氏

「現況」 主として叭を製造し居り一日四十錢乃至六十錢位の工賃を得つゝあり

右之外十ヶ所、二十四回、講習員計一〇三名
開催箇所、小縣郡縣村△上水内郡長沼村△上水内郡神郷村△下高井郡延徳村△下高井郡高野村△下高井郡波村△更級郡中津村△小縣郡津村△小縣郡鹽里村△小縣郡別所村

2 産業獎勵助成

施行事業 施行市町村 事業費總額 補助費

製建機製 西鹽田製 一八一圓六〇 六七圓六〇

其他 別所製實行組合△關津製建組合△豐里製建組合△縣製建組合△中津製建組合△長沼製建組合△神郷製建組合△延徳製建組合△日野製建組合△波製建組合

計 一一組合、事業費總額一、〇七七圓 補助費四、〇二二圓

胡桃苗木配布 上田市豊原 九圓二〇 二十名に對し在來種五十本を無料配布す

其他 上田市柳原△同諏訪部△同御所△同中之條△小縣郡浦里村△同九子町△同豐里村△同依田村△同西鹽田村△同東内村△傍陽村計 十二市町村、一六七名に對し七二〇本配布補助費八〇圓

設立組合名 事務所 代表者 事業概況

上田副業 上 田 市 成澤 伍一郎 主として内部に行はれて居る副業品(菓工品、竹、紙工品、家畜、凍豆腐、其他)の原料共同購入、及共同販賣器具、機械、作業所の共同施設、及資金の貯蓄等をなす。尙本組合は一市一部を範圍とし當初は産業組合法に依る組合たらしむる豫定なりしも充分研究の結果當分任意組合として運川し二、三年の試練を経て法認組合にする豫定

第四章 主要なる職和運動

西鹽田製	小縣郡	竹内宮次郎	肥料叭、蠶、ホコ、製、入、生産品共同販賣、原料材料共同購入等
縣製	小縣郡	矢島六右衛門	
長沼製	上水内郡	水戸角太郎	
神郷製	上水内郡	高橋運太郎	
延徳製	下高井郡	小林佐久間	
日野製	下高井郡	浦野賢郎	
波製	下高井郡	高橋二三郎	
中津製	更級郡	武節造	
津製	小縣郡	成澤正一同	
豐田製	小縣郡	宮ノ下圓喜同	

第三編 融和運動

松本産業 松本市新屋町 井野根良太郎
共勵會 代表者宅

下駄、フェルト草履、麻
裏草履同身繕製造加工を
なす。昭和七年に於て
は産業組合法に依り組合
の組織管へを行ふ決定

4 其他の施設

イ、職業の紹介斡旋の結果就職せるもの七名
(内課 市吏員一、産業組合職員一、店員四、女中一)

【参考】

上小副業生産組合

創立までの経過

上田市小縣郡を單位とし産業組合法に據る販賣購買利用
組合を設立する豫定なりしも、同縣産業組合課と協議研究の
結果、一般町村産業組合を利用出来得る方面は當該組合と密
接に結合せしむる方針を執り(金融、日用品、肥料の購買、
精米等)利用充分ならざる内部の各種副業名(藁工品、竹細
工品、家畜糞、薪炭其他)の原料購入生産販賣の共同化及必
要なる設備をなし、利用せしむるを目的とする任意の副業組
合を組織し、二、三年間の試練を経て法認産業組合に組織替
へすることを適當と認め(當分研究の爲め加入代表者の協議
會を三回開催)本年三月三十一日本組合を設立した。

創 立 昭和七年三月三十一日
事務所 上田市役所構内
役 員 組合長成澤伍一郎△副組合長成澤勇△評議員石巻繁次

外二十四名

組合員數 三百九十九名

職 員 當分借渡同仁會職員兼務し、昭和七年十月頃より販賣
員一名を特設する豫定

出資金 一口金五圓、組合員は必ず一人に付一口以上出資する
こととし五回に分納する。

上小副業生産組合規約

第一條 本組合ハ上小副業生産組合ト稱シ事務所ヲ上田市役所構
内ニ置ク

第二條 本組合ハ副業品ノ改良統一並販賣ノ改善ヲ圖リ副業ノ普
及發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本組合ハ上田市並小縣郡内ニ於テ左記副業品ノ生産販賣
ニ從事スル者ヲ以テ組織ス

一、藁工品(叭、筵、繩、麻裏草履及同表其他)

二、竹細工品

三、凍豆腐

四、家畜、家禽

五、薪炭

第四條 本組合ハ第二條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、生産ニ關スル設備ヲナスコト
- 二、副業用原料、材料、器具、機械等ノ購入配布ヲ行フコト
- 三、生産品ノ共同販賣並之レニ關スル施設ヲ行フコト
- 四、各種副業ニ對スル研究調査ヲ行フコト

五、講習會、講習會、展覽會、共進會、品評會、競技會ヲ開催ス
ルコト

六、生産品ノ検査ヲ行フコト

七、技術員ノ養成並設備ヲナスコト

八、資金ノ融通ヲ圖ルコト

九、優良生産者ヲ表彰スルコト

一〇、其他總會ニ於テ決議セル事項

第五條 本組合ニ左ノ役員及職員ヲ置ク
組合長一名、副組合長一名、評議員若干名

第六條 組合長ハ組合ヲ代表シ事業執行ノ任ニ當ル副組合長ハ組
合長ヲ輔佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第七條 役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ選舉シ其任期ヲ二ケ年ト
ス但シ補缺者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第八條 本組合ハ毎年一回三月總會ヲ開キ事業並經費其他必要ノ
事項ヲ決議スルモノトス、但シ必要ニ應シ臨時總會ヲ開催スルコ
トヲ得

第九條 本組合ノ事業年度ハ四月一日ヨリ三月三十一日迄トス

第十條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トシ其徵收方法ニ關シテハ
別ニ之ヲ定ム

第四章 主要なる融和運動

第十一條 本組合ノ業務執行ニ關スル規定ハ別ニ是ヲ定ム
第十二條 組合員ニシテ本規約又ハ本規約ニ基キ定メタル規則並總
會ノ決議ニ違背シタルトキハ違約金ヲ徵シ又ハ總會ノ決議ニ依リ
除名スルコトアルヘシ前項ニ依リ除名セラレタルモノハ本組合財
産ノ分配ヲ受クルコトヲ得ス

第十三條 本組合ニ加入セントスルモノ又ハ脱退セントスルモノハ
組合長ノ承認ヲ要ス

第十四條 本規約ヲ變更セントスルトキハ總會ニ於テ出席組合員三
分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決議スルコトヲ要ス

一七 富山縣融和會

2 産業獎勵助成

施行事業	施行市町村	補助費	事業概況
産業獎勵	水見郡 神代村	一三二	共同農具、製繩機 製建機購入
	東嶺波郡 野尻村	九〇	豚舎、鶏舎建築

一八 鳥取縣一心會

1 職業講習

農事講習會	自九月十四日 西伯郡庄内村	受講者八十名、講師本 至九月十五日 押平公會堂 縣農事試驗場技師等
2 産業獎勵助成	施行市町村	事業費 補助費 事業概況
	又は團體	

第三編 融和運動

麻草履製 岩美郡宇倍野村 六五四 八六 自昭和七年二月八日
作講習會 農會外二村二團體 講習員延一八五名

製襪機購入 西伯郡所子村 一四〇 四〇
製襪機購入 外二ヶ村一團體 八〇 三二
製襪機購入 外二ヶ村一團體 八七四圓一五八圓

一九 廣島縣共鳴會

1 職業輔導
施行事業 施行期日 場所 狀況
府前整理 自三月十一日 双三郡 講習員三〇名、講師、
機織講習 至三月三十日 三良坂町 教員三名、技手、專問
竹細工 自三月十五日 高田郡 講習員十五名、講師、
講習會 至三月三十日 秋越村 專問教員一名、
女子には府前整理機
織、三〇名、男子に
は竹細工一五名

二〇 和歌山縣同和會

2 産業獎勵助成
施行事業 施行市町村 事業費 補助費 事業概況
園藝獎勵 海草郡 二七二〇 中央融和事業協會の
又は團體 補助 補助を受け同會施行
蔬菜栽培 鳴神村 一八、〇〇

三四〇

竹籠製造 日高郡 三〇、一五
蔬菜栽培 西牟婁郡 三一、七五
計 四 件 一〇七、一〇

3 生業資金貸付
貸付事業 貸付市町村 貸付金額 利率 事業概況
又は團體
養 西牟婁郡朝來村 八〇〇 年三分
農具購入 伊都郡岡場村 五〇〇 年三分
修理業 個人貸付 二五〇 年一分
計 三 件 一、五五〇

二一 讃岐昭利會

1 職業輔導
種別 施行市町村 參會者 概況
職業輔導 本田郡 二二 「府前より製糸の方法」△期日
講習會 西植田村 二二 際家△講習員十五歳より二十
現二歳迄の女子△終了後の状況
るもの數名日收三十五錢位
竹細工 香川郡 一四 期日十日間△講習員兵庫縣宮田
講習會 又は團體 補助費 補助を受け同會施行
講習員延一八五名

同 川津郡 九 期日十日間△講習員青年女子△狀
同 香川郡 八 況現在副業とせるものなし
計 四 件 五三名 期日十日間△講習員一回受講
者三名、第一回受講者の練習

二二 愛媛縣善鄰會

1 職業輔導
施行事業 施行期日 場所 狀況
製糸並府前 自六月中旬 東宇和郡野村町 講習員二十名、女工を
整理講習會 至八月中旬 婦人融和會 養成して職業に就かし
めたり
大學卒業製 昭和七年 北宇和郡立 受講生五十名、婦女
作講習會 一月中 同 尻村 をして將來之が製作
となさしめんとす

二三 高知縣公道會

1 職業輔導
施行事業 施行期日 場所 狀況
南部表 自七月二十日 吾川郡 第一會場講習員毎日二十
講習會 至八月十八日 長濱町 名、出席延人員六〇〇名、
内女五六名、男五四四名
第二會場講習員毎日十名
延人員三〇〇名、内男一
二〇名、女一八〇名、講師
大縣商工課技手本田徳左
衛門其他同會職員

二四 福岡縣親善會

1 職業輔導
施行事業 施行市町村 事業費總額 補助費 事業概況
竹細工 長岡郡長岡村 三六〇圓 三〇圓 部務經濟救済の一
（熊手） 他二ヶ町村 助として縣商工課
輸出熊手の製品販
賣旋に努む

二五 大分縣親和會

1 職業輔導
施行事業 場所 期日 狀況
副業講習會（府前整理） 日高郡高 自六年十月二 六日七日間
（竹細工、編物） 東國東郡 自七年 青年團員竹細
安岐町 三月八日 工、女子青年
同 國東郡 自同日 團員編物
同 宇佐郡 自同日 參會者二〇〇
同 四日市町 自同日

二六 佐賀縣社會事業協會

3 生業資金貸付
貸付事業 貸付市町村 貸付金額 利率 事業概況
又は團體

第四章 主要なる融和運動

第三編 融和運動

第十一條 本聯盟理事長は理事會幹事會の決議事項を審議し總務の許可を得るものとす

(但し理事長の権限内に依る事もあるべし)

第十二條 本聯盟常任理事及び常任幹事は理事會幹事會を開催組織し融和に關する諸般の事業を審議す

第十三條 本聯盟總會を毎年一回之を開く

但し本聯盟總務の意見に於て必要と認むる時は臨時之を開催す

第十四條 本聯盟役員任期は壹ヶ年とす

但し總務、理事長、常任理事は此の限りにあらず

第十五條 本聯盟の經費は獎勵金、寄附金、其の他の收入を以つて之に充つ

3、聯盟員數 一、五〇〇名 4、代表者 河上 史郎 5、事務所 京都市伏見區深川飯倉町八二三

二、活動狀況

機關誌「融和新報」毎月四千部發行△ピラ配布△自動車宣傳△講演會開催

二 神奈川縣

神奈川縣青年融和聯盟

昭和七年三月三日より五日まで行つた神奈川縣主催融和事業講習生の團結に依り、同月四日、聯盟を結成し、縣融和運動の飛躍的展開を期することになつた。

一、組織

三四六

1 宣言

我等青年ハ同胞偕和ヲ希スル凡ヘテノ因襲ヲ排撃センコトヲ期シ青年ノ純情ト熱意トニヨリ茲ニ神奈川縣青年融和聯盟ヲ結成ス

2 綱領

一、我等青年ハ同胞意識ニ覺醒シ差別事象ノ根絶ヲ期ス
一、我等青年ハ社會正義ノ觀念ニ基キ差別觀念ノ絶滅ヲ期ス
一、我等青年ハ人類相愛ノ本義ヲ體シ本聯盟ノ擴充ヲ期ス

3 規約

第一條 本聯盟ハ神奈川縣青年融和聯盟ト稱シ神奈川縣青年會内ニ置ク
第二條 本聯盟ハ熾烈ナル意氣ニ生キル青年ヲ以テ組織シ同胞融和ノ完成ヲ期スルヲ以テ目的トス
第三條 前條ノ目的ヲ達成スルタメテノ事業ヲ行フ

1、縣下ノ融和機關ト提携シ融和ノ完成ニ努ム

2、青年ノ正シキ理解ヲ促進スルタメ講演會、懇談會、辯論會等ヲ開催ス

3、差別事象ノ根絶ヲ圖リ問題惹起ノ場合ニハ進んで之ガ解決ニ努ム

4、常ニ機會ヲ觀ヒ各團體及個人ノ理解促進ヲ圖リ同志ノ擴大ニ努ム

5、其他必要ナル事項

十四名中心となり、青年意氣の結晶として創立せられた。目的は現在の融和運動に對し青年の熾烈なる意氣を投合して融和運動に新生面をひらかんとするものである。

一、組織

1 宣言

團れなき因襲的差別の世を毒し人を賊ひ社會の和平を害するや既に久之が解決の要叫ばれざるにあらず救済の對策亦講ぜられざるに非ず而も舊慣は俗習に泥んで容易にその跡を絶たず今に差別意識の殘存せるを見る。

これ明らかに國民的自覺の缺如せるに基くものにして吾人青年は奮然厥起今や本問題の解決に邁進すべき重大なる時期に際會せるものと謂ふべし。

由來青年は正義を熱愛し高遠なる理想に生く。熾烈なる意氣と純情とを把持する吾人は徒らに袖手黙視するに忍びず決然起つて茲に埼玉青年融和同盟を組織し盟友固く相結んで融和の聖戰に參し國民の一大陰翳を拂除し表はれたる人間價値の奪還を誓ひ沉く縣下の同志と語らひ廣く正義の士に訴へ以て同胞相慰の醜を拭はんことを期す。

翼くば思を一にし道を借にせんとするの青年は進んで來り投ぜられんことを。

昭和七年三月十四日國民融和日

2 綱領

一、皇國ノ將來ヲ負擔スル我等青年ハ其ノ意氣ト純情トニ賴リ不

第四條 本聯盟ノ總務ヲ贊シ盟友ヲラントスルモノハ別記書式ノ加印申込書ヲ提出スルモノトス

本聯盟ハ前項ニヨリ加印申込書ヲ受ケタル時ハ盟友之章ヲ交付シ盟友トナス

第五條 本聯盟ハ十名以上ノ盟友アル市町村ニ「融交會」ヲ組織シ代表者ヲ置ク

第六條 本聯盟ハ「融交會」ノ代表者ヲ以テ委員會ヲ組織ス

委員長ハ委員會ニ於テ選舉シ任期二ヶ年トス

第七條 委員會ハ本聯盟ノ決議機關ニシテ委員長コレヲ召集ス

第八條 市町村「融交會」ハ事業ヲ實施シタル時ハ委員長ニ報告スルモノトス

第九條 本聯盟ニ幹事若干名ヲ置ク、幹事ハ委員長コレヲ選任シ事務ヲ處理ス

4、加盟者數 一三二名 5、代表者 未定 6、事務所所在地 神奈川縣藤原郡神奈川縣青年會内

二、活動狀況

「町村融交會」十三以上の組織さるゝを待ち、昭和七年八月下旬の發會式を舉行されることになつてゐる。

三 埼玉縣

埼玉縣青年融和同盟

昭和七年二月二十四日より二十七日迄四日間、大里郡三尻村觀音山青年會館に於て中堅講習會を開催し之が講習生五

第四章 主要なる融和運動

三四七

第三編 融和運動

合理ナル差別觀念ノ排除ヲ期ス
一、皇國ノ將來ヲ負擔スル我等青年ハ相互ニ人格ヲ尊重シ心身ヲ修練シ敬愛轉睦以テ光榮アル自治ノ公民タラント期ス
一、皇國ノ將來ヲ負擔スル我等青年ハ同胞相愛ノ本義ヲ體シ廣ク正義熱愛ノ士ト語ラヒ以テ本同盟ノ擴充ヲ期ス

第一章 名稱及目的

第一條 本同盟ハ埼玉青年融和同盟ト稱シ事務所ヲ埼玉縣社會事業協會内ニ置ク
第二條 本同盟ハ青年ノ熾烈ナル意氣ヲ以テ不合理ナル差別觀念ヲ撤廢シ融和ノ完成ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二章 事業

第三條 前條ノ目的ヲ達成スルため左ノ事業ヲ行フ
一、本縣ニ於ケル融和諸機關ト提携シ融和ノ完成ニ努ムルコト
一、融和問題ニ關スル青年ノ正シキ理解ヲ喚起スル爲メ講習會懇談會等ヲ開催スルコト
一、差別事象ノ根絶ヲ圖リ問題惹起ノ場合ニハ進ンデ之ガ解決ニ努ムルコト
一、其ノ他必要ナル事項

第三章 組織

第四條 本同盟ハ埼玉縣社會事業協會事業部ノ總旨ニ賛シ公正ナル自覺解放ヲ思念スル青年ヲ以テ組織ス
第五條 本同盟ハ十名以上ノ盟友アル市町村ニ「みどり會」ヲ設置

シ代表者ヲ置ク

第六條 本同盟ハ「みどり會」選出ノ代表者並ニ埼玉縣社會事業協會職員以テ委員會ヲ組織ス
第七條 委員會ハ本同盟ノ決議機關ニシテ必要ニ應ジ委員長之ヲ招集ス
第八條 委員長ニハ埼玉縣社會事業協會副會長之ニ當ル
委員長事故アル時ハ常務理事之ヲ代理ス
第九條 「町村みどり會」ニ於テ事業ヲ計畫シ若クハ實施シタル時ハ委員長ニ報告スベシ
第十條 本同盟ニ幹事一名ヲ置ク 幹事ハ埼玉縣社會事業協會職員中ヨリ委員長之ヲ囑託シ本同盟ノ事務ヲ主幹ス

第四章 會計

第十一條 本同盟ノ經費ハ盟友ノ讓出金並ニ寄附金補助金ヲ以テ之ニ充ツ
第十二條 本同盟ノ盟友ニシテ不都合ノ行爲アリタルトキハ委員會ノ議ヲ經テ委員長之ヲ除名スルコトアルベシ
第十三條 本同盟規約ハ委員會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ

第五章 附則

第十四條 五十四名、支部數(青年みどり會其他)一二
一、活動狀況
代表者 上原參良
事務所所在地 埼玉縣社會事業協會内

(1) 組織の擴充 各町村に於ける同盟員中心となりて夫々自町村に町村單位の融和團體(みどり會)又は既設青年團に融和部の設置を勉めつつあり、現在之が設立せられたるもの十二ヶ町村に及ぶ。(2) 研究懇談 (3) 差別事件の解決

四 群馬縣

多野解放青年同盟
群馬郡青年修養園
西毛解放聯盟
佐波青年和會

群馬縣には縣單位の青年融和團體はなく、標記の郡單位のもの四團體ある。

解放青年聯盟、群馬青年修養園(何れも郡單位)、西毛解放聯盟(碓氷、北甘樂二郡合同)の三團體は内部青年を中心に組織したもので、講演會懇談會一夜講習會其他内部自覺向上に適切なる事業をなす。

佐波青年和會(郡單位)は同會主催の農村經濟講座了者が中心に組織したもので、融和促進上適切なる各種の事業を爲す。尙縣融和會との關係は別個のものであるが事業費としては、その計畫に對して、同會より援助してゐる。

五 三重縣

三重縣融和青年同盟

昭和五年三月中勢北勢伊山の三青年融和同盟を結成し引續き八月南勢及紀伊に二同盟が組織され 1、同志の糾合

第四章 主要なる融和運動

2、顯現的差別の撤廢に關して中必目標を置き不斷の活動を持続したが、六年三月十四日國民融和日を期して其の第一回大會を開きて五同盟を解體して三重縣融和青年同盟を結び、郡市に支部、町村に班を置くこととした。

一 組織

1 宣言
今や我等の融和運動は輝かしき黎明を迎へ、自覺解放を基調とする新運動方針の下に全面的進出を開始した。

我等の胸に高なる解放の叫びこそは暗き社會を照す光明であり、明るき社會創造の推進力である。我等は眞に融和の完成を果すべく方に同盟を結成し凡ゆる苦難を克服しその實踐に生きん。

來れ、眞理を愛する青年同志よ。
來つて、我等の聖戦に参加せよ。

2 決議

我等は青年の本分に立脚し、差別邪惡の絶滅を期する爲め、同盟員の信條として左記三ヶ條を決議す。

3 信條

- 一、建國ノ大義ニ徹シ、汝常ニ忠誠ナレ
- 一、同胞ノ意義ニ徹シ、汝常ニ純愛ナレ
- 一、社會ノ正義ニ徹シ、汝常ニ勇敢ナレ

4 規約

第一條 融和ノ完成ヲ期スル爲三重縣融和青年同盟ヲ結成ス
第二條 本同盟ハ青年融和事業講習生及其ノ紹介ニ依リ誓約加入

第三編 融和運動

三五〇

スルモノヲ以テ組織ス 但同盟ノ趣旨ニ違背スルモノハ幹事會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ

第三條 本同盟ニハ都市ニ支部ヲ置キ支部ニ部ヲ置キ町村ニ班ヲ置ク 支部ノ規約ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 本同盟ニ各都市支部ヨリ選出サレタル一名乃至三名ノ常任幹事ヲ置ク

第五條 本同盟ノ執行機關ハ大會及常任幹事會トス

第六條 經費ハ補助金寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

尚同盟大會に於て左の決議をなした。

「活動方針に關する決議」

差別の依存する社會根據を科學的に把握し、社會の推移的及地方の情勢に應じて其の絶滅を期す。

「差別事件対策決議」

村同盟員が確實なる調査を遂げ急遽之を支部に通知し、支部に於ては本部に通知する事、同時に支部各同盟員に通知し、緊急處理を請じ、大に社會的輿論の喚起につとむる事。

「官公吏對策決議」

官公吏に對し、融和問題講習會を開き、融和思想の徹底を期せらるべく縣當局に希望す。

「青年同盟進出に關する對策決議」

間斷なく青年講習會を各地に開催して新らしき同志を獲得し、組織を鞏固ならしむると共に、常に本部との聯絡を緊密にし、職線の擴大強化に努むる事。

5 加盟員數 三四〇名 6 支部數 五支部

7 各都市支部

支部名 創立年月 支部長

一志郡支部 昭和六、四 稻森 茂

河原郡支部 同 五、一二 須原 正也

阿山郡支部 同 五、五 奥出 勇

飯南郡支部 同 六、一 川口 恒郎

員辨郡支部 同 六、一二 青水 賢一

8 事務所所在地 三重縣社會課内、9 代表者 野島 善之助

11 活動狀況

支部を單位として活動し組織の擴大強化及未開拓地方への進出を企圖し、研究會を開催し、一日講習會を爲し或は融和日に於ける街頭宣傳に、又經濟運動の組織等各方面に力強い實踐しつつあり。六年度中に於て大なる差別事件四件を解決し、社會的に多大の反響を齎せり。

六 長野縣

信濃同仁會青年聯盟

信濃同仁會に於ては從來同會青年部として縣内青年融和運動のために盡力し來つたが、更に其の運動の効果を十分にすゝるために、左記の通り昭和四年二月二十四日同會青年聯盟を結成し、爾來熱心にその運動を繼續しつつある。

一 組織

1 宣言

今や我が國の實相を觀るに解放の叫び改造の聲は津々浦々まで充ち流り而して其れは社會運動となり不安と動搖の暗黒時代を過程して漸く現實化し、現代社會の凡有る缺陷を補正してより良き世界の建設へと躍進しつつある。

然し乍ら社會大衆の思想的核心に人間絕對尊嚴性の認識が缺け燃えるが如く偉大なる愛の精神が育まれ漲つて居ないならば雖て人類最後の運命は何處へ行くであらう。博大にして神聖なる愛に基調せぬ限りよし社會の改造はあるとも其の翌日より更に新しき闘争の序幕が展開されるは必然である。我等の生きんとする社會は總ての人々が全一的發達を遂げ檢校と榮光に輝く生活に浸り得るものでなければならぬ。

我等は斯くの如き希望をもつて現實社會を凝視するとき封建時代に培はれたる因襲的意識尙牢固として存在し、往々にして差別に原因する痛ましき社會事相を見せつけられてゐることを深く悲しむものである。

謂れなき疎外を受くる同胞の一人でも存する限り國民最後の一人でも不合理なる差別意識を抱く以上總ては社會の借和を破る禍端をなすものである。これを唯單に地方の一小問題として看過し得られやうか、苟くも人間らしく生きんと希望する者であるならば正義人道を破壊するこの社會的病患を治療して相愛の沃土に融和の萌芽を培ふことに専念せざるにあらぬ。謂れなき燃げの歴史

第四章 主要なる融和運動

的産物なる融和問題は、一部の兄弟に對する物質方面の進歩のみを以てしては到底萬全を期待されるものでなく地上に於る嚴肅な人間一個の存在の確證と純眞偉大なる愛に立脚した靈と靈との觸れ合ひによつてこそ始めて渾然たる融和境を實現し得ることを確信するものである。

かゝるが故に我等は先づ當面の任務として差別事相撤廢運動を勇敢に進め人格價値の高揚を期し社會進化の潮流に適應し唯徒らなる達成を避け而もしそせず、速進せず凡有、検討と考慮と方策とによる大努力を拂はねばならぬ。

茲に信濃同仁會青年聯盟創立大會を開催するに方り不斷の熱誠と努力を須ひ我等の主張に向つて邁進せんことを誓く天下に宣し、ひたすら同志の参加を待つ。

2 決議

一、本聯盟支部の縣下全市町村擴充を期す

一、縣下残存の形式的差別事相即時撤廢を期す

一、種々の言動を以て差別の意志表示をなすものありたる際は其の謬想を匡正する爲め合理的糾弾をなす

一、差別意識を醸成し容認する各種誤謬觀念の廢滅を期す

昭和四年二月二十四日 信濃同仁會青年聯盟創立大會

3 宣言

過去三年間、我等は同胞差別の社會罪惡絶滅の爲め、恒に第一線に立ち苦闘せり。

其の間幾多の顯現的差別を解決し奮闘精神をまねりと雖、因襲の久しき人心の奥底に潜在する偏見猶牢固として拔くべからざるものあり。

殊に愛と正義を信條とし、新しき意識に生き社會改良に急なる青年層に於て、あらゆる社會問題解決の前提たる人間絕對尊嚴に就ての認識を缺き差別の誤謬を侵すものからざるは矛盾も甚だしと謂ふべく我等の衷心遺憾に禁えざるところなり。

今や全國的に青年融和團體確立の氣運漲るの秋我等は一層聯絡を密にして我が解放運動の擴大強化を圖り、人間性の原理に基き全青年線の覺醒と奮起を求め、畏れる社會意識の進断に向つて愈々邁進し、我等の待望する「よき日」の到来を速かならしめんとす。右宣言す。

昭和七年三月二十一日

第二回信濃同仁會青年聯盟大會

4 決 議

一、顯現的差別の徹底的解決を期す。

一、全青年層に對し人間性の尊嚴に關する觀念の普及徹底を期す

5 綱 約

第一章 名 稱

第一條 本團體ハ信濃同仁會青年聯盟ト稱シ本部ヲ上田市(信濃同仁會内)ニ置ク

第二章 目 的

第二條 本聯盟ハ本聯盟綱領規約ニ基キ融和問題ノ完全ナル解決

第三章 事 業

第三條 本聯盟ハ目的ヲ達スル爲必要ナル各般ノ事業ヲ行フ

第四章 組 織

第四條 本聯盟ハ信濃同仁會ノ趣旨ニ賛同シ本聯盟ノ綱領規約ヲ承認スル青年ヲ以テ組織ス

第五條 本聯盟ハ五名以上ノ聯盟會員アル町村(市ハ區)ニ支部ヲ設置シ支部長一名ヲ選出セシム 但シ事情ニ依リ同一町村ニ二箇所以上ノ支部ヲ設置スルコトヲ得

第六條 本聯盟ハ三箇以上ノ支部アル都市ニ聯合會ヲ設置シ常任委員一名ヲ選出セシム 但シ一都市ニテ聯合會ヲ組織シ得サル場合ハ隣接都市ト合同シテ一聯合會ヲ組織スルコトヲ得

第七條 都市聯合會ハ本部ノ統制ノ下ニ所屬支部ノ聯絡ヲ圖リ共通ノ事業ヲ行フ

第八條 都市聯合會及町村支部ノ規約ハ本部ノ承認ヲ經テ別ニ定ム

第五章 機 關

第九條 本聯盟ニ左ノ機關ヲ置ク

- 一、委 員 會
- 一、大 會 會
- 一、擴大委員會

第十條 委員會ハ都市聯合會常任委員ヲ以テ組織シ委員長之ヲ召集ス 委員會ハ本聯盟ノ執行機關ニシテ大會若クハ擴大委員會ノ決議ヲ執行シ緊急事項ヲ處理ス

第十一條 委員長ハ信濃同仁會理事長ヲ推薦ス 理事長事故アルトキハ副理事長又ハ青年部長之ヲ代理ス

第十二條 大會ノ本聯盟ノ加盟者全部ヲ以テ構成シ必要ニ應ジ委員會之ヲ召集ス 大會ハ本聯盟ノ最高機關ニシテ本聯盟ノ重要事項一切ヲ審議ス

第十三條 擴大委員會ハ支部長ヲ以テ組織シ緊急ニシテ大會ヲ行フコト不可能ノ場合ニ限リ委員會之ヲ召集ス

第十四條 本聯盟ニ幹事一名ヲ置ク 幹事ハ信濃同仁會職員中ヨリ委員長之ヲ囑託シ本聯盟ノ事務ヲ主管ス

第六章 會 計

第十五條 本聯盟ノ經費ハ各支部ノ維持費及補助金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第七章 附 則

第十六條 都市聯合會及町村支部ニ於テ協議會ヲ開キ若クハ計畫ヲ實行セムトストルキハ聯絡ヲ圖ルタメ其地支會ノ幹事長並支部役員ニ通知スヘシ

第十七條 本聯盟會員ニシテ不都合ノ行爲アリタルトキハ委員會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトアルヘシ

6 都市聯合會規約(準則)

第一條 本團體ハ信濃同仁會青年聯盟〇〇都市聯合會ト稱シ事務所ヲ常任委員宅ニ置ク

第二條 本聯合會ハ聯盟本部ノ綱領規約ニ基キ融和問題ノ完全ナル解決ヲ以テ目的トス

第三條 本聯合會ハ目的ヲ達スル爲必要ナル各般ノ事業ヲ行フ

第四條 本聯合會ハ信濃同仁會ノ趣旨ニ賛同シ本聯盟ノ綱領規約ヲ承認スル青年ヲ以テ組織ス

第五條 本聯合會ハ五名以上ノ聯盟會員アル町村(市ハ區)ニ支部ヲ設置シ支部長一名ヲ選出セシム 但シ事情ニ依リ同一町村ニ二箇所以上ノ支部ヲ設置スルコトヲ得

第六條 本聯合會ハ三箇以上ノ支部アル都市ニ聯合會ヲ設置シ常任委員一名ヲ選出セシム 但シ一都市ニテ聯合會ヲ組織シ得サル場合ハ隣接都市ト合同シテ一聯合會ヲ組織スルコトヲ得

第七條 都市聯合會ハ本部ノ統制ノ下ニ所屬支部ノ聯絡ヲ圖リ共通ノ事業ヲ行フ

第八條 都市聯合會及町村支部ノ規約ハ本部ノ承認ヲ經テ別ニ定ム

第九條 本聯合會ニ左ノ機關ヲ置ク

- 一、委 員 會
- 一、大 會 會
- 一、擴大委員會

第十條 委員會ハ都市聯合會常任委員ヲ以テ組織シ委員長之ヲ召集ス 委員會ハ本聯盟ノ執行機關ニシテ大會若クハ擴大委員會ノ決議ヲ執行シ緊急事項ヲ處理ス

第三編 職和運動

第十條 本聯合會規約ハ支部長協議會ノ議決ヲ經ルニ非サレバ變更スルコトヲ得ズ

支部規約(準則)

第一條 本團體ハ信濃同仁會青年聯盟支部ト稱シ事務所ヲ支部長宅ニ置ク

第二條 本支部ハ聯盟本部ノ綱領規約ニ基キ職和問題ノ完全ナル解決ヲ圖ルヲ目的トス

第三條 本支部ハ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、毎月一回座談會ヲ開キ各種ノ研究懇談ヲナス
- 一、互助協力シテ經濟的基礎ノ確立ニ努ム
- 一、年五回以上共同労働ヲ行ヒ支部費ニ充テル
- 一、年二回以上支部員ヲ中心トスル一日一夜講習會ヲ開催スル

一、参考書籍印刷物ノ回讀ヲナス

一、少年部設立ニ關スル調査研究ヲナシ漸次實現ヲ圖ル

一、村單位ノ講習會、懇談會、辯論大會ヲ隨時開催スル

一、差別事業ノ徹底的除去解決ニ努ム

一、其他聯盟本部ノ指令事項ヲ徹底的ニ實行スル

第四條 本支部ニ支部長一名ヲ選任任期ヲ〇箇年トス 但シ再任ヲ許サズ

第五條 支部長ハ支部員ノ互選ヲ以テ決定シ本支部ノ會務ヲ統理ス

第六條 本支部ノ經費ハ共同労働ニ依ル収入補助金其他ノ収入ヲ

以テ之ヲ充ツ

第七條 本支部規約ハ本支部總會ノ議決ヲ經ルニ非サレバ變更スルコトヲ得ズ

都市聯合會

名	稱	事務所	常任委員	構成支部數
小縣郡聯合會	上田市役所内	(未決定)	伊藤正三	一二
上田市聯合會	上田市上紺屋町	(未決定)	伊藤正三	六
埴科地方聯合會	(未決定)	(未決定)	武節藏	六
更級郡聯合會	更級郡中津村	(未決定)	村橋泰治	五
長水聯合會	上水内郡朝陽村	(未決定)	伊藤林一朗	四
更水西部聯合會	上水内郡水内村	(未決定)	(未決定)	四
上下高井聯合會	(未決定)	(未決定)	(未決定)	四

8 加盟者數 五四二名、支部數 四三、9 代表者 成澤伍一郎 10 事務所所在地 上田市役所内

1 本部の事業

種別	回数	場所	概況
第二回大會	一	上田市公會堂	三月二十一日開催職員三〇〇名、其他招待員、講師外三十名、午後三時より公開講演

委員會	本部事務所	支部事務所	支部創立地	支部創立地	支部創立地	支部創立地	支部創立地	支部創立地	支部創立地
一	本部事務所	八	八	八	八	八	八	八	八
二	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第四章 主要なる職和運動

支部數	開會回数	開會回数	開會回数	開會回数	開會回数	開會回数	開會回数	開會回数	開會回数
四三	一〇五	五五	七	二	二七	組合研究	兒童融和	共同労働	共同労働
一〇五	五五	七	二	二七	組合研究	兒童融和	共同労働	共同労働	共同労働
五五	七	二	二七	組合研究	兒童融和	共同労働	共同労働	共同労働	共同労働
七	二	二七	組合研究	兒童融和	共同労働	共同労働	共同労働	共同労働	共同労働
二	二七	組合研究	兒童融和	共同労働	共同労働	共同労働	共同労働	共同労働	共同労働
二七	組合研究	兒童融和	共同労働	共同労働	共同労働	共同労働	共同労働	共同労働	共同労働

【参考】

信濃同仁會青年聯盟第二回大會協議決定事項

本聯盟ノ擴大強化ト使命進行ノ方策如何(更級郡聯合會提出)

青年融和運動ノ本質如何(埴科郡聯合會提出)

一、被差別者トシテ自覺並差別者トシテノ深キ反省ニ立脚シ内部ノ經濟的進出ト差別意識ノ根絶延テハ社會改良淨化實現ニ向ツテ邁進スルコト。

二、他府縣青年融和團體トノ聯絡提携ヲ緊密ニシテ融和運動ノ全國的發生ヲ圖ルコト。
 三、共同労働月掛貯金其他ノ方途ニ依リ支部財政ヲ確立シ未組織町村ニ對シ積極的ニ支部設置運動ヲ行フコト。
 内部ノ經濟的進出方策如何(上田聯合會提出) (決定)

一、現實方策

- イ、經濟的差別ノ打破ニ努ムルコト。
 1. 官吏ノ任用、會社工場ノ雇傭關係
 2. 借地、借家、小作等ノ關係
 3. 銀行、産業組合等ニ於ケル金融其他ノ關係
 4. 一般營業上ニ於ケル金融其他ノ關係
 5. 府縣町村等ニ於ケル産業指導ノ徹底ヲ求ムルコト
- ロ、内部獨自ノ立場ニ於ケル協同組合ヲ設立スルコト。
 1. 消費組合
 - 消費組合ヲ組織シ經濟生活ノ合理化ヲ圖リ特ニ婦人ニ對シ消費節約觀念ヲ普及スルコト。
 2. 生産組合
 - 部落單位ノ各種生産組合ヲ組織シコレニ附隨スル凡テノ事業ヲ遂行スルコト。
- ハ、經濟的自覺ヲ把握シ一般經濟ノ積極的ニ進出スルコト。
 ニ、經濟的進出ヲ容易ナラシムル爲育英事業ノ徹底ヲ期ス。

二、根本方策

イ、研究會、座談會等ヲ開催シ經濟的動向ヲ明確ニ認識スル事

ロ、尙コレガ徹底ヲ期スル爲兒童少年ノ「カルト」ヨリ出發ス。
 少年部設置ニ關スル件(小縣聯合會提出) (決定)
 融和問題ノ現状ニ鑑ミ左記目的並方法ニ依リ少年部ヲ設立シ適切ナル指導訓練ヲナスコト。

一、目的

- イ、内部兒童ニ對スル「カルト」ヲ行フコト。
 内部自覺運動モ内部經濟問題對策モ兒童「カルト」ヨリ出發シテ始メテ可能ナル。
- ロ、一般兒童ニ對シ差別感染ノ豫防ヲナスコト。
 地方ニ依リ事情ヲ異ニスルモ大體十二歳頃迄ノ兒童ニハ差別感染シテ居ナイモノト見ラル、故ニ此ノ時期ニ於テ差別ノ感染ヲ豫防シ乃至ハ差別ノ幼根ヲ双葉ニシテ死滅セシム。
 ハ、青年融和運動團士トシテノ素地ヲ培フコト。
 鮮明ナル意識ヲ持テ時機ニ適セル巧妙ナル戰術ニ依リ大地ヲモ振り動かス實力ヲ持ツ眞ノ團士ハ兒童期ヨリ其ノ素地ヲ培フコトニ依ツテ始メテ得ラル。

二、内容

- イ、積極的
 1. 明瞭ト差別ノ存在ヲ指示スルコト(内部兒童ニハ差別サレテキルコトヲ意識セシメ、一般兒童ニハ差別シテキルコトヲ自覺ムシム)
 2. 差別ノ不合理ナルコトヲ知ラシムルコト(内部兒童ノ人間意識ヲ喚ビ起シ、一般兒童ノ差別意識ヲ放棄セシム)

- 3. 團結ノ力ノミヨリ差別ヲ除キ得ルコトヲ知ラシムルコト(而シテ團結ニ努ムシム)
- 4. 個人ノ組織者ノ重要ヲ知ラシムルコト(實力トハ知、體、經濟力ヲ意味ス)
- 5. 組織者ハ常ニ純潔デアアルコトヲ知ラシムルコト(而シテ組織ヲ持續セシム)

ロ、積極的

- 1. 未ダ差別ノ何物カヲ知ラザル者ニ對シテハ人間ニ離レテ絕對ノ尊ヲ持ツテキルコトヲ教ヘル(差別意識ノ除去)
- 2. 或ル程度マデ差別ヲ知レルモノニハ人間間ニ差別アルベカラザル事ヲ抽象的ニ教ヘル(差別意識ノ除去)

三、方法

- イ、一時的ノ幼稚園、小學校、日曜學校、少年少女團等ノ會合ニ於テ種メテ一時的ニ人間ニ離レテ尊イコトヲ抽象的ニ話ス
- ロ、短期間的ノ一時的ノ方法ヲ效果的ニシ組織運動ノ素地ヲ培フ、一ヶ月二三回三ヶ月位引續キ相當組織的ニ教育ヲ與フ。
- ハ、常時的ノ(ロ)ノ短期的方法ニ依リ充分素地ノ出來タ頃理想的ニ云ヘバ兒童ノ自發意志ニ依リ、組織ヲ完成シソノ組織ニ依リ行フ常時的ノ教育方法デアル。
- 我々青年聯盟ノ方針トシテハ、(ロ)ノ短期間方法ニ依リ開始サレ漸次(ハ)ノ常時的方法ニ進マホベナラヌ。

四、組織

イ、年齢的區分
 一、イヌカウト等ハ七歳ヨリ十二歳迄ヲ幼年

第四章 主要なる融和運動

除十三歳ヨリ十六歳迄ヲ少年隊トシテ區分シ居ルモ組織者人員及年齡別人員別等地方ノ事情ニ依リ適當ニ區分スルコトヲ可トス。
 ロ、性的區分
 幼年又ハ幼女、少年又ハ少女等。
 ハ、編成
 團長一名、助手一名又ハ二名、隊長二名(少年隊少女隊各一名)班長若干名。
 團長、助手、隊長ハ當然指導者タルベキモ地方ノ事情ニ依リ團長一名指導者ヲ特設スルモ可。

五、指導者

イ、云フマデモナク青年聯盟員ニシテ健康デアリ研究的ニシテ活動的デアルコトヲ要スル。
 ロ、指導方法
 會合指導、日常生活指導、異常時指導。
 尙學校教師父兄ニ對スル理解ノ徹底ト聯絡交渉ニ就テ充分努力スルコト。

六、教科目

- イ、精神教育
 講話、童話、音樂、繪畫、映畫等人格ノ向上ノ知得ノ正シキバランスニ於ケル發達ヲ圖ル。
 - ロ、經濟教育
 職業輔導、共同労働等。
 - ハ、身體教育
 體操、遊戲、ダンス、衛生等。
- 尙内部兒童ニ就テハ差別ト云フ一線ニ依リ一般側トノ相違點特ニ個性的相異、家庭狀況ノ相異カラ來ル學業成績ヘノ影響等ヲ調査シテ充分ノ力對策ヲ講スルコト。 以上

七、鳥取縣

鳥取縣下に於て豫て融和事業講習の受講者を中心とする同志青年百六十七名は、明澄汚れなき純真なる青年の意氣に依つて因襲に基因する暗雲を一掃し、斷らしき黎明の新天地を開拓すべきを約してゐたが、青年聯盟を組織することとなり、昭和六年十月十四日東伯郡倉吉町有親館に於て、其の發會式を舉行した。

一 組織

1 宗旨

人類相愛ハ人道ノ大義ニシテ人格尊重ハ社會ノ大義ナリ。長クモ 明治大帝 四民平等ノ制ヲ布カセ給ヒテヨリ、星精ヲ重ムルコト、既ニ六十年ニ及ブト雖モ積年ノ因襲ニ基ク差別的偏見ハ、尙其ノ跡ヲ絶タズ、一部國民ノ精神的經濟的苦難ハ實ニ慘酷タルモノアリ。

我等青年ハ深ク愛ニ感ミル所アリ、奮然厥起シ、純真ニシテ明澄ナル意氣ト、鞏固ナル團結ノ力ニ依リ、因襲ニ基ク暗雲ヲ一掃シ黎明ノ天地ヲ開拓シ、國民融和ノ完成ニ向ツテ、一路邁進センコトヲ期ス。

茲ニ鳥取縣一心會青年聯盟ヲ創立スルニ方リ、我等ノ所信ヲ披瀝シ、敢テ天下ニ宣ス。

昭和七年十月十四日

鳥取縣一心會青年聯盟

2 綱領

我等は人間價値の平等を確信するが故に、青年の熱意と、若人の純情とを以て、不合理なる因襲的差別觀念を根絶し、進んで共存共榮の、理想社會を建設せんことを期す。

3 決議

一、融和問題ノ重大性ヲ汎ク縣下ノ青年層ニ徹底セシメ同志青年ノ奮起ヲ期ス。
一、内部ノ自覺ヲ強調シ其ノ向上ヲ期ス。
一、因襲的迷妄ヲ打破シ不合理ナル差別事象ノ根絶ヲ期ス。

4 規約

第一條 本聯盟ハ鳥取縣一心會青年聯盟ト稱ス。
第二條 本聯盟ハ青年ノ純真ニシテ熱烈ナル意氣ヲ以テ國民融和ノ完成ヲ期スルヲ以テ目的トス。
第三條 本聯盟ハ鳥取縣一心會々員ニシテ本聯盟ノ總旨ニ賛スル青年同志ヲ以テ組織ス。
第四條 本聯盟ハ事務所ヲ鳥取縣社會課内ニ置ク。
第五條 本聯盟ニハ總裁一人、委員長一人、常務委員若干人及委員若干人ヲ置ク、總裁ニハ鳥取縣一心會長ヲ、委員長ニハ鳥取縣副會長(鳥取縣學務課長)ヲ推シ常務委員及委員ハ委員長之ヲ委嘱ス。
第六條 本聯盟ハ五人以上ノ會員アル地ニ支部ヲ置ク。
支部ニハ幹事若干人ヲ置キ支部ニ屬スル會員中ヨリ互選シタル者ニ對シ委員長之ヲ委嘱ス。

- 5 加盟者及支店數 加盟者數 一六七名
- 6 代表者氏名 桑原幹根、7 事務所所在地 鳥取縣社會課内

八 岡山縣

岡山縣協和會青年同盟

昭和四年末岡山縣教育會館で、中央融和事業協會主催長期講習會に出席したる受講生十名の受講感想懇談會が開催されたが、此の座上、俄然賤視觀念打破の雄叫聲、熱血火の如き純情は期せずして一大塊となり茲に同盟は結成された。

1 組織

人間が仲間の人間を差別し、賤視することの人道に悖り、正義に反するのは今更贅言を要しない。人類相愛の醜態こそは正に人生の胃潰であり、此の世ながらの地獄である。然るに此の自明の道理が無視せられて、吾等の社會に、彌榮の昭和の御代に、その醜狀が白日の下麗舞してゐる。即ち所謂融和問題が是である。誠に悲しむべく、恥づべき文明の汚辱である。

政府は之に對して相當の處置を講じてその解決に意を用ひ、民間先覺有識の士も亦極力その促進に奔走してゐる。従つてその現状は決して昔日の比ではない。けれどもその差別事象と賤視觀念とは封建的因襲の久しきに培はれて、人間感情の基底に附着し、之を根絶根絶することは容易の業ではない。現況を以て推移する

第四章 主要なる融和運動

ならば目的達成の日の發達を將來に隔れるを受ふる。しかも問題の醜態と悲慘とは一日の徒爾を許さず、何者かの出現して局面を展開せんことを待望するや切である。

此の秋に當つて吾等同愛同志の青年、茲に相結んで岡山縣協和會青年同盟を組織し、力を協せて融和の聖戰に参加し、正義の爲人道の爲、奪はれたる人間價値の獲得の爲に、奮闘力戦を誓望する。而して更に進んで全日本青年の奮起を促さんことを期するものである。

由來青年は正義を愛し理想に生くる。熱火と燃ゆる意氣はその本領であり、明澄汚なき純情はその特權である。況や義を見て邁進する勇の無きはあるまい。吾等故に同盟を結び、誓約を交すに當り、思を一にし道と共にせんとするの青年あらば、來り投じて協心同力、相共に融和の道途を精進せんことを希ふものである。

2 綱領

一、吾人は人間價値の平等を確信するが故に、因襲的差別賤視の非理を掃め、封建的人間相愛の醜狀を斷ち、以て共存共榮の理想社會の建設に邁進せんことを期す。

一、吾人は青年の熱意と若人の純情とを以て、自ら融和聖戰の第一線に力闘し、進んで全日本青年の奮起を喚起せんことを期す

3 規約

第一條 本同盟ハ岡山縣協和會青年同盟ト稱ス
第二條 本同盟ハ本部ヲ岡山縣協和會内ニ置ク支部ハ役員會ノ承認ヲ經テ之ヲ設置スルコトヲ得
第三條 本同盟ハ融和運動ノ進展ヲ圖リ差別撤廢同和ノ實現ヲ期

第三編 融和運動

スルヲ以テ目的トス

第四條 本同盟ハ所期ノ目的ヲ達成セル爲メ總會又ハ役員會ノ決議ニヨリ適切ナル事業ヲ行フ

第五條 本同盟ハ岡山縣協和會員ニシテ本同盟ノ總旨ニ賛同スル青年ヲ以テ組織ス

第六條 本同盟ニ左ノ役員ヲ置ク
委員長 一 名
委員 十四 名
補導員 若干 名

委員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉シ委員長ハ委員ノ互選ニヨリ之ヲ定ム補導員ハ岡山縣協和會職員ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 役員ノ任期ハ總テ一ケ年トス

第八條 本同盟ニ左ノ部ヲ置ク
事務部
庶務部
加藤署
加藤署員 六〇名、5 代表者氏名 藤本誠志、6

第九條 本同盟ハ年二回總會ヲ開催ス、役員會ハ必要ニ應ジ委員長之ヲ召集ス

事務所所在地 岡山縣岡山縣協和會内

二、活動狀況

種別 名
總會 一回 一四名 委員會 一回 一二名
岡山縣青年幹部會 一回 二名

加藤署員 六〇名、5 代表者氏名 藤本誠志、6

事務所所在地 岡山縣岡山縣協和會内

二、活動狀況

種別 名
總會 一回 一四名 委員會 一回 一二名
岡山縣青年幹部會 一回 二名

加藤署員 六〇名、5 代表者氏名 藤本誠志、6

事務所所在地 岡山縣岡山縣協和會内

二、活動狀況

種別 名
總會 一回 一四名 委員會 一回 一二名
岡山縣青年幹部會 一回 二名

加藤署員 六〇名、5 代表者氏名 藤本誠志、6

事務所所在地 岡山縣岡山縣協和會内

二、活動狀況

種別 名
總會 一回 一四名 委員會 一回 一二名
岡山縣青年幹部會 一回 二名

加藤署員 六〇名、5 代表者氏名 藤本誠志、6

事務所所在地 岡山縣岡山縣協和會内

二、活動狀況

種別 名
總會 一回 一四名 委員會 一回 一二名
岡山縣青年幹部會 一回 二名

加藤署員 六〇名、5 代表者氏名 藤本誠志、6

事務所所在地 岡山縣岡山縣協和會内

二、活動狀況

種別 名
總會 一回 一四名 委員會 一回 一二名
岡山縣青年幹部會 一回 二名

加藤署員 六〇名、5 代表者氏名 藤本誠志、6

事務所所在地 岡山縣岡山縣協和會内

二、活動狀況

辯論大會 融和促進青年 二回 八〇〇名

懇談會 青年同盟 一回 一二名 婦人及婦人會 二回 二九名

研究會 四回 七五名

融和日宣傳 講演會 一市七ヶ町村 四四〇名

講演會 内部同職自覺 四ヶ町村 一五〇名

青年同盟旗作製

九山 口 縣

山口縣一心會青年聯盟

昭和五年十月十五日同聯盟を設立し之に加入せるもの七四名(七五市町村内)に達し其の支部数は六支部ある。

一、組織

1 宣 言

同胞親和ノ運動ハ今ヤ一大轉換ノ時機ニ遭遇シテ居ル。過去ノ運動カ如何ニ苦闘ノ歴史ヲ繰返シテ來タカハ今更奮勇ヲ要シナイ。此ノ苦難ノ連続コソ吾等ノ進ムヘキ途ヲ暗示スルモノデアリ、將來ヘノ新正ナル出發ノ基調デアル。

純真ナル青年ノ熱情ハ行詰リテ感スル融和運動ヘノ刺戟劑デアリ、融和ノ聖戰ニ炬火ヲ屬シテ混沌タル社會ノ闇ヲ照破スルハ我

一、機關紙ヲ發行スルコト

一、其他必要ト認メタル事業

第四條 本聯盟ハ融和問題ニ對シ充分ナル理解ヲ有シ適シテ本運動ノタメニ努力セントスル青年ヲ以テ組織ス

第五條 本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク
一、評議員 若干名
一、委員 若干名

第六條 評議員ハ會長之ヲ委嘱シ毎年一回評議員會ヲ召集シ事業計劃其他重要事項ヲ議決ス

委員ハ會長之ヲ委嘱シ各市町村ニ一名乃至三名ヲ置キ事業ノ促進相互ノ聯絡統一ヲ圖ル

4 加藤署員 七一四 支部 六、5 代表者 足立文男

事務所所在地 山口縣一心會内

青年聯盟運動の發展を圖る爲メ努力すべき事項

【聯盟として實行すべき具體的活動事項】

一、聯盟支部として活動すべき事項

イ、支部單獨に行ふべき事項

1 講習會懇談會研究會等を開催すること

2 青年融和辯論大會を開催すること

3 差別事象發生の際は一心會分區委員等も協力して速かに之が解決を圖ること

ロ、青年團、其他各種團體と提携して行ふべき事項

1 青年團總會を利用すること

2 青年團月例會を利用すること

3 青年團報及各種團體機關紙を利用すること

三六一

- 4. 戸主會報徳會等の會合を利用すること
 - 5. 産業組合等に於て販賣する物品を利用し融和觀念普及の方法を講ずること
 - 6. 融和週間等の期間中に於ては各種機關と提携して特に運動の徹底を図ること
 - 二、個人として活動すべき事項
 - イ、各種接觸の機會を利用して個人的に理解の促進を図ること
 - ロ、女子聯盟員は特に家庭の淨化に努むること
- 【聯盟擴張の方法に關する事項】
- 一、聯盟員所在地に關する事項
 - イ、聯盟員は積極的に各自市町村内の全青年に對し聯盟加入を圖ること
 - ロ、聯盟員の倍加運動を行ふこと
 - ハ、各聯盟員は日常接觸の機會を利用して個人的に加入を勧誘すること
 - ニ、青年團の月例會總會等に於て理解を求め後聯盟に加入を勧誘すること
 - ホ、戸主會其他各種會合の機會を利用して聯盟員の加入に努むること
 - 二、近隣市町村聯盟員と共同して加入勧誘に努むること
 - 三、市町村當局、小學校其他教化團體等の援助に依り加入に努むること

- 二、聯盟員なき町村に關する事項
 - イ、青年團長、青團指導員等より聯盟に加入勧誘を圖る様依頼すること
 - ロ、隣接町村に聯盟員なき時は所在市町村の聯盟員は特に之が加入勧誘に努むること
- 二一、活動狀況
 - 青年の理解を促進するため講習會、講演會、辯論會、協議會懇談會等を各地に開催す。

一〇 和歌山縣 眞生同朋會

和歌山縣では各地方に現在の青年運動が叫ばれる以前より眞生同朋會を組織し青年融和運動のため種々の施設が行はれてゐた。

一、組織

眞生同朋會の精神
我等は青年として先づ我等自身の獨自の魂と肉の本質に目覺める。我等の魂と肉とは人間として時代の子として、民族の生命として何者よりも至純であり、希望にかばやき、眞理と正義に頼づき、愛に燃え生きていることを體認する。而してそこに我等の靈肉の獨自の自由と重力を感得する。

我等は青年として現代に選ばれたるものたるに於て自らの目醒めたる靈肉のドン底に祖國の眞の悠久にして無垢、純眞にして青春なる建國大精神の大展開を感受する。従つて我等は我等の生活

に清新にして自由、敬虔にして快活なる民族精神の復活を熱望する。而して我等は青春の人として、自らを自然の最もすぐれた造化として、其の魂の成長と伸展と、其の肉の鍛鍊と純潔とに徹しすべての時、すべての所、すべての人と物とに我が青春の「喜び」をもて生かし生かさなければならぬ。

我等は新しくして、その靈肉を尊び生かし而してこの純眞なる靈肉の神聖なる勞働を通し我等青年として眞に完全體性生活の鍛鍊によつて現代現實の社會生活の上に、確固たる生存の意義を獲得せんとするものである。而してそこに、我等の燃えに燃ゆる希望と正義と愛の力によりて、この暗黒なる社會を淨化し、變化せんとするのである。

眞生同朋會に對する光あれ。

- 一、祖國の大義に徹し、汝、常に忠誠なれ
- 二、社會の正義に徹し、汝、常に勇敢なれ
- 三、同朋の眞義に徹し、汝、常に純愛なれ
- 四、勞働の本義に徹し、汝、常に健全なれ
- 五、受給の明義に徹し、汝、常に敬虔なれ

3 眞生同朋會の鍛鍊

- 一、精神鍛鍊
 - 1 宇宙的教養 宗教、哲學
 - 2 自己と宇宙とを貫ぬく眞理を握持し自己生命の確信を得ること
 - 3 生物學的教養 自然科學
 - 4 自己と他の生物を貫ぬく生命の事實を把握し自己生存の確乎たる基礎を確むること。

第四章 主要なる融和運動

- 二、基礎を確むること。
 - 3 社會的教養 社會學、經濟學
 - 4 藝術的教養 音樂、民話、朗誦、自然
 - 5 辯論、討論
 - 6 精神統一 靜座、默心
- 二、肉體鍛鍊
 - 1 國民的體育——國民體操
 - 2 自然體育 自然の熱と光に伴ふ生物的現象の合理に伴ふ體育。
 - 3 民話的舞踊 民族的情緒の流露による肉體的表現に伴ふ體育。
 - 4 競技
 - 三、生活鍛鍊
 - 1 共同勞働 共同生活の基調としての共同勞働の鍛鍊。
 - 2 共同寢食 共同生活の基調としての共同寢食の簡易と清潔と快味との調練。
 - 3 共同社交 共同生活の社交の純眞と簡單と愛の表現
 - 4 共同會合 相互教養と熱と緊張と快活。

4. 規(準則)

- 第一條 本團ハ青年ノ熱烈ナル意氣ヲ以テ精神的融和實現ニ參加シ眞人生ヲ創造スルヲ目的トス
- 第二條 本團ハ中堅青年融和講習會又ハ縣下各地ニ於ケル縣同和會主催ノ講習會受了者並ニ團員ノ信任ニヨリ宣誓入團セルモノヲ以テ組織シ團員五名以上アル地ニ於テハ團ヲ置ク
- 第三條 第二條中ノ團員ノ紹介者ヲ以テ入團ニ入團セムトスル者ハ宣誓書ヲ認メ紹介者タル團員連名ノ上常務委員ニ提出スヘシ
- 第四條 郡市ヲ單位ニ支部ノ聯盟ヲ設ケ聯盟委員若干名ヲ置キ聯盟委員ヨリ一名ノ常務委員ヲ互選シ以テ郡市ニ於ケル本團ノ事業並ニ事務ヲ處理ス
- 第五條 本團ニ於テハ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、各團ニ於テハ毎月一回以上團員會同シ意見發表國民性操等ヲ爲ス
 - 二、本會ト協同シテ融和ニ關スル講習會ヲ開催ス
 - 三、講演、講話懇談會ヲ開催ス
 - 四、眞生同朋日ヲ制定シ全縣下一齊融和ノ徹底ニ努ム
 - 五、相互ニ研究就職其ノ他ノ扶助ヲ爲ス
- 第六條 ソノ他縣同和會規約ニ準ス

5. 眞生同朋運動實施案

「研究」 團員ハ不斷ノ研究ニヨツテ運動上ノ信念ト實際的理論ノ獲得ヲ期セホベナラヌ

研究方法

- 一、パンフレット、リトフレットノ研究讀破
- 二、研究書ノ讀破
- 三、輪讀研究會ノ開催
- 四、相互研究會ノ開催
- 五、研究講座ノ開催
- 六、研究會ノ開催
- 七、共同労働運動
- 八、組合運動
- 九、青年團
- 十、青年會等ハ融和的精神普及運動
- 十一、一般啓蒙運動
- 十二、特別運動國民融和日等
- 十三、兒童育成運動
- 十四、共同労働運動
- 十五、組合運動
- 十六、青年團
- 十七、青年會等ハ融和的精神普及運動
- 十八、一般啓蒙運動
- 十九、特別運動國民融和日等
- 二十、兒童育成運動
- 二十一、共同労働運動
- 二十二、組合運動
- 二十三、青年團
- 二十四、青年會等ハ融和的精神普及運動
- 二十五、一般啓蒙運動
- 二十六、特別運動國民融和日等
- 二十七、兒童育成運動
- 二十八、共同労働運動
- 二十九、組合運動
- 三十、青年團
- 三十一、青年會等ハ融和的精神普及運動
- 三十二、一般啓蒙運動
- 三十三、特別運動國民融和日等
- 三十四、兒童育成運動
- 三十五、共同労働運動
- 三十六、組合運動
- 三十七、青年團
- 三十八、青年會等ハ融和的精神普及運動
- 三十九、一般啓蒙運動
- 四十、特別運動國民融和日等
- 四十一、兒童育成運動
- 四十二、共同労働運動
- 四十三、組合運動
- 四十四、青年團
- 四十五、青年會等ハ融和的精神普及運動
- 四十六、一般啓蒙運動
- 四十七、特別運動國民融和日等
- 四十八、兒童育成運動
- 四十九、共同労働運動
- 五十、組合運動

二、活動狀況

- 一、例會開催
- 二、研究會討論會開催
- 三、講習會の開催
- 四、共同作業
- 五、經濟的組合事業
- 六、啓蒙を目的とする會

合の開催 七、少女團等の指導による融和教育運動 八、特別運動(融和日其他に於ける) 九、異常時運動等

一一 德島縣

德島縣青年融和聯盟

同聯盟は昭和五年十一月三日德島市縣立光慶圖書館に於て創立總會を開催した。參會者は海部郡、美馬郡よりも來り四十餘名に達し、役員宣言綱領を發表した。同會は德島縣融和團體聯合會とは直接的の有機的關係を保持してゐる。

一、組織

1. 綱領

- 一、理想ヲ奉體シ全一的社會ノ進展ヲ期ス
- 二、人格ノ基本的價值ニ自覺シ同儕視ノ觀念打破ヲ期ス

2. 規約

- 第一條 本團體ヲ德島縣青年融和聯盟ト稱シ本部ヲニ置ク
- 第二條 本團體ハ綱領規約ニ基キ階級差別ノ撤廢ヲ期シ併テ同胞融和ノ實ヲ舉グルヲ以テ目的トス
- 第三條 本團體ハソノ目的達成ノタメ下記專門部ヲ置ク
 - 一、庶務部
 - 二、宣傳部
 - 三、研究調査部
- 各該部則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四條 本團體ハ下記事業ヲ行フ
 - 一、各專門部委員ノ調査研究ニ依リ内部同胞ノ自覺一統同胞ノ

第四章 主要なる融和運動

反省ヲ促カスニ必要ナル一切ノ行動

- 第五條 本團體ニ下記役員ヲ置ク
 - 補導 若干名(社會課長、特高課長、社會事業主事等)
 - 顧問 同
 - 相談役 警察署長市町村小學校長
 - 聯盟長 一名
 - 中央委員 若干名
 - 專門委員 若干名 役員ノ任期ハ二年トス
- 第六條 顧問及相談役ハ本團體ノ諮問ニ應ズ聯盟長ハ總務ヲ監督シ中央委員ハ最高幹部ニシテ聯盟長ヲ互選ス 專門委員ハ專門部細則ニ依リ服務ス
- 第七條 本團體ノ經費ハ加盟員ヨリ徵收スル維持費並ニ補助金寄附金ヲ以テ之レニ充ツ 維持費額ハ總會ニ於テ定ム
- 第八條 本規約ノ改廢ハ總會出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

3. 運動方針指示

- 一、同志ノ糾合運動
- 二、地方的特殊事件或ハ差別事象發生シタル場合ハ聯盟長ニ報告シ聯盟長ハ中央委員ト專門委員ヲ以テ特別委員會ヲ組織シ問題ニ當ラシム
- 三、各種團體ト聯絡協調シテ問題ノ認識ニ努メ各種會合ニハ積極的ニ宣傳スベシ殊ニ部落ナキ町村ニ對シ最モ深刻ナレ
- 四、研究調査部員ハ内部ノ經濟狀態、自覺程度、社會ニ對スル態度外部部落ヲ中心トシテ附近町村ノ狀態、部落ヲ有スレ町

- 五、差別事相ニ對シテハ指摘ヲ發スベシ 未解決ノ問題ナキヤ
- 六 加置者數 二一七名、代表者氏名 藤原長 淺野 文雄
- 事務所所在地 德島縣那賀郡今津村

- 一、活動狀況
- 講演會五回 講習會一回 △郡部會二回 △研究會八回 △擴大運動一六回 △差別事件解決一件

一二 愛媛縣

愛媛縣解放青年同盟

愛媛縣の青年有志は階級闘争の水平運動にも、同情的融和運動にもあきたらずとて昭和四年六月「解放青年聯盟」創立趣意書を發表して同志の糾合につとめ、五年一月正式に本聯盟を創立し、月刊機關誌「誕生」を發行、後「盟友」と改め、研究、講演其他の施設に依つて力強き自主的解放運動に進んでゐる。同會と愛媛縣善隣會とは直接的な有機的關係はない。

一、組織

我等は人間の絶對的價値を認識するが故に、不合理なる差別事象を絶滅しよりよき人間社會の建設と解放を期す。

2 決議

我等は特殊部落解放戦線に於ける第一線に立つ！
我等は特殊部落居民の自覺を強調し徹底的解放を期す！

我等は特殊部落居民生活權の擁護及び獲得のため差別者に對し徹底的覺醒を促す。
我等は觀念主義運動及職業運動家を排撃す。

3 規約

第一章 名稱及目的

- 第一條 本同盟ハ愛媛縣解放青年同盟ト稱シ本部ヲ松山市ニ置ク
- 第二條 本同盟ハ同盟ノ行動ニヨリ部落居民ノ完全ナル解放ト眞ノ融和ヲ圖ルヲ目的トス

第二章 組織

- 第三條 本同盟ハ同盟ノ主旨ニ賛同シ規約スル青年ヲ以テ組織ス
- 第四條 本同盟ニ加盟セムトスルモノハ宣誓書ヲ認メ本部ニ提出スヘシ
- 一、同盟員ハ維持費納入ノ月ヨリ同盟員ト認ム、維持費ハ年額一圓トシ一期又ハ二期ニ納入スヘシ
- 二、同盟員ハ同盟機關紙ノ配布ヲ受クルモノトス
- 第五條 同盟員五名以上アルトキハ本部ノ承認ヲ經テ支部ヲ設置スルコトヲ得

第三章 機關

- 第六條 同盟ノ機關ハ同盟委員會、常任委員會及本部トス
- 一、同盟委員會ハ各支部ヨリ選出セル委員ヲ以テ組織シ、同盟ニ屬スル一切ヲ處理ス
- 一、常任委員會ハ同盟委員會ノ選定セル委員ヲ以テ組織シ同盟

- 村長ノ態度及ビソノ町村ニ於ケル社會施設ノ調査研究
- 五、差別事相ニ對シテハ指摘ヲ發スベシ 未解決ノ問題ナキヤ
- 六 加置者數 二一七名、代表者氏名 藤原長 淺野 文雄
- 事務所所在地 德島縣那賀郡今津村

- 一、活動狀況
- 講演會五回 講習會一回 △郡部會二回 △研究會八回 △擴大運動一六回 △差別事件解決一件

一二 愛媛縣

愛媛縣解放青年同盟

愛媛縣の青年有志は階級闘争の水平運動にも、同情的融和運動にもあきたらずとて昭和四年六月「解放青年聯盟」創立趣意書を發表して同志の糾合につとめ、五年一月正式に本聯盟を創立し、月刊機關誌「誕生」を發行、後「盟友」と改め、研究、講演其他の施設に依つて力強き自主的解放運動に進んでゐる。同會と愛媛縣善隣會とは直接的な有機的關係はない。

一、組織

我等は人間の絶對的價値を認識するが故に、不合理なる差別事象を絶滅しよりよき人間社會の建設と解放を期す。

2 決議

我等は特殊部落解放戦線に於ける第一線に立つ！
我等は特殊部落居民の自覺を強調し徹底的解放を期す！

委員會及常任委員會ノ決議セル事項ヲ處理ス

- 三、本部ハ、指導部、連絡部、會計部ニ分チ各部長所定ノ事務ヲ行フ部員ハ常任委員會之ヲ定ム

第七條 同盟委員、常任委員選出方法及其ノ任期左ノ如シ

- 一、同盟委員ハ各支部ヨリ選出シ同盟員五名ニツキ一名トス
- 二、常任委員ハ同盟委員會決議ス
- 各委員ノ任期ハ一ケ年トス

- 三、支部長ハ本部直屬委員トス
- 第八條 本同盟ニ顧問及相談役並ニ講師ヲ置ク
- 囑託ハ常任委員會ノ決議ヲ經ルモノトス

第五章 會計

第九條 本同盟ノ經費ハ、同盟維持費、事業費寄附金ヲ以テス

第六章 附則

第十條 本同盟委員ニシテ同盟ノ行動ニ反シ又ハ不都合ノ行為アリタルモノハ常任委員會ノ決議ニヨリ除名ス

第十一條 本同盟ノ規約ハ同盟委員會三分ノ二以上ノ同意アラザレハ變更スルコトヲ得ス

4 運動スローガン

- 一、差別意識の克服、行為の糾弾、事象の撤廃
 - 一、封建的イデオロギーの暴露
 - 一、人類愛社會正義の強調
 - 一、内部自覺意識の強調
 - 一、生活權の擁護及獲得
 - 二、融和事業施設の徹底
- △社會形勢に於ける自己の地位を確認し従つて集團運動の意義を把持せよ！

第四章 主要なる融和運動

△バチルスの職業運動者の撲滅と、運動途上の障害と闘へ！

- 5 代表者 書記長 柴田美好 6 事務所 今在地松山市泉町二番地

二、活動狀況

- 機關誌「盟友」發行 △研究會 △座談會 △講演會等

一三 高知縣

高知縣にては昭和六年度に於て融和事業指導者講習會を二回開催したが、其の際講習員を以て夫々青年聯盟の結成を決議し左の二つの青年團體を組織するに至つた。公道會とは間接的關係にあつて、その運動を援助する程度である。

土佐青年融和聯盟

一、組織

1 規約

- 一、純眞ナル青年ノ協力ニヨリ因襲的差別觀念ノ排除ヲ期ス
- 一、相互ニ人格ヲ尊重シ心身ヲ修練シ自主創造ノ人タルヲ期ス
- 一、社會正義ヲ熱愛シ同胞相愛ニ生キ共榮ノ道ヲ進マン事ヲ期ス

2 規約

- 第一條 青年ノ熾烈ナル意氣ヲ以テ融和ノ完成ヲ期スルタメ土佐青年融和聯盟ヲ結成ス
- 第二條 本聯盟ハ融和事業青年講習會員及其ノ紹介ニ依リ誓約スルモノヲ以テ組織ス
- 第三條 前條ノ盟友ノ紹介ニ依リ本聯盟ニ加盟セントスル者ハ宣誓書ヲ認メ紹介者ト連名ノ上幹事長ニ提出スベシ

第三編 融和運動

第四條 盟友ノ聯絡ヲ圖ル爲メ郡市幹事一名乃至三名町村聯絡委員若干名ヲ置ク

幹事ノ互選ニ依リ正副幹事各一名ヲ置ク

第五條 前條ニ掲グル役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨グズ

第六條 本聯盟ニ顧問及名譽幹事ヲ置クコトヲ得

顧問及名譽幹事ハ幹事會ノ決議ヲ經テ之ヲ囑託ス

第七條 本聯盟ハ左ノ運動ヲ遂行ス

一、盟友ハ一地方三名以上ノ同志ヲ作り目的ノ達成ニ努ムルコト

二、各種ノ機會ニ於テ融和ノ徹底ニ努ムルコト

三、其他必要ナル事項

第八條 毎年一回定期總會ヲ開ク

第九條 經費ハ融和補助金寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 本聯盟ノ事務所ハ當分ノ中高知縣公道會内ニ置ク

第十一條 本規約ハ總會ニ於テ出席者過半數ノ同意ニ依リ改訂スル事ヲ得

昭和六年十一月

3 加盟者數 二〇〇名 4 代表者 岩村捷 5 事務所 所在地 高知縣廳公道會内

一、活動狀況

幡多郡を除く一市六郡に亘り、委員を町村に置き漸進的に進みつつあり。

自由青年融和聯盟

一、組織

一、吾等ハ忠誠ノ國民タラシコトヲ念願シ聖旨ノ貫徹ヲ期ス

二、吾等ハ不羈自在ナル立場ニ於テ同胞融和ノ完成ヲ期ス

三、吾等ハ純真ノ青年ナリ強キ團結力ニ依リ明ルキ社會ノ建設ヲ期ス

2 規約

第一條 青年ノ熾烈ナル意氣ヲ以テ融和ノ完成ヲ期スルヲ自由青年融和聯盟ヲ結成ス

第二條 本聯盟ハ聯盟ノ趣旨ニ賛同シ盟約スル者ヲ以テ組織ス

第三條 本聯盟ニ加盟セムトスル者ハ宣誓書ヲ認メ執行委員長ニ提出スベシ

第四條 盟友ノ聯絡ヲ圖ル爲メ各町村ニ執行委員一名並ニ聯盟委員若干名ヲ置ク

1、聯盟委員ハ各町村盟友間ニ於テ選舉シ更ニ互選ニ依リ執行委員ヲ選出ス

2、執行委員ノ互選ニ依リ執行委員長一名ヲ置ク

第五條 前條ニ掲グル役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨グズ

第六條 本聯盟ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得執行委員會ノ決議ヲ經テ之ヲ囑託ス

第七條 本聯盟ハ左ノ運動ヲ遂行ス

一、盟友ハ一地方ニ三名以上ノ同志ヲ作り目的ノ達成ニ努ムルコト

二、各種ノ機會ニ於テ融和ノ徹底ニ努ムルコト

三、其他必要ナル事項

第八條 毎年一回定期總會ヲ開ク

第九條 經費ハ融和補助金寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 本聯盟ノ事務所ハ當分ノ中幡多支廳内ニ置ク

第十一條 本規約ハ總會ニ於テ出席者過半數ノ同意ニ依リ改訂スル事ヲ得

二、各種ノ機會ニ於テ融和ノ徹底ニ努ムルコト

三、其他必要ナル事項

第八條 毎年一回定期總會ヲ開ク

第九條 經費ハ融和補助金寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 本聯盟ノ事務所ハ當分ノ中幡多支廳内ニ置ク

第十一條 本規約ハ總會ニ於テ出席者過半數ノ同意ニ依リ改訂スル事ヲ得

3 加盟者 三〇〇名 4 代表者氏名 眞部壽太郎 5 事務所 所在地 高知縣幡多支廳

一、活動狀況

幡多郡を主とし、各町村に委員を置き漸進的に進みつつあり。

一四 熊本縣

熊本縣昭和青年聯盟

昭和六年七月中旬同會主催第二回社會問題講習會に於て、講習第三日に至り、講習員中青年の手による融和運動は相互聯絡の機關を必要とするを以て青年融和聯盟を設立すべき議起り、全講習員七十六名の賛同する所となり、茲に左記内容を整備して熊本縣昭和青年聯盟を創立するに至つた。

一、組織

1 綱 領

我等ハ至上ノ人間性ニ立脚シテ不合理ナル因襲ヲ絶滅シヨリヨキ社會ノ建設ヲ期ス

第四章 主要なる融和運動

2 宣 言

我等ノ聯盟ノ運動ハ建國ノ大義ト人類正義ノ大道ニ則リ祖國ヲ宣揚シ、時代ヲ匡救シ、社會ヲ淨化シ、自己ヲ練磨シ人々ヲ覺醒スルノ國民的聖業ニ奉仕ス

3 規 約

一、本聯盟は熊本縣昭和青年聯盟と稱し事務所を熊本縣社會課内に置く

二、本聯盟は青年の熾烈なる意氣を以て精神的融和の實現を期し眞人生を創造するを以て目的とす

三、本聯盟は左の事業を行ふ

(一)春秋二回總會を行ふ

(二)縣昭和會と協同して諸般の會合を開催し其他必要事項を共同遂行す

四、本聯盟は融和事業に關する講習會受了者並に聯盟員の信任に依り宣誓加盟せる者を以て組織し郡市に聯盟支部を置く

五、支部に聯絡委員若干名を置き互選に依り中一名を常務委員とし郡市に於ける本聯盟の事業並に事務を處理す。常務委員中より委員長一名を互選し以て本聯盟を代表し事務を統括す

六、支部に關する規約は別に之を定む

昭和六年七月十六日

4 加盟者數 五七六名 5 代表者 今野富造 6 事務所 所在地 熊本縣社會課内

一、活動狀況

昭和六年以來の同會開催講習會終了者を以て組織し各都市に常務委員を置く
支部の組織を有せざれ共三〇名以上の町村に在りては其他の青年團長之を統轄し、同會との文書宣傳、講習會、講演會等の開催等に當り之が折衝に當る、宇土郡は郡單位の組織成り三角町小學校長（青年團長）之を執行するも、事務所を有せず。

青年聯盟全般を通したる事業を同時に爲せしこと無きも本年融和日に際しては各地方に於て、路傍宣傳、文書宣傳等を爲せしことあり。
其後も夫々地方の實情に即し、運動を繼續しつつあり、毎月開催しつゝある一夜講習會の如きも、之等聯盟員の申出に依るものなり（今秋、聯盟總會開催の豫定）

第五節 婦人融和運動

一、婦人融和團體一覽

府縣	團體名	所在地	創立年月日	代表者氏名	組織	加盟者數	活動狀況
東京	全國婦人融和聯盟	中央融和事業協會内	昭和六年十二月十四日		會 員	三〇	婦人團體設置促進、文書宣傳、他團體會合宣傳
京都	本派本願寺一如會婦人部	本派本願寺内	同 七年 二月二十七日	（未定）	一部 門	三〇〇	文書宣傳
大阪	大阪府公道會婦人部	大阪府廳内	同 六年 十二月十四日	知事夫人	府下婦人團體委員	三〇〇	婦人懇談會、講演會、婦人中堅者養成講習會
埼玉	埼玉縣婦人融和同盟	埼玉縣廳社會事業協會内	同 七年 七月	（未定）	（準備中）	四〇	組織充實擴大
三重	わかばの朋團	三重縣廳社會事業協會内	同 五年 五月	野島善之助	會 員	二〇〇	組織擴大、兒童愛護運動、家庭淨化
長野	信濃同仁會婦人部	上田市役所内	同 五年 十月	宮下友雄	一部 門	一〇〇	婦人對照の講演會開催
山口	山口縣一心會青年聯盟女子部	山口縣廳内	同 六年 八月	足立文男	會 員	二五	主婦會、男子青年聯盟と提携し特に婦人の理解促進に努む

府縣融和團體又は其會との關係

中央融和事業協會講習終了者

一如會一部門

公道會一部門

同會主催婦人講習會終了者

別働隊として活動、同會より指導助成す

同會一部門

別働隊として一心會青年聯盟内にある

和歌山 光の朋團 和歌山縣廳同和會内 同 二年

徳島 徳島縣婦人融和聯盟 徳島縣富岡町久保方 同 六年 八月 久保 づる 同

高知 高知縣婦人融和聯盟 高知市種崎町東元方 同 六年 十一月五日 東元 安子 同

備考 右の外京都府親和會に於て同會婦人部設立を決議し準備中なり。

一、二見 婦人融和精神の促進のための會合文書宣傳等

二〇 組織の充實

二〇 例會文書宣傳、講演

同和會附屬團體

別團體、縣團體指導獎勵

結成以來指導獎勵及事業實施に當り助成を受く

二、全國的婦人融和運動

一、全國婦人融和聯盟

昭和六年六月一日より十日間京都市黒谷町に於て開催せる第一回婦人融和事業指導者講習會は、各府縣に於ける婦人融和事業家其他本問題に熱心なる婦人を網羅した最初の組織ある講習會であつたが、會期中研究、懇談會等に於て眞鍮に本問題を討議された結果婦人融和運動の全國的組織を提議し、遂に同講習生を以て「全國婦人融和聯盟」を結成することとなり、左記の通り内容を備へた。

一、組織

1 規約

第一條 中央融和事業協會主催婦人融和事業指導者講習會終了者を以て婦人融和聯盟を組織し事務所を中央融和事業協會内に置く

第二條 本聯盟に互選による連絡委員若干名を置く

第四章 主要なる融和運動

第三條 同胞融和の完成を期するため左の事業を行ふ

一、聯盟員相互の聯絡提携

二、同志の糾合及結成

第四條 本聯盟員は毎年三月二十五日までに會費年額金五十錢を納付するものとす

第五條 經理に關する一切の事務は連絡委員に一任し毎年一回之が報告を受く

第六條 其他重要な事項は委員會に於て決定す

尚講習會終了後、連絡委員を各府縣に一名宛置き、常任委員會計監督を置くこととなつた。

2 聯絡委員

（東京府）鈴木珠 （京都府）眞田俊子 （大阪府）木津清子 （兵庫縣）松本松枝 （群馬縣）島山よしの （奈良縣）上西雪子 （三重縣）大澤久子 （愛知縣）山田シヅエ （滋賀縣）浦池すま子 （岐阜縣）中村とも （富山縣）伊藤篤子 （鳥取縣）島田喜代子 （島根縣）加茂淑 （岡山縣）那須政子 （廣島縣）河元キクノ （徳島縣）久保つ

る（愛媛縣）宮内シヅコ（高知縣）東元安子（福岡縣）原チサノ（熊本縣）緒方トキヲ 常任委員、東京府鈴木珠、會計監督 中央融和事業協會常務理事 赤堀郁太郎

二、活動狀況

(1) 昭和六年度施行事業

一、各府縣融和團體に婦人融和機關設置方要望
昭和六年十一月十一日左の如き勸誘狀を全國の府縣單位の融和團體に送つて、婦人融和團體の設立を要望した。

拜啓 貴會益々御隆盛の段賀し上げます。陣者去る六月京都にて開かれました中央融和事業協會主催の第一回婦人融和事業指導者講習會を受講致しました私共は全國の女性を中心として融和の完成を期し度考へまして「全國婦人融和聯盟」を組織致しました然し乍私共の運動は生れたばかりで至極微弱であります。此の私共の運動を振興するには各地の融和團體に婦人部を設けて頂いて相互連絡して運動して頂かなければ到底所期の目的を貫徹する事は出来ないと思ひます。

御承知の如く今日迄に婦人融和團體の組織されて居りますのは和歌山縣（尤の朋團）三重縣（若葉の朋團）山口縣（一心會青年聯盟婦人部）徳島縣（婦人融和聯盟）の四縣に過ぎません。就ては貴會に置かせられても婦人部を御新設下さいまして全婦人が融和運動に参加する機會を作つて頂き度切望に堪えないのであります。何卒私共の念願が成就致します様御盡力の程願ひ上げます。

3 同年十二月十四日木津清子氏の主唱に依り大阪府公道會に婦人部設置さる。
4 七年二月二十七日眞田俊子氏の主唱に依り一如會婦人部設置さる。
(2) 七年度事業決定
一、聯盟員の連絡並に全國融和運動情勢を知る爲め今後隔月「融和時報」に「全國婦人融和聯盟版」を發行すること。
二、来る十月大阪に開かるゝ第十三回全關西婦人聯合大會に参加して宣傳すること

三、各地方に於ける婦人融和運動

一、近畿 地力

近畿婦人融和聯盟

全國婦人融和聯盟の近畿地方に活動を續けてゐる近畿婦人融和聯盟では左記の運動をなした。

一、委員會

- 六年十二月十三日西本願寺に於て各府縣代表者が會合して左の如き決議をした。
一、各府縣に婦人の融和團體を組織すること
二、一月末に開かれる近畿融和聯盟の會合に對して婦人融和聯盟として猛運動すること
三、各地の婦人講習會には機會あるたびに進出して婦人闘士を伴ふこと

第四章 主要なる融和運動

尙御參考の爲全國婦人融和聯盟の規約等封入申し上げます

昭和六年十月一日

財團 中央融和事業協會内
法人 全國婦人融和聯盟

府縣融和團體宛

二、リーフレット發行

六年十一月三日明治節當日リーフレット「全國の姉妹に訴ふ」と題する十頁のもの二千部を發行した

三、全關西婦人聯合大會に於ける活動

六年十一月四日大阪の朝日會館で開かれた第十二回全關西婦人聯合大會には、全國婦人融和聯盟より久保、木津、那須、蒲池、眞田、山田の五同人が出席して同聯盟發行のリーフレット「全國の姉妹に訴ふ」五百部を配布すると共に久保氏が一同を代表して總會及部會に於て、融和問題の重大性と女性の責務に就いて大に宣傳した。

四、「母の講座」に於ける活動

六年十月十三日から十一月十七日まで文部省と高師共同主催の「母の講座」に開かれたが十七日の閉會式に於て、同聯盟の鈴木、久保の兩氏は、式後發言の機を得て融和問題を宣傳し、リーフレット「全國の姉妹に訴ふ」を全員に配布した。

五、聯盟員の個別的活動

- 1 昭和六年八月末久保氏主唱となりて徳島縣婦人融和聯盟を結成す。
- 2 同年十一月五日東元安子氏高知縣婦人聯盟を結成す。

四、年賀狀にこの事業の意味を書いたものを出すこと

といふことになり、更に十四日大阪府知事官邸に於る婦人會懇談會に出席してこの問題を力説するといふことになつた。

二、近畿融和聯盟委員會に於ける活動

七年一月二十八日奈良に開かるゝ近畿融和聯盟の委員會に對して大阪の木津、西本願寺の眞田、東本願寺の蒲池三女史は、各融和團體に婦人部を設置されたしとの提案をなしたが、之は婦人一般に融和問題に對する理解を普及する爲め其の必要ありといふので會合にも出席の上、趣旨の徹底につとめることとなつた。

尙婦人公論所載の柳原輝子氏對大宅芳郎氏の論戰の題目となつた輝子氏の差別事件が同委員會の問題となつたが、差別事件を惹起した婦人公論社をも糾弾すべしといふ事になり、當日聯人の會合に出席せる婦人融和聯盟の三女史に向つて氏の糾弾は婦聯に於て行はるゝ様希望された。

二 京 都 府

一如會婦人部

一如會婦人講習會受講者を以て本派本願寺一如會内に婦人部を組織し、婦人融和運動に邁進することとなつた。會員數二〇〇名全國各地にあり、代表者役員等未定、規定等は一如會々則に準ず。

活動狀況

同部では昭和七年度の國民融和日に際し左の如き檄を本派全國婦人會に對して出した。

國民融和日に際して

三月十四日!

人間としての存在を無視される程痛ましいことはなく、人間が人間を冒瀆すること程恐ろしい罪過はありますまい。長くも明治大帝は明治元年の今日今日五ヶ條の御誓文を發布し給ひ『舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ』と國民生活の大本をお示し下されたのであります。爾來六十有餘年の今日尙ほ同じ血沙の民草であり陛下の赤子でありながら百五十萬の私達の兄弟が不合理な封建時代の因襲により日に夜に云ひ得ぬ差別苦を受けつゝあることは昭和聖代の痛恨事と云はなければなりません。

兼に山科別院に於て開催の融和事業婦人幹部講習會々員の私達一同は今更ながらこの融和問題の深刻なることと重大なることとに驚き進んでこれが解決は御法に生きる女性にとつてこそもつとも相應しき大きな使命を持つものであるといたく感じまして雄々しく立つべく一如會婦人部を結成いたしました。

佛陀久遠の聖愛にふれ祖師聖人の御教へに流を汲む同朋にとりいとも明らかなこの重大な意味ある問題解決の爲めに貴會員諸姉の心からなる御聲援と御活動とを希念して止みません。敢て國民融和日に際してお願ひする次第であります。正しき理解全き融和

心から融けて和らげ御代の民

本願寺一如會婦人部

三大阪府

大阪府公道會婦人部

昭和六年十一月公道會内に婦人部を設置し、愛國婦人會大阪府支部、大阪府聯合女教員會、大阪府聯合婦人會其他同會各支部内より十名以内の委員を選抜して、事業を行つてゐる。

一、組織

1 婦人部規程

第一條 本婦人部ハ本府内ニ於ケル婦人ヲ以テ組織シ事務所ヲ大阪府公道會内ニ置ク

第二條 本婦人部ハ大阪府公道會ノ趣旨ニ基キ同胞融和ノ徹底ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本婦人部ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
一、大阪府公道會ノ事業計畫ニ基キ之カ實行ヲナスコト

二、會員相互ノ聯絡提携ヲ圖ルコト

第四條 本婦人部ニ左ノ役員ヲ置ク
委員長 一名
副委員長 若干名
委員 若干名 (内常任委員若干名)

委員長、副委員長ハ委員ノ互選ニ依リ委員ハ會員ノ選舉ニ依リ定ム

常任委員ハ委員長ノ指名トス

役員ノ任期ハ二ヶ年トス但シ重任ヲ妨ケス補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第五條 委員ハ委員會ヲ組織シ本婦人部ニ關スル一切ノ事項ヲ協議ス

第六條 本婦人部ノ經費ハ大阪府公道會ノ支出金並寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

2 加盟者數 三〇〇名、 3 代表者 知事夫人

一、活動狀況

イ、委員を中心として各町村支部内に婦人懇談會講演會等を開催し婦人に積極的運動を起しつゝあり、尙各地に於て婦人講習會を開催し、科目は融和問題並に料理、洗濯の講習を主として融和の促進に努めつゝあり。

ロ、婦人中堅者養成講習會 融和運動に盡力すべき中堅婦人を養成する目的を以て府下各地より百名内外の婦人を集め二日乃至三日間融和事業に關する講習會を開催し中堅者の養成に努む。

四 埼玉縣

埼玉縣婦人融和同盟

昭和七年三月十八日より二十一日迄四日間、大里郡三尻村

第四章 主要なる融和運動

觀音山青年會館に於て婦人修養講習會を開催し、之に參會せる女子青年四十三名中心となり、家庭に於ける婦人の立場より融和運動を家庭に呼び掛け、大いに斯道の發展に資せんとするにあり。(規約其他未決定)

五 三重縣

わかばの團圓

三重縣に於ては昭和五年十月、縣下の若き婦人融和運動の機關としてわかばの團圓を結成し、六年度に於て津市、阿山郡城南村或は北牟婁郡赤羽村に其の組織を擴大し、婦人特に女子青年を中心としての家庭の淨化、又兒童愛護線への進出等のスローガンを掲げて、地方單位の實動を續けつゝある。

一、組織

1 わかばの團圓規約

第一條 わかばの朋ノ集ヒハ女性トシテノ純愛ヲ中心ト致シマシテ精神的融和實現ニ努力シテニキマスコトヲ目的トシマス

第二條 わかばノ朋ノ集ヒハ縣下各地ヲ開催サレマスコトヲ本會主催ノ講習受下者ヲ以テ組織シ會員五名以上アル地ニハ支部ヲ置キマス

第三條 支部ニハ一名以上ノ奉仕ノ人(役員)ヲオイトオシゴトヲ處理シマス、都合ニヨレバ補佐ノ人(男女ニカ、ワラズ)ヲ